

14. 4-1004



1200501209656

14.4

04

X

複写



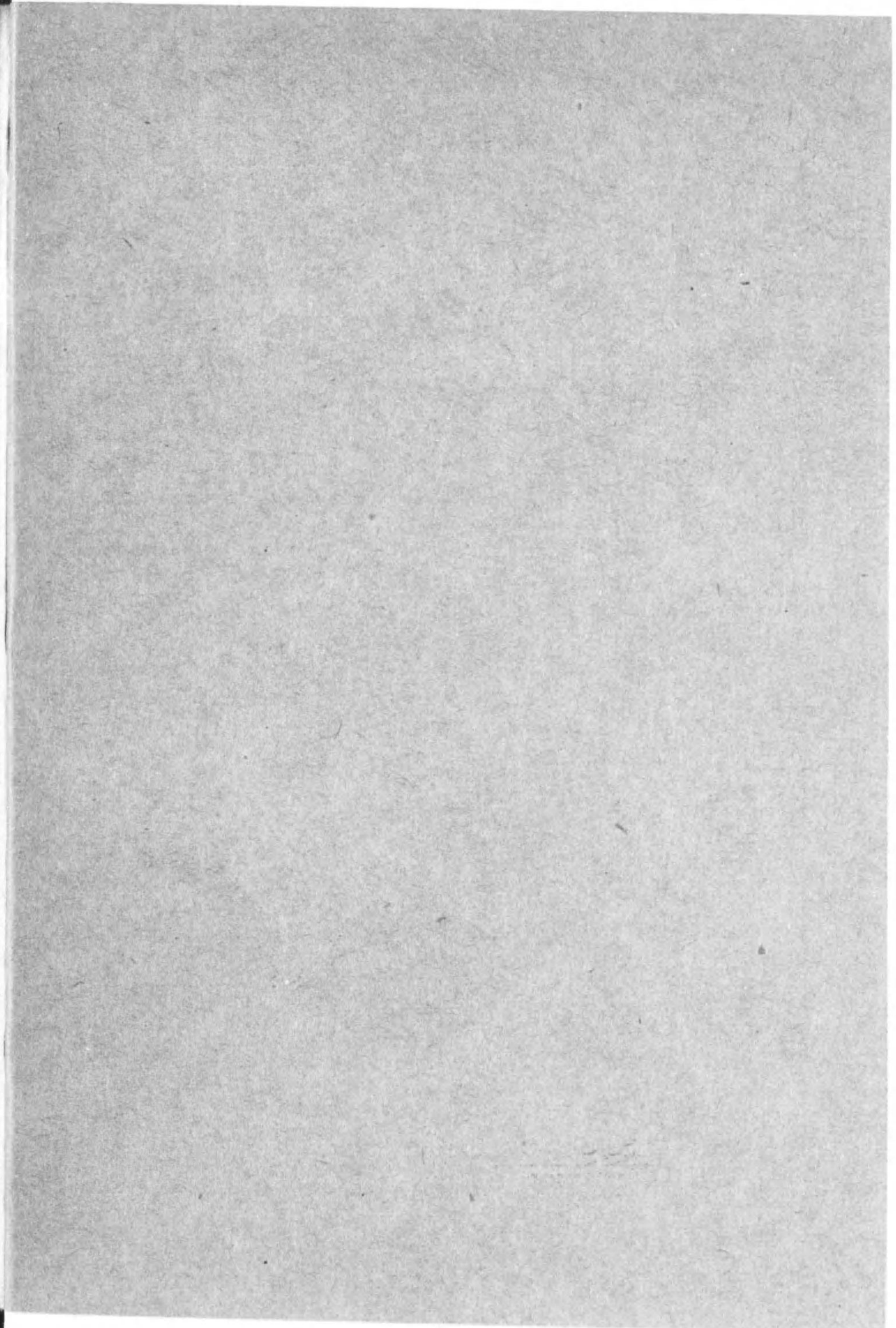
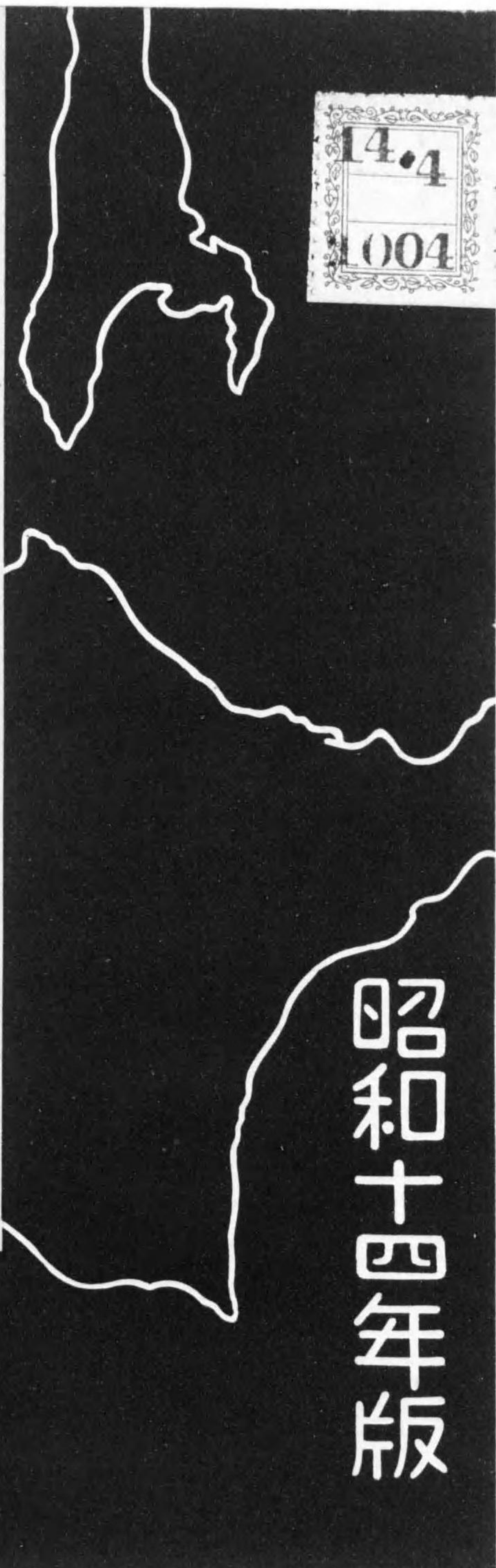
始



北海道樺太年鑑

14.4
004

昭和十四年版



◎ 資本參億萬圓 ◎



工場所在地

王子工場 東京市王子區王子町
 十條工場 東京市王子區十條町
 龜戶工場 東京市東區龜戶町
 千住工場 東京市荒川區南千住町
 江戸川工場 東京市江戶區東篠崎町
 富士第一工場 靜岡縣富士郡富土根村
 富士第二工場 靜岡縣富士郡富土町
 富士第三工場 靜岡縣富士郡芝富村
 芝川工場 靜岡縣富士郡芝富村
 岩淵工場 靜岡縣庵原郡富士川町
 名古屋工場 名古屋市南區船見町
 岐阜工場 岐阜縣惠那郡中津町
 伏木工場 富山縣射水郡伏木町
 京都工場 京都市右區梅津大繩場町
 都島工場 京都市北區善源寺町
 淀川工場 大阪市東淀川區長柄濱通
 神崎工場 兵庫縣川邊郡小田村
 熊野工場 和歌山縣新宮市新宮

本社 東京市王子區王子町

王子製紙株式會社

營業所 東京市麴町區有樂町一丁目十番地

三信ビルディング内

工場所在地

小倉工場 福岡縣小倉市篠崎
 八代工場 熊本縣八代郡太田鄉村
 坂本工場 熊本縣八代郡上松求麻村
 苫小牧工場 北海道勇拂郡苫小牧町
 江別工場 北海道札幌郡江別町
 釧路工場 北海道釧路郡鳥取町
 大泊工場 樺太大泊郡大泊町
 豐原工場 樺太豐原郡豐原町
 落合工場 樺太榮濱郡落合町
 知取工場 樺太元泊郡知取町
 眞岡工場 樺太眞岡郡眞岡町
 野田工場 樺太野田郡野田町
 泊居工場 樺太泊居郡泊居町
 惠須取工場 樺太名好郡惠須取町
 朝鮮工場 朝鮮新義州府麻田洞

創立 大正十五年十月

資本金 參千百拾貳萬五千圓



北水電力氣株式會社

札幌市大通東二丁目二番地

營業所

札幌營業部 札幌市大通東二丁目二番地
 小樽支店 小樽市富岡町二丁目二十一番地
 余市出張所 余市町大川町二百四番地
 俱知安出張所 俱知安町南線西五十七番地
 壽都出張所 壽都町大磯町十七番地
 岩内出張所 岩内町鷹台町二百番地
 古平出張所 古平町浜町八十八番地



昭和十四年刊

北道樺太年鑑



川樽新聞社編

最大の社礎

古の歴史
の保険
軍人の
保 險

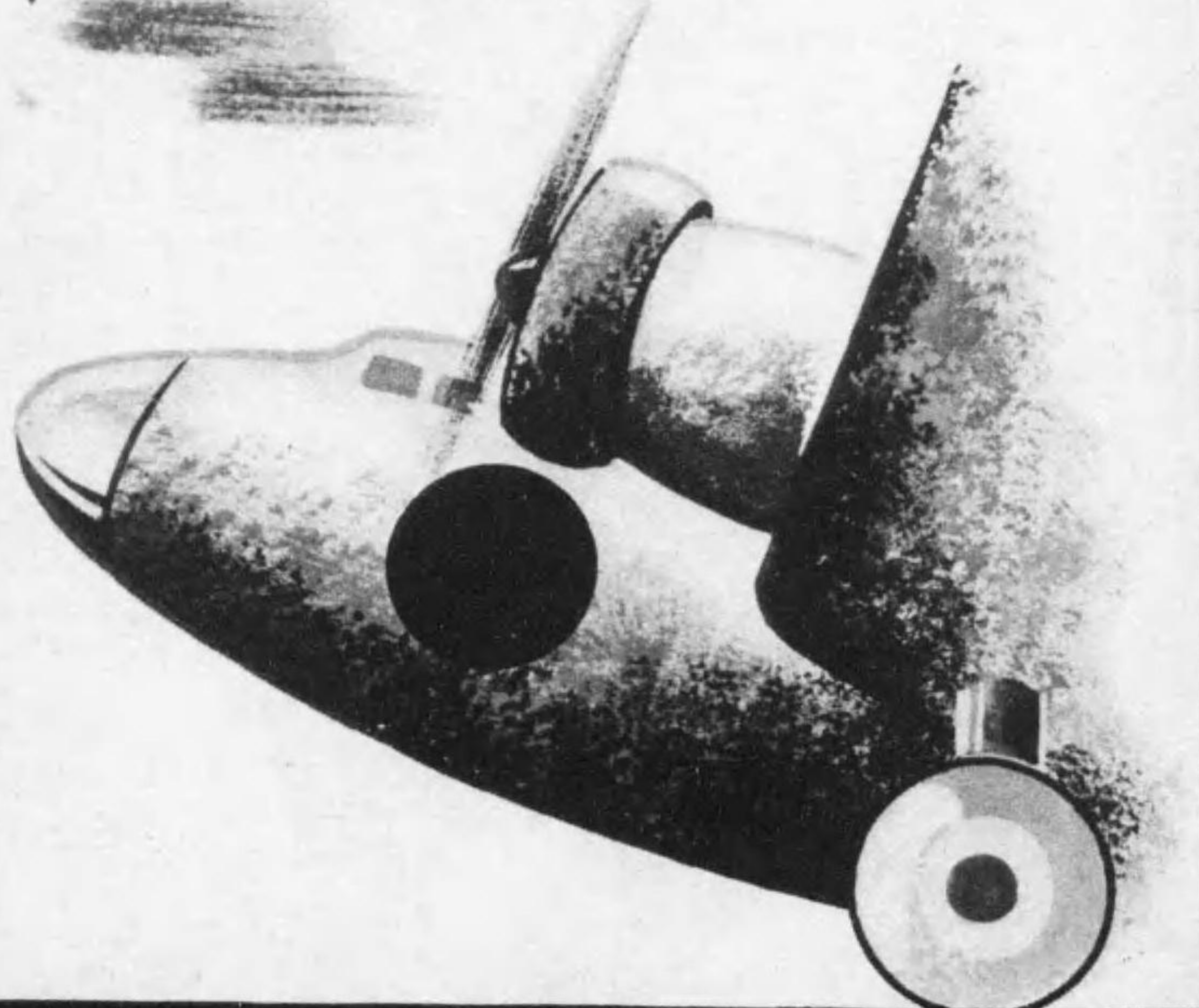
コドモ 徴兵 保険

教育結婚 保険

戦友共済 保険

護國養老 保険

進躍



東京・銀座

第一徵兵

収容力は十分……………二〇〇
 全道と七市の動態……………二〇〇
 密度の稀少な村落……………二〇〇
 市町村別世帯と人口……………二〇〇
 生命指数と人口増加率……………二〇二
 各縣代表と懇談……………二〇二
 入地は百戸だけ……………二〇二

行政 三九—四六
 自治制發布五十年記念……………二〇二
 村治と功績者……………二〇三
 五人組から町村會まで……………二〇三
 區・市・町・村……………二〇四
 行政機關……………二〇四
 自治機關……………二〇五
 行政區劃……………二〇五
 一級町村へ……………二〇七
 鶴居村の誕生……………二〇七
 風連村と多寄……………二〇七
 藻岩が圓山町に……………二〇七
 市町村會議員選舉……………二〇七
 室蘭市長に土居氏……………二〇七
 小樽市長に河原氏……………二〇七
 函館市長に齋藤氏……………二〇七
 小樽市會正副議長……………二〇七
 地方問題……………二〇七
 町村吏員恩給組合……………二〇七
 支廳新設を要請……………二〇七
 支廳處務規程の改正……………二〇七

財政 一〇一—一〇六
 難解な字名を改稱……………一〇一
 虹田が村から町へ……………一〇一
 花咲船入洞の起工……………一〇一
 道民奉公歌……………一〇一

地方財政補給……………一〇一
 十三年度の補給額……………一〇一
 特殊な財政……………一〇一
 累年營業收益稅……………一〇一
 諸稅負擔額……………一〇一
 國庫歲出入……………一〇一
 個人の營業收益稅……………一〇一
 地方費豫算……………一〇一
 特別會計豫算……………一〇一
 六ヶ年度資本利子……………一〇一
 市町村累年豫算……………一〇一
 十三年度豫算……………一〇一
 市部稅收入……………一〇一
 郡部稅收入……………一〇一
 役所費の膨脹……………一〇一
 鑛業稅の増收ぶり……………一〇一
 主なる歳出(十三年度)……………一〇一
 市稅の收入歩合……………一〇一
 預金部の貸付……………一〇一
 地方債と利率……………一〇一
 市町村債一億圓也……………一〇一
 第一種所得稅額……………一〇一
 第二種所得稅増……………一〇一

第三種所得の稅額……………一〇一
 國稅收入が増加……………一〇一
 國有林の收入高……………一〇一
 簡易保險積立金放資……………一〇一
 基本財産減る……………一〇一
 市町村稅納入成績……………一〇一
 五ヶ年稅收入消長……………一〇一
 段別割の標準……………一〇一
 最近六年間の相續稅……………一〇一
 稅務署所在地……………一〇一
 酒の査定高と稅金……………一〇一
 戶數割十五圓八十二錢……………一〇一
 砂糖斤數と消費稅……………一〇一
 臨時特別稅段別割……………一〇一
 取引所約定と稅額……………一〇一
 地方費の獨立……………一〇一
 市町村の財政……………一〇一
 貸付及償還金額……………一〇一

政治 一六一—一六七
 六市一齊に改選……………一六一
 七十三議會建議案……………一六一
 貴族院議員……………一六一
 衆議院定數と有權者……………一六一
 道會議員……………一六一
 道會議員黨派別……………一六一
 道會定數と有權者……………一六一
 道會議員帶廣補選……………一六一

軍事 一六九—一七三
 選舉投票區數……………一六九
 町村會と有權者……………一六九
 運動費の制限……………一六九
 社大黨の陳情……………一六九
 立憲協同黨の結成……………一六九
 政友會支部の對策……………一六九
 民政北海道支部……………一六九
 生産黨大會……………一六九
 政友會支部の聲明……………一六九
 林代議士の急逝……………一六九
 市會議員選舉制限……………一六九
 市制改正後の選舉……………一六九

北鎮勇士讚歌……………一六九
 戰線望郷の歌……………一六九
 譽れは薫る……………一六九
 第一次論功行賞……………一六九
 第二次論功行賞……………一六九
 第三次論功行賞……………一六九
 歴代の師團長……………一六九
 軍旗祭……………一六九
 聲なき凱旋……………一六九
 合同慰靈祭……………一六九
 北海道招魂社へ合祀……………一六九
 北海道招魂社祭神……………一六九
 十三年六月の新合祀……………一六九
 祀る英靈十柱……………一六九
 武勳記念を遺す……………一六九

服務者の多い家表彰……………一七四
 優良壯丁の表彰……………一七四
 郷軍の活動……………一七四
 軍犬活用時代……………一七四
 軍事功勞者を表彰……………一七四
 屯田兵事歴を記録……………一七四
 屯田兵員家族教令……………一七四
 屯田兵例則……………一七四
 軍犬馬献納者……………一七四
 忠犬……………一七四
 札幌地方海軍人事部……………一七四
 被服本廠の派出所……………一七四
 鎮守府の囑託員……………一七四
 聖戰の意義總動員態勢……………一七四
 横須賀の北海道館……………一七四
 戦及勇士寫眞帳……………一七四
 兵器工場設置陳情……………一七四
 軍人志願者と成績……………一七四
 張鼓峰事件……………一七四

銃後の護り 一八五—二〇六
 愛國行進曲……………一八五
 賀陽宮妃お成り……………一八五
 白衣の勇士御慰問……………一八五
 軍事功勞者へ賜調……………一八五
 新盆と慰靈……………一八五
 殉國章……………一八五
 物資の消費節約……………一八五
 施設を強化す……………一八五

赤十字社支部……………一八五
 遺児へ獎學金……………一八五
 少年少女の慰問作品……………一八五
 適齡馬の調教……………一八五
 貯蓄運動奏效……………一八五
 産業組合の貯金運動……………一八五
 農山漁村の勤勞奉仕……………一八五
 愛國婦人會支部……………一八五
 暴利取締令……………一八五
 轉地保養所……………一八五
 傷痍軍人職業再教育……………一八五
 貯蓄組合を結成す……………一八五
 農耕の指導獎勵……………一八五
 玉蜀黍の飼料化……………一八五
 國防婦人會……………一八五
 グライダーの獎勵……………一八五
 輜軍慰恤……………一八五
 經濟強調週間……………一八五
 白衣の天使……………一八五
 國旗と星章の取締……………一八五
 記念碑建設に注意……………一八五
 傷痍軍人居宅醫療……………一八五
 小作爭議減る……………一八五
 畜力利用共同施設……………一八五
 經濟調整委員會……………一八五
 飼料報國……………一八五
 廢品回収で懇談……………一八五
 イラクサの採集……………一八五

教育 二〇九—二三三
 改良農具設置に助成……………二〇九
 雜誌「銃後の護り」……………二〇九
 道廳經由軍事献納金……………二〇九
 圖書雜誌輸入制限……………二〇九
 油の販賣を取締る……………二〇九

休暇訓練の實施……………二〇九
 文教の施設……………二〇九
 地方別小學校……………二〇九
 小學校の學級數……………二〇九
 小學校教員在職年數……………二〇九
 産業と教育……………二〇九
 小學校の教員數……………二〇九
 學校看護婦調……………二〇九
 教育費の膨脹……………二〇九
 小學校の入學兒童……………二〇九
 盲啞學校……………二〇九
 特別市町村調査……………二〇九
 小學校の在校兒童……………二〇九
 學校林……………二〇九
 入學考査選定科目……………二〇九
 小學校の卒業生……………二〇九
 小學校教員の俸給……………二〇九
 幼稚園兒……………二〇九
 授業料徴收小學校……………二〇九
 小學校の教員住宅……………二〇九
 學校衛生相談部……………二〇九
 小學校の數……………二〇九

青少年 二三五—二三七
 中等學校……………二三五
 苦小牧中學校……………二三五
 北空知中學校……………二三五
 町立から廳立へ……………二三五
 廳立中等學校經費……………二三五
 中等學校教員生徒……………二三五
 北海道大學……………二三五
 第四代の北大總長……………二三五
 農學部長更迭……………二三五
 燃料講座開……………二三五
 研究室三つ……………二三五
 學位論文一覽……………二三五
 博士の數……………二三五
 中支防疫陣へ……………二三五
 ロックガーデン……………二三五
 高等商業學校……………二三五
 商大志願者と合格數……………二三五
 高等水産學校……………二三五

神饌米を献納す……………二三五
 輝く選奨……………二三五
 共勵表彰旗……………二三五
 ヒットラー……………二三五
 ヌーゲント……………二三五
 訪獨交驛使節……………二三五
 研究指定學校……………二三五
 婦女實務學寮……………二三五
 青年學校視學委員……………二三五

一人一研究……………三九
漁村修練場……………三〇
少年團の聯盟……………三〇
海洋少年團……………三〇
大陸へ・大陸へ……………三一
臨時教員養成所……………三一
專任教員大會……………三一
女子青年の生活改善……………三二
通信……………三三
寫真電送の實現……………三三
通信網を張る……………三三
電話の架設……………三三
市外電話の開通……………三四
電話架設申込の殺到……………三四
小樽・樺太・直通電話……………三四
通信力……………三五
郵便・電信・小包……………三五
一二等局の収入……………三五
愛國切手……………三五
私書函の設備……………三五
私書函の貸與數……………三五
郵便規則改正……………三五
通信戰線……………三五
郵便函は三、五八五……………三五
表彰……………三七
無事故郵便局……………三七
新設の三等郵便局……………三七
昇格して三等局に……………三八

郵便取扱所を新設……………三六
定期航空……………三六
函館で電話度數制……………三六
局長の年齢と勤績……………三六
定山溪温泉保養所……………三六
選信従業員總數……………三六
交通……………三六
國策自動車……………三六
交通施設漸次整ふ……………三六
鐵道十幹線……………三六
建設線……………三六
宅扱荷物の集貨……………三六
私設鐵道多し……………三六
軌道は十一社……………三六
植民軌道の敷設……………三六
森林鐵道路線……………三六
道路網……………三六
地方費道の認定……………三六
燈臺……………三六
海峽と連絡船……………三六
青函航路卅周年記念……………三六
在籍船舶隻數……………三六
命令航路……………三六
港灣と出入船……………三六
海軍部の管轄區域……………三六
札幌鐵道局實行豫算……………三六
貨物の發送噸數……………三六
私設鐵道補助……………三六

驛選所が減る……………三五
道路を愛せよ……………三五
植民軌道愛護週間……………三五
選信省命令航路……………三五
海難報告書の受理……………三五
渡船場……………三五
鐵道事務所……………三五
機關庫の位置と支區……………三五
勤勞者を表彰……………三五
宅扱貨物の配達……………三五
旅行記念スタンプ……………三五
白神神威燈臺五十年……………三五
遺失物取集驛と區間……………三五
並木路……………三五
長橋河西橋……………三五
森林軌道の自肅……………三五
停留所を減らす……………三五
船舶職員の試験……………三五
ゴム輪の時代……………三五
海軍部の船舶登録……………三五
海技免狀の登録……………三五
船舶の検査事務……………三五
船舶測度事務……………三五
連絡設備で懇談す……………三五
旅客貨物收入調……………三五
國有鐵道自動車成績……………三五
農産……………三五

拓殖の中樞……………三六
北海道農事試驗場……………三六
農事試驗場の計畫……………三六
農産物……………三六
主要農産物生産費……………三六
米……………三六
豐年の地方別米作……………三六
冷温床苗代……………三六
米の代表的品種……………三六
米作農家八萬二千……………三六
馬鈴薯の自給……………三六
甜菜獎勵地帯……………三六
大豆小豆……………三六
小麥生産指導地……………三六
麥の作付……………三六
春播小麥の増收……………三六
大麥……………三六
小麥……………三六
裸麥とライ麥……………三六
ミブヨモギ登場……………三六
十三年の菜種作は……………三六
除蟲菊……………三六
除蟲菊の生産較べ……………三六
五町歩主畜農業……………三六
タマネギ……………三六
園藝作物……………三六
葱其他蔬菜……………三六
園藝作物の生産狀況……………三六

蔬菜及び花卉の内……………三七
果樹苗の生産……………三七
牧草の種子……………三七
大根……………三七
更生と農業合理化……………三七
肥料の配給……………三七
肥料消費調……………三七
十三年度石灰配給……………三八
堆肥場調……………三八
農産物の販賣改善……………三八
農産物検査所……………三八
ナタネの實收……………三八
優良農具普及……………三八
蠶業の指導……………三八
掃立と生産……………三八
園藝作物の改良……………三八
水産……………三八
稀有の凶漁……………三八
練不漁の對策……………三八
練から鯉へ……………三八
最近十ヶ年間の春練……………三八
鯉油を助成す……………三八
漁船調……………三八
依然水産國……………三八
鮭の沿岸漁獲……………三八
水産試驗場の事業……………三八
水産振興策……………三八
水産組合……………三八

生産一億二千兩……………三九
漁獲高……………三九
幾船底曳網整理……………三九
機船支那海……………三九
魚油製造高……………三九
水産會……………三九
練・鯉の漁獲高……………三九
水産業者調……………三九
本業副業・業主被用者……………三九
漁村の産業組合……………三九
コンブの水揚……………三九
水産物の検査……………三九
水産物検査所……………三九
水産物検査規則改正……………三九
水産會の事業……………三九
魚類漁獲數量……………三九
沿岸の鱒漁……………三九
漁業組合聯合會の事業……………三九
聯合會の計畫……………三九
漁業組合……………三九
マグロは五十五萬圓……………三九
販賣と購買の實績……………三九
鯉流網臨船品評會……………三九
漁村の經濟調査……………三九
畜産……………三九
馬市に新記録……………三九
濠洲綿羊の輸入……………三九
牧野の改良……………三九

家畜……………三九
馬政局の購買……………三九
種化馬獎勵金……………三九
補助種牡牛……………三九
牛の移出多し……………三九
サイロと飼料自給……………三九
畜産組合聯合會の事業……………三九
養兔五ヶ年計畫……………三九
兔の飼養數……………三九
十八萬六千兩の種馬……………三九
搾乳量を増す……………三九
原料乳の増産……………三九
十三年夏乳價……………三九
乳製品……………三九
排乳記録……………三九
牡犢の育成……………三九
補助牝牛調……………三九
養狐業の躍進……………三九
初生雛の移入統制……………三九
養鶏……………三九
豚の増殖助成……………三九
養豚事業の批判……………三九
養蜂と外國種……………三九
酪農聯合會の事業……………三九
牛酪の道營検査……………三九
共同放牧地……………三九
實畜保險の加入率……………三九
傳染性流産豫防施設……………三九

種牡馬の購買……………三九
北海道廳種羊場……………三九
北海道廳種畜場……………三九
酪農義塾……………三九
畜産組合……………三九
燕麥代用……………三九
補助牝牛代購買……………三九
豚の輸送事故補償……………三九
種牡牛管理共進會……………三九
傳染性貧血の豫防……………三九
家畜保險加入表彰……………三九
候補種牡馬……………三九
工業……………三九
工業の振興策……………三九
近代工業……………三九
澱粉製造調……………三九
無水酒精工場……………三九
パルプ問題……………三九
工業試驗場の事業……………三九
薬製品と製造場數……………三九
電氣事業經營……………三九
電氣事業利益率……………三九
電力需要の想定……………三九
電灯の需要……………三九
電氣の收入……………三九
小水力の利用……………三九
澱粉生産協會の事業……………三九
瓦斯の製造高……………三九

麻織物の産額……………三三三
各地酒造組合……………三三三
肥料の製造高……………三三三
工業組合……………三三三
工民道場……………三三三
電氣協會支部の表彰……………三三七
木製品九百餘萬圓……………三三六
毛織物と絹織物……………三三六
毛織物は五萬四千圓……………三三六
經營能率協會生る……………三三六
電氣事業の従業員……………三三六
電氣による災害……………三三六
工産取締規則改正……………三三六
鑛産……………三三一
限りなき前進と増産……………三三一
鑛産物の調査……………三三一
鑛床調査部獨立……………三三一
各炭礦の送炭高……………三三一
坑木需給の調整……………三三一
探掘鑛區の一覽……………三三一
八港石炭集散……………三三一
常務者の健康保持……………三三一
主要港の石炭集散……………三三一
多樂石……………三三一
災害防止の監督陣……………三三一
鑛夫の陳情……………三三一
林産……………三三一
バルブの資材……………三三一

落葉松の取扱……………三五三
森林の廣さ……………三五三
三つの林相……………三五三
野幌國有林の誇……………三五三
保安林……………三五三
道有林の經營……………三五三
植林方法の推移……………三五三
特殊樹種造林……………三五三
市町村林野の施業……………三五三
荒廢地の更生……………三五三
荒廢地造林の實績……………三五三
民有林の造成……………三五三
委託造林……………三五三
民有造林内譯……………三五三
耕地の防風林……………三五三
屋敷林……………三五三
民營苗圃面積……………三五三
林業試験場の事業……………三五三
主なる林産物……………三五三
林産物検査所……………三五三
林産物の検査數……………三五三
製炭者と窯……………三五三
地方別木炭検査數……………三五三
林業會の事業……………三五三
表彰……………三五三
森林防火組合聯合會……………三五三
愛林樹栽日……………三五三
防火組合へ補助す……………三五三

林務官の訓練所……………三六一
木炭倉庫の建設……………三六一
商業……………三六一
投下した資本……………三六一
會社資本組織別……………三六一
株式會社資本……………三六一
損失補償融通……………三六一
商業の指導地……………三六一
無盡は十一社……………三六一
無盡利子引下げ……………三六一
産業組合實績……………三六一
産業組合第二次擴充……………三六一
産業組合事業成績統計……………三六一
銀行と資本金……………三六一
中小商業の振興……………三六一
信用組合の經營……………三六一
商工青年聯盟……………三六一
會議所聯合會……………三六一
商工會八十七……………三六一
商業組合……………三六一
商工會聯合會……………三六一
銀行網を張る……………三六一
日本興業銀行の奉仕……………三六一
模範組合と功勞者……………三六一
産業組合運動表彰……………三六一
銀行大會開かる……………三六一
全國商業組合大會……………三六一
準則組合……………三六一

商工會議所の機能……………三六一
取引……………三六一
記録を更新す……………三六一
移出入貨物……………三六一
累年土地賣買調……………三六一
煙草の賣上代金……………三六一
農産物の検査量……………三六一
農産物の移輸出……………三六一
木炭の販賣網……………三六一
米の移輸出……………三六一
肥料共同購入……………三六一
移入した肥料……………三六一
米の消費用途……………三六一
建物の賣買……………三六一
農産物の移輸入……………三六一
各港と道内との取引……………三六一
各港と道外との取引……………三六一
主要肥料販賣高……………三六一
鹽の賣渡高表……………三六一
果實蔬菜の集散……………三六一
農産物検査規則の改正……………三六一
各地米の用途別消費……………三六一
米穀統制團體……………三六一
八雲煙草販賣所……………三六一
肥料營業者の數……………三六一
市場規則の勵行要望……………三六一
北支中支直通航路……………三六一
古平煙草販賣所……………三六一

家畜市場振興意見……………三九四

貿易……………三九五
事變と貿易……………三九五
主なる貿易品……………三九五
重要輸出入品……………三九六
輸出先……………三九六
五ヶ年の消長……………三九七
貿易品の内譯……………三九七
仕向、仕出先……………三九七
北洋の漁利……………三九七
北洋貿易輸出入調……………三九七
除蟲菊の直輸出……………三九七
澱粉の販路……………三九七
六港貿易順位……………三九七
肥料輸入……………三九七
上半期は出超……………三九七
六港五ヶ年間の貿易……………三九七
重要輸出品累年表……………三九七
前半年の船舶出入……………三九七
重要輸入品價額……………三九七
港別に見た貿易船……………三九七
金融……………三九七
財界頗る活況……………三九七
組合銀行殘高……………三九七
負債整理に特別融通……………三九七
農産物資金貸出殘高……………三九七
手形の交換高……………三九七
恩給金庫出張所開設……………三九七

銀行勘定……………四〇一

簡易保險の普及目立つ……………四〇一
銀行預金貸出……………四〇一
郵便貯金の著増……………四〇一
擔保種類別海産資金……………四〇一
荷爲替の受入高……………四〇一
擔保種類別農産資金……………四〇一
振替貯金……………四〇一
道内銀行の金利……………四〇一
農山漁家の負債狀況……………四〇一
銀行擔保別貸出……………四〇一
海産物資金貸出殘高……………四〇一
擔保別貸出……………四〇一
爲替の取扱高……………四〇一
手形交換……………四〇一
小兒保險契約……………四〇一
郵便年金……………四〇一
海産物の荷爲替……………四〇一
簡易生命保險……………四〇一
組合銀行職業別貸出……………四〇一
銀行出入金額……………四〇一
小額紙幣の引換……………四〇一
組合銀行手形交換……………四〇一
臨時通貨法……………四〇一
府縣より金利高し……………四〇一
全道内各地……………四〇一
銀行預金殘高……………四〇一
全道内各地……………四〇一

銀行貸付殘高……………四〇六

物價……………四〇九
銀行貸付殘高……………四〇六
物價を調整す……………四〇九
地方物價委員會……………四〇九
家庭燃料問題……………四〇九
各種專門委員會……………四〇九
最高販賣價格……………四〇九
期米相場……………四〇九
農作備貸銀……………四〇九
魚油相場の動き……………四〇九
卸賣物價指數……………四〇九
平均勞銀累年調……………四〇九
公定米價決る……………四〇九
賃銀と小賣物價……………四〇九
勞働者の賃金……………四〇九
年別小樽木材相場……………四〇九
港灣勞力の拂底……………四〇九
平均物價指數の推移……………四〇九
小樽中心の勞銀指數……………四〇九
函館の海産物市況……………四〇九
社會……………四〇九
教化町村を指定……………四〇九
社會事業表彰……………四〇九
公益質屋業績……………四〇九
住宅組合貸付……………四〇九
圖書館の利用……………四〇九
節婦……………四〇九
寫眞聯盟展覽會……………四〇九

都市對抗辯論……………四一七

家庭學校……………四一七
大沼學院……………四一七
小賣市場……………四一七
聖德讚仰塔……………四一七
區裁判所出張所……………四一七
民事部長を置く……………四一七
小作爭議の發生……………四一七
勞働爭議と調停……………四一七
時の功勞者……………四一七
族稱の記載廢止……………四一七
夥しい變死者……………四一七
彌生礦市街の火事……………四一七
屈斜路の地震……………四一七
十勝の旋風被害……………四一七
雨龍村の火事……………四一七
熊の被害と捕獲……………四一七
権力審査委員會……………四一七
小樽山草盆裁……………四一七
高山植物陳列……………四一七
釣……………四一七
商店法實施……………四一七
畫展の入選者……………四一七
道展審査總會……………四一七
紹介……………四一七
國營に移さる……………四一七
勞力饑饉時代……………四一七
土工雇傭條件……………四一七

港灣労働就労.....四二七
 連絡委員の定数.....四二七
 物資動員と失業防止.....四二八
 求人と求職.....四二九
 土工植民協会の轉身.....四三〇
 表彰.....四三〇
 出稼労働者の保護.....四三〇
 紹介所出張所業務.....四三〇
 失業者が減る.....四三〇
 船員職業紹介.....四三〇

厚生
 心身鍛錬運動.....四三〇
 厚生省誕生と道廳.....四三〇
 保健所を建つ.....四三〇
 體育施設の大衆化.....四三〇
 一萬人に醫者七人.....四三〇
 母子保護法.....四三〇
 拓殖醫と産婆.....四三〇
 體操場を開放.....四三〇
 結核療養施設.....四三〇
 肺結核累年表.....四三〇
 簡易保險健康相談.....四三〇
 農村食の改善.....四三〇
 病院と診療所.....四三〇
 食品の成分と熱量.....四三〇
 青年徒歩旅行.....四三〇
 社會團體の事業計劃.....四三〇
 傳染病と死亡率.....四三〇

兒童を檢診す.....四三八
 健康週間.....四三八
 札幌衛生會館.....四三八
 理髮保健組合總會.....四三八
 衛生組合聯合會.....四三八
 旭川療養所の落成.....四三八
 學校衛生研究座談會.....四三八

警防
 防空の鐵壁陣.....四三八
 經濟保安課.....四三八
 新警察附令.....四三八
 火防デー.....四三八
 防共及び防諜.....四三八
 信號統一さる.....四三八
 火災の損害高.....四三八
 火災の原因調.....四三八
 公設の消防組.....四三八
 私設自衛消防.....四三八
 警察官署.....四三八
 外燈警戒管制.....四三八
 七市の交通事故.....四三八
 五警察官の表彰.....四三八
 犯罪と檢査數.....四三八
 刑事の勤務番附.....四三八
 警察官の平均年齢.....四三八
 稚内水難救濟所.....四三八
 放送.....四三八
 事變とラヂオ.....四三八

普及目ざまし.....四三九
 ラヂオ塔.....四三九
 釧路へ放送局.....四三九
 小學校へラヂオ.....四三九
 ラヂオ無料相談所.....四三九
 札幌開局十周年記念.....四三九
 ラヂオの無料施設.....四三九
 放送新人を募る.....四三九
 青年の活動を放送.....四三九
 開設と呼出符號.....四三九
 農漁村方面開拓.....四三九

體育
 體育協會加盟團體.....四三九
 中等女子競技總成績.....四三九
 中等男子競技總成績.....四三九
 五輪大會中止.....四三九
 △雪 艇.....四三九
 第一回スキー合宿練習.....四三九
 第二回スキー合宿練習.....四三九
 全日スキー選手權大會.....四三九
 第十五回全選手權大會.....四三九
 全日本學生スキー大會.....四三九
 全道中等校スキー大會.....四三九
 全道女子スキー競技會.....四三九
 明治神宮スキー大會.....四三九
 第三回滑降廻轉大會.....四三九
 大倉飛躍臺記念大會.....四三九
 全日選抜飛躍競技大會.....四三九

歐洲遠征選手の活躍.....四四〇
 札幌馬スキー俱結成.....四四〇
 第一回馬スキー犬橇會.....四四〇
 第一回ボツブ競技大會.....四四〇

水 上
 全日本水上十傑選手.....四四〇
 全道水上競技選手權大會.....四四〇
 道樺中等小學選手權大會.....四四〇
 全日本水上選手權大會.....四四〇
 全道全道スビード對抗.....四四〇
 全道ホツケイ選手權會.....四四〇
 全日ホツケイ選手權會.....四四〇
 全札幌ホツケイ大會.....四四〇

陸 上
 陸上競技記録章受賞者.....四四〇
 十傑と公認最高記録.....四四〇
 第六回少年少女大會.....四四〇
 全道陸上選手權大會.....四四〇
 全道女子中等體育會.....四四〇
 北海道中等學校大會.....四四〇
 全道青年團競技大會.....四四〇
 日大對全道競技會.....四四〇
 日大對全三井競技會.....四四〇
 東北・北海道帝大對抗.....四四〇
 豫科對高商定期戰.....四四〇
 三鐵道局對抗競技會.....四四〇
 日鐵對三井砂川對抗.....四四〇
 全日中等校競技大會.....四四〇

中等東西對抗競技會.....四四一
 全日中等陸上競技順位.....四四一
 村社選手講習行脚.....四四一
 室蘭陸聯記録章制定.....四四一
 △水 上.....四四一
 全道競泳最高記録.....四四一
 國際三選手來道指導.....四四一
 高商豫科水上對抗戰.....四四一
 東北大、北大水上對抗.....四四一
 全道女子中等少年大會.....四四一
 全道中等校水泳大會.....四四一
 全道選手權兼全日豫選.....四四一
 水聯加盟團體競技會.....四四一
 △庭 球.....四四一
 全道男子選手權大會.....四四一
 全道中等學校大會.....四四一
 全道女子中等學校大會.....四四一
 小樽高商橫專に全勝.....四四一
 伊勢神宮大會豫選.....四四一
 加盟團體對抗大會.....四四一
 全道招待春季大會.....四四一
 札幌主催選手權大會.....四四一
 全道女子庭球大會.....四四一
 札幌女子俱樂部誕生.....四四一
 全道ダブルス大會.....四四一
 札幌硬式對抗試合.....四四一
 豫科高商硬式定期戰.....四四一
 札幌硬式俱記念試合.....四四一

札幌硬式協會誕生.....四四二
 △野 球.....四四二
 全道樺太實業大會.....四四二
 第六回全道軟式大會.....四四二
 全道中等學校大會.....四四二
 全日本中等校大會.....四四二
 全國都市對抗豫選.....四四二
 全國都市對抗大會.....四四二
 職業野球團の戦跡.....四四二
 札幌實業野球大會.....四四二
 札幌旭對抗リーグ.....四四二
 高商對豫科秋季戰.....四四二
 高商對豫科春季戰.....四四二
 高商對豫科春季戰.....四四二
 △蹴 球.....四四二
 全道中等學校大會.....四四二
 札幌蹴球選手權大會.....四四二
 札幌中等學校秋季戰.....四四二
 全日蹴球選手權豫選.....四四二
 北日本高專蹴球大會.....四四二
 樽鐵對SVC定期戰.....四四二
 高商對豫科ラグビー.....四四二
 七人制二チーム誕生.....四四二
 北大遠征軍快勝.....四四二
 札幌ラグビー俱創立.....四四二
 △ホッケー.....四四二
 全道春季選手權大會.....四四二
 北大本科豫科對抗戰.....四四二
 樽協北中ホッケー戰.....四四二

△籠 球.....四四三
 全日大會北海道豫選.....四四三
 全道中等籠球大會.....四四三
 全道女子中等大會.....四四三
 全日大會に函館惜敗.....四四三
 札幌早大に敗る.....四四三
 △排 球.....四四三
 男子中等排球大會.....四四三
 女子中等排球大會.....四四三
 第三回東部排球大會.....四四三
 札幌排球俱樂部誕生.....四四三
 北海道送球協會創立.....四四三
 第一回送球公開試合.....四四三
 △卓 球.....四四三
 全道卓球選手權大會.....四四三
 道樺都市對抗大會.....四四三
 都市對抗札幌軍戰跡.....四四三
 全道女子選手權大會.....四四三
 全道女子中等校大會.....四四三
 △ゴ ル フ.....四四三
 全北海道選手權大會.....四四三
 キヤプテン盃爭奪戰.....四四三
 タイムス盃爭奪戰.....四四三
 岩崎杯爭奪ゴルフ.....四四三
 △双 輪.....四四三
 札幌間耐久レース.....四四三
 道南双輪選手權大會.....四四三
 北日本双輪選手權會.....四四三

全日双輪對抗大會.....四四四
 双輪聯盟室蘭支部.....四四四
 △競 馬.....四四四
 日本競馬會番組統制.....四四四
 昭和十三年春季日割.....四四四
 昭和十三年秋季日割.....四四四
 春季札幌競馬成績.....四四四
 春季函館競馬成績.....四四四
 昭和十二年地方競馬成績.....四四四
 △滑 空.....四四四
 第一回グライダー競技.....四四四
 勝農帶中滑空部新設.....四四四
 グライダー製作補助.....四四四
 △傳 書 鳩.....四四四
 傳書鳩利用熱高まる.....四四四
 △漕 艇.....四四四
 全道選手權漕艇大會.....四四四
 全國中等校漕艇大會.....四四四
 △武 道.....四四四
 武道錬士試験合格者.....四四四
 武徳會劍道大會戰跡.....四四四
 全道中等校劍道大會.....四四四
 全道青年團劍道大會.....四四四
 全道學童劍道大會.....四四四
 豫科高商劍道定期戰.....四四四
 全道學童柔道大會.....四四四
 全道青年團柔道大會.....四四四

公債

債券

富久屋

日本勸業銀行債券取扱店

問屋 富久屋

日本橋區兜町二丁目三十五番地

本店

電話茅場町 (66)

六二七番
七一〇番
七二八番

支店

振替東京 二二八〇五番
四谷區新宿一丁目五十三番地
電話四谷 (35) 四八三〇番

利殖の王道を説いた懇切なる手引書

水口明著 利殖之秘訣

五十頁の冊子 御申込次第 無代贈呈

大日本帝國皇室

天皇陛下

第二百四代天皇

大正天皇第一皇子

御名裕仁

明治三十四年四月二十九日御降誕

同年五月五日

日迪宮と稱し奉る 明治四十一年四月十一日學習院初等科に御入學 同四十五年七月三十日儲位に登らせらる 大正元年九月九日任陸軍少尉任海軍少尉敍大勳位 同三年四月二日學習院初等科御卒業 新設の御學問所にて御修學 同年十月三十一日任陸軍中尉任海軍中尉 同五年十月三十一日任陸軍大尉任海軍大尉 同年十一月三日立太子禮御舉行 同八年五月七日御成年式御舉行 同九年十月三十一日任陸軍少佐任海軍少佐 同十年二月二十八日御學問所御終業 同年三月三日御外遊 同年九月三日御歸朝 同年十一月二十五日攝政御就任 同十二年十月三十一日任陸軍中佐任海軍中佐 同十三年一月二十六日御成婚 同十四年十月三十一日任陸軍大佐任海軍大佐 同十五年十二月二十五日御踐祚 昭和元年十二月二十八日朝見式 同三年十一月十日御即位禮御舉行

皇后陛下

故久邇宮邦彥王第一女

御名良子

明治三十六年三月六日御誕生

同四十二年四月十一日學習院女學部初等科御入學 大正四年四月同部中等科に御進級 大正七年一月十七日東宮妃册立の御沙汰あり 二月四日女學部御退學 同四月十三日御學問所御開始 同十一年六月二十日御婚約勅許 同年九月二十八日御納采 敍勳一等 同十三年一月二十六日御入輿 皇太子妃宣下 昭和元年十二月二十五日皇后宣下

皇太后陛下

故從一位大勳位公爵九條道孝第四女

御名節子

明治十七年六月二十五日御誕生

同二十三年九月十日華族女學校小學部に御入學 同三十二年八月廿九日中等科御退學 同三十三年五月十日御入輿 同日皇太子妃とならせられ大正元年七月三十日皇后に 昭和元年十二月二十五日皇太后とならせらる

皇太子

明仁親王 今上天皇第一皇子

昭和八年十二月二十三日御誕生

繼宮と稱し奉る

皇女子

正仁親王 今上天皇第二皇子

昭和十年十一月二十八日御誕生

義宮と稱し奉る

成子内親王 今上天皇第一皇女

大正十四年十二月六日御誕生

照宮と稱し奉る

和子内親王 今上天皇第三皇女

昭和四年九月三十日御誕生

孝宮と稱し奉る

厚子内親王 今上天皇第四皇女

昭和六年三月七日御誕生

順宮と稱し奉る

皇族

秩父宮

大正十一年六月二十五日秩父宮の稱號を賜はる

陸軍歩兵中佐大勳位

雅仁親王

大正天皇第二皇子

明治三十五年六月三日御誕生

昭和三年九月六日御結婚

雅仁親王妃勳一等

勢津子

子爵松平保男姪
(松平恒雄第一女)

明治三十四年九月九日御誕生

高松宮

大正二年七月六日高松宮の稱號を賜はる

海軍少佐大勳位

宣仁親王

大正天皇第三皇子

明治六年一月三日御誕生

昭和五年二月四日御結婚

宣仁親王妃勳一等

喜久子

故公爵徳川慶久第二女

明治四年三月六日御誕生

三笠宮

昭和十年十二月二日三笠宮の稱號を賜はる

陸軍騎兵中尉大勳位

崇仁親王

大正天皇第四皇子

大正四年三月二日御誕生

閑院宮

元帥陸軍大將

載仁親王

故邦家親王第十六子

慶應元年二月二日御誕生

大勳位功二級

載仁親王妃勳一等

故公爵三條實美第二女

明治五年六月三日御誕生

明治十四年三月九日御結婚

陸軍騎兵少佐大勳位

春仁王

載仁親王第二子

明治三十四年八月三日御誕生

春仁王妃勳一等

直子

故公爵一條實輝第四女

明治十四年二月七日御誕生

大正五年七月二日御結婚

東伏見宮

故依仁親王妃勳一等

周子

故公爵岩倉具定第一女

明治九年八月元日御誕生

明治三十三年二月二日御結婚

伏見宮

元帥海軍大將

博恭王

故貞愛親王第一子

明治八年十月六日御誕生

明治三十年一月九日御結婚

大勳位功四級

博恭王妃勳一等

經子

故公爵徳川慶喜第九女

明治十五年九月三日御誕生

海軍中佐大勳位

博義王

博恭王第一子

明治三十年三月八日御誕生

大正八年三月三日御結婚

博義王妃勳一等

朝明子

故公爵一條實輝第三女

明治三十四年六月二日御誕生

博明子

博義王第一子

昭和七年一月六日御誕生

光子女

博義王第一女

昭和四年七月六日御誕生

章子女

博義王第三女

昭和九年二月二日御誕生

山階宮

海軍少佐勳一等

武彦王

明治三年二月三日御誕生

大正二年七月九日御結婚

賀陽宮

陸軍騎兵大佐大勳位

恒憲王

故邦憲王第一子

明治三年一月七日御誕生

大正二年五月三日御結婚

恒憲王妃勳一等

敏子

故公爵九條道實第五女

明治五年五月六日御誕生

故邦憲王妃勳一等

好子

故侯爵醍醐忠順第一女

慶應元年三月七日御誕生

邦壽子

恒憲王第一子

大正二年四月三日御誕生

治憲王 恒憲王第二子 大正二年七月三日御誕生
 章憲王 恒憲王第三子 昭和四年八月七日御誕生
 文憲王 恒憲王第四子 昭和六年七月三日御誕生
 宗憲王 恒憲王第五子 昭和二年二月二十四日御誕生
 美智子女王 恒憲王第一女 大正二年七月九日御誕生

久邇宮

海軍中佐大勳位 朝融王 明治四年二月三日御誕生
 朝融王妃勳一等 朝融子女王 明治四年五月八日御誕生
 故邦彦王妃勳一等 朝融子女王 明治三年二月九日御誕生
 邦昭王 昭融王第一子 昭和四年三月五日御誕生
 正子女王 朝融王第一女 大正二年三月八日御誕生
 朝子女王 朝融王第二女 昭和二年二月三日御誕生
 通子女王 朝融王第三女 昭和八年九月四日御誕生
 英子女王 朝融王第四女 昭和二年七月三日御誕生
 故多嘉王妃勳一等 朝融子女王 明治七年九月五日御誕生
 靜子女王 故子爵水無瀬忠輔第一女 大正九年三月七日御誕生
 家子女王 故多嘉王第二子 大正二年二月九日御誕生
 德子女王 故多嘉王第三子 大正六年五月八日御誕生
 恭仁子女王 故多嘉王第三女 大正六年五月八日御誕生
 大正二年一月六日御結婚
 明治三年三月三日御結婚
 明治四年三月九日御結婚

梨本宮

元帥陸軍大將 大勳位功四級 守正王 故朝彦親王第四子 明治七年三月九日御誕生
 守正王妃勳一等 伊都子 故侯爵鍋島直大第二女 明治二年二月三日御誕生
 明治三年二月六日御結婚

朝香宮

陸軍中將大勳位 鳩彦王 故朝彦親王第八子 明治三年二月三日御誕生
 陸軍歩兵大尉勳一等 宇彦王 鳩彦王第一子 大正元年二月八日御誕生
 湛子女王 鳩彦王第二女 大正八年八月二日御誕生
 明治四年五月六日御結婚

東久邇宮

陸軍中將大勳位 稔彦王 故朝彦親王第九子 明治三年二月三日御誕生
 稔彦王妃勳一等 聰子女親王 明治九年五月二日御誕生
 陸軍砲兵中尉勳一等 盛厚王 稔彦王第一子 大正五年五月六日御誕生
 彰常王 稔彦王第三子 大正九年五月三日御誕生
 俊彦王 稔彦王第四子 昭和四年三月四日御誕生
 大正四年五月八日御結婚

北白川宮

陸軍砲兵大尉勳一等 永久王 故成久王第一子 明治四年二月九日御誕生
 永久王妃勳二等 祥久子 男爵徳川義徳第二女 大正五年八月六日御誕生
 故成久王妃勳一等 房子内親王 明治天皇(御稱號周宮)第七皇女 明治三年一月六日御誕生
 昭和二年四月六日御結婚
 明治四年四月九日御結婚

宮廷

道久王 昭和三十二年五月二日御誕生
多惠子女王 故成久王第三女 大正九年四月二日御誕生

竹田宮

陸軍騎兵大尉勳一等 恒久王第一子 明治三年三月四日御誕生
恒德王妃勳二等 光子 公爵三條公輝第二女 大正四年二月六日御誕生
故恒久王妃勳一等 昌子內親王 明治天皇(御稱號常宮)第六皇女 明治三年九月三日御誕生

王族及公族

昌德宮

陸軍少將大勳位 李王 故李太王第七子 明治三年一月三日御誕生
李王妃勳一等 方子女王 梨本宮守正王第一女 明治四年二月四日御誕生
故李王拓妃勳一等 尹玖氏 李王第二子 昭和六年二月九日御誕生
李 李鍵公 侯爵尹澤榮第一女 明治七年九月九日御誕生
陸軍騎兵大尉勳一等 李鍵公 李燧公第一子 伯爵廣橋真光家族(松平胖第一女) 明治四年一月六日御誕生
李鍵公妃勳二等 李誠子 李鍵公第一子 昭和七年八月四日御誕生
李 李鍵公第二子 李鍵公第二子 昭和一〇年三月四日御誕生

皇族臣籍降下

大勳位 李 李燧公 故李太王第五子 明治一〇年三月三日御誕生
李燧妃勳一等 李金氏 故男爵金思濟第一女 明治三年三月三日御誕生
陸軍砲兵大尉勳一等 李 李燧公 李燧公第二子 大正元年二月五日御誕生
李燧公妃勳二等 李 李燧公 侯爵朴泳孝孫 大正三年三月二日御誕生
故李燧公妃勳一等 李 李燧公第一子 昭和二一年四月三日御誕生
故李燧公妃勳一等 李 李燧公第一女 明治六年七月二日御誕生
故李燧公妃勳一等 李 李燧公第一女 明治二年七月八日御誕生

(臣籍)

(臣籍名)

(御父宮)

(御降下年月日)

侯爵 小松輝久 故北白川宮能久親王 明治四年七月二日
侯爵 山階芳麿 故山階宮菊麿王 大正九年七月二日
侯爵 華頂博信 伏見宮博恭王 同 一五二三四
侯爵 筑波藤麿 故山階宮菊麿王 昭和三七二〇
侯爵 葛城茂麿 同 同 四三三四
侯爵 東伏見邦英 故久邇宮邦彦王 同 六四四
侯爵 音羽正彦 朝香宮鳩彦王 同 一一四一
伯爵 伏見博英 伏見宮博恭王 同 一一四一

皇族臣籍降嫁

(御名) 賴子女王 故伏見宮貞愛親王 侯 山內豐景 (御降嫁年月) 明治四年

嘉正元元文 正應延德嘉 乾正永正弘 建文弘文正 正康建寶寬 仁延曆嘉文 天貞寬安嘉

曆中亨應保 和長慶治元 元安仁應安 治永長應元 嘉元長治元 治應仁禎曆 福永喜貞祿

歷 三二二三二二 五一三二二三 一三六五〇 三一三一 一一一七二四 三一三一 一一一三二二

丙甲辛己丁 壬辛戊丙癸 壬己癸戊戌 乙甲辛庚己 丁丙己丁癸 庚己戊乙甲 癸壬己丁乙
寅子酉未巳 子亥申午卯 寅亥巳子寅 亥子酉申未 巳辰酉未卯 子亥戌未午 巳辰丑亥酉

世 九八八八八八 九八八八八八 九八八八八八 九八八八八八 九八八八八八 九八八八八八 九八八八八八 九八八八八八

寶文嘉永正 應明康嘉至 元永弘康永 天文建應貞 康延文觀正 貞康興曆延 建建正元元

德安吉享長 永德應慶德 中德和曆和 授中德安治 安文和應平 和永國應元 武武慶弘德

三五三二一 四四一二三 九三三二四 六三二七六 一五四二四 五三六四四 四二二二二

己甲辛辛戊 甲庚己丁甲 甲辛辛己乙 乙壬庚戌壬 辛丙壬庚丙 乙壬庚戌丙 甲甲壬辛己
巳子酉酉申 戌午巳卯子 子酉酉未卯 卯子戌申寅 丑申辰寅戌 酉午辰寅子 戌戌申未巳

三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三

正寶元貞天 延寬萬明承 慶正寬元慶 文天元永弘 天享大永文 明延長文應 文寬長康享

德永祿享和 寶文治曆應 安保永和長 祿正龜祿治 文祿永正龜 應德享明仁 正正祿正德

五七六四三 八二二三三 四四〇九九 四九三二二 三四七七三 九三二八二 一六三二二

辛甲戊甲辛 癸辛戊乙壬 戊甲甲乙丙 壬癸庚戌乙 壬戌辛甲辛 壬己丁己丁 丙庚丁乙壬
卯申辰子酉 丑丑戌未辰 子申子卯申 辰酉午午卯 辰子巳子酉 子酉未丑亥 戌辰丑亥申

三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三

昭大明慶 元文萬安嘉 弘天文文享 寬天安明寶 寬延寬元享

和正治應 治久延政永 化保政化和 政明永和曆 延享保文保

一四 四四三 一三一六六 四四二四三 二八九八三 三四三五〇

丙壬戌乙 甲辛庚甲戊 甲庚戊甲辛 己辛壬甲辛 戊甲辛丙丙
寅子辰丑 子酉申寅申 辰寅寅子酉 酉丑辰申未 辰子酉辰申

三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三 三三三三三三

二五

天齊仁嘉 承天弘大 延天寶神 天天天平 天神養靈 和慶大 朱白 白大年

安衡壽祥 和長仁同 曆應龜雲 護字寶寶 平龜老龜 銅雲寶 鳥鳳 雉化 號

二二三三三 四〇四四 四一一三 二八八月 〇五七二 七四三 一四 五五 年數

丁甲辛戊 甲甲庚丙 壬辛庚丁 乙丁己己 己甲丁乙 戊甲辛丁 丙壬乙庚乙干
丑戌未辰 寅辰寅戌 戌酉戌未 巳酉丑丑 巳子巳卯 申辰丑亥 戌申卯戌巳支

五五五五五 四四四四四 四四四四四 四四四四四 四四四四四 四四四四四 四四四四四 四四四四四

寬長寬長 長正永永 寬永天貞 天天安康 應天天天 承延延昌 寬仁元貞 年

仁和弘保 德曆祚延 和觀元元 延祿和保 和德曆慶 平長喜泰 平和慶觀 號

四五八五 四五一二 二二五二 三三二四 三四〇九 七八二二 九四八八 年數

丁壬甲己 乙庚己丁 乙癸戊丙 癸庚戌甲 辛丁丁戊 辛癸辛戊 己乙丁己干
巳子辰亥 未寅丑亥 酉未寅子 酉午辰子 酉巳未戌 卯未酉午 酉巳酉卯支

一六一六一 一六一六一 一六一六一 一六一六一 一六一六一 一六一六一 一六一六一 一六一六一

保長天大 天保元永 天天嘉長 康承永嘉 寬應永承 承延治康 天永寬長 長長萬治 年

延承承治 治安永久 永仁承治 和德長保 治德保曆 保久曆平 喜承德久 曆元壽安 號

六三一五 二四二五 三二二二 五二一二 七三三四 三五四七 五七二四 三九四三 年數

乙壬辛丙 甲庚戌癸 庚戌丙甲 己丁丙甲 丁甲辛丁 甲己乙戊 癸丙甲庚 丁戌甲辛干
卯子亥午 辰子戌巳 寅子戌申 卯丑子戌 卯子酉巳 寅酉巳戌 巳戌申辰 丑辰子酉支

九九九九九 九九九九九 九九九九九 九九九九九 九九九九九 九九九九九 九九九九九 九九九九九

元貞承建 建承建元 建正建文 元壽養治 安承嘉仁 永長應永 平保久仁 久天康永 年

仁應久保 曆元永久 仁治久治 曆永和承 元安應安 萬寬保曆 治元壽平 安養治治 號

一二三六 二四一二 三二九五 一二一四 二四二三 一二二一 一三二二 六一二一 年數

甲壬己癸 辛丁丙甲 辛己庚乙 甲壬辛丁 乙辛辛丙 乙癸辛庚 己丙甲辛 乙甲壬辛干
申午卯酉 未卯寅子 酉未戌巳 辰寅丑酉 未卯丑戌 酉未巳辰 卯子戌未 丑子戌酉支

八八八八八 八八八八八 八八八八八 八八八八八 八八八八八 八八八八八 八八八八八 八八八八八

歷世年號

(印は北朝の年號を示す)

歷世

二四

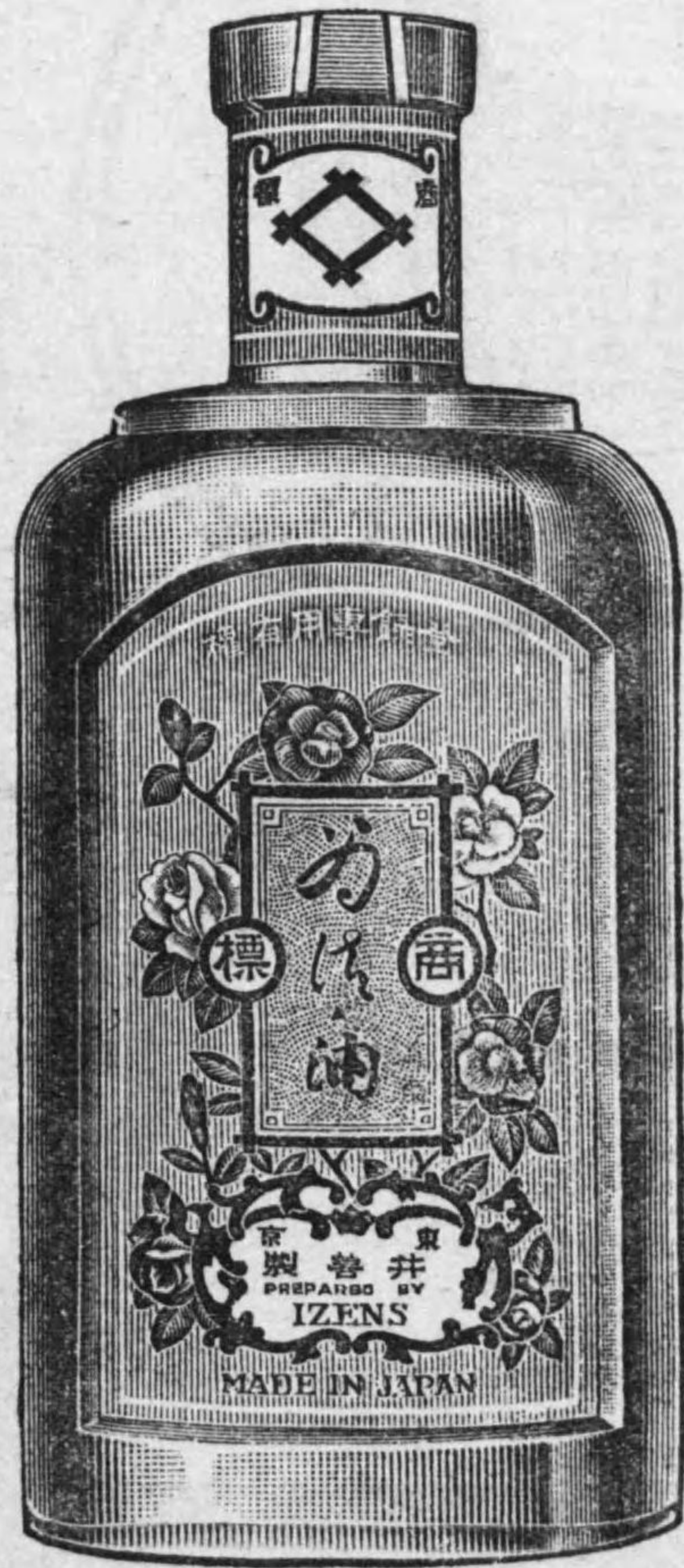


支那事變回顧

純粹椿製

为良香油

最も優れたる髪油
殊にガスの多い北
海道の氣候風土に
最も適したる
唯一の養毛美髮料



本
東京市日本橋區人形町
井筒屋香油店



支に互り屢々要地を爆撃して、その軍事施設と敵空軍に與へた打撃は實に莫大なものがある。之に對する皇軍將兵の忠勇義烈と、神速果敢なる活躍とは、偉大なる成果と共に全世界の驚異とするところである。我が威武は遺憾なく中外に發揚せられたのである。

戦局方面に就て

事變一ケ年の業績を回顧すれば、寔に驚嘆すべきものがあり、今更、御稜威の宏大に感激を禁じ得ないのである。即ち戦局方面に於ては北支中支兩方面の廣汎なる地域を平定し、近くは徐州附近一帯を攻略して南北を連結し、支那に於ける政治經濟の要衝は殆んど之を完全に平定したのである。

今その作戦の跡を顧るに、抗日意氣に燃えたる支那軍は近代裝備成れる二百餘萬の歴大なる兵力と歐米列強の援助とを頼み、而かも對日抗戦は必至のものとして、あらゆる戦備を整へ自信滿滿たる態度を以て敢て事變の口火をきつたのであつたが、當初我が軍は専ら現地解決不擴大の方針の下に隱忍自重飽くまでも平和的解決に努力したにも拘らず、彼れは益々不法不信の態度を續け遂に全面的衝突

の已むなきに至らしめたのである。暴虐非道極りなき支那軍に對し、斷乎膺懲の鐵槌を加へることとなつてから、當初は先づ天津地方に於て、宋哲元の第二十九軍を驅逐するのが第一期の作戦行動であつたが、支那中央軍は京漢、津浦兩線方面より逐次兵力を北上せしめ、黄河以北の地域に約五十萬の大軍を集中し、更に北京の西北方南口より張家口に互り約八萬の兵力を集結、別に騎兵を主體とする約四萬の敵は内蒙古に侵入して我が軍の側背を脅威しつゝ包圍態勢をとつて來た。

昭和十二年

七月

【七日】蘆溝橋において夜間演習中のわが豊台駐屯部隊は二十九軍の不法射撃を受く【十一日】事件處理の根本方針現地解決、不擴大方針決定の聲明を發表【十五日】陸軍内地より一部隊派遣決定【十七日】日高參事官王外交部長に對し挑戰的言動の停止、現地當局の解決條件實行を妨害せざるやう警告【十九日】駐屯軍司令部より期限付獨自行動斷行の重大聲明發表【二十日】十九日の重大聲明に基づきわが河邊部隊は支那軍の不法射撃に應戰、宛平縣城を攻撃【二十三日】駐屯軍と冀察政權側に成立の現地細目協定發表【二十四日】郎坊附近軍用電線修理中の五ノ井部隊に對し支那軍より不法射撃をなす、鯉登部隊郎坊占領【二十六日】香月司令官期限付最後通牒を宋哲元に手交、廣安門事件發生【二十八日】二十九軍掃蕩の總攻撃開始【廿九日】永定河左岸一帯占領、通州事件發生



昭和十二年七月七日、蘆溝橋に起つた銃聲は、遂に歴史的な暴支膺懲戦となり、蔣政權潰滅へ邁進の聖戰は續けられた。見よ燦然たる皇軍の戦績、銃後を護る愛國の炬火、めざす支那の建設は着々進んでゐるではないか。

も轉火し、戰場は擴大すると共に我が出動兵力も漸次増大せらるゝに至つた。

其の間海軍の活躍も烈しくなり、或は支那船舶の交通遮斷となり、或は中支一帯の空中爆撃等目覚しきものがあつた。陸軍は上海の堅壘に據る五十萬の大軍に對し絶大なる努力を拂つて猛攻を續け、十月下旬之を全く攻略すると共に直ちに猛烈なる追撃と戦果の擴張とに努め、忽ち中支江南地區一帯を席捲して遂に十二月十三日首都南京をも攻略し、敵に徹底的打撃を與へたのである。

中支方面に於ては杭州及揚子江北岸地區を逐次攻略して津浦線に沿ふ要點蚌埠に至る間を確保し、北支方面に於ては各地共敗殘兵、匪賊等の討伐に不斷の活躍を續くる一方、津浦線に沿うては久しく黄河を挟んで濟南の敵と相對峙してゐた我が部隊は十二月下旬黄河を渡河して遂に濟南を攻略し、次で敵を急追して山東省の大部を制壓しつゝ、隴海線に迫り、南北相呼應して

徐州の要害を挾撃する態勢をとつたのである。

昭和十三年二月中旬よりは、北支中支共に稍々大規模の討伐行動が開始せられ、山西南部、河北北部の黄河北方地區の敵を完全に掃蕩し、次で三月に入つては山東南部の清掃行動が行はれ、逐次徐州會戰の準備は進められつゝあつた。

徐州附近は中原の要衝として敵は夙に數十萬の大軍を以て之を固め、敵軍最大の據點として難攻不落を豪語してゐたが、我が猛攻の前に、作戦僅か一ヶ月足らずにして完全に攻略せられ敵は殲滅的打撃を受けて潰亂するに至つたのである。

建設方面に就て

戦局方面の著しき成果と不斷の發展と共に伴ひ更生支那の建設方面に於ても目覚しき進展を示してゐる。即ち、戦場一帯に對しては逸早く鎮撫救恤等の應急處置を講じて民心の安定、治安の維持を圖ると共に、事變地全般に對する一般處理上に於て

は、帝國不動の國是に基いて、日支兩國の國交を大乗的基礎の上に再建し、渾然融和の實を擧ぐる如く萬般の對策を進め、着着として其の實績を收めつゝある。

即ち北支方面に於ては支那軍の撤退に伴ひ各所に自治團體が成立して地方治安の維持に任じてゐたが、其の後支那人間には漸次帝國に依存して國民政府の羈絆を脱し、新支那を先づ北支に建設せんとする氣運が澎湃として勃興し、其の運動は我が軍の作戦就中上海方面に於ける戦況の發展に伴つて頓に進展し、遂に昭和十二年十二月七日王克敏を首班とする中華民國臨時政府が成立し、同月十四日五色旗を掲げて正式典禮を行ふに至つた。爾來新政府は防共、反國民黨、親日を目標とし、分治合作により全國統一を以て施政方針として、産業を開發し、民性の向上を圖り、日滿支の親善共榮を樞軸として剿共滅黨の大事業を完成せんことを期し、現在河北省、山東省兩公署及北京天津

兩特別市及青島市公署の外、山西省臨時政府籌備委員會並に河南省自治政府を管轄し、行政、財政、金融、文化等各般に亘り其の刷新見るべきものあり、著

は我が作戦の進展に伴ひ、察南自治政府、晋北自治政府、蒙古聯合自治政府の三つの地方政權が相次で成立したが、之を統合

て、遂に三月二十八日南京に於て中華民國維新政府が五色旗の下に誕生し、北支と略々同様の組織と政綱とを以て進み、近き

- 行遮斷【二十六日】駐支英大使ヒューゲッセン氏負傷【二十九日】ソ支不侵略條約表發【三十一日】吳淞鎮占領
【二月】吳淞砲台陷落【三日】第七十二臨時議會召集【五日】第二次航行遮斷、寶山城占領、羅店鎮吳淞鎮間の江岸占領、飯田部隊軍工路西方に進出、海軍東沙島占領【十日】月浦鎮占領【十一日】津浦戰線馬廠一帶占領【十三日】上海市政府占領、上海、吳淞、軍工路聯絡完成、山西省大同占領【十五日】北支最高指揮官寺內大將、上海最高指揮官松井大將現地派遣到着の旨發表【十八日】保定攻略、津浦線滄州、綏遠、平地泉陷落【二十八日】劉行鎮占領【三十日】上海激烈な市街戦展開
△十一月
【二日】内蒙軍百靈廟占領【十日】石黑、坂西兩部隊により石家莊陷落【十四日】田中部隊綏遠歸家城占領【十八日】遠山部隊磁州占領、河南省境突破【二十三日】大

長期抵抗の作戦に腐心しつゝある。之が爲全國を數個の戦區に分ち、軍の大部を北支及中支の戦線に配置して銳意敗殘軍を收編改組するの他、新たに民衆を強制徴集して應急の訓練を施し、以て減耗を補充すると共に新軍の編成に最大の努力を拂つてゐる。然るに今日迄の損害多大なる上一般民衆の募兵に對する熱意は乏しく、殊に幹部の補充は困難で各師團の兵員は平均六千内外に過ぎず、従つて戦前の總兵力約二百餘萬は目下約半数に減少しあるものと察せられる。而かも兵器彈藥の補充は困難を極め、裝備は整はず、將士の士氣は衰へて全く戰意を失ひ辛じて既設の陣地帯に集合蟻踞しある狀況である。

之に對し蒋介石は専ら遊撃戦法を以て我軍の虚を衝き後方を攪亂することを努め、一は自軍の損害の軽減を圖ると共に、一は我が軍を疲勞困憊せしめ且つ其の占領地域の保持を困難ならしめて長期抗戰の目的を達成せんことを期し、之が爲或は民衆

やに察せられるものがある。殊に支那が最も頼りとしありし諸外國の援助は、豫期の如く活潑ならざるは支那當局の最も苦痛とするところ、長期抗戰の前途に愈々心細さを覺えあることを否定し得ない。

- △十一月
【五日】陸軍大部隊杭州灣敵前上陸敢行【八日】江灣鎮占領、蘇州方面の敵線限却【九日】太原城占領【十一日】南市突入【十六日】國民政府軍事機關を除く行政機關重慶、漢口、長沙へ移轉決定【十九日】富士井部隊蘇州入城【二十日】國民政府遷都宣言發表【二十五日】無錫占領
△十二月
【五日】上海大同市政府成立【八日】南京包圍態勢成る【九日】蕪湖占領、敵の退路遮斷【十日】南京光華門、紫金山占領【十二日】中山門、和平門占領、城内突入【十三日】南京完全占領【十四日】北京において中華民國臨時政府成立【十七日】南京入城式【二十三日】濟南進擊部隊黃河渡河【二十四日】杭州占領【二十七日】濟南占領

ならずして、世界の如何なる戦争とも其の本質目的を異にしてあるのである。日清、日露戦役の如きも實に東洋平和の爲敢然として降魔の利剣を揮つたものであることは周知のことである。況して國力の著しき進展に伴つては國是の向ふ所進んで邪惡を一掃し、冷く皇化を宣施すべき天業恢弘の聖戰を敢行せねばならぬ。一日之を怠らば必ずや邪惡の侵襲を見るのであつて、今日一見危殆に瀕しあらざるやの如き我が國防は實に此の聖戰によつてのみ之を完うし得るのである。滿洲事變は實に此の意味に於ける力強き第一歩であつた。支那事變も亦必然にその繼續である。蓋し東亞の事態は日清、日露兩戦役の頃以來累積せる國際的禍根によつて全く汚毒せられ、東洋の眞の平和を冀求する帝國の座視するに忍びざる状態に陥り、必然に爆發すべき運命に置かれてゐたのである。

建國以來八紘一字の大精神に基き、萬邦協和共存共榮の實を擧げて世界平和と人類の福祉とに貢獻するを以て、不動の國是とする帝國は、其の基礎として過去數十年來終始一貫東洋平和建設の爲に幾多の障礙を排除しつゝ健闘を續けて來たのである。而して現時に於ては日滿支の提携は東亞安定の絕對要道であり、帝國不動の國是たるは謂ふまでもない。従つて之に反し帝國に敵對する支那は勿論許し難きも、帝國の爲には絕對に侵略又は滅亡に至らしむべき仇敵にはあらずして實に救済輔導すべき友邦なのである。故に今日膺懲の軍事行動をなせるは、固より支那四億の民衆を敵とするにはあらずして唯暴虐の限りを盡して反省するところなき國民政府を打倒し、専ら新興政權を助成して之と兩國々交を調整すると共に更生新支那の建設を期するにある。斯くして明朗なる日滿支の提携が完成する曉は東洋平和は自ら確立し、皇道日本の理想は力強く顯現せらるゝに至るのである。

ソ聯邦が極力支那を支援し、且つ之が赤化に狂奔せるは、その信奉する共產主義思想によるもので、彼れは、過去の帝國主義的乃至は資本主義的國家の缺陷に鑑み、眞に世界平和を期するには各國が悉く其の國體と政體とを變革して共產主義化するにありとなして、極端なる政策を強行し、其の誤れる妄想の實現を期して人類史上嘗てなき一大冒險を敢行しつゝ、全世界を攪亂に導きつゝあるのである。之に對し、獨伊兩國は、共產主義を以て人道並に世界文化の敵なりとして敢然として蹴起し、茲に全體主義に立脚する強力指導政治を以て之に對抗し、之が帝國と共に防共の樞軸を完成して世界の平和維持に貢獻せることは周知のことである。然るに世界は斯かる思想的對立の他に別に深刻なる經濟的對立があり、所謂持てる國と持たざる國、現状維持と現状打破の兩勢力が單獨又は數ヶ國のプロックを形成して互に拮抗しつ

昭和十三年

- △一 月
 - 【十日】陸戰隊青島上陸【十一日】對支國策樹立の歴史的御前會議開催、濟寧占領【十六日】政府「爾後國民政府を相手とせず」の重大聲明發表【十七日】軍需工業動員法發動【十八日】川越大使歸朝命令發せらる【十九日】ドイツ政府の日支和平交渉斡旋經過發表【二十日】駐日支那大使許世英歸國【三十日】冀東政府臨時政府へ合流協定調印
- △二 月
 - 【二日】田代、倉林部隊鳳陽占領【三日】海軍陸戰隊芝罘占領【七日】中國聯合準備銀行條令發表【十一日】山西南部作戰を開始【二十三日】上海方面最高指揮官松井大將歸還を命ぜられ畑大將最高指揮官に親補【二十五日】南昌大空襲の敵機三十餘を爆破墜、同蒲線靈石總攻撃突破
- △三 月
 - 【六日】金岡快速部隊同蒲線終點蒲州占領、黃河渡河點風陵に進出、黃河以北平定【十日】中國聯

世界の各國が其の自利的國家方針に行詰りを生じ、此の世界的難局を招來せる今日、之を眞に打開匡救し得るものは最早や日本を措いては他にあり得ないのである。殊にこの未曾有の非常時局に當り、聖代の隆運に遇へる帝國は、從來比較的受動的立場にありし對世界關係に、今や積極的に乗り出すべき時機に際會したのである。従つて帝國は再び神武建國の大精神を奉戴し、深く自國の本質を認識すると共に、敢然として世界的使命に邁進するを要し、今次事變に於てはその實動の第一歩を力強く東亞に印しつゝあるのである。

作して國家の結合を強化し、愈聖戰貫途の一路に勇往邁進するのみならず、將來如何なる情勢の發生又は時艱の襲來に對しても微動だもせざる國防の根基を確立することに對し協力すべきである。國內に於ける個人生活の苦痛困難等は、かの身を君國に捧げてあらゆる苦難と闘ひつゝ、一死奉公の誠を致せる第一線將兵や、或は其の父兄弟等を戰場に送れる遺家族等の立場に想ひを致したならば、敢て意とすることに足らざるところである。長期戰に對する心構へは實に之等直接其の衝に當れる人々の上に思ひを致し其の心を以て心となし、之と其の喜憂、苦樂を共にする家族的精神の上に立つて眞に舉國一致億兆一心となり一途に國家目的の爲に奉仕するにある。斯くして克く聖戰の目的を達成し、東亞平和の基礎を確立するに至る時は帝國自體亦其の惠澤に浴し、輝かしき國運の隆昌と共に國家萬般の上に眞に國體

の眞姿を發現するを得、茲に始めて幾多從來の時弊を匡救し、併せて今次事變に於て拂ひたる絶大なる犠牲をも償つて餘りあるものと信ずるのである（陸軍省新聞班「支那事變一周年に際して」より抜萃）

空制と海制

果成の戦作りた々赫

- 合準備銀行開業【十七日】津浦線進撃部隊臨城占領、飯塚部隊揚子江北岸通州に上陸占領、谷川部隊崇明島上陸殘敵掃蕩【二十四日】國家總動員法案成立【二十六日】日華經濟協議會覺書調印【二十七日】福榮部隊台兒莊北角占領【二十八日】中華民國維新政府成立【二十九日】國民黨第六回全國代表大會開會
- △四 月
 - 【二日】臨時政府、維新政府兩首腦者北京で會見合流を協議【四日】ソ聯の支那空軍援助に對し重光大使嚴重抗議【六日】國民政府とアメリカ企業家間に招商局船舶讓渡商談成立【十日】陸軍機歸德上空で敵の二十四機撃墜【十三日】廣東で新銳敵戰機十五機撃墜【十九日】山東省南部要衝沂州占領【二十三日】事變最初の論功行賞【二十四日】揚子江北岸和縣占領【二十五日】靖國神社臨時大祭【二十九日】漢口上空で大空中戰敵の五十一機を撃墜【三十日】支那方面艦隊司令長官更迭、長谷川中將の後任に及川中將親補

海軍によつて完全に掌握されてゐたのであつて、劣勢なる支那艦隊の如きは、我に對して一指をも觸れることを得ず、空しく長江上流、或ひは廣東港内に蟄伏中、憐れも我が海軍の爆撃砲撃によつて撃滅の悲運に際會するに至つたのである。

事變當初から、黃浦江上並びに揚子江下流は、夙に我が艦隊の制壓下にあつた。これによつて我が陸戦隊並びに陸軍の戦闘をいかに有利に導き得たかは、まことに測り知るべからざるものがあつたのである。

又、今次事變の花形たる我が海陸の荒鷲は、制海の恩澤を離れて、果してよくかくの如き戦績を挙げ得たであらうか。さらに又、二千八百五十哩に亘る全支沿岸交通遮断も、我が儼然たる海軍の搖ぎなき制海権の基礎の上に立つてこそ、よくその全幅的效果を發揮し得るのである。

陸戦隊の戦闘

過ぎし日清、日露、日獨の各

戦役並びに前回の上海事變においても、我が陸戦隊は勇戦奮闘赫々たる戦果を収めたが、今次事變におけるやうな目ざましい奮闘活躍は、蓋し世界史上未曾有であるといへよう。

陸戦隊といへば直ちに上海戦を想ひ起すやうに、實に上海戦線における我が陸戦隊の勇戦奮闘は特筆大書して永く歴史を飾るに足るものといふべきである。

しかしながら、今次事變における我が陸戦隊の活躍は、ひとり上海戦に止らず青島、芝罘、威海衛、厦門、連雲港等支那沿岸要地の占領をはじめとし、東沙島、金門島その他戦略的要地たる諸島嶼を攻略し、一方我が長江遼江部隊の水路啓開と相俟つて、隨時江岸各地の作戦攻略に従事し、かの南京攻略戦にも寄與するところが大きかつた。

航空部隊の戦果

この間、數次に亘つて行はれた我が陸軍の敵前上陸に際しては、我が決死の陸戦隊が常に揚陸地點に先行して奮戦力闘、據點を奪取して陸軍の上陸を掩護したことは周知の通りである。

かの國際都市上海を戦場とする上海戦にあつては、當初寡勢なる我が上海特別陸戦隊員が、我に十數倍する敵大軍を邀へて孤軍奮闘、よく危機に抗し、その兵力に不相應な廣汎な守備線を死守して、敵大軍を撃退したことは眞に天佑といふか、奇蹟といふのほかにない。堅壘に據り猛威を逞しうした支那軍に對して。夙に現地にあつて日夜實戰的訓練を積み、實力の満を持して必勝の信念に燃えてゐた固有の上海特別陸戦隊を中核とする内地派遣及び艦船派遣の我が陸戦隊が、戦史上稀な市街戦を繼續すること實に七十餘日、遂に上海一帯の頑敵を掃蕩潰滅するに至つたことはこれ亦世界の驚異とするところである。

- 五月 五日 王克敏氏來朝【四日】淮河南方地區に待機せる我が軍は一齊に淮河を渡り徐州大包圍戰の火蓋を切る【七日】飯塚部隊阜寧占領【九日】蒙城占領【十日】厦門敵前上陸【十一日】厦門島攻占【十四日】黄河渡河部隊曹州占領、岩仲快速部隊隴海線遮断【十六日】南北兩軍握手【十九日】兩角部隊徐州城内に突入、徐州陥落。さらに大殲滅戰へ【二十日】海軍部隊連雲港占領【二十三日】徐州大會戰完了【二十四日】蘭封占領【二十五日】寺内、畑南北兩指揮官會見【二十六日】近衛内閣大改造、宇垣外相、池田藏相、荒木文相新任【二十八日】歸德占領【三十一日】漢口上空で敵機二十撃墜

- 六月 一日 中國南北兩政府が排日關稅の改正實施。廣東大空襲【三日】廣東空襲に英國抗議【四日】陸相更迭、後任に板垣征四郎中將親補【五日】開封陥落【九日】津浦線全通【十一日】支那軍が開封西北および鄭州北方で黄河の堤防を破壊す【十三日】ゲ・ベ・ウ極東長官リュシコフ大將が滿洲國に越境、保護を求む【十四日】廣西省桂林空襲【十七日】潛山占領【十八日】臨時、維新兩政府より將政權下の民衆に通電【二十日】海の荒鷲が油頭爆撃【二十三日】東部防衛司令官更迭、川岸文三郎中將就任。物資動員計畫案が閣議で承認され政府聲明を發す。わが陸戦隊が油頭港外の南澳島を完全に攻略し航行遮断區域擴大【二十四日】大谷尊由氏が北支開發會社總裁就任のため拓相を辭任、外相宇垣一成氏が拓相を兼攝、翌日親任式舉行【二十六日】南昌の空中戦で、陸海空軍が敵機二十八を撃墜。竹田宮恒徳王殿下が在滿部隊に御轉補、この日御赴任遊ばす【二十八日】海軍航空隊の精銳が南昌空襲【三十日】國家總動員會議會委員額觸決す。粵漢線樂昌驛爆撃。石鷄山中腹の王家牌樓陥落

決行して、全世界を驚愕せしめたのであるが、爾來我が海軍航空部隊はその翼を休める暇もなく、敵空軍の殲滅、敵海軍の撃滅、全支に亘る敵重要地點の軍事施設爆撃、軍事輸送機關爆破等を續行しつゝ、一方常に陸上戦闘に協力して絶大なる戦果を収めてゐる。我が航空戦がいかに敵戦力の破壊に役立つてゐるかは實に計量すべからざるものがあるといへよう。

五月中だけでも我が海軍航空部隊が北・中支方面で攻撃した延回数約千八百回、投下爆弾約九百餘噸に達した。そして事變以來五月三十一日までに敵飛行機に與へた損害は次の通りで、この間我が方の損害は合計八十四機であつた。

Table with columns: 擊墜 (Downed), 地上爆破 (Ground explosion), 確實 (Confirmed), 確計 (Estimated). Rows include aircraft downed, ground explosions, and confirmed/estimated counts for various operations.

北は滿洲國と支那の境山海關から、南は佛領印度支那との境に至るまで、蜿蜒二千八百五十哩に亘る支那沿岸の支那船舶交通遮断は、昭和十二年八月二十五日以來數次の宣言によつて續行された。この廣汎な海域を、限りある我が海軍艦艇を以て監視警戒するそのこと自體が既に至難の業

況である。即ち南支における我が海軍航空部隊のめざましい活躍がそれである。

今や交通遮断開始外國貿易は激減し、戦用資材はもとより衣服、糧食等國民生活必需品及び工業材料の缺乏により、物價は恐ろしく騰貴して國民生活はいよいよ逼迫するに至つた。輸出の杜絶は、農産物、畜産物、鑛産物等の捌口を失ひ、農民の生活をますます脅威し、鹽の輸入杜絶は多數民衆をいよいよ窮乏のどん底に追ひ込みつゝある現狀である。そして關稅鹽稅等の財源を奪はれた國民政府の財政はいよいよ逼迫し、在外正貨もやうやく固渇して來たといはれてゐる。

揚子江水路の啓開

我が長江遡江部隊は、昭和十二年十月中旬その活動を開始し、數十門の新式要塞砲を有する江陰砲臺をはじめとし、江岸隨所に隠蔽されてゐる掩蓋陣地の敵砲と激戦を交へてこれを粉碎し、或ひは敵艦、武裝戎克等

を屠りつゝ、機雷を掃海し、或ひは各地の閉塞線を啓開し、なほこの間、我が陸軍部隊の渡河作戦に協力してその上陸を掩護する等、八面六臂の活躍を續け遂に十二月十三日午後三時四十分南京前面に到達し、下關、浦口の要衝を占領して敵の唯一の退路を遮断し、陸軍部隊の南京攻撃に策應して萬餘の敵を江上に撃滅した。

南京攻略後も、我が江上艦艇は寸時の休みなく長江上流に向け進撃を續けて敵軍の渡河を断念せしめ、江岸の敵陣地を片つぱしから潰滅しつゝ、蕪湖に進み同十三年一月十日には早くも蕪湖上流約四十キロの荻港を突破して、六金剛鎮附近の敵前水路啓開を敢行し、同月十六日には敵が機雷敷設本部として南京より移轉した大通上流附近まで遡江を斷行し、漢口、南昌等から來襲した敵爆撃機を物ともせず點々として兩岸に連なる敵陣に對して銃砲撃を加へて敵の戦意を喪失せしめ、絶え間なき進撃を續けてゐたのである。

六月に入り、我が江上作戦部隊は戦機いよいよ熟せりと、猛然その威力を發揮し、十二日海軍航空部隊の協力により陸軍進撃部隊に呼應し、濁流を蹴つて安徽省城安慶に殺到、頑敵の抵抗を排撃しつゝ、敵前上陸を敢行し、隨所に激戦を展開、遂にこれを占領獲得するに至つた。さらに江上部隊は十四日安慶上流十數哩の敵要點を奪取し、漢口攻略の重大素因を作つた。

敵要地の占領

かやうに、江岸の頑敵を掃蕩し、且つ要所々々に沈置されてゐる機雷や沈船その他の障害物を除去しつゝ、眞に血を以て長江數千哩の水路を啓開する難事業は、帝國海軍によつてのみ能く成し得るところであり、古今東西の戦史にその類例を見ないところである。

ル、綿製品の標準最高小賣價格決定【二日】敵は望江西南三十キロの地點において揚子江の堤防を破壊し、望江市内水浸しとなる【四日】海軍航空隊の精銳が南昌の大空襲を敢行、地上の敵機二を爆破し、空中戦において五十二機を撃墜す。安慶上流の要衝湖口を占領。眞野部隊は奮戦して西楊村を攻略【五日】占領の湖口に入城式を行ふ【七日】聖戦一周年。優渥な勅語を賜ふ。各地に記念行事あり【九日】揚子江の作戦として湖口、黄石港間に散泊する外國船舶に對し、及川司令長官よりその自主的退避を要望【十日】帝國陸軍は、外人の生命安全、權益尊重のため、下記附近の戰鬪地域より、その立退きを要求す。信陽、漢口、揚子江、南昌、易河、徽州、長沙岳州【十一日】ソ聯兵がソ滿東部國境張鼓峰附近に越境し來たり爾後數日間同地と將軍峰を結ぶ線に進出、兵力を増加して陣地を構築す【十二日】事變下における軍隊教育部門の増大に連れ、軍令を以て教育總監部令を

占領した。この主要なものを擧げると次の通り。

- (イ) 昭和十二年九月三日、我が軍艦より派遣の陸戦隊は東沙島を占領した。
- (ロ) 同年十月二十六日、我が軍艦、驅逐艦より派遣の陸戦隊は金門島を占領した。
- (ハ) 同年十二月十一日、我が揚子江遡江部隊の驅逐艦より派遣の陸戦隊は尹公州に上陸、陸軍部隊と協力、焦山を占領した。
- (ニ) 同十三年一月十日、我が陸戦隊は敵前上陸を敢行青島を占領した。
- (ホ) 同年二月三日、我が支那沿岸交通遮断部隊の一部は陸軍部隊の進撃に呼應し陸戦隊を揚陸、芝罘を占領した。
- (ヘ) 同年三月七日、我が陸戦隊は威海衛に上陸、これを占領した。
- (ト) 同年三月十八日、我が江上艦艇は陸軍部隊の敵前上陸を掩護するとともに、

陸戦隊を揚陸して崇明島を占領した。

- (チ) 同年五月十日、我が陸戦隊は廈門島の東岸に上陸敵を撃破して十三日廈門全島を完全に攻略した。
- (リ) 同年五月二十日、我が有力なる海軍部隊は艦艇及び航空部隊掩護の下に、東連島並びに隴海線の要衝連雲港に陸戦隊の敵前上陸を敢行し勇戦奮闘を續け、遂に二十三日までに連雲港一帯の地域を占領した。
- (ヌ) 同年六月十二日、我が江上部隊は、海陸協同作戦により漢口の咽喉安慶を攻略した。
- (ル) 同年六月二十一日、我が陸戦隊は南澳島に上陸、二十三日同島を完全に占領した。

陸軍との協同作戦

今次事變に際會するや、我が陸海軍は完全に一團となつてよく有機的機能を發揮し、どの作戦行動も一つとして海陸協同の

意義を含まないものはないといつても過言ではなからう。

すなはち陸軍輸送船隊の護送、敵前上陸掩護、陸上戰鬪に對する海軍航空部隊、江上艦艇陸戦隊等の協力等がその主要なものである。特に數次の敵前上陸において海軍部隊の犠牲的行動は常に世界戦史に類例なき戦果を收めたのである。就中、昭和十二年十一月五日未明杭州灣北岸の強潮海面に濃霧を衝いて決行された敵前上陸は、急遽上海の死命を制する一大功績を齎したのであるが、その間輸送、警戒、偵察、鎗地進入及び上陸の直接支援等において刻まれた海軍部隊の苦心は想像に餘りあるものがある。

又海軍航空部隊の目覺しい活躍が、戦局の全般に對しては勿論、奥地に於ける陸軍の戰鬪に協力して多大の寄與をなした。あることは、近代戦の立體化として顯著な事實であるが、長江數千哩の大河が存在して、我が海軍艦艇の活動を可能ならしめ

支那事變回顧

つゝある事情が、支那大陸の奥地においても、海軍艦艇並びに陸戦隊と陸軍との協同を可能ならしめてゐる所以であるといふことが出来よう。

波瀾の外交展開

▲▲▲事變の舞臺裏を覗く▼▼▼

今次の事變を繞つて、その動向が重大視されてゐるのは、支那において最も多くの權益を持つて特殊な關係を持つてゐる英國をはじめとして、抗日人民戦線或ひは國共合作の出現を利用して支那の赤化を企圖し、これに對して積極的な援助を與へつゝあるソ聯邦及び佛ソ同盟以來人民戦線派の指導者であり、また南支において多くの利權を持つてゐる佛國等の支那に對する態度である。また日獨協定から、日獨伊三國協定に擴張された歐亞大陸を貫く大防共陣營の結成に参加してゐる獨伊の日本に對する支持と、中立法を繞つて微妙な動きを見せつゝ、中立の

それにつけても、詮じつめれば、これ亦制海權の恩澤に外ならないことを銘記すべきである(海軍省海軍軍事普及部一週報より抜萃)

態度を堅持してゐる米國の動きは、事變の進展に對して、大きな影響を與へてゐるのである。英國は、事變の勃發した當時、恰も一方に日英の國交整調の豫備交渉が進められてゐた際であつたので、極めて慎重な態度を保持し、米佛ソ等の各國と聯絡して、事態を擴大させぬために、日支間に調停せんとする意向を洩したのであつた。しかし我が方の、斷乎たる第三國の介入を拒絶する決意をみて、一應靜觀的の態度を採つたのであつたが、その後、事態が發展して戦局が上海に擴大するに及んで、上海の中立化案を提示したのであつた。さらに事態が進んで、南京の爆撃が行はれ、支那側が聯

盟を動かして日本を牽制せんとする策動を行ふと、英國は支那側を支持して國際聯盟會議から進んで九國條約會議にまで持つて行つた。

しかし、聯盟會議も九國會議も、我が方の斷乎たる態度と獨伊の支持とによつて、何等の成果を得るに至らずして有耶無耶に終つたのであつたが、英國の對日共同戦線政策は、依然として續けられ、南京陥落に際して發生したパネー號及びレディバード號の爆撃事件に對しては、切りに英米共同戦線が強調され、また、廣東空爆問題に對しても、調査委員會の設置を提唱してゐるのである。

滿海、空軍聯合して漢口防衛の最大據點たる九江を占領して入城。太湖縣城もこの日陥落す。ソ聯越境部隊への軍使二名は長嶺子に歸着す【二十八日】支那事變第二次論功行賞發表【二十九日】問題のソ滿國境張鼓峰北方長池方面にソ聯兵數十名が國境を越えて侵入、不法發砲の舉に出づ、わが警備兵應戰して撃退す、この日、張鼓峰北方沙草峰附近にもソ聯兵約十名越境、わが警備隊に撃退さる【三十日】張鼓峰、北方高地に陣地を構築中のソ聯部隊は夜中砲兵の掩護射撃にて戦車を伴ひて來襲、わが軍善戰して翌朝までにこれを撃退す。

に交渉が進められたのであるが、この邊は、英國一流の實利的外交の現はれとして注目された。しかも、二月にはイーデン外相の辭任をみ、從來の理想主義外交が清算され、英伊協定の實現を見る等、幾分の變化を來したとも見られてゐるのである。(外務省情報部發表の抜萃)

創資諸

積本立

立金金

明治六年
五千七百五十萬圓(拂込濟)
七千四百五十萬圓



株式會社 第一

銀行

北海道内
支店所在地

- 函館支店
- 小樽支店
- 札幌支店
- 函館市末廣町
- 小樽市色内町
- 札幌市南大通

内國一般業務
外國爲替業務



株式會社

三井銀行小樽支店

小樽市色内町七丁目七番地
電話三番、一五五番、一五六番
振替貯金口座小樽三番

北海道

北海道は、面積五千七百五十方里餘であつて、臺灣・樺大及び四國を併せたるものに伯仲し、千島列島を除くも尙東北六縣に新潟縣を加へたるものに匹敵する。海岸線は延長一千三百五十五里で、到る處に魚介海藻が豊富であり、世界有数の漁場を控へて、その名は夙に高く、地勢は概して平潤にして地味は豊沃であり約二百五十萬町歩の農牧適地を有し、加ふるに千古斧鉞の入らざる森林と各種礦物の富を藏してゐる。世人或は本道の氣候寒冷なるを恐れるが、これを歐洲各國の緯度に比較すれば優位にあるのみならず、農産物の豊穰と住民の健康とは氣候風土の好適なる事實を證明してゐる。

開發は遠く七百年前にその曙光を見たが、その功程は特に見るべきものなく、無盡の寶庫は堅く鎖されて荆棘徒に蔓る様な状態であつた。然るに王政維新の宏謀によつて、明治二年開拓使の設置を見るに至り、開拓の基礎こゝに創めて樹立され、爾來七十年、その進捗は寔に顯著なるものがあり、殊に歐洲戰亂の影響は絶大の好況を齎して各種産業界に記録を遺し、新企業の興隆その他諸般の事象に一大變革を來し、更に我が國における人口食糧問題の提唱と共に、朝野齊しく本道の拓地

殖民の有望なるを注視するに至つた。然るに昭和に入るとや全世界に互る經濟界の行詰りは年を逐ふて深刻となり、従つて一般産業界を梗塞し、拓殖途上に在る本道に對しても一大衝撃を與ふるところとなつた。加ふるに昭和六・七兩年においては移有なる凶作並に水害の創夷を蒙り、同八年は豐作豐漁によつて小康を得たが、更に同九・十兩年において、復も道内の大半に互り凶作を見るに至つたこの時艱と災厄の渦中に在つて、對外爲替關係は頗る有利に展開し、これに乗じて本道特産品の海外進出状況は頗る顯著なるものがあり、又、國內市場においても昭和九年以來金・石炭・木材・乳製品・雜穀及び水産物等が盛に躍進し、殊に同十一年は、一般産業の振興擴充に一段の迫力を加へ、拓殖の前途に大なる光明を放つた。

人口は昭和十年國勢調査の結果に依れば三百六萬八千人に達するに至つたが、その密度は今尙、府縣中最も疎なる岩手縣の約半數に過ぎない状態であるから、海陸共に各種資源の豊富にして開發の餘地頗る大なるものと相俟つて、前途益多望なりと言はなければならぬ。

胃腸・栄養に

わかめと

【適應症】

各症食慾不振、腸胃内異常酸酵、胃腸カタル、胃酸過多症、胃アトニー、胃擴張、常習便秘、宿醉、結核、貧血、流行性感胃、浮腫、糖尿病、神經衰弱、脚氣、各型栄養障碍、發育不全小兒、綠便、粘便、下痢、惡阻、乳汁不足

各地薬店ニアリ……三十日量 一圓六十錢

會の兒育と養榮・京東・元賣發

開道七十年記念行事

北海道廳では、開道七十年の記念日たる昭和十三年八月十五日、朝野の名士並に草創時代に貢献した屯田の老勇士その他五千名を札幌市郊外圓山公園に招待の上、先づ開拓功勞者奉齋殿の鎮座祭を執行し、引續き靈前において歴史的記念式を舉行した。それより道會議事堂に席を改め、屯田兵として往年活躍した人達の選奨を行ひ、夜は札幌市公會堂で關係諸名士の意義深き記念講演會を催した。なほ開拓當時を偲ぶ古老の座談會は十四日夜、豊平館において行はれ、貴重な開拓秘話に賑つた。

奉齋殿の祭祀
奉齋殿は拓殖に功勞あつた物語者の諸靈を祀るために、道廳が地方費を支出して圓山公園内に新たに造營した記念事業の一つである。

奉齋殿の祭祀

奉齋殿は拓殖に功勞あつた物語者の諸靈を祀るために、道廳が地方費を支出して圓山公園内に新たに造營した記念事業の一つである。

記念日當日は、午前九時からその鎮座祭に引續いて例祭を行ひ、石黒長官の祭辭奏上、玉串

記念式典

開道七十年の記念式典は、奉齋殿の祭祀に引續き、その神前において午前十一時から舉行、先づ宮城を遙拜して國歌を齊唱、開拓に關する優詔並に御言葉の奉讀あり、本道の開拓に寄せ給うた御歴代天皇の深き大御心に一同感恩の念を新たにされた。それより皇軍の武運長久を祈願して暫し黙禱を捧げ、同時に戦線へ感謝激勵の電報を打つた。石黒長官は恭々しく式辭(左記)を述べ、

近衛首相(留岡道廳總務部長代讀)末次内相(道廳坂地方課長代讀)道外來賓代表元内相潮惠之輔、元北海道長官中村純九郎、道内貴族院議員代表金子元三郎、道内衆議院議員代表木下成太郎、道會議員代表村上元吉、市長代表河原直孝、町村代表吉田貫一氏等來賓有志の祝辭があり、參會者は晝食を共にして慰問ばなしに耽つた。

優詔を賜ひて北門開拓の丕基を定め給ひ次で開拓使長官東久世通禧に對しても特に御沙汰書を賜うて開拓の三大指標を昭示せさせ給へり
爾來七十年官民一致 聖旨を奉じて北邊を固め地を拓き産を殖して遂に今日の隆運を見るに至れり、是れ偏に無邊の皇澤の賜なりと雖も此の間不撓の努力を開拓に效せる先人の勞苦を思ふ時眞に感激に堪へざるものあり
由來本道は國防上極めて重要な地位を占むるのみならず海陸の資源亦頗る多く北門を守護し未發の寶庫を開きて國家の進運に貢獻するは吾等道民の重責たり 是を以て昭和十一年秋 天皇陛下本道行幸の御 畏くも開拓に關し優渥なる 大御言葉を下し賜ふや道民齊しく無上の光榮に感激しその責務の至大なるを思ひ倍々開拓の進歩を期し以て聖慮に副ひ奉らんことを誓へり而も今次事變を契機として本道は一大躍進の時機に際會し

非常時下に處すべき使命も亦愈々重大を加ふるに至れり

時當に外には忠勇の將兵懸軍萬里異域に皇威を宣揚し内には國家の總力を擧げて國難に赴くの秋に際し開道七十年を迎へて光輝ある過去の業績を偲び轉た感奮興起極まりなし

依て我等道民は本日を下し爰に嚴肅にして簡素なる記念式典を舉行し彌々開拓の 聖詔奉行の誓を固め先人經營の跡を尋ね益々屯田兵魂を現在に生かして北門の守護を強化し盛に物心兩方面を開發して積極進取大に海外に飛躍し以て皇謨奉宣の重責を完らせんとを期す

屯田老勇士選奨

屯田兵村の創始に奔走をした現存の老勇士は、記念日現在、將校八名、下士百七十名、兵は二千名に近かつた。即ちその現住地方別人員は、

- 石狩 一三 網走 五三
- 空知 五八 宗谷 二三

開道七十年

- 上川 留萌 三三
- 後志 札幌 一三〇
- 檜山 小樽 一八
- 渡島 函館 五
- 胆振 旭川 二二
- 日高 釧路 三三
- 十勝 室蘭 二
- 根室 帯広 二〇
- 根室 計 二、七

以上の如くであつたが、當日招待に應じて出席した關係者は、將校以下六百九十九名だつた。表彰式は、記念日當日午後二時から、道會議事堂において舉行された。第七師團長代理財部部長以下軍民多數の列席あり、石黒長官は、左記代表者へ感謝狀並に記念の木杯を贈呈して、この人達が遺した不滅の效績を讃へ、財部部長大佐の感謝激勵の祝辭、屯田兵代表安孫子倫彦翁(札幌郡琴似村在住、歩兵中尉)の答辭があり、開拓の老勇士は大いに面目を施した。

- △札幌市 歩兵准尉眞鍋喜三
- △函館市 込山忠一△旭川市 歩兵少尉松野萬壽△室蘭市 歩兵少尉松野萬壽△室蘭

記念講演會

記念日當夜午後七時半から記念講演會は札幌公會堂において開催された。元内相潮惠之輔、王子製紙會社社長藤原銀次郎、男爵佐藤昌介、道廳長官石黒英彦諸氏のメモバードつた。諸名士はそれらの立場において、開道七十年の歩みと今後の進路について講演したが、偶々樞密顧問官伯爵金子堅太郎翁が相州葉山の別荘からマイクを通して放送された「記念日の感想」は中絶されて、滿堂の參會者をはじめ三百萬道民に多大の感銘を與へた。金子伯爵は、道政の進展

古老の座談會

記念日の前日、十四日午後六時から石黒長官の司會で古老の座談會が豊平館にひらかれた。參會者は

- 元北海道長官中村純九郎、元内相潮惠之輔、王子製紙會社社長藤原銀次郎、男爵佐藤昌介、貴族院議員金子元三郎、民政黨支部長代議士山本厚三、政友會支部長同木下成太郎、屯田兵中尉安孫子倫彦、

道會議長村上元吉、札幌商工會議所會頭大瀧甚太郎、元旭川市長奥田千春

以上の諸氏だつた。佐藤男爵がトツプを切つて農業發展史を一席やり、ついで木下代議士の政界秘話、潮元内相の拓計豫算、安孫子翁の屯田兵の苦心談など思ひ出の座談に夏の夜を更かした。

記念刊行物

北海道廳では、この歴史的盛典を記念して「開道七十年」と題する冊子を編纂の上、記念式参列の來賓その他へ贈呈した。

右は既刊の北海道史は大正末期までしか収録して居らなかつたので、これを敷衍した菊版二百六十六頁の拓殖史で、巻頭は皇室と北海道篇で飾つたものである。

起稿者は、先きの道史編纂者だつた現旭川廳立高等女學校森教授で、校閲者は北大高倉助教と道廳囑託橋兩氏である。なほ道廳では、北海道の産業と風景宣傳の記念繪はがきもつくり

諸方面へ配付した。

記念展覽會

北海道廳では開道記念日を中に挟んで八月十二日から十六日まで札幌市丸井デパート六階において豪華な記念展覽會をひらいた。歴代長官の肖像をはじめ故黒田長官の往復文書、故松本判官の遺墨その他開道を記念する文獻が澤山出陳され、思ひ出を深めた。

開道小史

鎌倉時代から

徳川時代まで

北海道は往時蝦夷地と稱せられ、アイヌ人の居住したる地であつて、齊明天皇の朝、阿部比羅夫が、勅を奉じて前後三回に互りこれを征討し、政所を置いたといふが詳かでない。而して平安朝時代にも朝貢があつたが、鎌倉時代に至つて移住者漸く多く、渡島半島の沿岸に占據し、これを渡り黨と稱した。

是等は敗戦遁竄の武士を主とし、奥羽北陸地方の商賈漁夫にして險を冒し利を得んとして來航せる者も尠くはなかつた。然るに、この時代は蝦夷の勢頗る強く、康正二年遂に蜂起して和人を壓倒するに至つたが、武田信廣蹶起してこれを平定し、五世の孫、松前慶廣に至り、大名に列せられて福山に居城しはじめた。こゝにおいて領内を、東は龜田、西は熊石を限つて和人の居住地とし、その他の蝦夷地と區分し、沿岸の漁場はこれを同藩の知行地として割當てた。

その後、幕府は再び全地を松前藩に還附してこれが支配に當らしめたが、安政元年箱館開港のこと定まるや、福山附近を松前藩領、東西北の蝦夷地はすべて幕領として箱館奉行を置いてこれを直轄經營し、奥羽六藩をして全島を分領防衛せしめた。

開拓使と三縣時代

維新の安謐成り、明治元年三月、明治天皇蝦夷開拓の議につき御諮詢あらせらるゝや廟堂諸卿の熱意溢るゝ建言により、こゝに北門の防守竝に拓殖上、蝦夷地經營の極めて急務なるを認められ、同年四月箱館裁判所(後に府と改稱)を開設し、清水谷公考を總督として治めしめ、經費實現の第一歩を印した。然るに間もなく榎本武揚の率ゆる舊幕府脱走軍の來襲するところとなり、全島を占領すること半歳に互つたが、同二年五月この叛亂全く夷ぎ、政府は更に 聖旨を奉じて蝦夷地開拓の方針を定め、六月議定鍋島直正を蝦夷開拓督務に任じ、畏くも 明治天

皇は同年六月四日左の優渥なる詔書を鍋島に賜はり、任の大にして且重きを激勵遊ばされた。

詔

蝦夷開拓ハ 皇威隆替ノ關スル所一日モ忽ニス可ラス汝直正深ク國家ノ重ヲ荷ヒ身ヲ以テ之ニ任センコトヲ請フ其愛國濟民ノ至情 朕嘉納ニ堪ヘス獨恐ル汝高年遽ニ殊方ニ赴クコトヲ然レトモ 朕之ヲ汝ニ委ス始テ北願ノ憂ナカラシム仍テ督務ヲ命ス他日 皇威ヲ北疆ニ宣ル汝方寸ノ間ニアルノミ汝直正懋哉

斯くていよゝ、同年七月開拓使を置いて北門經營の緒に著いたが、八月二十五日鍋島の辭任となり、東久世通禧開拓使長官に任ぜらるゝや、再び左の如き優渥なる 御沙汰書を賜はつた。

鎖鑰嚴ニ樹立シ 皇威御更張之基ト可相成様勉勵盡力可有之旨 御沙汰候事

こゝに蝦夷地は北海道と改稱せられ、十一國八十六郡に分ち、東久世長官函館において開拓の事務を總理し、札幌・根室・宗谷に出張所を置き、これに判官を派遣し、更に省・府・藩・寺院等の支配地を設けた。

次に札幌の地を相して開拓三神の奉遷及び官衙、市街地の創設を計り、本府の築造成ると共に、四年開拓使廳を札幌に置き、札幌は始めて全道行政の中心地となつた。又、同年六月、次官黒田清隆米國農務局長ケプロンと専門技師數十名を雇聘して歸朝し、廣く内外の情勢を參酌して開拓の方針を定め、省・府・藩・寺院の支配を罷めて開拓使の所轄に統一し、明治五年以降十箇年間に總費額一千萬圓と外に本道の租税その他の収入を擧げて開拓經費に充つるの計畫を樹てた。然るに創業の際とて施設すべき事業多くして歳額足らざるを以て、更に兌換證券二百

五十萬圓を發行し、且、大藏省より百五十萬圓を措入れて海陸運輸の改良、各種官營工場の新設、産業の發達及び農工商漁業移民の保護を計り、函館・札幌間の道路を開鑿し、室蘭の港灣を修築し、又、大いに札幌經營を行つた。如上の施設は概ね米國に則り、規模廣大にして頗る觀るべきものあつたが、事業と實效と相伴はざるの憾あり、こゝにおいて明治七年大いに經費緊縮の方針を探り、専ら興産の方法を講ずる共に農漁業をはじめ、商工業の獎勵發達を期し、民力の涵養に努むることになつた。翌八年ケプロンは幾多の業績と開拓に關する啓蒙的示唆をのこして歸國した。

明治十一年には起業公債約五十萬圓の下付を得て幌內炭山の開掘に著手し、同十三年小樽を基點として鐵道を敷設し、又、開拓に即したる教育の實際化を圖るため、米人クラークを聘して札幌農學校の創業經營に當らしめ、その他の學校を創始し、且、各地における屯田兵村の設置、或は貿易の擴張等、各方面に互つて施設するところ尠くなかつた。

これより先、明治九年七月、明治天皇奥羽御巡幸の砌、開拓草創の本道に御枉轡を忝うして鳳駕を函館・五稜郭及び七重官園に進めさせ給ひ、孜孜として北疆の開拓に勵み來れる官民は茲に齊しく 皇恩の無窮なるに感激した。

更に、明治十四年八月三十日再度 龍駕を迎へ奉る無上の光榮に浴した。

明治天皇は小樽・札幌・千歳・白老・室蘭・森・七重・函館等の各地を九日間に互つて御巡幸遊ばされ、具さに開拓の狀況竝に風土民情を體はせられたるをもつて、人民はいよゝ、聖恩の忝けなきに感泣し、普天の下率士の濱惟れ玉土たるの信念に燃ゆるに至つた。

明治十五年に至り、十年計畫の終了と共に、開拓使を廢し、新に函館・札幌及び根室の三縣を置きて一般行政を司らしめ、殖民・山林・農牧場・札幌農學

校等はこれを農商務省に、工場・炭山・鐵道等は工部省に、屯田は陸軍省にそれ／＼移管し、翌年更に農商務省に北海道事業管理局を置いてこれを統一管理せしむることとした。然るにその主管事務は開拓使の業績を墨守せるに過ぎざるのみならず、三縣一局に分れたるがため、各廳の統一連絡を欠き、往々にして事務の滯滞を來し、拓殖事業も不振に陥るを免れなかつた。

道廳時代

明治十九年三縣一局を廢して北海道廳を設置し、拓殖及び行政全般の事務を綜合統一してこれに屬せしめ、行政事務の簡捷に努め、もつて行政費の節約を圖ると共に、拓殖に關する經費を増加し、専ら拓地興産に竭すの方針を採つた。即ち、移民の直接保護を廢して間接助長の政策を主とし、道路の開鑿・地形の測量・殖民地の選定・水産及び鑛床の調査・水産税の輕減・出港税の廢止及び官貸金の整理等を斷行し、又、官營諸工場を拂下げ、上川原野の開發等を計

畫し、或は炭礦鐵道の建設助成をはじめ、有望なる新設事業を補助する等、よく時代の趨勢に適應せる拓殖事業を施行し、その發展を企圖した。

明治三十年には道廳官制を改正し、郡役所を廢してこれに代ふるに支廳を置き、同三十二年函館・小樽及び札幌に區制を施行し、翌年、大野村外十五箇村に一級町村制を實施し、又、翌三十四年に至り、北海道會法及び北海道地方費法を、同三十五年には石狩町外五町及び札幌村外五十五箇村に二級町村制を實施し、時勢の進運に伴ふ行政施設及び自治制度の促進を見るに至り、又、此の年はじめて本道より衆議院議員を選出した。

明治三十四年所謂北海道十年計畫成り、國費と地方費とを分離して併行翼進の策を定め、十箇年間に國費三千三百四十一萬圓を支出するの事業計畫を樹てたが、幾何もなく日露戰役に際し、非常時國家財政の關係上、經費の節減に因り豫定の成績を擧ぐるを得なかつた、こゝ

において明治四十二年所謂第一期拓殖計畫を樹立し、翌四十三年度より毎年確定支出額として二百五十萬圓及び本道における政府の歳入増加額を加へ、一箇年度の支出額は五百萬圓を超過せざることとし、十五箇年を期して總額七千萬圓を國庫より支出し、専ら拓殖事業の進展を圖ることとなつた。

大正十一年において札幌外五區の市制實施、翌十二年における戸長役場の廢止、後、更に昭和二年一・二級町村制の改正等によつて、自治行政は、いよいよその擴張を見、時勢の進運に伴ふ様になり、次で翌三年には普通選舉法に依る第一回衆議院議員選舉及び道會議員の選舉を見るに至つた。

叙上の如く、拓殖及び行政は著しく進展し、且、整備するに至り、これに伴ひ各種産業及び文化の發達は實に刮目に値するものあり、本道の地位は國家的に益重要性を加ふるに至れるをもつて、從來の業績に鑑み、更に將來幾多の施設經營に俟つべ

叡慮に基づき、本道開拓の大業、その緒に著きて以來、こゝに七十年を閲し、時勢の推移と經營の消長によつて、拓殖の趨勢は時に一張一弛ありしを免れなかつたが、官民一致協力、遂に今日の隆昌を見るに至つた。明治六年僅に三萬四千餘戸、十六萬八千餘人だつた人口は、今日世帯數五十五萬五千、三百九萬六千餘人の約十八倍とな

り、明治五年二千餘町歩に過ぎなかつた耕地は、昭和十三年一月現在九十八萬三千餘町歩、即ち四百八十六倍に激増し、又明治十九年、北海道廳設立當時一十萬圓に満たなかつた本道の總生産額は、七億千八百三十餘萬圓へと七十八倍の飛躍を示し、國策の遂行上重大な役割を勤むる寶庫とはなつた。



開道七十年の祝典で偲ばれるのは、開拓者の偉業である。回顧すれば徳川中世以後、露人南下の外寇さわぎに刺戟されるまでは、世人に無關心な蝦夷地であつた。況んや千島や樺太に至つては、領土の觀念すら、はつきりして居らなかつたやうである。この事は元祿十三年、幕命

によつて松前藩より提出した御國繪圖を見ても、凡そ其の認識の程度が領かれる。然るに最上徳内をはじめ近藤重藏、間宮林藏、松浦武四郎など探險家の手に、先づその地理が究められ、近藤の如きは樺提にあつた露人の十字架を倒して「大日本惠登呂府」の木標を建

るも、その間、政變その地の事情に因り、未だこれが解決するに至らないが、政府は昭和十一年度以降、拓殖費豫算の編成において、實質的に改訂事業を施行して居る。

空前の盛儀

昭和十一年秋、本道開拓以來始めて陸軍特別大演習の御盛事をとり行はせられたのであるが、同時に各地方へ行幸あらせられ、親しく拓殖の實情を察せられしことは、寔に畏れ多いことであつた。

畏くも、今上天皇陛下には、九月二十六日御召艦より室蘭市に御上陸遊ばされ、續いて聖駕を旭川市・釧路市・根室町・帯廣市・大樹村十勝拓殖實習場及び拓北部落・札幌市へ進めさせ給ひ、十月二日より四日間、石狩原野に於ける陸軍特別大演習を御統裁あらせられた。而して六日より十二日まで札幌市及びその附近においては、北海道廳種畜場・札幌神社・札幌控訴院・北海道廳・林業試験場・工業試験場及び農事試験場・北海道帝

てた。岡本監輔は樺太における先人の足跡を、遙かに凌駕して、島の北端ガウトに天照皇大神を祀るなど、大いに國威の宣揚に努めたものである。又、伊指忠敬は、その遺業を繼げる門人岡宮林藏と共に、殆んど完全に近い蝦夷地の地圖を、完成した。

その後、開拓使は、北蝦夷(樺太)の經營は抛棄したが、南蝦夷(北海道)の防備と開拓については、民間にも多くの先覺者が現はれて、爲政者を援け、中には明日の施設を論じて、忌諱に觸れる卓見家もないでは無かつた。

元祿年間、早くも奥地に渡航の上、阿寒山麓を耕した佐藤信景の如きもそれであつた。彼等山伏の姿をした國士の一團は、結局、内地へ追放されたが、その後、渡島に移民を入れて開拓に従事した庵原齋齋等は、奉行から表彰されてゐる。

拓地殖民の功勞では、伊達邦直、伊達邦成兄弟や、片倉邦憲の事績が大きい。三氏共に、舊

りだつた。

男爵三井八郎右衛門父子の事業は、殖産興業の頁に光つてゐる。井上角五郎氏や、藤原銀次郎氏なども、實業方面に貢献した効績は大きい。

斯くして開拓草創の恩人達の氣魄は、遂に今日の北海道をつくりあげた。開道七十年の盛典に當り、上皇室の御稜威の洪大なるを仰ぎ、先覺者の輝く治績をこゝに収録して衷心から感謝の熱意を捧げる。

功勞者の略傳は、明治二年八月十五日、蝦夷を改めて、北海道と稱したその時を限界として、それを開道前と開道後に大體分類をしたが、その他の順位は不同である。

開道後

島義勇

安政年間、箱館奉行堀利源に隨つて東西蝦夷地並に樺太を巡視し、明治二年開拓判官に任ぜられ九月着任に際し、開拓の祭

開道七十年

伊達藩の支藩であつた。戊辰の騷擾に、舊臣達を連れて、それぞれ移住を決定し、當別、伊達、白石の草創に成功した。

又、拓殖の第一義たる道路の開鑿にあつては、近藤重藏の高山道をはじめ、鈴鹿甚右衛門、長坂庄兵衛等の西蝦夷太田、狩場の兩山道など、如何に社會を益したことが知られなかつた。東本願寺の手に成つた有珠、札幌間の街道の如きは、その尤たるものである。

海運の方面では、高田屋嘉兵衛の効績を忘れることは出来な。と同時に、洋式船舶の建造に範を示した續豊治の功勞も多かつた。又、中川五郎治といへる通詞(通譯)は、擧げて露人の捕虜となり、彼の國に拉致されるや、種痘の方法を見習つて歸り、文政年間早くも箱館で施術して、多くの人命を救つた。爲政者としては、羽太正養、竹内保徳、堀川照、村垣範正等の名奉行をはじめ、傑出した判官島義勇、松本十郎等の奔走を多とする。降つては開拓使の黒

神を奉じて渡道、錢函に開拓使假廳舎を開き、雪を冒して札幌に入り、鋭意本府の經營を創めて、今日發達の基礎を樹てた。その勞效洵に欽仰に堪へない。

義勇は佐賀藩鍋島家譜代の家臣の家に文政五年九月出生、江戸に出て陽明學を修め、藤田東湖等の國士と交つた。戊辰の役には佐賀藩の海軍軍監から、大總督府の軍監に進み、東北征討に功あり、その開拓使に出仕したの、藩主鍋島直正が最初蝦夷開拓督務に就任した縁故からである。

義勇は、忘れることの出来ぬ札幌開府の恩人で、今、アカシヤの街の鋪道を歩いて、その躍進振りを見る時、故人の恩恵を思はぬわけにはゆかない。その功績を不朽に傳へる紀功碑は、郊外の圓山公園に建つてゐる。

島判官の施政は、遠い將來を見通して大規模の施設を敢行し時の開拓長官東久世通禧は費用の點で政府との板挟みに遭ひ、いつも閉口したといふ。義勇は

田清隆、屯田の永山武四郎などの功績を、泌み思ふのである。そして我等道民が深く銘記して忘れることの出来ぬのは、明治大帝が、蝦夷開拓督務鍋島直正に賜つた北門鎖鑰開拓の御聖勅である。

鍋島長官の股肱、島判官は開拓使の本府を、石狩國のうち、夷名サツポロ(乾いた大きな原野)の地と定めた。當時居住するの地はアイヌ計りで、和人の住家としては、豊平川に渡り渡世をする二軒のみだつた。

判官は、明治二年、嚴冬を冒して市街の創設に着手した。その設計は、先づ豊平河畔から今の圓山まで、幅四十二間の幹線道路をぶつ通してこれを大通りとし、北を官廳街、南を民家の敷地に充て、圓山に神域を選定した。これその奉持して來た鎖道の神靈を先づ奉齋せんがためであつた。

開拓使本廳の豫定地は、現今の道廳構内よりも遙かに廣かつた。その當時としては、全く思ひ切つた都市計畫である。併し

明治三年四月大學少監に轉じ、四年侍従となり、六年九月秋田縣令に任ぜられて間もなく退官、爾來東京に浪人をしてゐた。偶々、大西郷等の征韓論は、岩倉大使の歸朝と共に御前會議で敗れ、西郷をはじめ副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平等の各參議は袂を連ねて辭職し、再び物情騒然の世の中となつた。そして板垣、副島等は廟堂に立つ一派の專横を制せんとて、民選議院の設立を唱道し、江藤新平は郷里佐賀に歸つて、同志と共に熾んに征韓の持論を高調した。世にそれを征韓黨といふ。別に新政を喜ばぬ同縣人の一團は憂國黨を結んで騒いだ。

明治七年二月、島義勇は郷黨の騒ぎを心痛して歸郷の途にいたが、偶々その道中において、佐賀縣令岩村高俊(開拓判官岩村通俊の令弟)が彈壓のため鎮臺の兵を動かすのを見て、大いに怒り、歸郷と共に、推されて憂國黨の首領となり、江藤新平と謀つて遂に兵を擧げ、縣廳を

幾何もなく、函館地方から募集した商賈その他の移住民は、二百戸に達し、どうやら街の體裁を爲すに至つた。現在の區劃井然たる大市街は、岩村判官が、島氏の腹案を、踏襲してやつたものである。

黒田長官は、拓殖の根本方針を農業に置いた。そして開拓に必要な研究と人材養成のため、大學程度の札幌農學校を開設し、そしてその頃、廣大な未開地の開鑿に成功しつゝあつた北米合衆國から、顧問や教師を招聘した。農政學者のケブロン、教育者クラーク、鐵山技師ライマンなどそれである。彼等は、産業の指導に献身し、本道開發の基礎を明示してくれた。

永山將軍の指揮した屯田の治績も、特筆、大書せねばならぬ。即ち前後廿四年間に、全道の要衝六ヶ國に廿七ヶ兵村をつくり、七千三百餘戸の移民を迎へてゐる。屯田の移民は一朝有事の際、訓練ある將兵として戦線に出で、西南の役の時など、内地鎮臺の勇士に劣らぬ働き振

占據した。その徒二千五百餘名。

その時、義勇が式部寮へ送つて、執奏を乞ふた上奏文には、萬機公論に決すべき新政に、奸臣專横を極め、有功の士を斥けて、無賴を擧げ、權謀術數を事とする。今、鎮臺の兵を發して佐賀を伐つ。忠良なる肥前肥後より始めて應ては元勳の薩州、土州に及び申さん。仍つて從四位島義勇は止むなく暴兵を撃攘した。この上は叡慮を内政に加へられ、外は不逞の朝鮮を御征討あそばし、將來は支那、魯西亞その他も我が臣僕とせらるゝやう聖慮を仰ぎ奉る。

旨認めであり、江藤前參議が奏開を乞うた式部寮宛の書面にも大同小異のことが書いてあつた。政敵大久保參議は自ら買つて出て鎮撫に乗出し、朝廷は嘉彰親王を征討都督として討伐の軍を差し向けられた。賊徒は大敗し、新平は土佐にのがれて縛につき、義勇は三月鹿兒島で捕へられ、同年四月刑死した、年五十三。

願れば五年前明治二年夏、會計官判事から開拓判官に轉ずるや、既に赴任前、在京當時から舊にも増してその事務に精勵し、破格の恩召に依つて特に恩賞に浴した。そして又同年秋、いよ／＼任地に赴く時天額に咫尺して御慰勞の酒肴を賜はり、再び絹地などの恩賜にあづかつた判官である。哀れ鼻首されたその終焉を見て悲しまぬ者とならなかつた。

明治廿二年大赦によつて罪科消滅し、大正五年四月生前の勳功に因り特に從四位を贈られた。げに波瀾萬丈の生涯ではある。

義勇が嘗つて開拓判官として着任に際し、その奉持してきた札幌神社の御靈代に奉仕をした從僕は、明治八年中同社の境内に百五十本の櫻樹を献植し、只管に故人の冥福を祈つたのが今日櫻花の名所になつてゐる。

昭和四年十一月、有志相圖り、その偉功を千秋に傳へんとて、ゆかりの圓山公園に、大きな紀功碑を建てた。元北海道長官中

京師に滞在、若州小濱藩士松本十郎の變名で諸藩の名士と交際し、維新の情勢を刻々國許へ報告した。

佐幕派の庄内が薩州に近づいて、存國の計宜しきを得たのは全く十郎の手柄であつた。そして彼は黒田清隆の知遇を得て、開拓使に仕官したのである。

資性廉潔、忠直で、日常質素、簡易を旨とし、夷服の地織で拵へた洋服を着て、握飯を腰に管内を巡視したので「アツシ」判官の綽名があつた。

清華亭附近の官舎に、從僕と自炊生活をしてゐて、俸給の大半は從僕に預けて置き、貧しい人達へ五圓、十圓と恵んで歩いた。

根室に教育所を設けたり、辨天島に簡易な燈臺を建てたりしたのもみな判官の自腹だつた。

寄附金なども率先して醸出し、明治九年には金一千圓を札幌小學校（今の創成小學校）に寄附して、兒童のために新しい校舎を建てさせた。又、頗る謙遜家で、道路で人

に逢へば、必ず自分の方から避けて道を譲り、騎馬の際は、馬からおりて轡をとり、注意して行き交う人を避けたさうである。

明治八年、樺太、千島交換の結果、樺太アイヌ八百四十一名を宗谷に移し、父祖傳來の漁業で生計を立てさせてゐたのを、翌年黒田長官が獨斷でこれを、狩國對雁部落に移し、舊土人達との約束を反古にしたと云ふので、松本判官は大いに怒り、辭職して郷里に引揚げ「死生在天、毀譽任人、惟農惟樂」とて爾來自ら鋤鋤とつて農耕に従事し、大正五年十一月壽七十八歳で歿した。

故人は「松農夫」「蝦夷骨董」などと號して、畫才に勝り、石狩川各所見取圖（明治九年誌）その他貴重な資料を遺してゐる。嫡孫松本友は、山形縣鶴岡町の郷里を出で、北海道廳立空知農業學校の教諭を経て、昭和九年以來、北海道大學附屬農場育種部に勤務し、札幌市北十八條西七丁目官舎に居住してゐる。

男爵 伊達 邦成

夙に本道の拓殖に志し有珠、虻田二郡の支配を命ぜらるゝや、明治三年舊臣を率ゐて不毛の地に入り、具さに辛酸を嘗め、荒蕪を耕して田圃を開き、市街を劃して學校を設け、社寺を建て、銳意農事を奨め、牧畜を盛んにし、數年ならずして耕地九百餘町歩住民四百餘戸に達せしめ、諸般の施設爰に成り、新に伊達村を創建して拓殖の範を示した。

邦成は天保十二年十月、仙臺支藩岩出山の城主伊達内藏義監の次男に生まれ、同族磐城國亙理の城主伊達邦實の養子となり、邦實の一女豊子と結婚して安政六年その家督を繼いだ。養家は三萬石を食む門地の高い家柄だつた。勤王の志厚く、戊辰の序幕には朝命を奉じて、會津征討の先陣に立つたが、藩論は奥羽列藩同盟の制肘を受けて、佐幕派になつたので、邦成は、その間の事情を鎮撫總督に具陳して、速かに歸順の策を講ずる

開道七十年

など、宗家の不面目を繕ふために奔走した。

併し朝敵の故を以て、宗家は政宗以來の世祿六十二萬石を廿八萬石に減ぜられ、從つて邦成の俸祿も三萬石から僅かに六十五石となつた。これでは千三百六十二戸八千餘人の家臣を養ふわけにはゆかぬ。家老の田村顯允は僕かつた。失業武士の救済と北邊の防備に蝦夷地の開墾を思ひ立ち、邦成も双手を擧げて賛同した。相馬藩士の紹介で廣澤參議から朝廷へ希望を述べ、支配地を前記の如く有珠、虻田二郡に賜つた。移住をした主従は、紋籠の荒野に最初の鋤をおろしたのが明治三年四月、次第に移民も殖えて今日の伊達町の起源となつたのである。

蓋し草創當時の辛酸はなみ大抵のものではなかつた。移住の歳は五穀と名のつくものは更に稔らず、僅かに大根と馬鈴薯と甘藷の收穫を見ただけだつた。失望した彼の人達は遠く有珠山を仰いで歎息した。南京米を横濱から買入れて辛くも糊口を凌

いで越年したもの、この有様に最初の決心もぐらつき、歸國の希望を抱く者もぼつ／＼出て來た。

この時に當つて、一同を勇氣づけたのは、邦成の養母貞操院保子であつた。保子は伊達の宗家に生まれた深窓の育ちだつたが、舊臣達を激勵せんとて、老の身を押し渡道、開墾地の草廬に起居を共にしたのである。この母にしてこの子、この主にしてこの從、家老田村の献身的努力と相俟つて、邦成の私有財産三萬圓の現金と三千石の米が盡きる頃には、この難事業も漸く成功の緒について、作物は稔り、年一年と各自の収入は増して行つた。そして失業武士達は遂にこゝに活路を得たのである。

主従の善行が天聽に達し、明治十四年夏、折柄御巡幸の明治大帝の恩召に依り、邦成は、石狩當別の開拓者である令兄邦直と共に、札幌豊平館の行在所にお召を蒙り特に拜謁の光榮に浴し、越えて明治廿五年十月、邦

成は男爵を授けられ、田村顯允に對しては敘勳の御沙汰があつた。時に保子は六十七歳であつた。

主従は斯くて伊達町の成長と移住者達の成功を樂しみながら、邦成は明治廿七年十一月、六十四歳で卒去し、顯允は大正二年十一月特に正六位に陞敘され、八十二歳の高齡で他界し、いづれも幌美内部落に葬つた。

伊達町鎮座郷社鹿島神社は、明治八年七月、伊達邦成、田村顯允主従が、亙理の郷里から、鹿島神社の御分靈を勸請して奉祭した由緒の深い鎮守の社である。主従の子孫は現今も思ひ出の伊達町に引續き住まつてゐる。伊達家の當主は廉夫といひ、子爵加藤泰通の令弟で、伊達家の養子となり、邦成の令孫教子と結婚してその家を繼いだ。

伊達 邦直

夙に本道の開拓に志し、豫て舊臣保護の途を立てんことを企て、石狩、空知二郡の支配を命ぜられるや、親しくその地を視

五五

察し、尋いで換地を厚田郡に請ひ、明治四年郷里岩田山より舊臣百六十一人を率ゐて移住し、辛酸攻苦、開墾に努め、のち石狩郡當別に轉じ、奮勵多年遂に克く成功して三百六十戸の新村を開いたのが爾來移民増加して今日模範村と稱せらるゝに至つた。

邦直は天保五年三月、陸前國玉造郡岩田山の城主伊達内藏義監の長子に生まれた。同家は宗藩伊達の一門で、藩祖政宗の五男宗泰より出で、邦直はその十世の孫に當る。家祿は一萬四千六百四十石で、高祿ではないが、幕府から特に領主の取扱ひを受け、江戸参勤を命ぜられてゐた家柄だつた。

戊辰の役、宗藩の命に依り、秋田の破約を責めてその國境に進撃し、桂太郎の率ゐる長州、秋田兩藩の聯合軍を破つて、數ヶ城を略取したが、錦旗のなびく所、藩論は急轉回して歸順謝罪となり、邦直は兵を收めて歸城した。臆て朝廷から會津以下連合藩に對してそれ〴〵處分の

御沙汰あり、宗藩は六十二萬石から廿八萬石に減祿され、己れは僅か六十五石の小身となり、七百廿六戸の家臣を抱へて途方に暮れる邦直であつた。偶々、蝦夷地開拓の廟議あるを聞き、令弟伊達邦成と協議の上、明治二年九月、政府に願書を提出して、北海の曠野をひらき、一は舊臣達に活路を與へ、一は國家のために貢献して、朝敵の汚名恢復に死力を盡すことになつたのである。

邦直の善行が天聽に達し、明治十四年夏、折柄御巡幸の明治大帝の思召に依り、邦直は有珠伊達の開拓者である令弟邦成と共に、札幌豊平館の行在所にお召を蒙り、特に拜謁の光榮に浴し、大いに面目を施した。斯くして功勞者吾妻謙は明治廿二年五月、年四十六で歿し、邦直は同廿四年一月、五十八才で逝去したが、積善の家之餘慶あり、同廿五年十月に至り、嫡孫伊達正人に男爵を授けられ、大正四年十一月、特旨を以て邦直に正五位、吾妻謙に従五位追贈の御沙汰があつた。

村社阿蘇神社は開拓者邦直を祀つて、毎年八月十五日に本祭を執行し、大正九年の開村五十一年祭には、村民が醜金して、當

片倉 邦憲

別村開拓記功碑を境内に建てた。伊達、吾妻兩家の子孫は引續き當別村に住し、吾妻家の當主阿蘇男は、明治四十二年以來、大正十五年まで十六年十ヶ月の長きに亘り、村長として父祖の業を盛り立て、遂に石狩郡當別村今日の大をなすに至つた。

伯爵 黒田 清隆

石城に生まれた。城主宗景の長男である。同家は伊達政宗の寵臣片倉小十郎景綱の末裔で、世世一萬六千石を領する仙臺藩の國老だつた。王政維新の時、あたら順逆を

本道開拓のはじめに當り、勅を表じて箱館の亂を鎮定し、明治三年開拓使次官に任ぜらるゝや、開拓の方針を米國にとり企畫經營せんことを獻策し、尋いで米國を視察し、農務局長ケブロンを顧問に聘し、經費一十萬圓を以て十年計畫を定め、道路を通じ電線を架し、工場を設け、桑園を拓き、民を移し農牧を奨め、漁撈を勵し、或はクラークを教頭に擧げて農學校を革新し、或はライマンをして鑛山を探索せしめ、炭山を開き、鐵道を敷き、その他漁税を減じ、屯田の兵制を設くる等、銳意開拓警備の基礎を樹てた元勳である。

征討の參謀となり、北越地方に轉戦、箱館の役また參謀として賊を討ち、五稜郭を死守する榎本釜次郎(武揚)松平太郎、大鳥圭介、荒井郁之助等に勦降状を送つて、明治二年五月遂に開城せしめた。亂鎮定後、武揚等の處分について木戸孝允等は死刑を主張して譲らず、廟議の大勢は既に決した。清隆は、武揚等の國家的人材にして、空しく刑場の露と化せしむる損失を思ひ、一身を賭してその助命運動に没頭し、大西郷の助力を得て漸く敵將等の生命を完うさせ、剩へ顯官に拔擢をして、その俠氣を誦はれたものである。清隆はその後、自分の愛嬢梅子を榎本武揚の子武憲に嫁はし、その生める千代子は、子黒田清仲の養女に貰ひ受けるなど、如何にこの英雄達が肝膽相照してゐたか判る。清隆は臆て兵部大政から開拓次官となつて、北海道に來任するや、調所廣丈、堀基、時任爲基等を股肱として、本道の拓殖

に礎石を置き、搖ぎなき百年の大計を樹立したこと前述の如くである。明治十年、西南の役勃發して賊勢猖獗を極め、熊本城危殆に瀕するや清隆は、參軍に親補され、朝命を帯びて鹿兒島に赴き、島津久光父子を諭した。そして根據地の砲臺を毀ち、造船所を破壊し、その彈藥糧道を斷てる上、川尻口から敵の背後を衝いて潰走せしめた。明治十七年七月、伯爵を授けられ、爾來、農相、遞相を経て遂に首相の印綬を帯びその後、大木喬任伯に代つて樞密院議長を勤め、明治廿三年九月、年六十一歳で薨去した。危篤の報天聽に達するや、從一位に陞敘された顯官である。養孫清、現に家系を繼ぎ、目下東京市澁谷區松濤町黒木別邸内に居る。清は故黒木陸軍大將の三男である。札幌市内大通道遙地内に、故人の功績を物語る銅像が建つてゐる。「大勳位伯爵黒田清隆之像、正二位子爵榎本武揚書、明

治卅六年八月建つ」と刻した標石が傍に建つてゐる。

ケプロン

黒田清隆が明治三年開拓使次官となるや、翌四年海外を視察した。特に感銘を受けたのは、新興の國アメリカ合衆國の田園開拓の状況だつた。そこでワシントン政府に赴いて、時の米國農務局長ホラシ・ケプロンに教師招聘の交渉をしたところ、ケプロンは清隆の熱意と識見に敬服して、自らその招聘に應じ、技術者を連れて海波遠く日本に赴くことになつた。

ケプロンは退役陸軍少將であり、農務局長の顯職を抛つて來朝するのであるから、清隆は一萬弗の年俸を支給して、開拓使教師頭取兼顧問として優遇し、着任に際しては、奏請して明治大帝に拜謁の光榮に浴せしめ、優渥な勅語まで賜つた。

ケプロンは痛く感激し、日本政府の余を聘するや禮を以てし、余を遇するや信を以てすと誠心誠意その期待に副ふべく、

地質と鐵山の方面は最初アンチセルに、地理の調査はワルフキールドをして擔當せしめ、その後、鐵山専門家ライマンを呼び寄せ、自らも山野の視察に出で、資源の開発に献身的努力を惜まなかつた。そして黒田長官の拓殖方針に、その指針を與へた。數回に亘るケプロンの報告文はそれである。その初期の報告を見るに、

本島の廣袤は三萬五千七百卅九平方英里にして、山間沃野に富み且つ良材多し。河流は概ね清澄にして舟楫を通ずるに適し、又、水力を藉るに便なり。河海には鮭、鱒、鱈、鱒を産す。生糸麻類は物産の良源にして、巨大の鐵山は富國の基本たり。而して港は經費を以て、安穩なる碇泊所と爲すを得べく。氣候は、最良ならざるも清爽にして、決して、農耕の害を爲さざるべし。

といふ卓越した診斷であり、第二期の報告文では、次の如く施政上の参考意見を述べてゐる。

△地所の分與に寛大な律令の制定△要所に車道の開鑿△内地の貿易港と本島との間に、物資を廉價にて運送の方法を講ずること△諸鐵山の即時開採△木材を流下すべき水流に工場を設け、製材事業を起すこと△魚類の加工貯蓄、並に輸出の方法を改め、漁業の振興を圖る△果樹、園藝の獎勵△農事試験場を設け、種畜を輸入して牧畜の知識を授ける

△本島住家の改善
清隆は深くケプロンを信頼し、悉く彼の意見を容れ、四ヶ年の任期中、縦横にその手腕を揮はせた。斯くて本道開發の基礎は茲に確立し、今日の盛運を招來するに至つたのである。

ケプロンは明治十八年二月、ワシントンで歿した。年七十三、友情に厚い清隆は懇ろな弔訓を未亡人マルカレットに贈り、大いに故人の徳を讃へて、遺族の悲嘆を慰めた。

に、農業大學の設立を計畫し、その來朝を希望するや、當時農科大學長の椅子にあつたに拘はらず、東亞の新帝國における姉妹校の創立に任ずるを榮譽とし、自己の一切を犠牲にして特に一ヶ年を割き、遠く北米合衆國より札幌に來り、教頭として従前の札幌農學校を革新し、教則學課及び監理法を編成し、自修力及び獨立不羈の精神涵養を第一教義とし、矯風規則を設け、自ら禁酒禁煙を宣言し、これに自署加盟せしめ、更に兵式體操を加へ、熱誠陶治寛嚴宜しきを以て、今日北海道帝國大學の基礎を成した。

ケプロンは米國の理學博士、法學博士であり、而して陸軍大佐であつた。西歴一、八二六年七月(文政九年)の出生で、苦學をして獨逸に遊學、學位を受け、教育者となつた。一、八六〇年の南北戦争に教鞭を棄て、義勇軍に投じ、軍功に因つて大佐に進んだ。ケプロンに引續いて黒田長官に招聘された人材である。

クラーク

明治九年、我が政府が北海道

食を共にし、所謂「岩村農場」の經營に成功した。

黒田長官が異教なりとて、澁面をつくるも肯かず、學生德育の大本は、バイブルにありとて聖書を誦誦せしめ、拓殖のバイロツトたる徳教體育兼備の卒業生を澤山送り出した。

その任期満ちて明治十年四月歸國の途にのぼるや、子弟達は六里の道を島松驛まで見送つて別れを惜んだが、クラークは萬斛の離愁胸に迫つて多くを語らず、ボイス、ビー、アムビシヤス(青年よ大志を抱け)の感銘的な一語を残して室蘭へ向つた。

博士は、一、八八六年(明治十九年)の暮、六十二才で歿した。

大正十五年五月、北海道帝國大學はクラークの胸像を中央講堂前に建て、創基五十周年記念式典に際し、胸像除幕式を行つた。

男爵 岩村 通俊

明治二年以來、力を本道の拓殖に致し、翌年島判官の後を襲うて札幌に在勤すること爾來四

年、草萊を披き、市街を劃し、大札幌の基礎を定む。十七年司法大輔として上川を視察し、碑を近文山上に建て、上川に北京設置の議を奉り、十九年以來、北海道廳初代の長官として在職三年、施政の方針を定め政務の簡捷を旨とし、地形測量、殖民の開鑿、交通機關の改善、上川の開拓等、計畫するところ頗る多かつた。

通俊は、天保十一年六月、土佐の藩老伊賀の陪臣の家に生まれ、明治元年御親兵取締から身を起し、戊辰の役には軍監として奥羽の各地に轉戦、明治初年箱館府權判事から、開拓判官とし札幌に在勤、明治六年佐賀縣令に轉じ、のち判事として、佐賀の亂並に萩の亂の審理斷罪で大いに名をあげた。鳥義勇と、札幌以來奇しきめぐり合はせてある。

通俊は、大久保、木戸兩侯に愛されて、西南の役勃發と共に鹿兒島縣令となり、それより中央政界に飛躍して會計検査院長、

司法大輔となり、明治十九年初代の北海道長官として再び來任、同廿一年元老院議員に轉じ、それより農商務大臣、宮中顧問官、貴族院議員を勤め、明治廿九年、男爵を授けられ、大正四年二月、年七十六で薨去した。

その前後二回、北海道に在任するや、上川の資源を禮讚して、北京を上川に置き、離宮を造營せんとする建議を爲し、それは結局實現しなかつたけれど、その後、各地に御料地の形で現はれ、中央部たる上川平原を開拓し、石狩原野の開發と相呼應して、拓殖の實をあげやうとする岩村長官の抱負は、縦斷大道路の開鑿となり、今日の發展を見るに至つた。

嗣子八作は、明治廿六年正月、愛媛縣の富豪から夫人麟子を娶るや、父がその開拓に精魂を打ち込んだ懐しの北海道に開墾を思ひ立ち、石狩國樺戸郡晩生内(現今、浦臼村地内)に六十餘萬坪の貸下げを得て、同年五月新夫人と共に移住し、熊の出る開墾地に二十餘名の小作人と寢

岩村農場は昭和の初年、自作農創設の見地から、小作人に開放され、男爵家は東京へ引揚げた。現今は故八作令弟(故通俊八男)岩村一木の代で、同市杉並區萩窪町に現住し、貴族院議員に擧げられ、燐酸肥料工業組合の常務理事をしてゐる。

昭和八年十月中、佐上信一、橋本正治等北海道廳並に札幌市の首腦者は、岩村長官の残した功勞を不朽に傳ふべく、札幌市大通り道邊地内にその銅像を建て、當主岩村一木男爵夫妻が除幕式に參列した。一面、その恩恵に浴した上川地方でも故人の銅像建設計畫が昭和十三年中具體化し、近く、旭川市常磐公園内に建設の上は、その除幕式に、故男爵の五男現司法次官岩村通

世が來道參列することになつてゐる。

上川開發の恩人岩村長官の弟は岩村高俊といひ、佐賀の亂當時の同地縣令を振出しに、愛媛、石川、福岡、廣島の各縣知事に歴任し、明治廿九年、兄通俊氏と同時に男爵を授けられた名門揃ひである。現今は孫、岩村博の代で、博は土佐の郷里に住まつてゐる。

男爵 永山武四郎

明治五年開拓使出仕以來、北海道廳長官、屯田兵司令官、第七師團長等に累進し、其間、海外に出張して兵事及び殖産の状況を視察し、専心屯田事業に貢献し、尋いで第七師團を創設し、又、道廳長官として上川の開拓、地方産業の發展に力を致し、殊に御料地の改定、炭山の開發、鐵道の延長等に盡瘁した。

武四郎は天保八年四月、薩摩藩士永山清兵衛の四男に生まれ、同姓喜八郎の養子となつた。資性剛直、邊幅を飾らず、古武士の佛あり。明治四年陸軍大尉

を振出しに官途につき、翌五年開拓使に出仕以來、同廿三年の待命まで、實に廿九ヶ年の長きに亘り、道廳と屯田と二つの仕事を執掌、累進して第二代の北海道廳長官兼屯田兵司令官に補され、屯田兵村の擴張について、縦横に手腕を揮ふた。

これより先き、米、露、清、三ヶ國へ出張して、米國拓殖移民の現況、露國コザック兵の編成振り、滿洲の沅寒地帯における農業の經營状況を視察して、屯田兵の機構に大改革を加へ、北海道の拓殖に大きな足跡を残した。そして廿四年六月以來、道廳長官の職は辭して、専任司令官として、屯田の事に専念した。

日清の役、屯田兵を動員して、臨時第七師團の編成を見るや、司令官を命ぜられ、戦役終局と共に、臨時第七師團は復員解散となり、永山少將以下の將兵は屯田に歸つて來た。永山將軍が功に依つて男爵を授けられたのはこの歳である。翌廿九年北海道の一部に徴兵令を布いて、改

めて第七師團を新設、將軍は師團長に補せられ、陸軍中將に昇進、屯田はその後も師團司令官部において管轄し、既定の兵村設定事業を、爾後、數ヶ年繼續して行つた。

永山將軍は明治卅五年、後備役に編入と共に貴族院議員に勅選せられ、卅七年四月從二位に昇叙、同年五月、六十八歳で薨去した。

上川郡永山村は、故人が上川開發の意圖から特に力を入れた。明治廿四年九月、屯田兵二個中隊四百戸を移住せしめて、將軍が創設した村としてこの名がある。當時同所は、空知太(瀧川)まで炭鑛汽船會社の汽車便があり、此處から五日がかりで入地したもので、開拓者の勞苦のほどが知られる。同村鎮座、郷社永山神社は、三柱の祭神中に永山將軍の英靈を祀り、將軍遺愛の軍刀や軍帽を社寶としてゐる。

て、その颯爽たる英姿を不朽に傳へてゐる。建設委員長は井上角五郎、副委員長長柄内元吉で、將軍の功業勳名人皆瞻仰せざるは莫し。今回同志諸子醴金して銅像を建設し以て敬慕の意を表す

男爵 北垣 國道

明治初年以來、力を北疆の開拓に竭し、或は本道及び樺太を巡察し、或は新冠牧場を選定し施設するところ尠からず、二十五年渡邊長官大改革の後を承け、北海道廳長官となるや、勵精治を圖り、就中、鐵道港灣の築造に熱中計畫し、遂に北海道鐵道敷設法の發布を見るに至る。後、北海道鐵道株式會社社長として鋭意兩樺鐵道の敷設を遂行し、以て本道拓殖の進展に資し

た。

國道は鳥取藩士三郎左衛門の長子として天保七年八月出生、幕末維新の時、國事に奔走して義軍に参加、仕官して彈正巡察となり、明治三年十月、北海道と樺太に出張、雪を冒して巡回した。

その緣故に因り、同四年開拓使七等出仕から開拓判官に進み、浦河支廳並に樺太在勤を経、七年十一月退職、のち元老院及び内務省の書記官、高知縣令、京都府知事等を歴任、内務次官から明治廿五年七月、北海道廳第四代の長官となつた。

その施政は交通機關の整備に重點を置き、港灣の修築、拓殖計畫の確立、排水運河の開鑿、米作の試験などその功績頗る多く、明治廿九年四月、拓殖務省次官に榮轉して、同年六月男爵を授けられ、後、貴族院議員、樞密院顧問官の顯職に就き、大正五年一月、八十一歳の高齡で薨去した。

中、その銅像を小樽公園嵐山に建設した。

北垣男爵家の當主は故人の孫晋一で、目下、京都市左京區修學院千萬田町八に居住してゐる。

男爵 園田 安賢

明治三十一年北海道廳長官として本道に臨むや、拓殖事業の刷新を期し、十年計畫を立て、更に自治制度を實施して町村の獨立を圖り、北海道會を開き、進んで鐵道の延長を遂行し、殖民地區劃選定を行ひ、大いに移民獎勵に便し、親しく道内を巡りて勤儉を勧め、蠶桑を盛んにし、築港治水の方針を定め、以て本道を治むること殆ど十年の久きに亘つた。

安賢は、嘉永三年九月、薩摩藩士良左衛門の長子に生まれ、少壯にして國事に奔走、明治元年藩の伍長として越後路に出陣、後、臺灣征討に功あり、出京して警視廳に仕へ、明治十九年歐米へ出張して行政事務を視察、同廿四年警視總監に任ぜら

れ、同廿九年多年の勳功に依つて男爵を授けられた。

明治卅一年十一月北海道廳長官に任ぜられ、前記の如く大いに拓殖事業の刷新を圖り、明治卅九年、北海道物産共進會を思ひ出に退官した。ついで、宮中顧問官となり、貴族院議員に勅選され、諸會社の重役を兼ねて晩年も令名高く、大正十四年長逝した。嗣子園田實は、兵學校を出て海軍に入り、海軍大學教授、横須賀鎮守府參謀長、海軍省教育局長等を歴任、昭和十一年、少將にて豫備役となり、同十二年十月逝去した。後繼は長子給一である。

河島 醇

夙に獨澳各公使館に在勤し、暎國領學スタインに就いて國家學を修め、明治二十三年野に下り、衆議院議員に擧げられ、硬骨を以て鳴る。明治三十九年十月、北海道廳第九代の長官の任に就くや、處務細則を改め、官紀を振肅し、技師の政務を兼ねるを止め、課長を廢して首席

と爲し、未開地處分法を改正して從來の弊習を矯正し、更に十五年計畫を立て、拓殖の大方針を定め、大いに道政の刷新を圖つた。惜しい哉業未だ成らず中道にして逝いたが、本道拓殖の進歩發達に資したること頗る多い。

醇は、弘化四年三月、鹿兒島藩士新五郎長寛の長子として出生、文化元年、藩の先鋒隊に入り、砲臺警備の任に就き、翌二年、京師に徴されて乾御門を守護した。戊辰の役には東征軍に加はり、板橋、結城、白河の各地に轉戦して、武勳を土産に凱旋した。

東京に遊學後、小松宮彰仁親王殿下英國御留學の隨行を被命、引續き文部省の官費生となり、大いに新知識を得て、同六年歸朝した。斯くして翌年外務省に出仕して書記生となり、獨逸公使館在勤を命ぜられ、その後、暎、露、兩國公使館を歴任して同十四年歸朝したが、その間、公務の餘暇も、勉學を怠らなかつた篤學の士である。

明治十五年及び同十六年伊藤博文の渡歐に際して隨行を命ぜられ、更に十八年以來廿二年まで、大藏參事官として海外に在り、歸朝して、憲政の前途に關する獻議が容れられぬのを慷慨して廿三年退官、郷里より代議士に打つて出たが、爾後、解散三回、いつも必勝の候補だった。

明治三十年、日本勸業銀行の設立を、や總裁を仰付けられ、その後、滋賀、福岡の兩縣知事を経て、わが北海道に長官として來道した。

その治績の尤なるものは、明治四十三年よりの十五年計畫であり、將來の大方針を定めたが、翌四十四年四月、東京の私邸で逝去した。年六十五。危篤の報、天聽に達するや、特に位階勲等を進めて從三位に叙し、勳一等瑞寶章を授けられた。資性剛毅果斷、而して廉潔な名長官であつた。

男爵 佐藤 昌介

夙に札幌農學校を出で、後、米國メリラン州ジョンズ、

藏、松浦武四郎等が踏査に難澁をした虻田越の險を開鑿したものである。

明治十四年、明治大帝の御巡幸遊ばした行幸道路は、開拓使においてその後開鑿をした札幌本道である。それは沼の端、苦小牧を迂回する現在の北海道鐵道線の沿線で、これは別の新道だが、本願寺道路の新設はどんなに民衆を益した事か知らなかつた。光勝は明治廿七年一月、正二位に敘せられて遷化した。壽七十八。法嗣光瑩法主は、同廿九年六月伯爵を授けられた。その後光演師を経て現今は曾孫光暢法主の時代である。

渡邊 孝平

幼にして聰明至孝父の家訓を守りて信用を重んじ機敏を旨とし、言行苟もせず、その志を立て、箱館に來るや、明治二年洋物店を開き、後各種の店舗を設け、海運業を營み、富豪となり、専ら力を地方の發達に致し、率先有志を奨勵して新聞の創刊、公園の修築、水道の敷設に努め、

砂原間ほか五個所の道路を開鑿させるなど、専ら本道の拓殖に貢獻した。

光勝は、大谷派東本願寺第二十世達如上人の第三子で、右大臣近衛忠熙の猶子となる。天保十三年十二月法燈を繼いで同派第廿一世の法主となつた人で、嚴如上人と呼ばれるのは同師である。その使僧に命じて小樽に草創したのは現今の量徳寺、岩内のは智恵光寺で、専ら蝦夷地の布教に専念し、移民を奨勵したことも前述の如くだが、その治績中最も大きかつたのは本願寺街道の開鑿だつた。

大谷 光勝

安政六年幕府の命を領して使僧を蝦夷地に遣はし、小樽、岩内、寺院を建立し、且つ能越地方の農民三十戸を龜田村桔梗野に移し、米増を給して開墾に従事せしめ、水路を通し、道路を開き、新一村を創め、明治三年嗣子光瑩を派して更に軍川、

砂地の植林を行ひ、殊に心を教養と公衆衛生とに注ぎ、巨費を投じて學校を設け、病院を建て、その他公共事業に關し、一として盡瘁せざるはなかつた。

孝平は豊後國直入郡竹田町の出身で、藥種店の丁稚から叩きあげ、文久三年渡道して産を積み、函館の公共事業に貢獻した功勞者である。明治十五年九月勅定の藍綬褒章を賜ふてその善行を表彰され、同四十年十一月、特旨を以て從六位に敘され、同月、年六十八で歿した。後裔は引續き函館に居住してゐる。

堀 基

明治維新に際し、箱館裁判所を置かるゝや、裁判所參事席を命ぜられ、尋いで民政方勸農掛兼樺太詰となり、岡本權判事に隨つて奥地を極め、爾來在勤七星霜、露國と領土交換の時に至る。露將と折衝して功勞多く、後、准陸軍大佐兼開拓大書記官に任ぜられ、退官後實業の發展に努め、或は北海道運輸會社を設立して海運業を開き、或は日

金屬等の鑛業を經營し、三井物産會社を起して海外貿易に努め、殊に力を木材輸出に致し、その他砂川木工所、化學工業會社、私設鐵道、斜里開墾等の事業を盛んにして、本道の拓殖及び實業の發展に貢獻した。

八郎右衛門、諱は高棟、安政四年の出生で、三井高福の末子だつた。明治十八年、父の死後、嫡男高朗がその後を繼ぎ、同廿七年高朗歿して末弟高棟が相續した。

同家は三井王國の總領家と稱せられる同姓十一家の主班で、朝廷は明治廿九年特旨を以て八郎右衛門に男爵を授けられた。八郎右衛門は資性仁慈に富み、公共事業に投資し、日露の役に際して從四位勳二等に敘し、大正二年正四位に陞り、昭和八年三月他界した。

男爵 三井八郎右衛門

萬延元年父高福以來箱館産物會所御用達、開拓使御用掛總頭取として本道爲替御用を擔任し、明治九年本道に銀行支店を設け、各地において硫黃、石炭、

地である。

パチラー

アイヌの慈父として知られるジョン・パチラー博士は、西暦一、八五四年（我が安政元年）三月、英國サセックス郡オクフイルド村に出生した。

生家は封建時代武士を勤めた家柄で、父の代は商業をやつてゐた。博士は六男である。幼にして宗教家を志し、居村の国立学校を卒業後、トラベ及びブレダングの私立学校を経てロンドンに遊學、イツリントン神學校に入り、學成つて同校を卒業、更に遠く香港の聖ポーロ・カレッジに入學したのは一、八七六年（明治九年）三月だつた。

然るに支那の氣候は、この年若い宗教家をあたら風土病患者にして仕舞つた。藥餌だけではどうしても癒らない。醫師は氣候の溫和な日本への轉地療養を薦めるので、パチラーはこの歳三月先づ横濱に渡航、ついで五月函館に渡つた。新興日本の姿が漸く世界の舞臺に現れ出やう

とする時分、北海道は未だ開拓の黎明期であつた。

日本の氣候風土は彼の健康に適したと見え、支那で取りつかれた風土病は、その後忘れたやうに癒つた。パチラーは明治十二年一先づ故國に歸り、ケンブリッヂ大學で専ら神學の研究を積み、英國O・M・S傳道會社員として同年懐かしの日本へ派遣された。函館教區を受持ち、福音を説いて全道を廻つた。故國から神學博士の學位を受けたのはその翌年だつた。

偶々教會に出入りする和人からアイヌの話聞いた。それは全身に毛が生えて見るからに猛々しい動物とのものであつた。「その猛々しい動物を教化しやう」博士の心は動いた。早速部落へ入つて交際して見るに、彼等は決して猛々しい動物ではなく、極く善良な友達のみにあつた。けれども文明の光はこのグループに及ばず、學舎を持たぬ彼等は、原始的な生活、希望の無い生活を續けてゐる。

そこで同廿三年先づ膽振國幌

別村に愛憐學校を創設して、アイヌ族子弟の教育を始め、又病める同族のために札幌に病舎を建てた。その後事業を擴張して有珠（膽振）平取（日高）にもアイヌの教育機關を設けた。

博士は永年道廳に建議をして、遂に明治廿二年、舊土人保護法の制定となつたのである。

越えて大正十二年に至り、舊土人にして中等學校以上の教育を受けんとするアイヌ達を援助するため、博士は札幌市北三條西七丁目二番地に二階建の保護學園（現在、財団法人パチラー學園）を建て、爾來、年々十數名づゝ寄宿舎に收容して手篤い保護を加へ、今日では官公吏をはじめ、會社員、小學教員は勿論、牧師さへも、出るやうになつた。

博士がアイヌの生活改善に、自己の使命を見出して以來、彼の育英事業に専念すること六十餘年、その資財の多くは著述の生む印税だつた。アイヌ及びアイヌ語に關する博士の著書は三十幾種の多きに達し、獨り本

山田吉兵衛

先代兵藏は文政年間小樽に住し、漁業及び商業を營み、後名主役を命ぜらるゝや、精勵村治

渡邊兵四郎

に努め、或は道路を開き、運河を鑿ち、新市街を設くる等、施設するところが多かつた。

吉兵衛はその衣鉢を繼いで常に小樽の發展に盡し、區制實施せらるゝや區會議員、小樽區長等に擧げられ、港灣の修築、水道の敷設、市區の改正、教育の設備等に心血を濺いでこれを完成し、その他公共慈善の業に各種團體の公職に、咸くその力を竭し、至誠一貫、區政に貢獻すること三十餘年一日の如くであつた。

吉兵衛は山田兵藏の養子にして、安政二年正月、福山城下に生まれた人、小樽にとつて忘れ難い出来ぬ恩人である。明治廿九年四月、日露役の功に依つて勳六等に敘され、瑞寶章を賜り、越えて四十二年二月、年五十五で逝去した。「山田町」は故人がその所有地に拵へた町としてその名あり、養子兵吾（故人の甥）は吉兵衛を襲名して、神奈川縣逗子町濱田八二八に現住してゐる。

少時羽後の能代より本道小樽に航し、爾來、孜々として力を漁業の發達、地方の開發に效すこと五十餘年一日の如く、鯨角網の改良に苦心慘愴、遂にその功を奏してこれを普及指導に努め、斯業の進歩に劃期的な貢獻をした。夙に漁業組合頭取水産組合長、北海道會議長、衆議院議員、小樽區長その他の公職に擧げられて熱誠その職に盡し、區の元老として徳望高く、且、舊主山田家を輔佐して令名があつた。

兵四郎は弘化三年三月、羽後國能代港に行商人の子として出生、年齒僅かに十二の歳から同地の資産家高橋方に奉公中、小樽の豪商山田兵藏の商用にて來たれるを見て、同家への奉公を志し、萬延元年十五歳の時、小樽に航し、前記山田商店に仕へて熱誠勤務の甲斐あり、遂に番頭に進み、慶應元年には主人に代つて穂足内の名主役代理を勤める身となつた。

藤山 要吉

夙に心を興業、公益に注ぎ、明治十一年以來漁撈、農牧、造林、探鑛、鐵工、海運、倉庫等の諸業を経營し孜々として發展を圖り、殊に航路を本道西沿海より樺太及び露領沿岸並に、府縣諸港に延長し、又、政府の命令航路に従ひ、その他漁獲物沖

揚機械を創案して斯業に資し、公會堂を築造して小樽に寄附し、且、常に育英獎學に努め、恤窮慈善を重んじて出費を厭はず、加ふるに各種の公職に擧げられて克くその任を盡すなど、公共に寄與するところが頗る多かつた。

要吉は嘉永四年七月、秋田市久保田町本町に出生、生家は帯刀御免の御用商人だつた。要吉は慶應三年十七歳の時、松前に渡り、福山城下の廻船問屋田中武左衛門方に奉公し、明治五年轉じて小樽信香町の廻船問屋藤山重藏に仕へ、のちその養子となつた。

明治十一年、養父の死後家業を繼承し、その後、農場、鑛業、倉庫等諸事業を手廣く經營して産を積み、多額納税者として、前記の如く事業界に大きな足跡を印した。一面、區會議員、商業會議所議員、同正副會頭など數多の公職に歴任した小樽の元老で、昭和十三年現在八十八歳の高齡である。

小樽公會堂の寄附は、明治四

十四年八月、大正天皇が東京に
ましました御時、行啓の御事あ
り、當時小樽に奉迎にふさはし
い建物が無かつたので、氏は卒
先して二萬八千七百餘圓の私財
を以て小樽公園に御旅館を造營
し、のちこれを公會堂として市
に寄附したものである。その
他、軍費を献納し、育英、奨學
に精進すること多年、大正四年
十一月、勅定の藍綬褒章を賜つ
たのをはじめ、官公衙の表彰を
受けること前後百餘回に達して
ゐる。

翁は昭和六年二月、家督を養
嗣子良三(甥)に譲つて、小樽
市富岡町一丁目廿二番地の邸宅
「壽昌堂」に隠居し、實子健次、
雄吉の兩名は分家して、それぞ
れ宗家の事業たる藤山海運、泰
北銀行等の重役をしてゐる。

金子元三郎

明治二年四月、新潟縣三島郡
寺泊町に出生、幼少の頃、北海
道福山の富豪金子家の養嗣子と
なり、その後、養家と共に小樽
に轉住した。東都に遊學して頭

山滿など政界知名の人士と交つ
てゐたが、當時自由民権の雄叫
びに憲法は發布され、議會が開
設されるといふ政界未曾有の波
瀾時代であつた。

その頃の道政を見るに、開拓
使當時の官僚政治は未だその跡
を絶たず、兎もすれば民意は壓
迫されて餘弊滔々たるものがあ
つたので、氏は道政刷新のため
に民衆新聞の發刊を企圖し、明
治廿四年小樽に創刊したのが日
刊新聞「北門新報」であつた。

當時札幌には「北海道毎日」函
館には「函館毎日」あり、金子
氏は、道政を厳正批判し、官民
相携へて拓殖の實をあげやうと
する意圖から、政界及び操觚界
の大立物であつた兆民中江篤介
を主筆に迎へた。

明治廿二年創めて小樽に區制
布かれるや、擧げられて初代の
區長となり、今日の市政の基礎
を築くに寧日無き彼であつた。
その後、明治廿七年小樽の選舉
區から選出されて議會へ出で、
大正四年及び同六年の總選舉に
代議士に當選して國政に參與し

宇都宮仙太郎

三年九月他界した、享年七十九
慶應二年、大分縣に出生、明
治十八年渡道して眞駒内種畜場
に勤務し、同二十年以來渡米、酪
農技術を習得して歸朝するや、
同廿四年札幌市で酪農を營み、
牛乳販賣の傍ら牛酪の製造を創
めた。これ同地における牛酪製
造の濫觴である。越えて同卅五
年には白石村に農場をひらき、
家畜飼料作物の自給自足を圖る
と共に、厩肥の利用によつて土
壤の改良を企て、土地の富力増
進について範を示した。

明治四十年には、優良種牛を
輸入して生産、普及に努め、斯
くして大正九年に至り全道に呼
びかけて、酪農組合を設立する
に至つた。その經營たる丁株農
業の眞髓を探り入れて、有畜農
業を鼓吹し、同志を説いて同十
四年、現在の北海道製酪販賣組
合聯合會を組織し、自らその會
長となり全道の生産乳を統制し
てバターの製造販賣に力を致し
た。

社小樽支店長として令名があつ
た。それより上海、澳門、臺北
支店長を歴任して、本社の木材
部長となつた。

その後、王子製紙の經營を一
手に引受け、苦小牧工場を心臓
部としてこれが經營に成功し、
昭和三年勅三等紺綬褒章を賜
ひ、同四年瑞典國より勳章を贈
られた。總て同業富士製紙を合
併して事業の統制を行ひ、引續
き社長の重任にあり、昭和十年
には斯業視察のため、加奈陀へ
出張した。

斯くして昭和十一年、天皇陛
下の北海道行幸に際し、事業功
勞者として特に拜謁を賜はり
「製紙業と日本の地位」につい
て御前講演の光榮に浴した。
現に貴族院議員として東京市
芝區白金今里町一二一に居住し
幾多の會社に關係して功勞が多
い。

井上角五郎

明治二十六年北海道炭礦鐵道
株式會社の理事となり、ついで
専務取締役となるや孜々として

斯くして多年、北海道の酪農
事業に貢献したその功績によ
り、昭和十一年、天皇陛下下道
行幸の砌り、特に御陪食の光榮
に浴した。札幌郡白石村大字上
白石一三二番地に現住、手鹽
にかけて育てあげた、製酪販
賣組合聯合會の顧問をしてゐ
る。

本田 幸彦

明治廿六年五月、その郷里な
る富山縣東礪波郡から移民百八
戸の集團を率ゐて空知郡栗澤村
に入地し、拮据精勵遂に礪波部
落の草創に成功した拓殖の恩人
である。その開墾の當初は幾多
の試煉が移住者達を悩まし、折
角の雄圖も空しく見えたことさ
へあつたが、幸彦は團員を慰撫
激勵し、安住の樂土の建設に向
つて精進した。

即ち弟榮三郎と協議の上、民
風作興の住民組合をつくり、寺
院や神社を設立して、敬神崇祖
の念を涵養し、人心の啓蒙に努
め、或は私學校を設けて子弟を
教育し、青年團を創立して補習

栖原角兵衛

五代角兵衛は明和年間志を立
て、松前に航し、店舗を設け、
漁業の傍ら物産輸出を營み、天
鹽、天賣、燒尻の請負となるや、
ますく事業を擴張し、文化以
來終始、伊達林右衛門と共同請
負をなし、以て樺太、根室、擇
捉、枝幸、宗谷、禮文、利尻の
開發を策し、江差の中歌町の荒
蕪を拓いて市街を劃し、殊に明
治維新後は銳意殖産公益に勵み
擇捉において硫黃礦を開き、鐵
詰業を創め、人工孵化場を設け、

社運の進展事業の擴張に努め、
特に植林、製鐵、汽船の業を兼
ね、辛苦經營大いにその面目を
革め、本道の開發に資するところ
多く、且つ本邦民間兵器製造
所設立の必要を感じ、英國アー
ムストロング會社、同ウヰツカ
ース會社と提携して、室蘭に日
本製鋼所を起した。
角五郎は安政三年十月、備後
國福山の農家に出生した。資性
慧敏、小學校教員に甘んぜず、
苦學して慶應義塾を卒業、恩師
福澤諭吉の知遇を得て、時事新
報社の記者となり、後藤象二郎
伯の主宰した政治結社「大同團
結」に入り、時局に警鐘を打つ
た。
後、移民數十名を率ゐて米國
に渡航、加州にて開墾に従事し、
同廿三年以來代議士に當選する
こと十五回、大正三年勅三等に
陞敘され、大正三、四年の事變
に際して旭日中綬章を賜はり、
又、北海道開發の功に依り綠綬
褒章を賜つた。嗣子昇は天折し
たが、子女多く一門は榮え、東
京で餘生を樂んでゐるが昭和十

得撫において漁場を營み、その他率先して屢々藩主に巨費を獻じ、賑恤に努むる等累代の勞效が頗る多い。

栖原家は伊達家と共に、舊幕當時から黎明期の松前に事業界の巨擘として知られた豪商である。その後裔十二代栖原忠雄は、函館市大町三に栖原漁業株式會社を經營して擇捉漁業に従事し東京市小石川區西原町二丁目十八番地に居宅を構へてゐる。

佐野孫右衛門

文化以來累代釧路場所を請負ひ、能く土人を撫育して稼穡を教へ、賑恤に勤めたが、殊に四代は安政四年及び明治三年官旨を體し、箱館、青森、秋田より

を示したことは、この邊境に全く得難い師表であつた。明治二十五年十一月、綠綬褒章を賜はり、同四十二年一月、八十三歳の高齡で他界した。養嗣子傳藏は萬次郎を襲名し、大野村大字大野に引續き住む、豪農として知られてゐる。

小林 重吉

夙に心を道産の隆興に效し、漁具を改良し、魚蠟の製造を奨励し、刻昆布製造所を設けて、斯業の模範を示し、長切昆布を産出して輸出の途を開き、新田を起し、植林を行ひ、水道を敷設し、その他公益慈善に盡した功績が少くなかつた。

商船學校の必要を主唱し教師を聘し巨資を投じて、遂に宿志を達成したのも重吉であつた。常に奉公の念篤く、明治二年箱館の役、佐野孫右衛門と協力して賊軍の動靜を偵察し、官軍を危機一髪の間で救つた功勞もある。官軍の危急を救つた殊勳といふのは、佐野孫右衛門と圖り、所有船寅久丸を密かに出動せし

住民百七十九戸を釧路、昆布森、仙鳳趾に移し、家屋漁具を給し、醫師僧侶を聘し、釧路市街を創成し、道路渡船橋梁を設け、或は樺太に或は白糠、厚岸に新に漁場を開くこと百餘箇所、或は跡佐登硫磺礦を採掘したる等、本道拓殖に貢獻多く、且つ箱館の役、小林重吉と謀り、官軍に應援して軍功があつた。

藤野四郎兵衛

六代四郎兵衛は始めて松前に渡り、寛政年間物産運輸を營み、文化以來場所請負となり、私費を投じて余市、岩内山道を通し、又、斜里土人を國後に移して漁業を盛んにし、且、利尻に漁場を創めた。七代に至り根室昆布採取の途を開き、更に色丹に鮭漁場を新設したが、殊に十代に至り、明治初年以後、官旨を奉じて根室に民を移すこと百戸、家屋を給し、商店を設け、市街を造成し、その他各地に道路を鑿ち、學校を建て、航路を開き、牧場を營む等、孜孜として地方の開發に盡した。累代巨萬の淨財を國帑に獻じ、力を賑荒恤窮に致す等、その効績は枚舉に遑がない。

高田萬次郎

卒先居村の荒蕪を鋤き、稻作を試み、成績を擧げて、興農の範を示し、弘化元年以來四十九年の間刻苦精勵地をひらくこと二百五十三町歩内水田六十餘町を算し、疏水を通ずること一萬二千餘間、農家を移すこと二十四戸に達し、遂に一部落を創成し、又、共有地及び、學校附屬地の墾成を囑せられて皆克くその效を奏し、篤農家の師表として仰がれるに至つた。

西川傳右衛門

初代傳右衛門は慶安年間に松前に航し、店舗を開き、蝦夷交易を請負ひ道路を通じ海運を便にし、土人を撫育した。五代に至り西蝦夷地磯谷、歌葉を請負ひ漁業を擴張し、八代は藤野喜兵衛、岡田半兵衛と共に擇捉場所の請負を命ぜられ、組合店を箱館に開いた。

岡田彌三右衛門

初代彌三右衛門は、慶長年間はじめ松前に渡つて商舖をひらき、専ら貨物の移入、産物の輸送を經營し、漸次業務を擴張して蝦夷地の通商を盛んにした。

田村 新助

初代新助は、文祿年間武門を脱して松前に渡り、爾來漁場を開き、商舖を設け、専ら産物の輸送を圖つた。四代に至り大船數隻を造つて盛に事業の擴張を企て、十二代に及び、元治元年松前藩に金一千兩、慶應元年幕府に金五百兩を納れ、以て國用

佐藤 信景

夙に開拓の志を抱き、門人修

驗傳長坊の東蝦夷地に赴き、農耕を試みてその成績の有望なるを聞くや、乃ち元祿十年門人五人を隨へ、窃に釧路國厚岸に航し、阿寒山麓を開墾し水稻、粟、蔬菜を栽培すること五年、漸次その成績を擧げ、蝦夷開拓の方法を考究して開國新書を著し、後世を裨益したこと尠くなかつた。

けれども松前藩重臣の忌諱に觸れて、領内から追放せられ、享保十七年七月、出羽の阿仁鐵山において客死した。第八世佐藤信雄は大正の頃、秋田市に居住してゐた。

同家は左記五世二百餘年に於て遂に農學を大成した有名な佐藤信淵の家系で、代々醫を業とし、信景は信淵の祖父に當る人である。

「信淵」
「元庵」
「信景」
「季信」

武川久兵衛

初代久兵衛は夙に蝦夷地の伐木事業に着眼し、元祿十五年松前に渡り藩に請ひて無人の域に

東京市小石川區小日向台町に住み、陸軍輜重兵少佐であつた。

伊達林右衛門

初代林右衛門は寛政年間、松前に商店を設け、西蝦夷場所請負人となるや、船舶を醸して物産需給の途を開き、奥州より農民を大野に移して、耕耘養蠶を創め、伊達郷を創設した。八代に至り、栖原角兵衛と共同して、江差の荒蕪をひらき市街を設けた。殊に九代は、藩主の殊遇に感激して、新に漁場をひろく二百餘、原野を耕すこと一萬餘町歩、進んで雄冬濃畫の險をひらいて、及部、湯の岱の山道を通し、或は植林に、或は商業に、率先模範を示し、夙に栖原と並び稱せられて聲望高く、その開拓に資するところ尠少ではなかつた。

十二代伊達翁記(養子)は父祖の漁業、倉庫業を繼承し、伊達水産會社を起してその社長となり、北門貯蓄銀行、札幌市場會社などの重役を兼ねて令名があつたが、昭和十二年七月他界

入り、志利別の蝦夷松を伐採し、江戸大阪等に運漕して蝦夷松輪送の途をひらき尋いで、東蝦夷沙流、久壽里、厚岸、西蝦夷石狩、夕張、天鹽等の諸山を伐採して益々その事業を擴張した。

同家は甲斐源氏武田氏の家中で、世々武川庄に住み、主家の亡ぶるや、飛騨國にのがれて他藩に仕へず、飛騨屋を屋號として歴代木材商を營む。後裔武川久郎は大正の頃、岐阜縣益田郡下呂村に居住してゐた。

村山傳兵衛

初代傳兵衛、松前に來るや海運業を營み、寶曆中、西蝦夷場所請負となり、土人に製網及び海鼠曳の方法を教へ、七代に至り、弘化四年越後より築堤に熟達したものを招いて連歳石狩川を修理し、安政四年錢函、千歳間の道路を開く等、累代蝦夷開拓に盡瘁した。

就中、三代は寛政亂後、東蝦夷各場所請負を命ぜられ、厚く土人を撫恤し漁業を奨励し、はじめて樺太場所の開發に盡し

高田屋嘉兵衛

つとに心を邊境に致し、風濤を冒して北海に航し、交易に従事した。寛政十年以來幕吏近藤重藏等擧げ島開發の擧あるや、命を奉じて航路を通じ、地勢を調べ、漁場を開き、土人に漁具衣食を給し、諭して、皇化に浴せしめた。尋いで蝦夷地定雇船頭及び擧げ島の請負を命ぜられ、鋭意開拓に奮勵し、後、露艦の捕虜となるや、泰然自若克く日露兩國間葛藤の解決に斡旋し、國交上、事なきを得たのは、一に忠誠の賜に外ならない。

嘉兵衛は、明和六年淡路國津名郡都志村に出生、屋號を高田屋といふ。寛政二年諸弟を率ゐて兵庫に移り、航海を業として産をなす。後、幕府の知遇を得て、蝦夷地の漁場を請負ひ、箱館を本據とし、大阪及び兵庫に支店を設け、巨船十餘隻を所有して、本邦の海運界に覇を唱へた豪商である。郷里に隱居後、

た。その子孫は、大正の頃村山榮藏と稱し、小樽稻穂町に住んでゐた。

本多 利明

夙に心を蝦夷地の開發に注ぎ、緯度より推して必ず良國たるべきことを斷定し、天明五年幕府が普請役青島俊藏等五名を派して、蝦夷地を調査せしむるに際し、門人最上徳内をしてこれに従はしめ、以て擧げ、得撫諸島における露人の状況を探り、その開拓の急務たることを知るや、或は當局に建白し、或は種々の著述を爲して、意見を發表し、本道の開發を世人に捉したる勞效洵に偉大なものがあ

る。利明は延享元年、北越に生れ、魯鈍齋と號す。世人北夷先生若くは音羽先生と呼んだ。江戸音羽にて算術曆法を教授してゐた學者だからである。

近藤 重藏

寛政九年露人南下し、北陸を覬覦するを聞くや、即ち北門の警備を提唱し、翌年幕府の命を受け蝦夷地に航し、はじめに廣尾、幌泉間のピタヌンケ山道

をひらき、尋いで高田屋嘉兵衛をして擧げ島を探らしめ、官船を醸して上陸し、漁場を開き、土人を撫恤し、露人の十字架を仆して國標を建てた。

開墾し、鐵山を採掘しなば、その開發疑ひなく、若し今にして速かに開拓に着手しなければ、蝦夷地は魯西亞の蠶食を免れぬだらうとはその持論で、利明の開國的進歩的な卓説は世人の注目を惹いたものだ。

最上 徳内

夙に蝦夷地の探検に志し、天明五年以來屢々踏査に乗出し、露人圖南の實情を探りて世を警醒するところあり、ついで幕吏に進み、再び擧げ、得撫及び樺太等を巡視し後年近藤重藏一行と共に更に東蝦夷地國後、擇捉を視察し、又、様似、猿留兩山道をひらいた。文化四年露寇の變あるや、宗谷に越年し後、樺太に在勤し、以て拓疆警邊に盡すところ頗る多くその勞效洵に偉大なものがある。

徳内は天保七年九月江戸で歿した。年八十三。著はすところ、蝦夷草紙、蝦夷草紙後編、松前史略等あり、明治四十四年九月、特旨を以て正五位を贈らる。五世の孫、最上春生は大正の頃、

重藏の生家は、世々徳川幕府に仕へた士で、父は與力であつた。重藏は六七歳の頃、既に孝經を諳誦して、神童と謳はれ、體軀は肥大にして壯年に至り、丈け六尺に及ぶ。幕命を奉じて一再ならず蝦夷地を巡歴して功あり、露人の國標十字架を仆して建てた擧げ島の木標には「大日本惠登呂府」と墨痕淋漓と筆を揮つてゐた。資性剛毅、學識宏博にして、著書多く、その獻策は幕府を動かす力があつた。

文化五年二月、書物奉行の隱居役に轉じ、その後、文政二年大阪弓奉行(與力)となり、江戸へ戻つて小普請人を被命、瀧ノ川に瀧川文庫をつくつたりして餘生を樂んでゐたが、同九年、長男の富藏が博徒三田村の半之助を斬つたことから、悴は八丈島へ遠島になり、重藏は家事不取締の故を以て江州大溝の城主へお預けの身となつた。重藏は城主分部若狭守から格別の取扱

ひを受け、藩中の侍達へ武藝の教授などしてあるうち、病を得て、文政十二年六月、壽五十九歳で歿した。

萬延元年に至り、北邊に功ありし故を以て、幕府は重藏父子の罪を赦免した。明治四十四年九月、特旨を以て正五位を贈られた北邊開拓警備の恩人である四世の孫、近藤蝦夷彦氏の弟近藤熊彌は元判事で、大正の頃、静岡市に居住してゐた。

松平 忠明

夙に蝦夷地の危急を慨し、獻策するところあり、寛政十年警備の命を承け、石川忠房、羽太正養、大河内政壽、三橋成方等と經營の方策を議し、十一年共に松前に赴き、根室、標津、釧路を巡察して、蝦夷を撫し、道路を通じ、會所を置き、牛馬を移し、農耕を試み、尋いで勇拂支笏、石狩、宗谷、斜里を巡撫し、蝦夷地御用掛の主席を以て、精勵恪勤、施政の方針を立て、以て享和二年蝦夷地奉行設置の時に至る、その勞效洵に偉大である。

忠明は豊後國の一城主中川修理大夫の四男で、明和二年出生、幕府の旗下松平與五郎忠常の養子となる。蝦夷地に専任奉行の置かるゝまで、同地の御用掛の首席として國事に奔走し、その後、駿府城代の顯職に就き、文化二年三月卒す、年四十一。後裔松平忠和は、大正の頃、東京市麴町區に住んでゐた。

羽太 正養

寛政十一年蝦夷地掛に擧げられ、松平忠明、石川忠房等と蝦夷地の警備及び弊政の改革に力を竭し、享和元年蝦夷地を巡視して後、アトイヤに至り、翌年戸川安論と與に蝦夷奉行に任せられ、尋いで箱館奉行となるや、安論と協力して善政を行つた。はじめて有珠、襟似、厚岸の三箇所に寺院を建立し、箱館附近を耕し、有珠虹田に牧場を開いて、産業を奨勵し、文化四年西蝦夷地を併せてこれを管す。又、休明光記を著はして蝦夷地處置の顛末を明らかにし、以て

後世に裨益した。正養は、家祿五百石を食む、幕府旗下の御曹子として、蝦夷奉行に拔擢せられるその前は幕府の目付役をしてゐた人である。同人が文化元年五月、東蝦夷地に建立した三ヶ寺は、有珠善光寺(浄土宗)様似等澗院(天台宗)厚岸國泰寺(曹洞宗)これである。文化十一年正月卒し品川妙國寺に葬る。後裔羽太義は、大正の頃、東京市深川區に住してゐた。

伊能 忠敬

寛政年間露人南下し、蝦夷警備の急を告ぐるに方り、海岸測量を必要とし、人跡稀に瘴煙深く、祿仕の人すら巡行を欲せざるの當時にありて、奮然自費を以て之に膺らんことを請ひ、僅々百四十有餘日にして渡島吉岡より以東根室西別に至る東海岸を踏査測量して地圖を製し、のち門人間宮林藏の測りし所を合せて、蝦夷地全島の地圖を完成し、大いに後世を裨益した。忠敬は上總の人、延享二年出

生以來、親戚故舊の間を轉々して不遇の幼時を送り、長じて下總國佐倉の伊能長由の養嗣子となつた。同家は地方の名門だつたが、その頃家運頗る傾き、忠敬が儉素を守り、事業に精勵し、家運を挽回するまでには、並み大低の苦勞ではなかつた。一家を治めた忠敬は、それより村風を刷新し、窮民を救済して治績をあげ、寛政六年、家産を子景敬に譲つてのち、その好む星曆測量の研究に没頭し、翌七年江戸にのぼつて高橋東岡に入門した。時に歳五十一。

國土の經營、警備は先づその地形と地積を知ることが先決であるとして、蝦夷地の自費測量を願出で、國家的事業に貢献した。一面、本州の地圖もその遺志を繼げる門人の手に依つて實を結んだ。文政元年四月、年七十四で歿したが、明治十六年二月、特旨を以て正四位を追贈せられ、地學協會では、芝公園内に測地遺功表を建設した。後裔伊能三郎右衛門は大正の頃、千葉縣香取郡佐原町に居住してゐた。

間宮 林藏

寛政十二年、伊能忠敬が東蝦夷地々形測量を爲すに當り、就いてその術を學び、後、忠敬の業を繼ぎ、西蝦夷地沿岸を測り、地圖を製し、且、石狩、天鹽二大川を溯つて路線を検し、風餐露宿、山野を跋涉して足跡殆ど全州に通く、尋いで山艱接壤見分の命を受くるや、樺太を一周し、その孤島なるを確認して、宗谷に還り、更に未了地探検の命を奉じて再び樺太に抵り、黒龍江より滿洲の假府テレンを究めて還る。其間、具さに辛酸を嘗め寒饑に堪へ、實に二年の久しき、克く大陸を踏査し狀況を明らかにした。

林藏は安永四年常陸國筑波郡谷井田村上平柳に出生、父は氏無き職人であつた。林藏は幼にして穎悟、地理、數學を好み、歳十八にして幕府の普請役雇となり、氏を間宮と稱した。寛政十二年蝦夷地御用雇に昂進、伊能忠敬の測量技術を見習つてその偉業を繼いだこと前述の如く

である。

然るに沿海州から遠く滿洲への探検に無理たし爲め、文化六年歸任以來健康振はず、幕府はその終生の生活を保障したが、林藏は無爲徒食を欲せず、生涯松前奉行所の仕事を扶けて弘化元年江戸に歿した。年六十五。寡欲寡言、嘗つてその功を誇つたことの無い君子人であつた。明治廿七年四月、特旨を以て正五位を追贈された。その曾孫間宮正倫は引續き前記谷井田村に居住してゐる。

山田文右衛門

十五代文右衛門は文化年間、留萌場所アフンより石狩川中流オシラリカに出づる二十五里の山道をひらき、又、土人を移して石狩、小樽、根室漁場を開き、千歳に牛馬を飼育し、道路を通し、はじめて車を使用し、その利便を知らしめた。嗣子文右衛門相續するや、最も心を公益に傾け、殖産に勵み、千歳に米三百俵を備へて不時の用に供し、尋いで樺太東海岸に

數個所の漁場を開き、且、沙流場所沿海昆布の乏しきを憂ひ、投石蕃殖の方法を創案し、萬延以來實行して顯著な成績を挙げた。

同家は數代の間、文右衛門を稱した漁業家で、最初福山に住し、箱館を本據として漁場の請負をやり、巨萬の富を積んだ。就中、十六代文右衛門は、社會的功績多く、藩から苗字帶刀をゆるされた人である。明治十四年九月、明治大帝御行幸の砌り、特にその功勞を御嘉賞あり、賞狀を賜つた。明治十六年九月、勇拂郡苦小牧町勇拂村に歿した。歳六十六。小樽市潮見臺町二三山田實丸はその養孫である。實丸は春畦と號し、書道の師範をしてゐる。

倉山卯之助

文化年間部分木の許可を受け、私費を投じて箱館山に杉松一萬餘株を移植し、又、居村七重及び其附近に松、杉その他の樹木を植栽すること數萬株、樹林豊饒の當時にあつて遠き將來

を慮り、率先、愛林思想の涵養に努め養子卯左衛門と共に植林の範を示した功績は大きい。

中川五郎治

文化四年、漁場番人小頭通詞として擇捉島に在るや、露人の來寇に會し、捕へられ露國に留まること六年、充然節を持して屈せず、尙に彼の掠奪品より我が邦の繪圖文書を抜取り燒棄し又、醫師に苦役せらるゝの間よく種痘の術を修得し、後、箱館に歸るや、天然痘流行に際し、廣くその術を施して人命を救ひ、且つこれを傳へて本邦種痘の端を啓き、社會に裨益した效績は大きい。

露國に捕虜として抑留中、醫師について見習つた種痘の方法を謙遜して「醫者に付き歩き植ゑる痘瘡の次第を習ひ得たり、然れども本邦にこれなしとは申さず五郎治一人知らざる趣きにて習ひ得たり」と手記に残した謙讓の人である。

我が國における牛痘接種の法は、天保十二、三年の頃、大槻

俊齋が江戸で試みたのが、その
濫觴の如くに傳へられてるけれ
ど、これより先、十五六年前、
中川五郎治は文政七年中、松前、
箱館の各地に天然痘流行の節、
大野村の牧牛から痘苗をとつ
て、施術し、これがため、病難
を免れる者が多かつた。安政三
年病みて福山に歿す。年八十九。
その後裔は維新以後函館に住
まる、福山法源寺にあつた五郎
治の墓も、今は函館高龍寺に改
葬されてゐる。當主中川榮吉は、
現在函館市柳川町七十八番地で
錢湯「堀の湯」を經營してゐる。

松浦 弘

松前氏蝦夷復領後、島況漸く
世の耳目に遠ざかりし際、外人
がわが北邊を窺ふとの風説を開
くや憤然蹶起して探検に乗出し
或は漁夫にまじり、或は従僕と
なり、多年具さに艱難を嘗め、
東西蝦夷地より樺太千島等を跋
渉し、足跡殆ど全州に遍く、地
理、風土物産、夷情等を探究し、
圖書に収めて幕府に上り、又こ
れを天下に紹介するところあ

り、明治元年箱館府判事に任ぜ
られ、二年開拓大典、開拓判
官に進んだ人である。

弘は文政元年二月伊勢國の郷
士の家に生まれた通稱を武四郎
といひ、長ずるに及んで北海又
は多氣志と號した。津藩の平松
樂齋の塾に學び、天保四年以來
諸國を遍歴して、長崎で一時期
となつたが、偶々外人がわが北
邊を窺ふとの噂を耳にして、夷
域の探検奉仕を思ひ立ち、弘化
二年松前に渡つたのが、抑々蝦
夷地に縁故をもつ始まりだつ
た。

前後三回の探検で蝦夷地の地
理、風土を究め、箱館府に出仕
して、國郡名を選定し、遂に「北
海道」の名づけ親となつた。從
五位に陞叙されたのはその功に
依る。病みて退官するや、政府
は終身十五人扶持を給して、そ
の功勞に酬み、爾來東京に居住
して骨董や書籍を友とし、諸國
の漫遊を樂しんでゐたが、明治
廿一年二月卒去した。年七十一。
朝廷から特に祭料を賜つた。東
世を益した遺著頗る多く、東

西北蝦夷山川取調圖をはじめ、
東蝦夷日誌、後方羊蹄日誌、石
狩日誌、夕張日誌、十勝日誌、
久摺日誌、納紗布日誌、天鹽日
誌、近古蝦夷人物誌、赤蝦夷訓
蒙圖會、蝦夷名産圖會などその
主なるもので、故人は畫才にも
勝けてゐた。嗣子一雄は、大正
の頃東京市神田區五軒町に住ん
でゐた。

竹内 保徳

安政元年六月、箱館奉行に補
せらるゝや、能く士を愛し民を
憫み、親しく夷域を巡按して夷
民を撫し、産業を奨め、殊に力
を外交、警備、開拓等に竭し、
徳望が高かつた。文久元年特命
全權公使として露都に至り、樺
太境界の事を議した。

惜しい哉、幕府はこれを實行
しなかつたが、本道の能く今日
ある所以のもの、一にその至誠
貢獻の賜である。
保徳は旗本の家に生まれ、箱
館奉行、勘定奉行、外國奉行、
大阪奉行等を歴任した幕府の顯
官で、温雅老練、上下の信望を

集めた政治家であつた。特に蝦
夷地において人氣のあつたこと
は「練奉行」とあがめられたニ
ツクネームでもわかる。我等の
竹内奉行の在勤する歳は練がと
れるといふのだつた。

堀利 照

安政元年竹内保徳、村垣範正
と共に蝦夷地巡檢の命を受け三
月江戸を發し、西蝦夷地より樺
太に抵り、ライチシカに八幡社、
マリーヌに鹿島社を建てた。七
月、箱館奉行に補せらるゝや、
八月、東蝦夷地を経て箱館に歸
り、範正と開拓警備の方策を立
て、大いに規畫するところあり、
再び蝦夷地及び樺太を巡視して
警備に努め、本道をして克く禦
禦の功を全からしめた。

幕臣の家に生まれ、幼時その
放逸から危く親に勘當されやう
とした彼は爾來纒然素行を改め
文武の道を勵み、徳川幕府の目
付役から織部正、箱館奉行、外
國奉行に出世し、その卓見は、蝦
夷地安政年間の經營に貢獻し、
竹内保徳と共に謳はれた名奉行

である。

萬延元年十一月、普魯士國と
の條約のことに關して老中、安
藤信正と激論し、その夜、屠腹
して四十三歳の生涯を畢つた。
利照は居宅の庭に梅樹の林をつ
くり、その下において吟詠する
を樂しみとし、雅號を「有梅」
又は「梅花山人」と稱した風流
人でもあつた。

村垣 範正

安政元年竹内保徳、堀利照と
共に蝦夷地巡檢の命を受ける
や、樺太を視察して警備の策を
立て、三年七月箱館奉行に補せ
られ、更に夷域を巡回して壽都
を巡撫して經營に資した、その
勞功は洵に偉大である。

竹内保徳、堀利照と共に三人
同時に箱館奉行だつた人、即ち
三人交代で一人は江戸に、一人
は箱館に在勤執務し、他の一人
は蝦夷地を巡回する制度だつ
た。範正は通稱を與三郎といひ、
幕府お抱への庭師の家に生まれ
た。代々國事探偵のことに當つ

てゐた家である。範正は始め鑄
物師となつて陸羽地方をめぐる
後、土方の群に投じて松前に到
り、築城その他の狀況を探つた
ことがある。その後、一躍箱館
奉行に拔擢せられ、外國奉行を
兼ね、更に勘定奉行と神奈川奉
行をも兼ねた。萬延元年には新
見豊前守正興と共に米國へ派遣
を命ぜられるなど全く立志傳中
の人物だつた。

武田斐三郎

明治元年隱居し、同十三年三
月六十八歳で逝き、遺骸は、東
京谷中の共同墓地に埋葬した。
孫範通は大正の頃、横濱市弘明
寺町に居住してゐた。
安政元年米國水師提督ペルリ
の箱館に来るや、幕命を奉じ、
平山謙次郎と該地に抵り、直ち
に事を辨じ、尋いで石狩、宗谷、
樺太を巡察し、翌年箱館詰とな
るや、五稜郭、辨天岬砲臺を築
造し、諸術調所を設け、蘭學を
教授して俊才を出し、殊に門生
を率ゐて航海測量の實習を爲
し、以て露領沿海を探検し、そ

の他、兵器彈藥を製し、製鐵を
行ふなど北門警備に貢獻した。
斐三郎は、伊豫大洲藩士の子
である。最初は醫學を修めてゐ
たが、時局の刺戟から敢然起つ
て英佛の航海學、築城學、造兵
學を學び、箱館に五稜郭などの
洋式築城をのこした恩人であ
る。維新後、兵部省に出仕して
砲兵大佐に進み、砲兵會議委員
と小銃試驗委員、兵器取調委員
としても又功勞が多かつた。著
すところ北役紀行、黒龍江紀事、
詩稿などあり、明治十三年一月、
五十四歳で歿した。

門生故舊は同十五年、紀功碑
を東京芝公園に建てた。嗣子英
一は大正の頃、小石川區江戸川
町に住んでゐた。

續 豊治

安政の初年、米艦箱館に入る
や、密に艦體の構造を攻究して、
和洋折衷の船型を創案し、箱館
奉行の命を以て端艇を造り、つ
いでスクーネル形に擬して箱館
丸、龜田丸、豊治丸等の箱館形
を創造し、本邦に於ける西洋式

船舶製造の模範を示し、造船所
を設け、造船術並に航海業に一
新生面をひらき、本道拓殖の進
展に貢獻した。
豊治の父母は陸奥國北津輕郡
川内村の出身で、福山に移住中、
寛政十年儲けた子は豊治だつ
た。二歳の時、船大工五郎治の
養子となり、六歳にして養父と
共に、箱館に移る。當時、同地
築島にあつた高田屋造船場に働
いて天賦の技倆を磨き、函館奉
行所の御用船大工棟梁となり、
二人扶持を給された。

その片腕だつた。次男卯之吉
も苗字帯刀をゆるされて福士成
豊と稱し、斯くて一門は過渡期
の造船業者として榮え、父子の
建造した函館丸、龜田丸、豊治
丸は、江戸函館間の往復に奉行
の乗船となり、或は青函連絡船
に使用され、露領へも遠く航海
し、些の事故もなかつた。豊治
は、明治十三年三月、八十三歳
で歿した。曾孫増造は大正の頃、
札幌苗穂町の鐵道官舎に住んで
ゐた。

庵原 菡齋

蝦夷開拓に志し、安政元年函館に渡り地を錢龜澤の荒野に卜し、私費を投じて移民を募り、農園を開き保護を與へて開墾に従はしめ、稲作を試みて水田を奨励し、桑園を設けて養蠶を奨め、その他杉栗等の移植を行ひ、愛林思想を涵養し、道路をひらいて交通に便し、三年間農作に従事した者にはその墾成地を付與して土着せしめ、新に龜尾村を創め、以て今日發展の基礎を築いた。

菡齋は水戸の出身で、幕府に仕へた士である。隠居後その子勇三郎が安政元年職を箱館奉行所に奉じて赴任したので、菡齋も永住の目的をたて、數多の從者を連れて渡航した。そして南部津輕の二藩から移民を募り、一大農場の開拓に成功をしたのである。偶々その施設が箱館奉行の認むるところとなり、龜尾部落の水田は、奉行所が買収して、最初のお手作場となした。「龜尾」は當時、同所が錢龜澤

の尾端に位してゐたので、菡齋が斯く命名をした部落で、隣接の部落は庵原といひ、現今は共に湯川町に屬してゐる。菡齋は安政四年六月、急病で歿した、年六十五。庵原部落に葬る。明治四十年は恰もその五十回忌に相當してゐたので、村民は協議の上、記念碑をその墓畔に建て、盛大な祭典を行つたが、遺憾乍ら子孫の所在は明かでない。

大谷 光澤

夙に蝦夷の教化に志し、安政二年、末寺の住職堀川乗經の議を容れ、乗經を蝦夷開教使に擧げて、教旨を宣傳せしめ、四年、幕府の許可を得て小樽、箱館等に寺院を建立し、六年但馬、加賀、能登の諸國より信徒三百七十四人を上磯に移して保護を與へ、開墾せしめ、遂に清川郷を開いた。又龜田川より分水して、箱館に願乗寺川を堀つて氾濫を防ぎ、飲用水を饒かにし、爲に拓殖の機運を促進した。大谷光澤は、寛政十年の出生で、文化九年十二月法燈を繼承

した西本願寺第二十世の法主である。光澤は安政以來、國家の多事に際し、大義を門葉に諭し、或は皇陵を奉修し、兵亂から宮闕を守り、朝廷に軍費を獻じ、蝦夷地の布教に盡瘁するなど、その功勞枚擧に遑なく、明治四年八月、壽七十四歳で遷化した。同廿五年四月、特旨を以て從二位追贈の御沙汰があり、法嗣光澤は伯爵を授けられ、その後光澤、光明の二代を経て、現在は光照が法燈をついでゐる。

堀川 乗經

夙に蝦夷地の開宗に志し、本山西本願寺に建議して開教使となり、安政四年始めて小樽に寺院を建立し、尋いで檀徒國領平七等と謀りて箱館に一字を設けて教化に努め、五年但馬、加賀、能登より信徒の農民三百餘人を上磯に移して清川郷の新村を開き、又、龜田川より分水して箱館に願乗寺川を堀り、一面、氾濫を防ぐと共に、佳良の飲用水を住民に供給した。乗經は安政七年四月、陸奥國

北津輕郡川内村西本願寺派願乗寺に出生し、同寺第七世の住職に就いた。時の法主大谷光澤と蝦夷地布教の意見合致して、開教使となり、法主の片腕として働いた名僧である。その小樽に建立した願乗寺出張所は、現今の開運町西別院である。信徒の移民に依つて上磯に清川郷をひらいた事績も大きい。が、又、箱館市中を貫流する龜田川の治水工事、千五百八十間の放水路(願乗寺川)の開墾は、どんなに庶民を益したことが知られなかつた。それは七千三百餘兩の工費と、六ヶ月の日時を要した大工事で、本山からは僅々千兩の補助を受けたに過ぎず、他は悉く檀徒の義捐であつた。乗經は明治十一年六月、五十五才で入寂した。

現今の新川は、願乗寺川の一部を利用して、その後、別箇に開墾したものである。その嗣子堀川乗藏に三男あり、長男堀川乗道は目下京都市女子高等學校學監兼教授の職にあり、次男は函館新聞社政治經

濟部長だつた故堀川經道、三男は母方の姓を名乗つて、東京に明石建築事務所を經營する明石信道である。

鈴鹿甚右衛門

甚右衛門は文政二年正月、繪山郡江差に出生した。生家は世々呉服商と質店を兼業する橋本屋甚右衛門といふ富豪だつた。先代甚右衛門も奉公の志厚く、再々藩主に献金して、嘉永三年士班に列し、家祿十人扶持を給つた。偶々津輕の人長坂庄兵衛が、西蝦夷地に道路の開墾を目論むや、先代は出資を約して黙目したので、嗣子甚右衛門は亡父の遺志を繼ぎ、安政四年四千兩の工費を提供して、庄兵衛に協力し太田、狩場の兩山道

を完成した。道路の幅員二間、延長廿六里、大小の架橋四十個所、豫想以上の難工事とて、二百人の人夫で七ヶ月の日子を要し、犠牲の死傷者も少くなかつた。太田山道は關内—太櫛間、狩場山道は瀬田内—島小牧間の峻

長坂庄兵衛

夙に本道江差に移住し、漁業の經營上、西蝦夷地道路開墾の必要を感じ、各地を歴訪して百方之が勧誘に努め、漸くにして鈴鹿甚右衛門父子の協力を得、甚右衛門は工費、庄兵衛は工事百般を擔任し、安政四年起工に先立ち甚右衛門歿したるも、その嗣子甚助襲名して遺志を継ぎ直に開墾に従事し、刻苦精勵七箇月にして太田、狩場の兩山道三十六里間を竣成して大いに交通に便し、利源を開いた。庄兵衛は、陸奥國北津輕郡金木町の出身で、文政九年の出生、弘化三年二月、渡島國江差に渡航して商店を開き、鯨漁業を營んでゐた。資性堅忍剛膽にして大志あり、同地の富豪鈴鹿甚右衛門父子を説いて、その出資を仰ぎ、前記兩山道開墾の一大公益事業を完成した人である。庄兵衛はその功に依つて、安政六年五月、孫の代まで苗字を許された。後裔長八は後志國久遠郡久遠村字一艘淵に居住し

岡本 監輔

夙に北邊の危急を慨して文久三年單身箱館に渡り、進みて樺太を一週視察し、その一日も忽諸に付すべからざるを知するや、建議のため江戸に上り、ついで京都に至つた。偶々皇師の東征に會し、蝦夷經綸の急なるを説き、清水谷侍從に依りて朝廷に獻策し、終に箱館裁判所の創設を見るに至つた。監輔は阿波の人、天保十年十月の出生である。父の周平は醫者であつたが、監輔は大望あつて天下の志士と交はり、幕末から明治にかけて、北邊警備のことに没頭した國士である。自分の献策が朝廷に容れられ、前記の如く箱館裁判所の創設を見るや、同所の役人に起用され、同裁判所が箱館府と改められて後は權判事となり、樺太全島統轄のため楠溪(今の大泊)の公議所に駐在し、次いで開拓使の判官に進み、外務省御用掛を兼ねた。

彼の持論は「蝦夷地を南北二州に分ち、各々長官を任じ、南州は石狩に、北州は静香(現今の敷香)に政廳を置いて經營し、以て胡狄を壓し、皇威を恢弘すべし」といふにあり、而かもその經營は北州(樺太を指す)に重點を置けといふ主張だった。然るに當時朝野の輿論は南州(北海道を指す)の經營を先決とし、後日、樺太は拋棄して千島と交換するその道程にあり、監督の卓見は容認されず、結局開拓次官黒田清隆と意見合はずに退官した。

監督は箱館に仕官前、慶應元年、樺太を一周して先人の踏査記録を破り、又、退官後は男女の移民を千島に送つて、拓殖警備に任ぜんと、明治廿四年千島義會を結成して世人に呼びかけ、郡司大尉の報效義會の端緒をひらいた。晩年は帝國大學、第一高等中學、哲學館の講師を歴任し、臺灣日本語學校長など子弟の教育に盡し、明治廿七年十一月、特旨を以て正五位に叙せられて逝去した。年六十六。嗣子

健は大正の頃東京豊多摩澁谷町に住んでゐた。

歴代の長官

- 開拓使以来の歴代長官を列挙すれば左の通りである。
- △蝦夷開拓督務
 - 鍋島 直正 (明治二年六月—同年七月)
 - △開拓使長官
 - 鍋島 直正 (明治二年七月—同年八月)
 - △開拓長官
 - 東久世通禧 (明治二年八月—同年八月)
 - 黒田 清隆 (明治七年八月—同十五年一月)
 - 西郷 從道 (明治十五年一月—同年二月)
 - △函館縣令 時任 爲基
 - △札幌縣令 調所 廣丈
 - △根室縣令 湯地 定基 (以上明治十五年二月—同十九年一月)
 - △北海道廳長官
 - 1 岩村通俊 (明治十九年一月—同二十一年六月)

- 2 永山武四郎 (明治二十一年六月—同二十四年六月)
- 3 渡邊 千秋 (明治二十四年六月—同二十五年七月)
- 4 北垣 國道 (明治二十五年七月—同二十九年四月)
- 5 原 保太郎 (明治二十九年四月—同三十年九月)
- 6 安場 保和 (明治三十年九月—同三十一年七月)
- 7 杉田 定一 (明治三十一年七月—同三十二年一月)
- 8 園田 安賢 (明治三十一年七月—同三十二年二月)
- 9 河島 醇 (明治三十九年十二月—同四十四年四月)
- 10 石原 健三 (明治四十四年五月—大正元年十二月)
- 11 山之内 一夫 (大正元年十二月—同二年二月)
- 12 中村純九郎 (大正二年二月—同三年四月)
- 13 西久保弘道 (大正三年四月—同四年八月)
- 14 俵 孫一 (大正四年八月—同八年六月)
- 15 笠井 信一 (大正八年六月—同十年五月)
- 16 宮尾 舜治 (大正十年五月—同十二年九月)
- 17 土岐 嘉平 (大正十二年九月—同十四年九月)
- 18 中川 健藏 (大正十四年九月—昭和二年五月)
- 19 澤田 牛麿 (昭和二年五月—同四年七月)
- 20 池田 秀雄 (昭和四年七月—同六年十月)
- 21 佐上 信一 (昭和六年十月—同十一年四月)
- 22 池田 清 (昭和十一年四月—同十二年六月)
- 23 石黒 英彦 (昭和十二年六月—)

行政區劃一覽

北海道は十一ヶ國、八十五郡よりなつてゐるが、それを國別にすれば左の如くである。

- 渡島 國
 - 松前郡 爾志郡 茅部郡
 - 龜田郡 上磯郡 檜山郡
- 後志 國
 - 岩内郡 磯谷郡 余市郡
 - 高島郡 歌葉郡 小樽郡

- | | | | | | |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 奥尻郡 | 忍路郡 | 久遠郡 | 厚岸郡 | 足寄郡 | 白糠郡 |
| 太魯郡 | 古宇郡 | 古平郡 | 根室郡 | 花咲郡 | 野付郡 |
| 積丹郡 | 島牧郡 | 美國郡 | 目梨郡 | 標津郡 | |
| 瀬棚郡 | 壽都郡 | | 千島 國 | | |
| 石狩郡 | 濱益郡 | 樺戸郡 | 國後郡 | 擇捉郡 | 藥取郡 |
| 上川郡 | 空知郡 | 雨龍郡 | 紗那郡 | 色丹郡 | |
| 厚田郡 | 札幌郡 | 夕張郡 | 新知郡 | 占守郡 | 得撫郡 |
| 天 國 | | | | | |
| 苫前郡 | 留萌郡 | 上川郡 | | | |
| 中川郡 | 増毛郡 | 天鹽郡 | | | |
| 北 國 | | | | | |
| 常呂郡 | 利尻郡 | 禮文郡 | | | |
| 宗谷郡 | 枝幸郡 | 網走郡 | | | |
| 斜里郡 | 紋別郡 | | | | |
| 幌別郡 | 千歳郡 | 有珠郡 | | | |
| 山越郡 | 虻田郡 | 勇拂郡 | | | |
| 白老郡 | | | | | |
| 新冠郡 | 幌泉郡 | 浦河郡 | | | |
| 沙流郡 | 三石郡 | 静内郡 | | | |
| 十勝 國 | | | | | |
| 十勝郡 | 河東郡 | 河西郡 | | | |
| 上川郡 | 中川郡 | 廣尾郡 | | | |
| 釧路 國 | | | | | |
| 釧路郡 | 阿寒郡 | | | | |

青年勤勞實踐五箇年計畫

全道男女青年二十萬人の代表者大會は、開道七十年の記念日たる昭和十三年八月十五日、札幌神社參集所において開催され、銃後の團員勤勞總動員計畫を樹立した。右は職業精神の陶冶、共同心の強化、生産技能の向上、生産擴充、貯蓄の勵行をなして、奉公の實を收めんとするもので、道廳の指示により開道記念日に蹶起したものである。

その實施要綱は總動員運動を生業、副業、貯蓄の三部門に分け、次の如く精進を積む計畫で、昭和十四年四月一日から同十九

年三月卅一日までの五ヶ間を實施期間とするものである。

- 一 生業動員 農村、漁村都市の三部に分け農村部に於ては適當の個所に一定面積の青年畑(田)を設置し郷土に即した作物を栽培し技能の修練を計ると共に自給肥料の増産に努力する漁村部に於ては漁礁の築設、投石、磯掃除、漁具修繕、養殖、勞力自給、製造加工の研究等に依り増産の方法を講じ都市部に於ては自己の生業中に適當なる研究題目を求め一人一研究又は業態別に班を組織して共同研究を爲し一方収益を目的とする共同勤勞を實施する。
- 二 副業動員 郷土の實情家庭の業態、自己の境遇に應じ困地荒廢地復舊等に依り土地の利用を講じ、生産擴充を計り或ひは果樹蔬菜、園藝養豚、養鶏、養兔、養鯉、牧草、藁細工、竹細工、木工、玩具、縫製作業、手藝品等適當の副業をする。
- 三 貯蓄動員 (イ)副業動員

に参加し得ざる事情にある青年は元費節約、廢物利用等に依り一定の月掛貯蓄をする(ロ)生業動員、副業動員に要した經費(資本)を控除したる純益は貯蓄する但し青年畑(田)には必ず地代金、種子代、肥料代を控除する。

○伊達町の記念式 本道の開拓史上、光輝ある一頁を飾る膽振國有珠郡伊達町では、昭和十三年八月廿三日午前八時から、開拓七十年の奉告祭を郷社鹿島神社において執行、式後同十時から學校生徒並に各種團體合同の旗行列を行ひ、更に午後一時より伊達小學校で記念式を舉行し、伊達町の成長を祝福したが、當日開拓者伊達邦成男爵並に田村顯允主従の幌美内部落における墓前は町民の參拜で賑つた。

臺灣消費稅未納糖保稅倉庫
農省指定倉庫
林定本銀行指定倉庫
日指本

小樽倉庫株式會社

小樽市南濱町三ノ三
電話 五〇番 二六三番
四九番 二三〇〇番

小樽市入舟町八丁目十番地

★北海道瓦斯株式會社

小樽營業所

電話 四九六番
一九九四番
二一九四番

社 寺

神社の崇敬

聖旨の奉體に精進

天皇陛下行幸の光榮に浴した北海道では、爾來、道廳の指示によつて、大要次の如く神社崇敬運動を起し、聖旨の奉體に精進を積んでゐる。

神社崇敬

- 一 祭祀の嚴修
 - イ 祭祀令による祭祀の嚴修
 - イ 祭祀は齊肅恭敬を旨として行ひ、濫にその次第を變更し、その時間を伸縮するが如きことをなさざる事
 - ロ 祭祀奉仕又は参向する者の齋戒を勵行すること
 - ハ 祭式統一、俗人養成のため神職會主催にて講習會を催すこと
 - ニ 新嘗祭、新年祭その他、中祭等の執行日時を統一すること

社 寺

ホ 祭祀奉仕者たる神職の兼務はなるべくこれを避くること

ヘ 神樂奉納を普及徹底すること

一 一般祭祀の嚴修

イ 祭祀の本義を明かにし、多数の者を参列せしむること

ロ 團體の設立、團體諸行事の開催等の場合の外、誕生命名、入退營等の個人的行事に當りても、神社において奉告を行ふこと

社殿及び境内設備の充實

一 社殿については標準神社を基準としてその充實を圖るため、改築期に屬する神社を指定すること

二 境内の設備については森嚴を保持することを主眼とし、碑表その他工作物の濫設を避け、神社林の植栽を勵行すること

神社参拜の獎勵

一 祭典の際における神社参拜等を一般市町村民に知らしめ多数神社に参拜せしむること

ロ 學校生徒並に兒童、修養團體、教化團體をして多数神社に参拜せしむること

二 日常社頭参拜

イ 神社を中心とする朝起會、敬老會、講習會等を開催、参拜の機會を多く作ること

神社林の植栽

一 基礎調査

三 一般に社殿境内の設備については、祭神、由緒、古來の制式等に留意すると共に、固有の風致を維持するに努むること

四 氏子、學校生徒並に兒童、青年團、少年團、處女會等に對し、神社奉仕の事業として境内清掃、神社林の植栽等、適當なる施設をなさしむること

神社参拜の獎勵

一 祭典の際における神社参拜等を一般市町村民に知らしめ多数神社に参拜せしむること

ロ 學校生徒並に兒童、修養團體、教化團體をして多数神社に参拜せしむること

二 日常社頭参拜

イ 神社を中心とする朝起會、敬老會、講習會等を開催、参拜の機會を多く作ること

神社林の植栽

一 基礎調査

三 神社境域の規模、社殿道路その他の施設、境内林の現況等を調査すること

二 計畫の樹立

イ 右の基礎調査に基き、道廳、市又は所轄支廳指導の下に參道林、内域林、外域林等に大別して境内の地割をなし、各區域につき、樹種配置その他に關する計畫を樹立すること

ロ 樹種は主として、とどまつ、えぞまつ、すぎ、ごまふまつ、あかまつ、くろまつ、おんこ、いてふ、かつら、とち、あかたも、しなのき、こぶし、ほゝのき、かへで、えぞやまさくら等の中よりその地方に適當なる樹種を選定すること

三 實行方法

神社林の植栽については氏子その他各種團體の奉仕的活動を獎勵し、昭和十二年より三箇年以内に完成することとしこれに要する樹苗は支廳、林業會において供給斡旋をなすこと

神社の由緒

官幣大社札幌神社

石狩國圓山町鎮座—
大國魂神、大那牟遲神、少彥名神

(由緒) 明治二年九月一日、勅裁により、開拓使長官東久世通禧等御靈代御幣物宣命等を奉衛して神祇官を發し、海路、後志國小樽郡錢函村に御渡行の上、札幌へ奉遷し、當時の開拓使廳内に奉齋、更に假廳前、創成川畔に小祠を建て、奉齋す。

明治四年六月十四日、國幣小社に列せらる。
之より先、開拓使廳、社地を選定するや、地理係早川清太郎専ら其任に當り調査の上、圓山の地を相して社地と定め、假殿を造營し、同年九月十四日開拓使判官從五位岩村通俊齋主となり、正遷宮式を執行した。
同三十二年九月一日、官幣大社に列せらる。
本道拓殖の祖神として尊崇厚

きを致す。
(例祭) 六月十五日、幣帛供進使參向。

明治五年、勅旨をもつて六月十五日と仰せ出され、尙、六年七月廿日開拓使廳において、例祭當日官吏及び道民に休暇を賜はりし以來、一般休日として敬虔の意を表す。

國幣中社函館八幡宮

函館市谷地頭町鎮座—
品陀和氣命(應神天皇)相殿 住吉大神、金刀比羅大神

(由緒) 後花園天皇文安二年(皇紀二、一〇五年)龜田郡の領主河野加賀守政道字須岸(函館)に城郭を建せし時、その東南隅に鎮護の神として八幡宮を勸請し尊信せしにはじまると傳ふ。
後正徳年間、菊地惣太夫といふ者社殿を建立奉祀し、爾來八代連綿として明治十年に至つた。
社地は基坂上にありしも、文化元年函館奉行交代屋敷新築に當り會所町に奉遷す。今の八幡坂はその遺稱である。

造營は一切官費をもつて成り幕府また堂宇を新築し、爾來年年御供米を寄進し、正月八月の兩祭日には奉行社參して幣帛神饌をも獻備する恒例となつてゐた、維新後、知事清水谷公考參向し勅祭を奉行す。年々御供米金五十兩を下賜せらる。

明治四年開拓使より崇敬社に治定せられ、同十年五月十五日國幣小社に列格せられた。
同十一年、十二年兩度類焼の災厄にあひて、同十三年十月現今の地を相して奉遷す。
同十九年宮内省より白鞘御太刀一振御下賜あり、同二十九年十月十九日國幣中社に列格せられたり。例祭は八月十五日。

縣社

縣社東照宮

函館市蓬萊町鎮座—
德川家康公

(祭神) 本社、創設は遠く光格天皇の御宇であり、元祿年間露人北邊を窺ひ、天明年間に至り屢々、千島群島に寇し、寛政年間遂に諸島を荒らす、こゝにお

いて光格天皇深く宸襟を惱まし給ひ、德川幕府に命じてこれを攘はしむ。
時に幕府は天祖敬神の遺訓を遵奉し、外敵追討の士氣を鼓舞せんがため、東照宮の神靈を東部模範の里に鎮め奉るの議を奏上す。朝議これを嘉納せられ、天皇の御猶子一品親王御染筆の神號を賜り、寛政十一年東叡山等持院僧正に命じて、攘夷及び北島開拓の祈禱を修せしめらる。これ即ち本社草創である。
幕府が五稜郭を築くに及び、その鬼門に四神相應の勝地を下し、規模や、宏大なる社殿を經營し、元治元年、模範の本社を龜田に奉遷し、蝦夷地守護の大社として鎮め奉る。
當時、畏くも仁孝天皇御眞筆の勅額を賜ひ、函館奉行が奉幣使として毎年盛大なる祭事を舉行してゐた。
明治二年、不幸兵火に罹り、社殿寶物悉く灰燼に歸し、存するものは御神號及び石器と華表のみだつた。現今この地を神山と稱するは本社を祭りしに起因

する。

明治六年六月二十三日郷社に列せらる、同七年六月神靈を函館區谷地頭町に奉遷するにあたり、社地を賜ふたが、當時社守贖職のため、衰頹を來し社格降下して村社となるの止むなきに至つた。爾後、大谷長豊が、職を奉じて以來、衰運を挽回せんことを誓ひ、一意専心そのことに努力し、奉遷數次、現今の地に鎮め奉つて堂宇を造營し、明治三十九年、供進神社に指定せられ、大正三年四月郷社に、同十一年三月一日縣社に昇格した。

昭和九年三月の大火で焼失後當時全國から集つた義捐金の三千五百圓、北海道廳から一千圓その他全國、全道神職會からの義金にて假社殿、假社務所を建て、その後、造營計畫を進めつつある際、偶々支那事變に際會して、該計畫は實行の運びに至らずにゐる。併しながら、昭和十一年十月、今上天皇陛下の御巡幸に際し、幣帛料を賜つた光榮を記念して、神輿だけは購入

してある。例祭は六月十七日。

縣社 松前神社

松前郡福山町鎮座—
(祭神) 藩祖 武田信廣公(蠣崎若狭守)

(由緒) 武田氏は新羅三郎義光の子義清を祖とし、その十四代信繁、安藝國より移りて若狭國後瀬山に居城す、所謂、若狭武田である。

信廣は十六代信賢の長子にして、長じて若狭守に任ぜらる、寶徳三年、重臣を伴ひて國を出で蠣崎に據る、よつて姓を蠣崎と稱した、子孫松前氏を稱するに至つたのは豊太閤の殊遇を受けし五代慶廣にはじまる。

享徳三年八月、下國安東太郎伊駒政季、相原周防守政胤、河野加賀守政道等と共に大畑より航して本道に渡來し、推されて花澤城主となる。(舊城主蠣崎季繁の副將)

康正二年、蝦夷の叛亂に諸家協議の上、信廣を總帥としてこれに當る、信廣、賊將胡奢魔允の根拠とせる宇須岸(函館)を衝き、七重濱に奮戦し巨箭をもつ

て胡奢魔允父子を洞殺し、殘兵を掃蕩鎮定し、花澤城に凱旋す。茂別家政は菊一文字の銘刀を贈り、季繁は來國後の太刀を贈りその武勳を頌した、寶物來國後の太刀は實にこれである。

諸豪悉く信廣に服し、全島統一の實權自から信廣に歸し、北海開拓の基礎漸く定まつた。
明治十二年、舊藩臣及び一般人民より神社創立出願し、同十四年二月許可となり、舊福山城北の丸跡に社殿を建立して祀る。大正七年五月縣社に列格す。例祭は八月五日。

縣社 姥神大神宮

檜山郡江差町鎮座—
(祭神) 天照皇大神、住吉大神 天兒屋根神

(由緒) 往古蝦夷地は、霧深く冷氣甚だしく、五穀を蒔くと雖も穰らざりしため、住民年によりて餓死する者尠からず、時にこの地にいづれよりとも知らず一老姥漂然として來り、津花の地に草庵を結ぶ。土民神の如く敬ひ「折居様」と稱す。或夜、神島(今の鷗島)より光輝虹の如

く老女が草庵を照らすに、より、老女恟々として光につきて島に渡りこれを望めば、鬚髮の老翁巖上に座し、柴火の燃ること熾なり。老女謹みてその故を問ふに、老翁曰く、この瓶中に水あり、これを海中に點すれば鮮といふ小魚が群來する、これをもつて島人の衣食住の資とせよ、吾れ汝と共に島人を永く護らんと告げ、柴火と共に消え去つた。老女、土民を集めて事の由を告げ、教の如くするに、漁多

く、後、姥を草庵に訪ねたが居らず、諸人泣きて山野を探した。が遂に行衛を知らなかつた。只老女の草庵に三體の御神像の遺置し在つたので、諸人、何の神たるやを知らぬが、姥の祀りし神の意をそのまゝに姥神と尊信し、祠を建て、祀る、姥神の名この故に起る、又、後に老女を別に祀る。攝社折居社がこれである。例祭は七月十一日。

縣社 岩内神社

岩内郡岩内町鎮座—
(祭神) 應神天皇、嚴島比賣命 保食神

(由緒) 當社沿革を按ずるに安政年間、時の領主志摩守良廣公の守護神として最も崇敬せられたる辨財天即ち巖島大神の像を岩内請負人なりし熊野屋與左衛門に命じ、漁業豊饒、海路守護神として祭祀せしめたるに創まる。

その後箱館奉行所は、當時上磯國茂邊地村矢不來天満宮祠官池田茂達に本社を命じ、北門防禦の守護神たる應神天皇即ち八幡大神を相殿に合祀す。

明治九年郷社に列し、同三十一年社號を岩内神社と改稱。

大正四年氏子一同協議の上、現在の高地壹萬坪を敷地とし社殿を改築、同九年七月移轉御遷宮し、同年十一月九日縣社に昇格。例祭は七月五日。

縣社 余市神社

(祭神) 天照皇大神、大己貴神、少彦名神、保食神、大物主命、崇徳天皇
(由緒) 文政十丁亥年林長左衛門京都伏見稻荷神社の御分靈を勤請奉齋す。

明治八乙亥年、郷社と公稱す。同十四年九月八日、余市神社と改稱許可せらる。

大正十二年十二月縣社昇格出願、同十三年九月三十日縣社に列せらる。

(合祀二社) 稻荷神社(祭神、保食神) 明治四十三年六月十五日日本社(合祀)琴平神社(祭神、大物主神、崇徳天皇) 明治四十四年七月四日日本社(合祀) 例祭は六月十日。

縣社 住吉神社

(祭神) 表筒男神、中筒男神、底筒男神、息長帶姫尊(合祀)、大物主命、保食神、八重言代主神

筒男神は伊邪那岐神の御子にして航海の神に坐す。息長帶姫尊は神功皇后の御事にて、皇后征韓の時、深く筒男神を尊崇し給ひ、凱旋途次、攝津の淳名倉の長峽に御鎮祭あつたが、住吉神社の根元である。御歴朝外交の事ある毎に奉幣せしめる。後世、船魂の神と稱す。

縣社 空知神社

(祭神) 天照皇大神、大己貴神、少彦名神、大山祇神、倉稻魂神、墳安姫神

(由緒) 明治二十四年、屯田兵特科隊を募集せらるゝに當り、當地に騎砲工の三隊を設置し、各縣より應募したる四百戸の移住者を屯營せしめ、開拓と國防との任務に従事せしめたるに開村し、以來四ヶ年をもつて兵村を完成した。同時に神社を創祀し、明治二十七年社殿落成し奉齋す、同三十四年九月公認を受け、同四十四年八月社殿改築。同十四年二月郷社に列格。昭和八年八月十二日縣社に列せらる。例祭は九月十一日。

(祭神) 天照皇大神
(由緒) 空知郡瀧川町鎮座
明治廿九年五月四日創立、昭和十一年八月十七日縣社に昇格。春季祭は六月九、十、十一日例祭は八月廿三日(廿三日は宵)

大物主神は琴平の神、保食神は稻荷の神。言代主神は惠毘須の神で、市内所々に奉齋せるを、明治初年當社に合祀したので配祀せるものである。當社創立年紀不詳、明治八年郷社に列せられ、小樽高島兩郡を以て氏子と指定、同三十九年縣社に昇格。例祭は七月十五日。

縣社 三吉神社

(祭神) 大己貴神、少彦名神、藤原三吉神

(由緒) 當社は秋田國太平山の御分靈にして、本社は役の小角の開きたる靈山太平山山上に祭神大己貴、少彦名兩神を祀れる所、延暦二十年、坂上田村麿將軍の北夷平定の勅命を拜し下向の際、祈誓を籠め神鏡を奉安した。その後、大江廣政等社殿の再築を成し、一山の興隆の美を輝せるも、後、兵禍の業に衰廢した。太平山城主鶴壽丸藤原三吉、天性仁愛にして能く郷民を撫育

宮祭、廿三日、廿四日神幸式あり。境内に稻荷神社を祀る。

縣社 上川神社

(祭神) 天照皇大神、大己貴大神、少彦名大神、配祀九柱神

(由緒) 明治二十六年七月、上川地方開拓守護の神社として義經臺に奉祀せしをもつて創始し、同三十一年七月六日、七條通八丁目に奉遷し、踰へて同三十六年一月二十六日創立許可ありて、この年六月、宮下通の忠別に遷し奉る。同三十九年十一月村社に昇格し、同四十年六月神饌幣帛料供進指定せられ、大正四年六月郷社に、同十二年十二月十八日縣社に加列あらせられ、同十三年六月六日神樂岡に奉遷す。例祭は七月二十一日。

(祭神) 勇拂郡苦小牧町鎮座
(祭神) 茅野姫命、大山祇命、久久能智神
(由緒) 創建の年紀詳ならず、從來、樽前村に奉祀せし神社を明治八年九月、苦小牧へ奉遷し

した、然るに井太郎五郎と戦ふに及び、寡兵遂に破れて岡谷に隠る、その後仇敵を滅ぼし現象賑々の中に現はれ、人民これを尊崇して太平山神社に合祀し、三吉大神と畏敬す。今に靈驗灼然として顯はる。舊秋田藩これを崇敬社に列す。

慶應四年戊辰の役に、奥羽の賊徒四圍を襲ふて秋田城の命且夕に迫る、時に藩主佐竹公、神主をして山上に籠らしめ、戦捷を祈禱せしめたる所、八月十二日の朝、鳴一羽鳥獸稀なる山上に飛來し三聲を發して願望成就を豫知せしむ。

明治十一年五月、豊平川町に祀り、同年更に現地に遷座す。村社昇格は明治十五年十月三十一日、郷社昇格は明治三十年二月四日、縣社昇格は昭和五年四月三十日、例祭五月十五日。

縣社 岩見澤神社

(祭神) 大己貴神
大神は太古豊葦原瑞穗國を開拓經營せられ、治病の法を定め給ひ、蒼生をしてその業に安じ

勇拂、白老、千歳三郡の郷社として安置す。大正四年十月、神饌幣帛料供進神社に指定せらる。同十年五月苦小牧町大火に類焼し、後、社殿その他造營計畫進み、諸整備成り、昭和十一年七月十六日縣社に昇格した。例祭は七月十五日。

縣社 八幡神社

(祭神) 譽田別命、保食神、琴平神

(由緒) 明治六年八月創立、同八年郷社に列し、大正十三年八月十四日縣社に昇格、同十七日神饌幣帛料供進を指定せらる。社殿は昭和六年十二月炎上したので假殿を建て遷座した。その後、造營計畫成り、工費十七萬五千圓をもつて工事に着手し昭和十三年八月完成、土地の景勝と相俟つて一大偉觀たるを失はない。例祭は八月十五日。

縣社 帶廣神社

(祭神) 大國魂神、大名貴神、少彦名神
(由緒) 帶廣市草創の時代から

そのところを得きしめ給ふ、後國土を御本系たる皇孫に奉護し深き御神契の下に、自ら出雲大社に鎮り坐し、幽世の主宰と成り給ひて、皇室國土人民を守護し給ふ。

御神徳高く、御神功の多方面なるをもつて負ひ坐せる御別名拾有餘を算せらる、殊に開拓の御神功高き故をもつて、新開地たる札幌神社、樺太神社、臺灣神社をはじめ、官國幣社二十數社に祀らる、又、世俗に大黒様と稱し、福德神、縁結神と崇らる。

(由緒) 明治十七、八年二百七十七戸の人々、開拓の目的にて岩見澤町に來住し、同十八年八月、今の元町の地に奉祭し來りしを、明治三十年現在地に社殿造營成り、三十九年改築竣工、昭和六年以來、御本殿、幣殿、透塀等御造營中のところ同八年八月完成。明治三十年公認せられ、大正七年郷社に、昭和八年七月十三日空知管内最初の縣社に列格す。例祭は九月十五日。

の守護神で、明治四十三年九月二十四日創立出願、同四十四年二月一日許可せらる。爾來、無格社のまゝ祭祀し來つたが、大正七年十一月十五日一躍郷社に例し、神威いよゝ高きを加ふ、大正十五年以來帶廣神社造營會組織せられ、昭和四年秋拜殿の工成り、翌春五月縣社昇格を具申、社務所落成と共に同五年九月十一日縣社に列せらる。

時たま、御影石大鳥居、社號標、參道改修、石燈籠等の寄進あり、内容外観全く一變し神威大に揚る。例祭は九月二十四日。

縣社 嚴島神社

市杵島姫命(合殿)阿寒大神、金刀比羅大神、秋葉大神、稻荷大神、猿田彦大神、海津見大神

本神社は釧路が未開草叢の際、魚場請負人佐野孫右衛門なるもの漁場の安全を奉祈せんがため、藝州嚴島神社の神靈を勸請奉祀したるを紀元とする

由傳へれる。

明治二十四年二月十日現在地に本殿拜殿を造營して御遷座し奉り、同年五月十八日郷社に列せらる、同三十年十月二十七日、當時國幣中社嚴島神社の御分靈を拜受鎮齋す。

同三十九年四月、神饌幣帛料供進指定せられ、越て大正九年一月一日、神八三郎より昇格基奉り、同五年九月十一日縣社に列せらる。

昭和七年八月二十一日、澄宮崇仁親王殿下御成の砌、特に御幣饌料を奉り、親しく御參拜あらせられ、又、同八年七月十日李玉根殿下御成に際しては、親しく御玉串を奉り、御參拜遊ばされ、翌九年七月二十七日、梨本宮守正王殿下同じく御玉串を奉り、親しく御參拜あらせらる。

合殿に座す六柱の神々は、文化年中、請負人佐野孫右衛門が本神社に漁業安全のため安置し奉る、又、阿寒大神は往古より土人「アカンカモキ」と申し奉りて祭祀しありと傳ふ。例祭は

七月十五日。

縣社 網走神社

網走郡網走町鎮座。田心姫命、市杵島姫命(由緒)文化九年近江の人藤野四郎兵衛氏網走河口に創建して漁場の鎮護となし、明治に至りて移民漸く來住し、村落を形成するに及んで、村民は藤野家に請ひて地方鎮守の産土神と仰ぎ奉り、明治四十年六月三十日公許を得。大正十二年五月二十五日郷社に列せられ、同年七月二十四日神饌幣帛料供進神社に指定せられ、昭和九年八月八日縣社に列せらる。

北見沿岸住民の崇敬厚く、大祭には遠隔の地より參拜する者多数に上り、北見の國一の宮と尊敬す。例祭は八月十五日。

縣社 金刀比羅神社

根室郡根室町鎮座。大物主大神、事代主大神、倉稻魂大神(由緒)本神社は維新前、松前藩支配に係る高田屋嘉兵衛が漁場請負中、祠宇を今の根室町松ヶ谷枝町一丁目の邊に建て、大

物主神を祭り、これに配するに事代主大神、倉稻魂大神の二柱を以てし、大いに崇敬の道を勉む、これ實に文化年間のことである、天保三年三月、藤野喜兵衛、高田屋嘉兵衛と交代し、爾來七年間、神社の擴張に力を致す。

天保十年三月、山田文衛門來りて藤野喜兵衛と代り、亞て弘化元年三月、濱田屋兵四郎、白鳥宇右衛門の二人、山田文右衛門と交代、漁場に在り、引續き本神社を祭る。

後、明治元年、藤野漁場支配人及び同店員姥子源治郎等力を盡し、資をつのり、讚岐國琴平山鎮座金刀比羅宮より御神體を奉請し、本殿に祭る。

明治十四年五月三十一日郷社に列せらる。同年六月、市街道路改正に當り、社地を根室別に撰み、公許を得て同地に奉遷す、同十九年本殿拜殿を増築し、同三十九年に至り、また社殿の改築を行ひ大正七年八月三十日縣社に昇格せらる。同十年、社殿屋根銅板

葺工事成り、同十二年社務所を改築す。今や道の内外に崇敬者多く、參拜者四季を通じて絶えず。例祭は八月十日。

招魂社

北海道招魂社

旭川市近文鎮座。日露戦役殉國の英靈に對し、特に假祭場を設けて、招魂祭を執行し、爾來年々靖國神社祭當日遙拜式を舉行してゐたのが、その濫觴である。

越えて同四十三年、北海道招魂場を、旭川に建設のこととなり、上原師團長は河島北海道廳長官と、工費並に維持費約五萬圓を豫算して、寄附を募り、同年九月起工して翌四十四年七月工を竣へ、更に昭和八年中、第七師團長杉原美代太郎、北海道廳長官佐上信一發起となり、金五萬圓を募つて、社殿その他の造營、境内の整備に同年九月着工、十一年五月竣工したが、その工事中、北海道招魂社として

の創立を申請、昭和十年四月廿六日内務大臣から許可された。祭日は六月五日。

官祭 福山招魂社

松前郡福山町鎮座。明治維新の役に幕府の脱走軍と激戦忠死したる英靈數拾名を祭祀す、中に川内美岐子なる一婦人も合祀せらる。祭日は五月五日。

官祭 函館招魂社

函館市鎮座。明治元年戊辰十月二十三日、脱兵函館を襲ふてより、同二年五月十七日平定まで、官軍に從ひたる戦死者百六十五名の靈を慰めんため、舊兵部省において招魂社を創立、同九年祭式を行ひ、同年開拓使へ引續ぎ、爾來毎年五月十一日をもつて祭日と定む。

官祭 江差招魂社

檜山郡江差町鎮座。治維新役官軍戦死者(松前藩士二十六名、福山藩士九名、長州藩十八名、徳山藩十一名、岡山藩十六名、津輕藩三名、

水戸藩六名、久留米、大野藩各一名、函館付在隊一名)私祭神 十柱、日清、日露兩役江差出身戦死者。

明治元年十一月より同二年五月十七日平定に至るまでの、官軍戦死將卒の遺骸を埋葬鎮祭し、明治二年松前藩において招魂場として創立したるものである。

官祭 札幌招魂社

札幌市鎮座。明治十一年七月六日、北海道屯田兵員の志望を容れ、開拓使において主務者へ上申し同年七月二十一日太政大臣の許可を得て、札幌區北六條西七丁目官有地に忠魂碑を創建し、爾來屯田兵司令部において祭典を執行し來つたが、明治二十九年七月、屯田兵司令官より札幌區有志に引續あり、依て同三十三年五月二十二日、札幌招魂碑保存會を設立して社団法人の認可を得、祭事を執行して來た、

神社と神職

昭和十三年三月末日現在における村社以上の神社數、神職員數は左の如く、他に公認無格社は百卅七社ある。

官幣大社	一	神職數	五
國幣中社	一		五
縣社	一七		三二
郷社	六六		七一

大麻・曆の頒布

神宮大麻及び曆の昭和十二年度内頒布實数は二十五萬八千四百十六體、略曆七萬一千五百五十七、本曆五百六十四、合せて七萬二千二百二十一で、これを郡別にすれば左の通りである。

Table with 2 columns: 郡名 (Municipality Name) and 大麻・曆 (Large Paper/Calendar). Rows include 岩磯, 壽大, 瀬奥, etc.

Table with 2 columns: 日蓮正宗 (Nichiren Shonin) and 數 (Number). Rows include 顯本法華宗, 本門法華宗, etc.

基督教の各派

昭和十三年一月現在における基督教各派教會數並に講義所の總計は左の如くである。

Table with 2 columns: 基督教各派 (Christian Denominations) and 數 (Number). Rows include 天主教, 新義真言宗, etc.

Table with 2 columns: 村社 (Village Shrine) and 社寺 (Shrine/Temple). Rows include 計 (Total), 二八八, 一七二, etc.

神道教會所

昭和十三年一月現在における各派別神道教會所の總數は左の如く、その七割六分は天理教である。

Table with 2 columns: 各派 (Denominations) and 數 (Number). Rows include 天理教, 天理教, etc.

寺院祠宇佛堂

昭和十三年一月現在における佛教各宗各派別寺院數は左の如く、他よ祠宇一、佛堂は四十三ある。

Table with 2 columns: 社 (Shrine) and 寺 (Temple). Rows include 余田, 古平, 美宇, etc.

Table with 2 columns: 宗派 (Denominations) and 數 (Number). Rows include 天宗, 古義真言宗, etc.

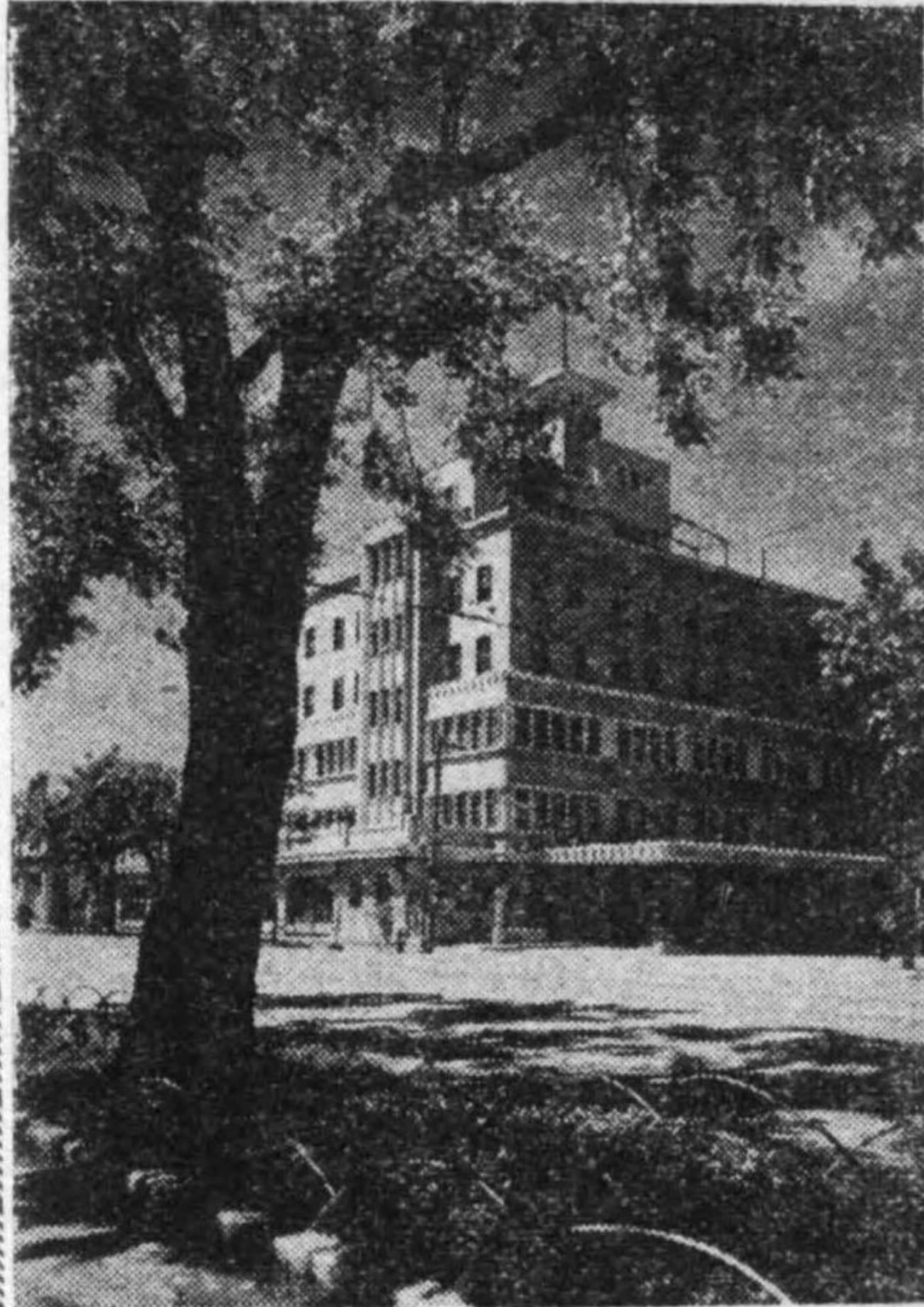
神社

聖旨奉體記念事業たる神社林造成の昭和十二年實行成績は十勝の一萬六千六百十本を筆頭に、釧路國の一萬一千九百九十三本、網走の一萬一千五百九十五本その他、合計八萬四千七十七本に達したが、同十三年、十四年の植栽豫定本數は左の通りである。

Table with 2 columns: 神社 (Shrine) and 數 (Number). Rows include 空知, 上川, 後志, etc.

神である。○曹洞宗の特選議員 岩内郡岩内町全修寺住職泉孝全師は昭和十三年七月、曹洞宗々會特選議員を本山永平寺から任命され、特選議員は全國から十六名にして、その選に本道から一名入ったのである。師は山形縣最上郡八向村の出身で、十五歳の時、函館高龍寺で得度し、山形縣立新庄中學を経て東洋大學を卒へ、壽都町龍同院の住職から大正二年中、現職に轉じた人である。毎年春期本山から布教師を命ぜられ、北海道および奥羽六縣を傳道に廻つてゐる。

SAPPORO GRAND HOTEL



観光北海道の誇
近代的大ホテル
味覺のデパート

客室・・・洋室 40室 和室 11室
 室料・・・洋室 ……3.50ヨリ
 和室 ……4.00ヨリ
 食事・・・朝 ……1.00
 晝 ……1.50
 夕 ……2.00
 定食堂 (3階) 喫茶とランチ
 おでんと壽司
 地下食堂(地下) 喫茶とランチ
 おでんと壽司
 グリル(1階) 即席洋食とバー

日本間(3階)・・・北京料理、國際料理、關西料理
 空の茶屋(6,7階)・・・關西料理、天ぷら、中華一品料理、すき焼

宴會・・・和、洋、中華、各料理にて
 1.50ヨリ ……500名様位迄
 (御心付御勘定の割厳守)

航空案内所
 航空券發賣、連絡自動車發着

最善のサービス！
 自慢の料理！
 最高の設備！

札幌グランドホテル

札幌市北一條西四丁目 電話 5001-5007

地形

大鵬翼を張る

國際接觸線近く

我が國の北部に在つて、樺太島の南に位し、南は津輕海峡を隔て、本州と相對し、その最短距離僅かに十海里、北は宗谷海峡を挟み距ること二十四海里にして樺太島と相對し、北西遙かに海を隔て、蘇國領西比利亞と呼應してゐる。西は渡島國大島西端東經百三十九度二十分をもつて極西とし、渡島國小島南端北緯四十一度二十一分をもつて極南とする。極東は占守島の東端東經百五十六度三十五分にして勘察加半島に近接し、極北は千島國阿賴度島の北端北緯五十七度五十七分である、これ日本の最東端及び最北端にして、國防並に漁業上重要な、國際接觸線をなしてゐる。西は日本海に面し、北はオホ

ツク海に臨み、東南二方は太平洋に瀕し、正に大鵬の雙翼を張るが如く、悠々としてその闊園は三大海洋に跨つてゐる。本島及び大小三十有餘の島嶼より成り、その面積は五千七百五十五方里餘にして、總面積に於いては臺灣、樺太、及び四國を併せたるものに近似し、尙、千島を除くも東北六縣及び新潟縣を合したるものに匹敵してゐる。

十一國の面積

參謀本部陸地測量部の實測に依る面積は、五千七百五十五方里餘になつてゐるが、國別に面積を示せば左の通りである。

根室	釧路	十勝	日高	膽振	渡島	後志	石狩	國別	面積
二二三・二六三	四三九・六五九	六三二・二二二	三一七・七三〇	四六二・二二七	二八三・一八九	二九四・四五四	九二七・二八三	九二七・二八三	方里積

行政區劃面積

支廳、市別の面積を昭和九年三月末現在で見れば左の通りである。

函館市	小樽市	旭川市	札幌市	上川支廳	留萌支廳	宗谷支廳	網走支廳	根室支廳	釧路國支廳	十勝支廳	日高支廳	膽振支廳	渡島支廳	檜山支廳	後志支廳	空知支廳	石狩支廳	地方別	面積
一・二一九	三・六〇四	一・四二五	一・五六七	六三七・三七一	二九五・七一〇	二二六・七〇〇	六九三・五五六	八九五・四八五	四五六・六四五	六三二・二一五	三一七・七三〇	二二九・三七一	二二八・八〇三	一八四・七二九	二七二・七三七	四二六・〇七三	二二七・九六三	二二七・九六三	方里積

山岳相呼應す

胴體部に於ける山脈は丁字形をなし、これを形成するものは日高山脈、北見山脈及び千島火山脈であつて、その交叉點たる中央部において相會して最も高峻を極め、所謂大雪山嶽及び石狩岳その他一環となり、雄壯秀麗なる景勝地帯を形成し、石狩川、十勝及川び天鹽川をはじめ常呂川、網走川等二千三百餘の大山河川の源をなしてゐる。大雪山嶽は旭岳を盟主とし比布岳、凌雲岳、北海岳、北嶺岳、白雲岳、黒岳等十指を屈する秀峰高岳巍然として櫛比聳立し、雲海漂渺として遙かに十勝岳、トムラウシ岳及び石狩岳と相呼應對峙し、深峽碧潭その岳麓を繞り莊嚴と神祕を極めてゐる。

日高山脈は摺曲山脈であつて襟裳岬より十勝岳に向つて北に走り、南北に連亘して峻峰峻岳

地形

多く、就中、幌尻岳最も高く、戸蔭別岳、札内岳、神威岳及び...

千島火山脈に属する本島の山脈は知床半島より十勝岳に向...

入してゐる。而して此この山脈の東南方に廣大なる釧路及び根...

脈に属する諸山は多く火山岩より成り、現に火煙を吐きつゝ、あ...

Table with 2 columns: Mountain Name (e.g., 石狩山, 羊蹄山) and Elevation (e.g., 二,〇一七・七, 一,九八〇・〇).

川と其の流域

河川の主なものは石狩川、

天鹽川及び十勝川等であつて、三大河川と稱し、他の二三長流...

川、空知川、江別川及び豊平川であつて、雨龍川は天鹽山脈の...

工事を施行してゐるが、天鹽川に對しても、被害最も大なる名...

釧路川は源を屈斜路湖に發し、數多支流を合せ延長三十四里餘...

清川及び斜里川等があり、而して尙、太平洋に流入するものも、川及び沙流川が主なるもので、津川灣に注ぐものは西別川、標根室及び風蓮川等であつて、何れも其の流域は肥沃なる平野である。而していづれの河川も魚族饒多であり、秋冬間に鮭鱒の湖上する数も夥しき数に上るものであつて、往時アイヌ人の山に熊を逐ひ、川に鮭鱒を漁りて原始生活をなせる様そ、るに眼底に浮んで来る。

二十六川		流域	延長
石狩川	方里	九三・八〇	九三・八〇
江別川	方里	七・七〇	四・一八
夕張川	方里	八・八〇	四・一六
千歳川	方里	六・七〇	一・五八
豊平川	方里	五・八〇	二・〇三
空知川	方里	一・七〇	四・一三
雨龍川	方里	一・〇三	四・一三
忠別川	方里	二・〇〇	一・七三
美瑛川	方里	五・〇〇	三・三〇
鶴川	方里	七・六〇	三・七〇
沙流川	方里	八・九〇	二・六〇
天鹽川	方里	三・八〇	七・七六
名寄川	方里	四・二〇	一・三三

湖沼と成因

湖沼は頗る多く、その著名なるものにも二十有餘を數へ、從つてその成因等も複雑であり、種々學術的資料を提供してゐる。即ち大別すれば、海岸湖としては北見のサロマ湖、能取湖及び網走湖、根室の風蓮湖及び温根沼、釧路の厚岸湖及び春探湖等がその代表的なもので東北部に多い、又、海岸隆起と共に砂

留萌川	一・九〇	一七・〇九
釧路川	一・三〇	三三・二四
阿寒川	五・五〇	二五・一〇
後志川	一〇・七〇	三六・一八
利別川	四・五〇	二六・三三
十勝川	六・二〇	四一・三三
利別川(十勝)	一・八〇	四一・二二
札内川	四・二〇	三三・三三
音更川	四・〇〇	二七・三〇
常呂川	一・三〇	三三・〇五
網走川	六・〇〇	二四・〇八
清滑川	九・三〇	二〇・〇六
湧別川	九・三〇	三三・〇三

洲が河口を堰き止め湖沼となれるものは弓形に張りつめた北見天鹽及び十勝海岸に多く、濤沸沼、湧洞沼及び天鹽川下流の湖沼等がそれであり、又、苦小牧附近にても散見される。内陸平原に存在する湖沼は概ね石狩川、十勝川及び天鹽川等大河川の流身變轉極りなき蛇行により濬溜して生成せるもの頗る多いが、著名なるものはない。山地に存在する湖沼の主なるものは、皆火山湖であつて、千鳥火山脈中には屈斜路湖、摩周湖、阿寒湖及び然別湖、後志火山麓には支笏湖及び洞爺湖があり、大沼、小沼及び葦菜沼も火山湖の一種で、千鳥にも火山湖が多い。如上の湖沼には景勝地として著名なるもの多く、就中、摩周湖、屈斜路湖、阿寒湖及び然別湖等は國立公園中に在り、原始的なる四圍の山河を背景として變化の至妙、構圖の雄大も萬古不易の森嚴味をもつて聞え、

摩周湖の如きは流出の一河川も無く、千古清澄の水を湛へ、永遠の神祕境として最も有名である。支笏湖、洞爺湖及び大沼はその眺望廣闊、名山高岳を背景とし、いづれも近く大都市を控へ、その逍遙地として最も親しまれてゐる。而して最大なるはサロマ湖であつて周圍廿三里七町に達し、最深なるものは支笏湖の千二百尺、これに次ぐは摩周湖の約七百尺である。屈斜路湖は周圍十二里餘、洞爺湖は九里餘である。その他海岸湖にして周圍延長の大なるものは風蓮湖、能取湖及び網走湖等であるが、成因の關係上一般に深度は低い。尙、湖沼は魚族豊富に棲息し、養殖も漸次隆盛に赴きつつある。

十四湖		面積
サロマ湖	平方里	一五一・二〇
屈斜路湖	平方里	八三・〇〇
支笏湖	平方里	七八・〇〇
洞爺湖	平方里	七〇・二五

ノトロ湖	五九・三四
風連湖	五二・八〇
網走湖	三六・二〇
厚岸湖	三四・〇〇
摩周湖	二〇・〇〇
頓別湖	一五・〇〇
阿寒湖	一一・九〇
大沼湖群	九・六七
倶多楽湖	四・三四
然別湖	三・四五

平野の最大なものは石狩平野である。石狩川の本支流の流域に位し、その大き

も肥え米、麥類、豆類、亞麻、その他の諸作物に適し、農業最も盛んである。石狩川の上流に湧り神居古潭の狭隘を過ぎると上川平野が開けてゐる。米作の盛んなこと本道第一で上川米の名が高い。十勝平野は十勝川の流域に在り、その廣き石狩平野に匹敵

する。たゞ地勢に段階が多いのが遺憾である。世に十勝大豆と稱するのはこゝに産し、又、近來甜菜の栽培行はれ、製糖工業の勃興目覚ましいものがある。釧路平野は釧路川の流域を占め、一望廣潤ではあるが、卑濕の地多く、近時釧路川治水工事並びに土地改良事業によつて漸次開拓せられ、且、第二期拓殖計畫によつて益々開發せられんとしてゐる。

根室平野はその面積頗る廣いが一般に臺地を成し、耕作よりもむしろ牧畜に適すといはれてゐるが、漸次拓殖の斧鉞が加へられ、美田良圃に化されんとしてゐる。北見東部原野はその形、越後の平野に似て地積や狭く、臺地が多い。近年漸次開拓せられ薄荷の産出多いのでその名高く麥類、馬鈴薯その他の農産物を産するに至り今後第二期拓殖計畫の實現によつて重要な農産

平凡な海岸線

海岸線は總延長一千三百五十五里、千島列島の海岸線約六百十三里を控除するも尙、七百四十二里に達する。地理的にこれを觀れば、長大なる弧狀線を描く海岸多く、概して灣入屈曲に乏しく、且、冬季結氷、風浪強烈、砂洲流出等に阻害せられ、天然の良港と稱すべきものは稀であるが、函館、小樽及び室蘭

の如きは古くより知られたる良港である。然るに拓殖計畫により、自然的條件と内陸及び海上の産業地理的關係とを稽査し、釧路、網走、根室、稚内及び留萌の商港を修築し、現在函館、小樽、室蘭、釧路、根室及び留萌の六港が貿易港となつてゐる。右の外、拓殖計畫によつて築設されたる漁港は、太平洋岸において浦河及び廣尾の二港、日本海沿岸においては岩内、江差、杵形、余市及び天賣の五港、オホツク海方面においては紋別港で、いづれも沖合漁業根據地として資するところ尠くない。沿岸漁業に對しては、これ等商漁港の補助施設として七十有餘の小漁港及び船入淵の築設をなすつゝあるをもつて、海岸の自然的缺陷は拓殖計畫の進捗とともに漸次補はれつゝあり、その内陸産業及び沿海漁業の發展助成に貢獻するところ多大である。



優良

道産酒の代表

最古の歴史 創業明治三十二年
最新の設備 鐵筋コンクリート造新工場
最上の品質 全國酒類品評會一等賞受領

旭高純

旭川市宮下通十七丁目

醸造元 **上** 小檜山鐵三郎吟醸

電話 二二五一番
振替 小樽八四四番

氣象

交錯する氣象

大陸的な變化ぶり

我國の北部に位し、樺太に亞ぐ最寒冷地帯に屬すと雖、緯度より見れば中歐諸國と殆ど同位に在りて、夏季の溫度相當に上昇し、冬季極寒とならず、この適當なる氣候は北方文化の開發上有利なる素因となつてゐる。尤も面積廣大であり、且、四面の海岸は暖流及び寒流に洗はれ、又、内陸の地形に複雑なる關係を有するため、その位置によつて氣候に甚だしき差異があり、従つて産業文化及び交通に影響するところ甚だ多い。然しながら、この自然の妙機を捉へ、適切なる人力施設を加ふれば、樂土と化するも至難ではなく、徐々にその自然の征服と活用を見つゝあるもので、凶作と寒冷は決して本道の代名詞

氣象

ではないのである。

要するに、四季を概括すれば冬期は白雪地を覆ひ、朔風肌を徹することもあるが、春は春風胎蕩として櫻花開き、夏は溫度高くして鬱蒼たる榆樹翠を滴らし、秋は稻雲黃熟して殆んど本州の東北部と異なるところがなく、四季折々の興趣も深い。

文化と緯度

近海の海流は甚だ複雑にして西部海上には黒潮の一支流たる對馬海流あり、西海岸に沿ふて北に進み、宗谷海峽を過ぎて北見の海岸を洗ひ、國後島附近に至り、その支流は別れて津輕海峽に入り、東流して襟裳岬附近において寒流の親潮に合してゐる。親潮は北東方より千島の東岸を洗ひ、本道の東岸に沿ひて南に流れ、又、樺太の東方を南下する寒流は宗谷海峽に至りて二分し、一は暖流と接觸相混じて東方に赴き、更に進んで千島西岸を北上し、一は海底流となつて南進してゐる。故に西海岸

地方は對馬海流のため比較的溫暖にして、冬季においても宗谷海峽にまでその影響を及ぼして居る。夏季においては寒冷なる親潮のため東海岸地方の氣候は比較的低温である。

海岸地方はすべて海洋性氣候を示し、四季及び晝夜の氣溫的變化は比較的少いが、内部は大略的氣候を現はし、氣溫的變化著しく、上川及び十勝地方の如きは夏季本道の最高氣溫を顯はすと共に、冬季本道の最低氣溫を示してゐる。而して一箇年中の平均を見るに、札幌はほとんどの中位に在るが、今、札幌の氣溫を諸外國のそれに比較するに、札幌の年平均は六度九分なるをもつて、浦鹽斯德の五度四分、哈爾濱の四度三分、レニングラードの四度二分及びストックホルムの五度八分に比し溫暖にして、ロンドンの九度七分、ベルリンの九度一分に比しやゝ寒冷であるが、コペンハーゲン及びベルゲンの七度一分に比較して大差はない。これを見ても

本道の氣候は概して北方文化の進展を阻害するものではなく、むしろ自然順應によつて大いに人文の發達すべきは先進諸外國の實例に鑑みるも疑ふ餘地はない。而してこれを適地適營による農作物の豊穰と住民の健康なる事實を併せ考ふる時、その克く氣候風土の適應性を馴致すれば、文化促進及び産業振興に對し何等障害となるべきものを認め得ないであらう。

最高と最低氣溫

各測候所の累年平均最高最低氣溫(攝氏)を示せば左の通りである。

測候所	最高	最低
札幌	二六・一	二・五
旭川	二五・五	一六・一
釧路	二五・三	五・九
室蘭	二五・三	七・一
函館	二四・六	五・三
浦河	二四・〇	七・二
帯広	二四・四	一九・五
釧路	二二・三	一三・一
根室	二〇・八	九・八
網走	二二・〇	二・五

九七

羽幌 三九(一) 一〇〇
紗那 一九八(一) 一〇七
寒暑の記
測候所開設以來今までの最高
氣温(大正十三年七月十二日)と
最低氣温(明治三十五年一月二
十五日)は左の通り記録(攝氏)
されてゐる。
△最高 帶廣 三七・八
△最低 旭川 (一) 四一・〇

氣壓と風力

本道附近の氣壓配置は冬季と
夏季と全く異り、夏季は概して
南東方海上に高く、従つて風は
南東若くは南偏で、且、寒冷な
る親潮のため、温暖なる偏南風
は南部及び南東部に濃霧を發生
せしめる。
冬季は主として西比利亞方面
に高く、北西の季節風が卓越し
て風力一般に強く、そのため西
部地方に多量の降雪を見る。
冬季北支那及び滿洲方面より
來襲する低氣壓は、本道通過後
非常に發達して風雲を起すこと
が多いが、夏季は風弱く、暴風

に襲はれることも少ない。
尙、累年の風速について見る
に、壽都の六・五米を第一とし、
紗那の六・二米これに次ぎ、帶
廣の二・一米、旭川の二・七米
を最小とする。故に暴風の如き
も壽都最も多く、一箇年平均二
〇・七日にして、内九・三日
の颶風を見、これに次いで紗
那の一七〇・八日にして颶風の
日數一・四日あり。暴風日數の
最も少いのは旭川の四・九日で
あるが、同地の風速が弱いのは
四圍山脈を繞らしたる上川盆地
に在つて、海岸に比較的遠い爲
である。尙、累年の氣壓及風速
を示せば左の如くである。

降水量は寡い
降水量は本邦中寡少の部に屬
し、一箇年總量千耗を越ゆるも
のは函館、壽都、室蘭、札幌、
羽幌、旭川、浦河、釧路、紗那
等であつて、これを四國の太平
洋岸高知地方に比較すれば、そ
の約二分の一、東京の三分の二
に過ぎない。
これを月別に見れば、九月は
最も多く、寡少な月は西部地方
では四月、東部地方では二月で
ある。
更に地方的に見れば、概して
北見の北部より天鹽、石狩、後
志及び渡島等日本海の方面に多
く、北見の南部、日高及び十勝
地方に少い。殊に網走方面にお
いて寡量なる現象は、西におい
ては北見山脈、南部においては
千島火山脈をもつて遮られ、濕
潤な南風を受けることが少ない
ためである。
日本海沿岸に多いのは對馬暖

積雪量

積雪量は南部及
び太平洋に面す
る地方に少く、西部及び北部即
ち對馬暖流の影響を受ける沿岸
地方に多い。
これを月別に見るに、全道を
通じ二月は最も多量で、従つて
積雪の最深に達する月は二月で
旭川の如きは約七十糎となり、
西部地方においては百二十糎以
上に達することが往々ある。
昭和十三年の融雪
昭和十三年の春は氣温が高く
農事試験場、試作場の雪は次の
やうに平年よりも早く消えた。
降雪量 融雪 平年對比
本場 大差なし 三月九日早い
渡島 稍々多し 四月一日
檜山 多し 四月一日
瀬棚 多し 四月一日

美唄 多し 四・九 一〇
天鹽 少し 四・五 一四
上川 著しく多し 四・二 一四
美深 概して多し 四・八 九
北見 概して多し 四・一 五
十勝 多し 三・三 四
〇初雪と根雪 初雪の累年平均
を見るに、札幌、旭川、及び紗
那のみは十月末近くに初雪を見
るが、他は大抵十一月初旬、釧
路は十一月中旬であり、終雪は
南西部たる函館、壽都及び札幌
は四月中旬、他は五月初旬乃至
中旬の頃である。
根雪の早いのは羽幌及び旭川
の十一月中旬であつて、最も遅
いのは、釧路及び根室の一月上
旬で大部分は十二月に入つてか
らである。

森林氣象

森林氣象觀測所觀測の累年平均
均、初霜及び終霜の起日、初雪
及び終雪の起日、臥雪起日及び
臥雪終日は左の通りである。
▽：：霜

Table with columns for station names (e.g., 中頓別, 枝幸, 上幌内), average years (平均年數), and dates for first snow (初雪) and last snow (終雪).

Table with columns for station names (e.g., 下湧別, 知床, 美幌), average years (平均年數), and dates for first snow (初雪) and last snow (終雪).

寒流と暖流

近海は寒暖二種の海流が流れ
てゐる。
對馬海峽を経て本州の日本海
岸を洗つた對馬暖流(黒潮)は本
道の西海岸に沿つて北進し、宗
谷海峽を過ぎ、北見の海岸を洗
つて南下し、千島列島の西方を
北進し、又、支流は分れて津輕
海峽に入り、東に流れて襟裳岬

附近から根室近海で寒流と合し夏季の候、海霧を惹起する。寒流は北東から千島の東岸を洗ひ、本道の東岸に沿つて南西に流るる千島海流と、樺太の東方を南下し宗谷海峡に至つて二つに分れ、一は暖流に混じて東方に流れ、一は海底流となつて南進する樺太海流がある。かく寒暖二種の海流の影響により、各種の魚族海藻生棲繁茂し、今日の如く著名な水産地となつたのである。

季節と動物

姿を見た日 聲を聞いた日
四月二日 湯川
四月九日 野幌
六月三日 本岐
五月四日 足

Table with columns for insect names (e.g., 揚羽蝶, 池田, 野幌), dates, and locations. Includes a section for '鳥の聲を聞いた日' (Date of hearing bird sounds).

國立測候所誕生

昭和十三年六月三十日限り廢止となつた北海道廳札幌測候所は、七月一日から文部省の直轄となり、中央氣象臺札幌支臺と呼ばれることになつた。

測候所と所在地

Table listing observation stations and their locations, including 函館測候所, 室蘭測候所, 旭川測候所, etc.

氣象觀測所

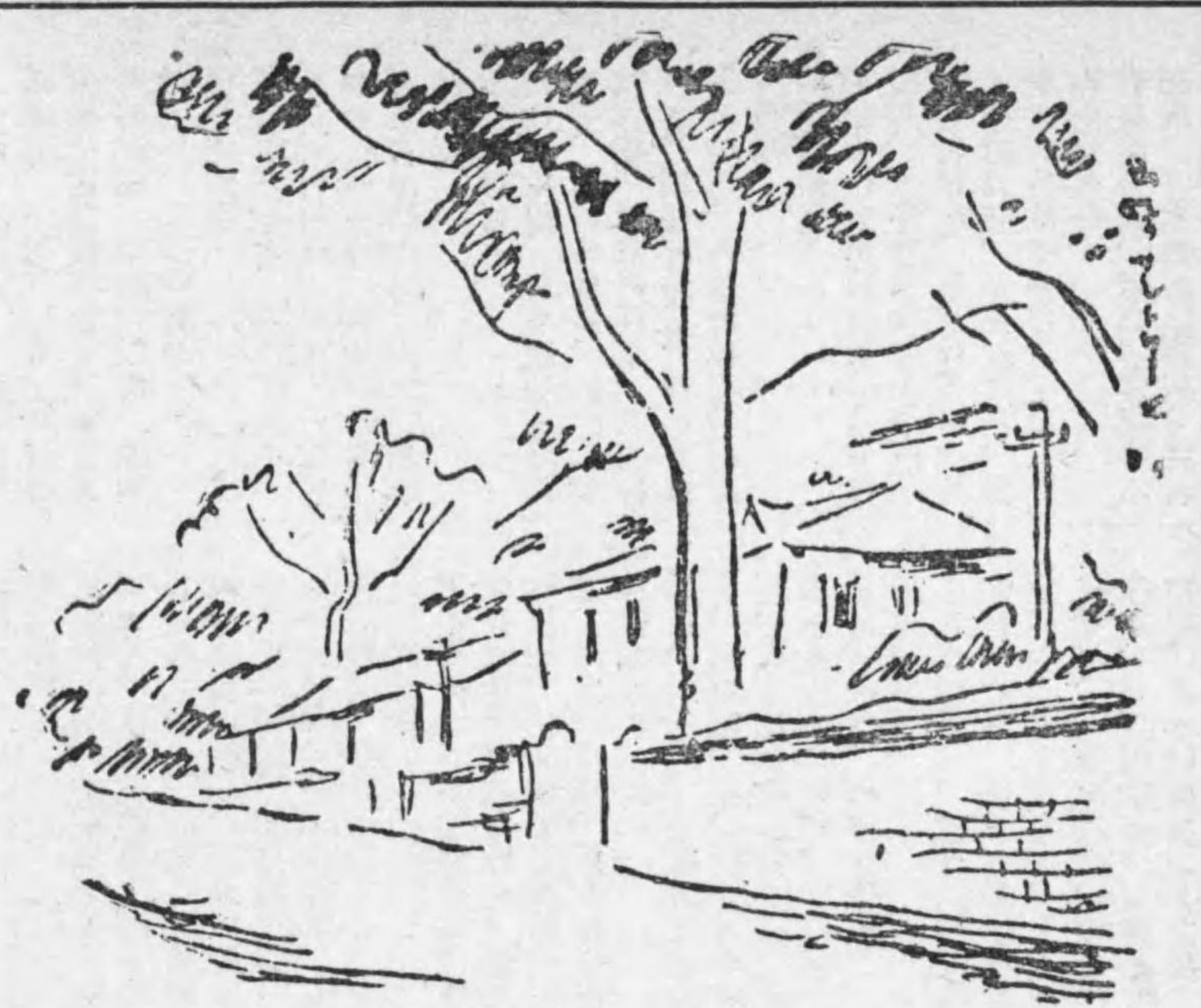
各測候所に所屬する氣象觀測所を左に示す。札幌測候所 北海道林業試驗場、石狩町役場、濱益村役場、北海道水産試驗場、赤井川村役場、神威岬燈臺、廣島村役場、空知農業學校、美唄泥炭地試驗場、古平町役場、千歲村役場、浦臼村役場、長沼村役場、夕張町役場、旭川測候所 江丹別村役場、東川村役場、

美瑛農事試作場、沼田村役場、美深農事試作場、和寒除虫菊試驗地、深川町役場、芦別村役場、富良野町役場、南富良野村役場、中川村役場、愛別村役場、士別町役場、留壽都測候所 留壽都村役場、岩内町役場、南尻別村役場、神惠内村役場、黒松内村役場、狩太村役場、瀬棚農事試作場、俱知安農事試作場、函館測候所 知内村役場、農事試驗場渡島支場、白神岬燈臺、檜山農事試作場、熊石村役場、久遠村役場、稻穂岬燈臺、檜山支廳森町役場、八雲町役場、白尻村役場、室蘭測候所 早來火山灰地試驗地、白老村役場、大岸尋常高等小學校、壯瞥村役場、豊浦村役場、苦小牧町役場、伊達町役場、徳舜瞥村役場、洞爺村役場、浦河測候所 襟裳岬燈臺、豊郷尋常高等小學校、日高農事試作場、三石

村役場、門別村役場、右左府村役場、帶廣測候所 浦幌村役場、拓殖實習場十勝實習場、農事試驗場十勝支場、高丘地試驗地、上美生青年學校、新得村役場、鹿追村役場、上士幌村役場、廣尾村役場、大津村役場、清水村役場、士幌村役場、釧路測候所 濱中村役場、足寄村役場、標茶村役場、陸別村役場、音別村役場、拓殖實習場釧路實習場、鶴居村役場、阿寒村役場、留別測候所 留別別村役場、安渡移矢岬燈臺、落石崎燈臺、納沙布崎燈臺、農事試驗場根室支場、計根別移住者世話所、羅臼村、別海村役場、標津村役場、網走測候所 小清水村役場、佐呂間村役場、常呂村役場、拓殖實習場北見實習場、斜里村役場、上湧別村役場、紋別町役場、瀧上村役場、津別村役場、留邊蘆町役場、農事試驗場北見支場

△稚内測候所 宗谷支廳、宗谷村役場、猿拂村役場、中頓別村役場、枝幸村役場、雄武村役場、△羽幌測候所 天鹽農事試作場、留萌支廳、幌延村役場、△紗那測候所 年萌尋常小學校、△森林氣象觀測所 北海道における森林氣象觀測所は左の五十箇所である。

Table with columns for station names (e.g., 古釜, 薫別, 當麻, 札鶴, 層雲, 本岐, 中津, 磐津, 上置, 弟屈, 阿勝, 十勝) and dates (e.g., 七年, 八年, 九年, 十月, 十一月, 十二月).



香味
圓熟

十二年貯藏

サントリイ ウキスキー

本格醸法によりて醸造後 十二年の永きに亘りて静かな山中の酒庫に貯藏し熟成せしめたもの 其間幽玄な山氣を吸ひ香味よく熟れよく寂び眞にウキスキー味の極致に達す!

株式會社 壽屋

計畫 前

資力勞力の不足

拓殖事業の發端は遠く徳川幕府直轄時代にはじまつたが、その業績は特に見るべきものなく、維新の宏議定まり、明治二年開拓使の設置されるに及んで、はじめて開拓の基礎を確立した。即ち拓殖並に行政の施設經營費として本道の歳入を歳出に充てる外、當初五箇年間は歳額十三萬兩及び定額米九千石を國庫より支出する豫定であつた。然るに當時本道の財政は歳入僅少であり、敍上の國庫支出金をもつて補ふも到底拓殖事業を遂行することは不可能なるをもつ

て、明治五年に至つて同年以後十箇年間に定額一千萬圓を國庫より支出することに決定し、開拓の計畫を確立したのである。

その実績を見れば、拓地植民のためには土地賣下の法を定め、個人的保護は殆んど至らぬところなく、且、屯田兵を設置し、又、土木事業としては石炭礦の開地、鐵道の敷設、道路の開鑿、石狩川河口改修等を經營したのである。産業及び教育方面においては麥酒その他の醸造、製粉及び木工場等の官業をはじめ、農産試験場又は學校の創設等諸種の事業を經營し、之等の事業遂行に對しては兌換券及び公債を發行して資源に供し専ら事業の完成に努めた。然るに明治十五年に至つて開拓使は廢止されて函館・札幌及び根室の三縣設置せられ、各種の官業は擧げてこれを農商務省

拓殖計畫

工作進む

拓殖計畫

又は工部省等各省の直轄としたが、未だ開拓躍進の過程を見るに至らざるに、各廳の方針連絡統一を缺きたるため、拓殖事業は殆んど挫折するの憾があつた。仍て明治十九年北海道廳を設置して再び統一の制度に復歸するに及び、土地賣下の法を改めて豫約賣拂の制度となし、個人に對する直接保護の方法を廢し、間接助長の政策を樹て、官業は漸次これを民業に移すの方針に依つて前期の整理に竭した。而して明治二十五年再び土地處分の方法を改め、無償付與の制度とし、大いに全道の植民地を開放して盛に移民を招徠し、資本勞力の輸入を圖つたが、別に一定の繼續的計畫の樹立を見るに至らなかつた。

明治三十四年に至つて彼の十年計畫なるものを樹て、道路の開鑿・橋梁の架設・小樽港の修築・森林並に河川及び港灣等の調査に要する總費額約二千六百十萬圓を計上し、もつて各事業一定の費額を定めてこれが遂行に努むるとし、且、國費と地

第一期

明治四十三年度以降十五箇年間に互り、所謂第一期拓殖事業計畫を策定し、本道に於ける稅務・稅關・專賣・遞信及び道廳の五官衙所管に係る國庫歳入の自然增收(四十三年度歳入豫算に五十萬圓を加算したる千二百五十二萬四千四百圓に對する累年増加)と、毎年度政府支出定額二百五十萬圓をもつて植

拓殖計畫

民・産業・道路橋梁・土地改良・河川及び港湾修築等の所要總費額七千萬圓に充當する方針を確立し、その後大正六年度以降計畫改訂に際し、新に道外法人の道内事業に對する所得税及び營業稅額を拓殖費の財源に加算すると同時に、道内法人の道外事業に對する所得税並に營業稅額を控除する方針を追加し、拓殖費財源の充實を圖ることとした。

本計畫當初においては、拓殖費として明治四十三年度から大正十三年度に至る十五箇年間に總額約七千萬圓を支出するの豫定であつたが、大正五年度まで七箇年間は自然増加額が極めて寡少であつた爲、年額僅に二百五十萬圓乃至二百九十萬圓を支出するに止まり、計畫上多大の齟齬を來した。故に大正六年度において既定計畫を改訂し、施行年限を二箇年延長して十七箇年に改め、大正七年度に至つて更に森林費を拓殖費に編入して總額を七千六百二十萬圓とし、次で大正八年度においては物價

騰貴・増俸並に事業擴張に基く千三百二十五萬圓を追加して合計八千九百四十五萬圓に達せしめた。而も一面歐洲戰亂の影響を受け財界に稀有の好況を齎らし、こゝに拓殖費財源は既往の不振を挽回して莫大なる増加を示し、大正五年度以降年歳巨額の財源剩餘を生じて將來豫定事業の遂行上憂慮を要せぬばかりでなく、いよゝ有掛に入り、累次事業の擴張を容易ならしむる状態に達し、これに依り拓殖事業は加速度的躍進の兆を示し、且、農産物價の昂騰は著しく商工業の發展を促進せしめるに至つた。依つて大正九年度に至つて既定方針を改訂し、拓殖費の總額を限定せず、財源の範圍内において累次事業の擴張を行ふこととし、更に同年度において物價騰貴及び増俸並に事業擴張に基く經費として六千七百餘萬圓を増加し、もつて爾後における事業を漸次擴張し、大正十年度においては二千八百四十六萬餘圓、大正十一年度には七十六萬圓を増加し、開拓の進捗

に期するところがあつた。然るに歐洲戰亂後の財界好況の反動期に入り、大正十二年以降三箇年は行政及び財政整理のため既定額の繰延を行はざるを得ざる結果に陥つたが、一面には米價昂騰により水田開發の勃興等尙、事業の擴張を行ふものある等、幾度か計畫豫定額を變更し昭和元年度までの總額は二億一千四百餘萬圓に改訂せらるゝこととなり、こゝに拓殖事業の重要性を宣明するに至つた。今、明治四十三年度以降十七箇年相互の拓殖費支出額を示せば左の如くである。

Table with columns for Year (年), Budget (預算), and Expenditure (支出額). It lists data from Meiji 43 to昭和 10, showing a significant increase in expenditure over time.

第二期

右の如くにして第一期拓殖計畫實施の結果は相當の實績を收めたが、拓殖事業は前途遼遠にして、社會狀態に應じ、且、資源に對し幾多開發の餘地を有するものなるをもつて、昭和元年度において先づ財源に關する既定の方針を根本的に改め、本道的一般會計所屬歳入歳出の差による歳入超過額を擧げて拓殖費の財源に充當することとし、先づ同年度拓殖費に對し右の計算に依り二百八十三萬圓を増加支出し、而して翌昭和二年度に至つて同年度以降二十箇年間に互り、總額九億六千三百三十餘萬圓を支出せんとするところの第二期拓殖計畫を立案し、北海道拓殖計畫調査委員會の議を経て

第五十二帝國議會に提示し、その協賛を経てこれが實施を見るに至つたのである。豫定年度割左の通り。

Table with columns for Year (年), Budget (預算), and Expenditure (支出額). It lists data from Meiji 43 to昭和 10, showing a significant increase in expenditure over time.

けると同様の轍を踏みつたのである。不況その他の原因により、財源に多大の缺陷を生じた爲に、昭和三年度及び四年度においては一般財源より約千四百四十萬圓を補填して計畫の遂行に努めたのであるが、同五年度に至つて政府が財政緊縮の方針を採りたる結果、一般財源の補充も困難となり、五年度拓殖費豫算は止むなく繼續費その他に對し削減又は繰延を行つて財源と同額の二千七百三萬九千九百二十一圓を計上し、同年の議會は解散となつたが、實行豫算で右の金額を支出することの決定を見た。然るに經濟界の不振に基く國庫歳入の減少並に物價低落のため、政府は年度半において更に實行豫算に對して百八十八萬四千七百十三圓の節減並に繰延を行ふに至つた。次で同六年度豫算においても引續く財界不況により、財源は二千四百四萬一千八百九十二圓に減じ、隨て拓殖費豫算もその範圍に止めざるを得ざるに至つた。而も財界及び産業界

の不況は更に深刻を加ふるの狀態となつた爲、政府は再び年度中途に百六十九萬五千七百七十圓の節減並に繰延を實行するに至つたのである。斯の如く本計畫は實施以來經濟界の不況に累せられ、その財源成績が甚だ不良で、所期の如く計畫を遂行し得ざるのみならず、昭和七年度に至つては更に經濟界の連續的不振はその極に達し、財源上に未曾有の打撃を受けたると、政府が極端なる財政緊縮方針を採ると共に、行政整理を斷行することとなつた爲、こゝに同年度の拓殖費豫算は計畫實施以來の最低額となつた。即ち二千四百四十萬八千四百十四圓の財源と同額を計上し、第六十帝國議會に提出せるに、不幸にして同議會は解散となり、實行豫算は二千三百三十萬八千八百八十九圓と決定したが、第六十二帝國議會(臨時議會)で九萬九千二百二十五圓の追加豫算の成立を見たるにより、右、財源と同額の豫

算を施行することになつた。然るに政府は年度半において、第六十三帝國議會の協賛を経て所謂時局匡救のため、右拓殖費豫算に對し農山漁村振興費五百六萬三千八百三十一圓を追加計上して、拓殖計畫に對する普通財源以外に政府における一般的公債支辨の方法により、農山漁村の振興を目的とする土木その他の拓殖事業を遂行することとなり、結局、昭和七年度拓殖費豫算總額は二千六百四十七萬一千九百四十五圓となつた。累年の不況と昭和六・七年の二箇年に互る大凶歉並に昭和七年九月における大水害とによつて、一般農山漁村の疲弊困憊はいよゝ甚しく、これがため著しき歳入減を來し、昭和八年度拓殖費財源は僅に八百七萬四千二十九圓を得るに過ぎず、八年度拓殖費豫算は極度の財源難に陥つたのであるが、政府は拓殖の現狀に鑑み、缺陷に對しては一般財源よりの補填を行ふこととし、通常豫算において既定計

拓殖計畫

畫に基く在來の拓殖施設に要する經費二千三百三十八萬四千四百十八圓(農山漁村振興事業費に屬する既定年割百九十七萬三千三百四十四圓を含む)追加豫算によつて農山漁村振興に關する經費五百五十二萬三千七百九十九圓、合計總額二千八百九十萬四千八百六十七圓を計上して第六十四帝國議會の協賛を経たのである。

昭和九年度拓殖費財源は、昭和六・七兩年度における凶作並に水害による歳入の減少と、昭和七・八兩年度の農山漁村振興事業費、電信電話擴張事業費並に災害復舊その他凶作水害に關する諸支出とにより歳出の激増せる結果、僅に三百五十二萬八千九百九十九圓を算するに過ぎないが、本道の實情はこれがため直ちに事業の縮小を許さざるのみならず、水害對策は勿論凶作における道民更生施設の如き、極めて緊急施設を要するものがあるをもつて、政府はこれが財源の缺陷に對し一般財源より

補填を行ひ、一般拓殖費豫算においては前年度と同額二千四百四十萬八千四百十四圓を支出すると共に、農山漁村振興事業に關する經費として三百七十二萬圓を支出し、兩者を併せ昭和九年度拓殖費豫算として二千五百二十二萬八千四百十四圓を計上し、もつて道民厚生を進捗に努めたと共に、拓殖の進捗に努めたのである。

斯くして過去三箇年に互る時局匡救施設終了し、一方、經濟界はやゝ好調を示し、昭和十年度の拓殖費財源は二千五百十五萬二千九百圓に達したのであるが政府は國際時局の情勢上、國防充實並に滿洲事件及び昭和九年各地に起つた、災害對策に巨費を要するので、一般の經費に對して可及的に緊縮方針を採ることとなり、十年度の拓殖費豫算は止むを得ず二千三百四十九萬圓を計上することとした。

るに屢凶作水害等の災厄を蒙りしとのため、年次豫定財源に多額の缺陷を生じ、豫定計畫と多額の拮据を來したるのみならず計畫の内容について見るも、我が國一般經濟事情並に本道拓殖の要求に著しき變化を來し、時代の要求に適合せざるもの少くない。尤も毎年度の豫算編成において、物價下落に伴ふ節減を行ふと共に、時代の要求に順應すべき緊要なる施設は可及的にこれを追加擴充し、もつて拓殖事業の合理的遂行に努めた爲、相當の効果を收めてゐる。

然るに過去數箇年に互る實績は當初の計畫豫定に對比してその内容に著しく變化を來すに至つた。こゝにおいて政府は計畫の根本的改訂の必要を認め、第六十七議會の協賛を経て、北海道拓殖計畫調査會を設置し、計畫改訂について調査研究の上、具體案を作製し、昭和十一年度以降これが實施を豫定したのであるが、同年度における拓殖費豫算は國家財政の都合によつて、改

訂案より分離してこれを計上し、その編成に當つて從來の實績と事業の緩急を考慮し、拓殖上緊要なる新規事業及び既定事業を擴張して拓殖事業の合理的遂行に努むることとし、豫算總額を二千六百萬圓と定め、第六十八議會に提案したのである。然るに同議會は解散となり、政府は實行豫算において二千三百六十四萬八千七百五十七圓を計上すると共に、追加豫算として二百三十四萬六千三百二十二圓を計上し、結局兩者を合して二千五百九十九萬五千五百九十九圓となり、不成立豫算二千六百萬圓に比して四千九百四十一圓の減少に止むることを得、前年度豫算に比較すれば二百五十五萬五千五百九十九圓の増加となつた。

昭和十二年度豫算も前年度同様既定方針によるのであるが、事業の選定については専ら改訂の趣旨を尊重し、拓殖上緊要と認むる新規事業の追加並に既定事業の擴張を行ふと共に、既往

の實績若しは事業の緩急を考慮して既定繼續費の繰延を行ひ、もつて拓殖事業の合理的遂行に努むることとし、これが經費三千萬圓を同年度豫算案に計上して第七十帝國議會に提出した。然るに議會開會中内閣の更迭を見る、新内閣は一旦該豫算案を撤回し、再びこれを提出すると共に、物資の需要を増加するもの、海外拂を要するもの、人件費を増加するものに對し出來得る限りこれが經費を縮減する方針の下に改めて修正豫算を提出し、結局、拓殖費は前記提出豫算に對し百三十萬圓を減額して總額二千八百七十萬圓となつたが、然し前年度實行豫算に比較して二百七十萬四千九百四十一圓の増加となつた。

Table with 2 columns: 豫定額 (Budgeted Amount) and 實際支出額 (Actual Expenditure). Rows list years from 昭和二 (Showa 2) to 同三 (Showa 3) with corresponding amounts in yen.

拓殖に關する政府の施設は各廳に互り多岐にして種類も極めて多いが、その主要なるものは道廳所管に係る拓殖計畫各般の施設である。今、その概要について逐次説述して見よう。

現行事業施設

目的に背馳し、却て怠惰の弊風を來す惧あるを看取して、道廳設置後はこれに代ふるに間接助長の法をもつてし、爾來これが方策を一貫して移民の誘致指導に主力を注ぎ、移民民に對しては、北海道移住者割引證の下附によつてその汽車及び汽船賃の半額を割引し、且、入地後は適當なる開墾及び經營方法を指導し、或は新來移民部落において醫藥の缺乏を慰ふる地方には拓殖醫或は産婆を配置し、又、子弟の國民教育については教育費の補助を與へ、而して永住の氣風を涵養するために神社及び布教所設置費を補助し、且、昭和十一年度より地方費事業に屬する道内四箇所の拓殖實習場に拓殖費吏員を配置して、その自治的經營を教導することとし、即ち新殖民地に移住して自作農業に従事すべき堅實なる青年を選抜し、開拓精神の涵養に努むると共に、開墾その他の必須事項を實習せしめ、もつて入地々方の中心たるべき人物の養成に力を竭さしむることとなつた。

移民並に起業家に便するがために、豫め殖民地を選定の上これを區劃して土地處分の敏捷を期し、之等殖民地の賣拂又は貸付は總べて公告して周知せしめることとしてゐる。更に大正十二年度より農業自作移民に對して一戸三百圓の奨励金を交付することとし、次いで昭和二年

の業績を挙げしめるには相當助成の途を講ずるの必要なるを認め、昭和十二年度以降、畑地の開墾費に對して四割以内の補助を行ひ、よつて開墾地の開發を促進せしめ、又、未墾地中民有に屬するものに對しては、これが開發を専ら自作農業によらしむるを適當とするが故に、同年度以來五箇年据置二十五箇年賦の方法によつて、土地購入に要する低利資金を貸與すると共に、その利子の一部を補助して、民有未墾地の開發を圖つてゐる。而して昭和十一年度までの開墾補助面積は二十三萬五千三百八十七町歩、民有未墾地開發面積は十四萬七千四百五十二町歩である。

土を施行し、酸性土壤に對しては實費配給の石灰散布によつて改良を圖らしむる等、その他諸般の施設を行ひ、もつて移民の入地を圖り、入地後においては從來施行される各般の施設に依ることとなつた。

には渡船場を施設した。然るに實績として道路の開墾延長は、明治四十二年までに僅かに二千五百四里、橋梁の架設は十數箇所に過ぎぬ状態であり、ただにその普及を見ざるに止らず、耐久力にも乏しく、實用に適せざるの憾が多かつた。よつて第一期拓殖計畫以來は、専ら實用を損せざる程度において工法を簡單にし、樞要の地區若は原野を連絡する箇所に對する開通の計畫案を樹て、これが新設を豫定し、一面、既成道路の改良及び修繕を施してこれが效用を全からしめ、或は驛遞及び渡船の普及を圖り、もつて交通の便に資するところがあつた。更に大量輸送の機關たる鐵道において、土地廣大なるに比較して甚だしく疎に過ぎ、開通一年の遅延は開拓一年を後るゝの憾あるをもつて、樞要なる路線に對しては、これが新設若は線上のため必要なる資金の利子を拓殖費より鐵道特別會計に繰入るゝこととした。

二 農耕地開發の助成

畑地の開墾に關しては從來補助の制度がなく、移住後日尙淺きため、薄資薄利なる農業者をして、そ

昭和十一年度新に未開地たる特殊原野の開發計畫を樹て、自作農家を扶植する目的の下に、泥炭濕地・火山灰地若は酸性土壤等特殊土壤地帯に屬する十四原野面積五萬八千五百町歩を選定し、その大部分を占むる泥炭濕地に對しては、國營により排水溝幹支派線の掘鑿及び軌道客

天鹽川、渚滑川、利別川(十勝川支流)、利別川(後志)の治水計畫を豫定したのであるが、既に第一期計畫に屬する常呂川及び釧路川の下流部の治水工事、並に石狩川第一區及び夕張川の新路工事を竣功し、これが通水を見るに至つた。

してその奨励を圖ることとし、府縣と經濟・地理及び産業上その趣を異にする本道の實情に應ずるため、拓殖費より開業後その建設費に對し十五年間五分、これを越ゆる五ヶ年間は五分以内(地方鐵道補助法に基く建設費の年四分の補助金を控除したるもの)の利子補助をなし且、鐵道の補足的機關として主要なる地方に簡易軌道の敷設を奨励するの必要を認め、これに對しても地方鐵道と同じく十五年間は五分、これを越ゆる五箇年間は五分以内の補助計畫を樹て、着々助成を圖つてゐる。又別に新開地方に對し、拓殖費により簡易なる殖民軌道五百哩の敷設計畫を樹て、既に根室・天鹽・北見及び釧路等の各原野に互り二百七十八哩を敷設し、大いに移民の利便を圖つてゐる。

として樞要港灣たる函館、小樽、室蘭、釧路、留萌、稚内、網走及び根室の八商港並に岩内、江差、浦河、杵形及び紋別の五漁港に對する修築計畫を樹て、これが實現を圖つた。更に第二期拓殖計畫においては、重要商港たる函館、小樽、室蘭及び釧路の第二期工事として海陸連絡の設備を圖り、且、既往の實績に鑑みて各築港の設計を修補擴張し、新に余市、廣尾及び天賣の三漁港並に小漁港二十七箇所に對する修築を計畫し、且、地方的重要漁港に對しては、經費分擔の方法によつて船入潤の施設を企圖し、これが工事施行に於いては、補助により、それゝ實用的設備を施行すること、既に前期計畫に屬する工事はこれを完成し、函館、小樽、室蘭、釧路及び根室の擴張工事を並に余市、廣尾の漁港修築工事を施行中である。又、船入潤施設については地方公共團體に對して工費の六割を補助し施行せしめたのであるが、町村財政は負擔に堪へざる實狀に在り、且、

工事の自營も相當困難なる事情に在るをもつて、昭和十一年度以降は工事費の四分の一を分擔せしめ、國において直接工事を施行することとなつた。

外、治水工事未施行の二十六箇川に對しては、必要に應じ應急的護岸並に浚渫工事を施し、且、其等の河川には監守を配置して、既設構作物の保護及び一般的取締を勵行してゐるが、中小河川の被害が甚しいため、昭和十一年度以降地方費支辨の河川改修工事に對して五割を補助し、又、主要なる町村河川の改修工事に對しては拓殖費全額負擔をもつて施行することとなつた。

四 港灣事業

一般海運及び漁場開發上から見ると、港灣の設備は重要な拓殖事業の一に屬するが、本施設は頗る巨費を要するをもつて、第一期拓殖計畫においては専ら海難逃避を目的

第一期拓殖計畫においては、主要二十六箇川の調査を開始し、遂次石狩川本流第一區(江別、夕張、千歳川)、豊平川、常呂川、釧路川及十勝川の治水事業に著手した。而して第二期計畫に入つては、右既著手工事の促進を圖ると共に、石狩川第二區、網走川、湧別川、雨龍川、

六 國有林の整理と經營 國有林は林地區分調査の進行と共に、逐次これを未開地に編入處分し來つたが、現に三百五十餘萬町歩を保有し、その林相は比較的良好であつて、蓄積林は十億四千萬石に達し、我が國に

おける林産の雄である。而してこれが合理的保護經營は畜に林利増殖の促進を圖るのみならず、他面雨量を調節し、風霧害を防ぎ、農作物を保護し、且、公衆衛生を濟くる等、その利害相關係するところ頗る大である。よつて明治四十年以來、これが整理經營に關する一定の方針を樹て、豫定經費を支出し、大正七年度以降拓殖費に編入し、著々これが遂行を期してゐる。本事業の主要なる點について述べれば次の如くである。

- イ、國有林の更新施業を確實にすると共に木材利用の集約並に之が配給の調和を圖るため、斫伐事業を實行して民間に拂下げ
- ロ、この資材及び造材の搬出のため、専用鐵道及び軌道を敷設し
- ハ、之れが經營に對しては、山火及び盜伐等の被害を防止するため、樞要の地に森林主事並に巡視人を配置して監視の任に當らしめ
- ニ、境界を確定すると共に林

況を調査し、且、利用並に更新に關する大要の施業案を編成し、植伐の視準を定め、林業の改善及び林産利用の發達を圖るため各般の試験を行ひ

ホ、造林計畫を定めて人工造林並に天然更新作業を施行すると共に

ト、民間に對しても苗木の無償配付及び造案費の補助等を行ふ

七 泥炭地濕地及び酸性土壤の改良 農耕適地百五十八萬町歩の内、特殊土壤たる泥炭地濕地は未墾地及び既耕地を合して三十五萬町歩あるが、この内、大正四年度以降最近まで國費をもつて排水溝を掘鑿して土地の乾燥と改良を圖りたるもの、約十萬五千町歩、大正九年度以降補助工事によつて改良し、現在利用しつゝあるもの三萬六千餘町歩、而して私費をもつて改良せるもの九千八百餘町歩を合計し十四萬五千四百餘町歩であつて、今後改良を要するもの二十

萬七千餘町歩を存する。故にこれが改良計畫として一團地五百町歩以上（昭和元年以前は一千町歩以上）を抱擁する箇所を對しては、國費をもつて幹線排水溝を掘鑿する方針の下に施行し來たれるもので、尙、昭和十一年度よりは千町歩以上の團地に對して、従來通り幹線排水溝を掘鑿すると共に、更に、同土地域において集水支配面積五百町歩を包有する地區に對しては、支線排水溝をも掘鑿することとなつた。又、私人或は公共團體にして一團地五百町歩未滿の泥炭地及び濕地の改良をなすものに對しては、その工費の五割を補助することとしてこれが獎勵に努めた、以上は明渠排水工事であるが、最近稻熱病その他の病害及び冷害防護のためには、效果極めて顯著なる暗渠排水工事を必要とするをもつて、昭和十一年度以降拓殖費より工事費の五割を補助してこれを獎勵することとした。

特に水田の利用増進を圖るに最も有效なる手段は客土事業であつて、水田に對する本事業の獎勵を計畫し、昭和二年度以降事業費の五割を補助し、この實施面積は逐年増加して最近までの実績は延四萬八千五百餘町歩に達し、年と共にその效果の顯著なるを認めらるゝに至つた。更に昭和十一年度より水稻作付の困難なる、或はその收量甚だ僅少なる重粘土及び砂礫地に對しても客土の施行を勸奨することとなつた。而して右の外、酸性土壤の改良に對しては、昭和元年度以降同八年度まで事業費の四割補助を實施し、これが實績は一萬六千三百三十四町歩に達し頗る效果あるを確めたのであるが、最近、精細なる地質分布調査の結果、該土壤面積の頗る廣汎に涉ることを認めたるため、右の補助計畫をもつてしては、急速改良を要するもののみに對してすら、その要求を充たすことが不可能なるをもつてこれを廢止し、昭和九年度より國營によつて土壤の酸性中和劑た

る石灰生産を圖り、これが實費配給を行ひ、地方の増進を圖つてゐる。

八 水田の造成 水田適地は四十五萬町歩であつて、これが開發助成の方法としては、既に道廳において灌漑溝施設に對する基本調査及び設計調査を施行する外、十町歩以上の開田に要する灌漑溝幹線の新設に對しては、その工費の約四割を補助する計畫を實施して來たが、昭和元年度以降、更に幹支派線の新設並に擴張に對しては、その工費の五割を補助し、且、その改良に對しても三割を補助するの計畫に改めてこれを實施してゐる。而して最近までの実績を見るに、灌漑溝基本調査を施行したものは二十八萬五千餘町歩、設計調査を實施したものは十六萬三千六百餘町歩に達し、造田の計畫及び著手を持つものである。而して灌漑溝掘鑿工事は幹線及び支派線を合し、實施せる補助總面積は十六萬一千餘町歩である。

獎勵のため三反歩以上を造田するものに對しては、工費の四割を補助することとし、同年度以降の造田補助面積は五萬六千九百餘町歩に達し、水田開發上頗る顯著なる功績を齎した。尙、昭和十一年度より土功組合地區中、火山灰地のため用水の滲漏甚しき水田に對しては、床締工事を獎勵し、これを施行するものに對して補助を與ふることとなつた。

九 産業に關する施設 本施設は本道産業の基礎を確立し、その改良増殖と生産品の圓滿なる消流を企圖するにある。之等施設を大別して五項に分けてこれを説明すれば次の如くである。

イ、農事に關する施設

〔農事試験〕 廣大なる地域を擁する本道は、氣候風土等の自然的條件においても府縣と相違なる點の多きに鑑み、農業上樞要なる地を選定して農業試験場を經營し、地方的特性に應じて優良品種の選定耕種肥培及び合理的輪作法を研究すると共に農具に關する

試験を行ひ、且、本道特有にして廣大なる地積を有する泥炭地及び火山灰地の改良及び利用方法を研究する等の事項をもつてその主なる試験事業とし、又、一般農事及び甜菜に關する諸試験を行ひ、寒地農業の指針を示すと共に、極力その實地指導に當り、技術の向上と堅實なる農業の經營を企圖しつゝあるもので、最近數箇年に互る凶歉は、益本事業の充實と活躍を期待するに至つた。

〔農事指導獎勵施設〕 本道の農業は府縣とその事情を異にするもの頗る多いため、新來の補助移民に對しては開墾方法をはじめ、耕種肥培、收穫及び調製法等の指導を行ひ、もつて健全なる農業をなさしむると共に、一般農事に關しては、農會及び畜産組合技術員に農業合理化に關する事務を囑託して經營の合理化を促し、特に耕作能率増進のため優良農具の使用を勸奨してゐる。又、普通作物及び飼料作物

物は固より、特殊作物たる亞麻の品種改良を圖ると共に、民間の採種團經營を助成し、併せて適作物たる甜菜栽培の獎勵に萬全を期する等の外、酸性土壤の改良及び飼料作物栽培上必要缺くべからざる石灰の採掘を國營事業とし、農家にこれを實費配給し、更に昭和十二年度よりは、重粘土地帯を改良し、その地力増進を圖るためトラクターを農會に貸付し、又、農産物處理加工を獎勵する等、合理的農業經營の確立に全力を傾注してゐる。

ロ、水産に關する施設

〔水産試験〕 四面環海にして魚族豊富なる本道水産業の發展を期せんがため、沿海を四海區に分ち、本場以下三支場をしてそれ々々水産業の基礎たる海洋の觀測、養殖適地或は有用水族に對する調査又は漁場の探検を行ひ、且、近時漸く盛ならんとする遠洋及び沖合漁業のためには、二百噸級汽船をはじめ數艘の調査及

拓殖計畫

び試験船をもつて事業の完璧を期すると共に、水産物の価値向上を計るためには製造試験を施行し、尙、養殖及び漁撈等の各科に互る試験を施行する外、年歳漁村の青少年十人に對し實地教育を施して漁村の中心人物たらしめ、もつて疲弊せる漁村の更生に資しつゝある。

〔水産奨励施設〕 沖合漁業の振興を促進し、且、操業の安全敏速を圖らんがため、漁船に對する建造及び設備費並に陸上無線電信設置費に對し補助を行ひ、もつて漁船の機械化を奨励し、且、遭難防止を圖り、更に漁況通報機關の設備を奨進すると共に、漁獲物の利用増進の施設として共同製作所、並に水産保藏設備として水産倉庫、氷藏冷蔵運搬船冷蔵庫、氷藏庫等に對して助成をなし、その普及を圖つてゐる。尙、昭和十一年度以降水産増殖奨励施設により、荒廢に陥りたる沿岸漁業の振興を圖ることとし、同十二年度

より北千島において、國營により蟹の孵化増殖と維持を圖り、且、新規漁業及び製造事業を助成することとなつた。而して水産業の総合的發展を圖り、疲弊せる漁村の經濟更生を促さんがためには、本廳及沿海支廳に専門技術官を配置し、且、水産會及び漁業組合に技術員を設置せしめ、専ら水産指導に當らしむることとなつた。

〔鮭鱒孵化事業〕 有用水族の雄なる鮭鱒漁獲高の減少に鑑み、その資源維持を圖るには從來國營に係る千歳、虹別及び留別の三孵化場のみをもつては尙、不備且、不十分なるをもつて、九年度より民營孵化場三十八箇所を、更に十二年度より九箇所を國に移管して、全道的に孵化の統制と、これが増殖促進を圖りつつあるもので、鮭鱒族漸減の傾向ある今日においては、極めて急務に屬するものである。〔漁場測量〕 漁場の位置境域

を實測して漁場連絡網を作成し、且、既設漁場の整理を行ふため、漁場に對する三角測量及び海岸連絡測量を施行するものである。

ハ、畜産に關する施設 畜産業の奨励は農業經營の組合改革を目的とするものである。即ち飼畜農業經營法により、農事の根本的改良を促し地方の維持増進に農家經濟の向上を圖るため、畜牛及び馬匹の購入費に對し補助を行ひ、これと相俟つて搾取乳利用の途を講ずるため酪農事業を助成し、これが消流の圓滑を期しつゝあるが、更に昭和十一年度より畜肉處理加工を奨励すると共に、飼畜農業經營の確立を圖るため畜産試験を開始し、専ら家畜に對する飼料作物、飼養管理等の試験調査を施行することとし、昭和十二年度よりは牧野奨励費を加へ、もつて良駒の育成に資せんとしてゐる。要するに之等の施設は、前記農事奨励施設と相俟つて、本道農業經

一一二

營の根幹をなりものである。ニ、工業に關する試験及び奨励施設 各種の原始的産業が進展するに伴ひ、その産物の利用及び消流に調整を要するもの多

く、この現状を打開して産業の興隆を促進するため、加工産業の發達を企圖し、工業用原料利用の基礎を確立せしむべく、窯工業、油脂乾溜、藥品及び蛋白質工業、酒精、代用酒類及び調味料、製糖、木質纖維紡績及び染色等の各試験並に資源調査を施行してゐるが更に昭和十二年度より新に金屬工業試験を開始することとした。尙本道工業の改良發達を促すためには、重要な新興工業に對する助成の途を講じつゝあり、將來における躍進を約束されてゐる。ホ、販路擴張に關する施設 生産の増殖改良を圖るため、これが助成策を講ずることは最も緊要であるが、これと併行すべき販路の擴張も産業振興上缺くべからざる極めて重

要なる事項なるをもつて、本道物産に關する諸般の調査は固より、國內並に海外市場の調査及び宣傳紹介等の機關として、東京、大阪及び基隆には物産幹旋事務所を、而して海外には大連、哈爾濱、上海、香港及シンガポールには貿易調査所を常設して貿易の振興を圖つてゐる。

十三年度豫算

北海道拓殖費豫算は、昭和十二年度より實施せる北海道拓殖計畫の遂行を目的とするものにして、該計畫の要旨は、北海道の拓殖に必要な所定の事業に對し、政府は昭和十二年度以降二十箇年を期し、總經費九億六千三百三十七萬八千八百二十八圓を支出すべく、その財源として政府の一般會計において、北海道内の拓殖費を除きたる毎年度の歳出に對し、超過したる歳入を充當するの方針である、而して本計畫實施以來十一箇年間の經過を案ずるに、其の間、一般財

拓殖計畫

界の不況に加ふるに本道における連續四回の凶作等のため、財源に著しき缺陷を生じ、豫定經費の支出をなすことを得なかつたが、時代の推運に即し、極力施設の改善を圖ると共に、一般財源より多額の補填を仰ぎ、もつて拓殖の進捗に資する所あつた、偶々今次事變に當り、多額の軍需施設費を要するため、政府は一般經費を可及的に減少するの方針を採るの已むなきに至つたので、昭和十三年度拓殖費豫算の編成においては、一面、從來の實績並に事業の緩急を考慮して、普通費の減額並に既定繼續費の繰延を行ひたるも、他面拓殖上緊要と認むる新規事業の追加並に既定事業の擴張を行ひ、もつて拓殖事業の遂行に努むることとし、これが經費二千五百四十六萬九千二百五十七圓を計上した、これを前年度豫算額二千九百二十五萬一千九百三十三圓に比較すれば三百七十八萬二千六百七十三圓を減少した。

Table with 2 columns: Category (e.g., 森林費, 道路橋梁費) and Amount (e.g., 四、七三、八四八, 三、六七、七四四)

緊要と認むる事業擴張に要する經費及び新規事業費を併せ、二百二十七萬六千八百八十五圓を増加計上したのである。豫算に計上せる新規及び擴張事業につき、その大要を説明する。 民有未墾地開發費(殖民費、擴張) 四、七六二圓 民有未墾地に自作農家を扶植するは、拓殖上重要施設の一たるをもつて、本年度においても、新に開發に要する土地購入資金を供給し、且、毎年度その利子の一部を補給するため、前記經費を計上す 林業試験費(森林費、新規) 五、六一八圓 木材「バルブ」並に液體燃料の生産擴充を圖るは、國策上重要緊切の事項なるをもつて、潤葉樹を原料とする「バルブ」製造並に屑材利用の無水酒精製造に關する中間試験を實施するため、前記經費を計上す 造林奨励費(森林費、擴張) 六、九、八〇〇圓 森林資源の涵養並に治水及び

一一三

拓殖計畫

水利上造林を奨励するは、拓殖の現状に鑑み緊要事項なるをもつて、本施設を擴充す

特殊林相改良費(森林費、擴張) 二一、〇〇〇圓 國有林中の特殊林相改良のため、前年度施行せる新植林地に對し、撫育を行ふ要あるをもつて、前記の經費を増加す

官行斫伐事業費(森林費、擴張) 一九六、一五六圓 木材需要の現状に鑑み、官行斫伐製品の供給圓滑を期するため前記經費を増加計上す

農事奨励費(産業費、擴張) 一二八、七二〇圓 特殊農地たる酸性土壤を改良し、生産力の増進を圖るは緊要事項に屬するをもつて、これが改良に必要な石灰を國營工場において生産し、農家に實費配給しつゝありと雖、その生産不足にして、多くの需要に應じ得ざる現状に鑑みこれが生産擴充を圖るため、前記經費を増加計上す

一一四

排水工事補助費(土地改良費、擴張) 一〇八、八四七圓 一團地五百町歩未満の泥炭地濕地における民營幹線排水工事及び、官私營幹線排水工事施行地區内における民營支派線工事を促進するの要をもつて前記補助費を計上す

暗渠排水工事補助費(土地改良費、擴張) 九〇、六〇三圓 泥炭地濕地は從來暗渠排水工事を施行してこれが改良を圖つて來たが、尙、圃場下水の排除不十分なるため、冷害及び病虫害を被る不良地甚だ多數あるをもつて、更に暗渠排水工事の施行を奨励するの要あり、よつて前記補助費を計上す

特殊原野軌道客土費(土地改良費、新規) 一二三、九二三圓 大面積の國有未開地を包有する泥炭濕地に對しては、國營排水溝を掘鑿するの外、更に客土を施行し、もつて改良を圖るの要あるも、原野一團地の面積廣汎に亘り、殊に客用土採取地との距離遠隔なる關係を呈出した。

灌漑溝基本調査費(土地改良費、擴張) 五一、〇三八圓 水利權の錯綜、水量の不足、灌漑區域の不整なる既成水田地帯に對し、新に水利調査を施行し、もつて灌漑方法の改善と水利の集約化を圖らしめんとす

一一五

一 事業計畫は特に産業に重點を置き、其振興促進を計り、更に地下資源の開発新興、工業の誘發に對しては土木其他各般の施設を順應せしめ、各方面より之が推進に力を注ぎ、以て一面國防の強化、生産力の擴充、物資需給の調査、國際收支の適合に資し、他面道民の生活安定を圖ると共に、直接間接、本道に於ける國庫の收入を増進し、拓殖費の財源を涵養すること。

一 地方財政調査交付金は其の地方財政の窮乏を救ひ、負擔の均衡を目的とする特殊性に鑑み、拓殖費の財源と混淆計算を爲さざること。

改訂を促す

第三十三回臨時道會(昭和十二年八月)において北海道拓殖計畫改訂促進が問題になり、北海道會議長の名によつて内務、大藏兩大臣へ左記の通り意見書

改訂を促す

これが根據たる船入湖の増設並に既設船入湖の改修を必要とするに鑑み、新に森、稚内花咲に船入湖を築設すると共に、美國船入湖を擴張するたため、總經費百三十九萬四千圓を既定繼續費に追加し、昭和十三年度以降六箇年間に支出せんとするものにして、前記經費は本年度年割額である

拓殖計畫

これが設計を受託調査するの要あるをもつて、前記經費を計上す

灌漑工事補助費(土地改良費、擴張) 一四三、五〇五圓 既設土功組合における灌漑工事の擴張並に改良工事に對して補助するの要あるをもつて前記の經費を計上す

調査及び維持費(港灣費、擴張) 三〇〇、〇〇〇圓 港灣の調査設計及び既設港灣の維持修理、小漁港の補修を要すると、未設港灣中、船舶入港碇繋に支障あるものに對し、浚渫その他簡易なる小工事を施行する要あるをもつて前記經費を計上す

北千島漁業試験工事費(港灣費、新規) 一〇〇、〇〇〇圓 北千島漁業の開発上、同島の漁港修築は刻下の急務なるをもつて、差向き前年度に引續き試験工事を施行するため、前記經費を計上す

船入湖築設費(港灣費、擴張) 一〇〇、〇〇〇圓 近年沖合漁業の進展に伴ひ、

拓殖計畫

拓殖費關係治水費概表

石狩	釧路	十勝	天路	網走	湧別	利川	常呂	計
路	川	川	川	川	川	川	川	川
別	別	別	別	別	別	別	別	別
後志	後志	後志	後志	後志	後志	後志	後志	後志
五、五七、五〇三	五、八六、一三〇	一三、九三、一〇五	八〇〇、〇〇〇	二、二七、五五〇	六〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	一、六三、七三〇
三、四八、六、四九	五、五八、六、六二	七、五八、三、三五	六〇〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇	四、五〇、〇〇〇	三、三〇、〇〇〇	三、一〇、〇〇〇	一、六三、七三〇
一、八〇、三、三五	三、九、六、八	六、三、四、七〇	一〇〇、〇〇〇	一、九七、五〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	二、九三、二九〇
一、七五、九五〇	五〇、〇〇〇	四、五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二、九三、二九〇
十三年度豫算								
未済支出								
既往支出								
總豫算								

(備考)

表中石狩川には、江別、夕張、千歳、豊平の各支流を含む

隣に線繞する幾多禍機の伏在を考察し、大に將來に備へざる可らざるものあるに於てを、此際、速に積極的拓殖計畫を本道に確立し、之が經綸を擴充して北門鎖鑰の實を擧ぐるは、當面銃後の護りを強化し、更に國運の恢廓に資する一捷徑たらざるばならず、之れ本建議案を提出する所以なり。

れたる費額も、事業縮減の爲多くを人件費に徒消せられ、國費の活用を不經濟に了らしむるの憾少しとせず、又、其の事業内容に於ても、既往の實績に鑑み、時勢の變遷に徴し、幾多更正追加を要するものあり、即ち現行拓殖計畫の病處缺陷を根本的に是正し、更に時代の推移に伴ひ、實情に即する産業政策を全面的に樹立するは、本道開發の第一要件たると共に、又、國策遂

行上に於ける一急務なりとす。政府が北海道拓殖調査會を設置し、其答申を求めたる所以のもの、亦、此意圖に發せるや疑を容れず、方今、我が國情は日に益々艱難を告げ、國防の強化と相聯び、生産力の擴充、物資需給の調節、國際收支の適合を熱求して止まざるに際し、突如、日支事變の勃發あり、戰禍四方に擴大し舉國發奮、銃後の護りに一大

覺悟を要すると同時に、一層資源の開發、生産力の擴充を急とす、廣袤五千七百餘方里無盡の富源を海陸に藏する本道は、方に國家痛切の要求に對して、之が重要な任務を擔當するに足るの實力を具備せり、軍國多事、力を内に專にするを容さざるは勿論なりと雖、今日の急を充たすと共に、又、明日に處するの計を忘る可らず、況んや、我が國患は今事變に止まらず、比



株式會社 三菱銀行 小樽支店

小樽市色内町八丁目
電話 一三三三
振替貯金口座 小樽 三九九番番番

資本金 壹億五千萬元
本店 東京市麴町區大手町一丁目六番地六
支店 全國各地百四拾貳個所
出張所 札幌、函館、室蘭、根室、釧路、帶廣、野付牛、旭川



株式會社 安田銀行 小樽支店

小樽市色内町五丁目二十番地
電話 長元番、七三番、一四四番、振替口座 小樽 三九九番
小樽稻穂町東八丁目廿八番地 稻穂 電話 一八六二番

一本才天

び及店薬國全
りあに店貨百

町保神・田神・京東
部品薬スルア

九一三一七東京替振
六七二・五七一二段九話電

一粒強壯劑

治療と強壯と栄養

健康破壊のものは、一、結核菌及それから發生する毒素中毒、二、早老、三、潜伏微毒の三つに發する。わけなく體がだるい、疲れ易い、瘦せる、寝苦しい、寝汗をかきといふのは至て上記潜伏病毒が原因である。
ヨードは、強力なる殺菌、解毒、及び淨血作用を有し、新陳代謝を活潑にするので、全身の細胞は賦活され體質は改善される。活性ヨードを主劑とするネオス・エーが治療、強壯、栄養に推奨される所以である。

肺結核・結核性肋膜炎・腺病質・貧血症・神經衰弱・栄養不良・動脈硬化症・血圧亢進・潜伏及遺傳微毒

倍百五千布昆量有合下ヨ

コドモノオス

體質が弱く、育ちの悪いお子様のためにはネオス・エーを主劑とした飲み易いおいしいコドモノオスあり
コドモノオス(薬價低廉)三〇〇粒 一円六五〇粒 一円八十錢、二〇〇粒 四円八十錢

薬價

小瓶 一円八十五錢
一〇〇粒 四円三十錢
二〇〇粒 八円



五五四、八〇五世帯 三、〇九六、五七一一人

明治二年開拓使の設置に至るまで蝦夷地と稱し、當時、人口僅に五萬八千四百六十七人を算ふるに過ぎなかつたが、開拓使設置するに及び、同使は開拓の根幹を樹立してその規模を擴張し、各種の産業を興すと共に移民を奥羽及び北陸地方に募りて保護奨励に努めた結果、農商工及び漁民等の移住を志す者漸く多く、年を逐ふて戸口を増加するに至り、明治十九年においては三十萬三千七百四十六人を算ふるに至つた。然るに其の間開拓使の廢止を見、これに代る三縣一局時代の不振なる經營及び計畫は、一時本道の開發を滞頓せしめ、當幼の開拓精神を沮喪せしめた。

明治四十二年第一期拓殖計畫の樹立を見るまでは、概して本格的なる開拓氣運の醸成と基礎工事的の始終せるものと見るべきであるが、本道拓殖上劃期的なる該計畫により漸次移民政策も重要視するに及び、殖民地の選定區劃及び土地處分を敏活ならしめ、鐵道敷設及び道路開鑿等交通の便を圖り、又、移民世話を設くる等、銳意移民の招徠を促して開拓の氣運を振興せるため、移民は陸續到來するに至つて人口は頓に増加した。

最近十箇年における人口増加率の年平均は〇・〇二四であるが、本道の人口増加は自然増加と移民來往の差増によるものであつて、前者においてもその増加率は昭和十一年において全國府縣中第二位にして優秀なる増加を示した。

戸口

戸數 人口
明治一〇 三六、四四一 一、九二、三

同 二〇	六七、五四四	三、一、一八
同 三〇	一、四四、〇八	七、六、三二
明治四〇	二、五九、六六一	一、三九、〇七九
大正 元	三、九三、九〇	一、七三、九〇九
同 一	五、三三、三三	一、九八、四、五八
同 二	六、六五、二二	二、三二、一、〇〇
同 三	八、〇六、六五	二、六六、七、一〇
同 四	九、四八、〇八	三、〇一、二、七〇
同 五	一、〇九、九二	三、三六、〇、四三
同 六	一、二一、八五	三、七〇、八、五二
同 七	一、三三、七九	四、〇五、八、五二
同 八	一、四五、七三	四、四一、二、八五
同 九	一、五八、六八	四、七六、八、五二
同 一〇	一、七二、六三	五、一三、〇、五七
同 一一	一、八六、五八	五、四九、二、八五
同 一二	二、〇〇、五三	五、八五、五、〇二
同 一三	二、一四、四八	六、二一、七、七〇
同 一四	二、二八、四三	六、五八、〇、四三
同 一五	二、四二、三八	六、九四、二、八五
同 一六	二、五六、三三	七、三〇、五、〇二
同 一七	二、七〇、二八	七、六六、七、七〇
同 一八	二、八四、二三	八、〇三、〇、四三
同 一九	二、九八、一八	八、三九、二、八五
同 二〇	三、一二、一三	八、七五、五、〇二

出生と死亡

内閣統計局調査による昭和十二年中の全道及び七市の人口動態を見るに、一ヶ年間の全道出生は十萬七千六百九人、死亡は五萬一千八百二十八人であるから、その差は五萬五千七百八十

一人であり、前年に較べると、出生において五千六百九十八人死亡において六百五十一人を増してゐる。	出生	死亡
又、市部について前年に比べると、出生において函館市だけが減り、死亡において小樽、函館、帯廣の三市が減つてゐる外、いづれも増加してゐる。左に前年對比の差を表示す(△印は減)	出生	死亡
札 二〇	二〇	一九
旭 二〇九	二〇九	一九七
小樽 一四〇	一四〇	一四四
函館 △七六	△七六	△一四三
室蘭 △六二	△六二	△四五
釧路 六九	六九	四九
帯廣 一七	一七	四
即ち、七市の出生は前年の出生より三百八十一人多く、死亡は百五十七人減つてゐることが判つた。	出生	死亡
なほ、七市出生、死亡の人口千人に對する比率は左の通りである。	出生比率	死亡比率
札 二七・一五	二七・一五	一八・九〇
旭 三一・九四	三一・九四	二二・六三

小樽	二六・八三	一五・八五	旭川	一、〇五二	二、一六二	二四・一三
函館	二八・七七	一七・一九	小樽	一、四〇一	八・九一	一五・六六
室蘭	三一・六八	一六・九四	函館	一、八七九	八・八七	一三・八六
釧路	三〇・九三	一八・六九	室蘭	七三三	一、〇二〇	六・九四
帯広	二八・八七	一八・八七	釧路	五〇六	八・七一	四・九四
			帯広	三〇五	七・八四	三・九三

婚姻と離婚

七市における婚姻、離婚の件数及び人口千に對する比率は左の通りである。

全道	二七、四八	九、四七	一、九三	三、五五
札幌	一、九〇	九、三五	一、七七	三、六六

全道と七市の動態

全道	二七、四八	九、四七	一、九三	三、五五
札幌	一、九〇	九、三五	一、七七	三、六六
旭川	二、九五一	二、八七三	二、七九	三、八八一
小樽	四、二七	二、一六三	二、〇四三	二、四九二
函館	六、〇九	三、〇四三	三、六三九	一、九三五
室蘭	二、一八三	一、〇六四	一、一六七	一、二四四
釧路	一、七九七	八七九	九八	一、〇八六
帯広	一、二二三	五七九	七四	三三
計	三三、九五	一一、三三	一、九三	六、九六

収容力は十分

昭和十年十月一日現在（國勢調査）による本道人口の密度は一方里五百三十三人に當り、千島列島六百六十二方里二を除くも五百九十八人であつて、これを東北六縣の例に依れば

を東北六縣の平均一方里當千六百十人に比較するに僅にその三割七分を容るゝに過ぎない状態である。更に全國中最も稀薄な岩手縣の一方里當千五十九人に比較しても、尙、その五割六分に過ぎず、これより推して拓殖の餘地の頗る多きを知る事が出来る。今、千島を除いて本島の地積に對し、東北六縣又は岩手縣の例により可容人口を算出して見るに

宗谷村	二、六二〇	二〇
德舜營村	一、九七九	七
余別村	一、七五七	七
足寄村	三、三〇六	六
鬼鹿村	三、三三六	五
濱益村	五、二六〇	一六
占冠村	二、〇四〇	三
島野村	一、七二六	二
鹿追村	七、九八七	二〇
初山別村	四、〇九九	一四
留別村	二、五九九	一

市町村別世帯人口

石狩支廳	二四、〇五	三、三六	六、〇一八	二四、三三
札幌	七、八	三、八五	六、一〇	二四、三三
釧路	五、六	一、八四	二、四三	六、一〇
帯路	一、七	一、八四	二、四三	六、一〇
計	一、七	一、八四	二、四三	六、一〇

手稲村	一、一九三	三、七〇	六、八〇
藻岩村	三、〇六三	七、六四	一五、七六
白平村	二、三三〇	八、六〇九	一五、一四八
廣島村	一、七三七	四、七四五	九、九七九
江別村	三、四〇六	一、九六四	四、〇三八
石狩別村	一、二五七	三、九三七	一、九八七
當別村	二、二六二	六、七三三	三、二五九
新篠津村	四、四三	一、五六一	三、〇七一
厚田村	九、四九	二、六七一	五、三五六
濱益村	一、四〇〇	二、七七一	五、三六〇
惠庭村	一、四四〇	二、七七一	五、三六〇
千歲村	一、一九〇	四、三三〇	八、五三三
空知支廳	二、二八三	二、二八三	七、四三〇
岩見澤町	五、七三九	一、六四三	三、七三三
北見村	九、〇八	二、八七九	五、六三三
栗澤村	三、一五四	九、〇七六	一、七九五
幌向村	八二七	二、六九五	五、二七一
三笠山	六、三二八	一、七五八〇	三、三三五
美唄町	七、四九四	二、〇三二八	三、九七〇
砂川町	四、四〇八	一、二七五五	二、四四七
瀧川町	二、六三三	七、〇六四	一、四一三
江部乙	一、一五四	三、二九五	六、六八八
音江	一、〇九四	三、二九五	七、〇五二
歌志内	四、三三九	三、四三六	七、〇五二
赤平	二、〇九〇	一、〇五三	三、〇〇六
赤平別	二、〇九〇	一、〇五三	三、〇〇六
由仁	一、五七七	六、六二五	一、一九五〇

長沼村	二、一六八	六、五七六	一三、一七
角田村	三、八七三	八、三三五	一六、六五
夕張町	九、四四五	二、五、四六七	四、八七五
月形村	九、九	二、九七〇	五、七六七
浦臼村	九、〇三	二、七七四	五、三九〇
新十津川村	二、三五三	七、七三	一四、四三
深川町	一、八五九	五、〇六六	一〇、二九二
妹背牛村	一、三九	三、五九七	七、二七
秩父別村	九〇八	二、七三	五、四七
一巳村	九三〇	二、七三	五、四七
納内村	六四五	一、八六二	三、八七
多度志村	九三	二、七五	五、四九
雨龍村	九五四	二、九七	五、九〇
北龍村	一、〇八三	三、三〇	六、五七
沼田村	一、八七五	五、四二	一〇、三七
幌加内村	一、七三三	六、一九四	一〇、三七
上州支廳	四、七六	一、四、九三	二、八、〇七
東鷹栖村	一、四〇六	四、三三	八、五〇
鷹栖村	一、五三三	四、五九	九、〇八
江丹別村	四二六	一、三六	二、五三〇
東旭川村	二、四〇〇	七、四三三	一四、七一一
神居村	二、六九	七、九四三	一五、六六八
神樂村	八〇三	二、四九八	四、八七三
永山	一、一八九	三、六四	七、一三
當麻	一、五五二	四、五八二	九、三〇
比布	一、一六三	三、六三	七、二五七
愛別	一、四六〇	四、四八	八、四八七
上川	一、二六九	三、三三	六、四三一

總代理店

大日本製糖株式會社 豐年製油株式會社
 大日本鹽業株式會社 新潟硫酸株式會社
 株式會社 增田製粉所 日本食糧株式會社
 大日本加里株式會社 太陽曹達株式會社

主要營業種目

砂糖、麥粉、燒酎、肥料、白絞油、罐詰、燐寸、漁業鹽、
 雜穀、澱粉、魚油、海產物



大成商事株式會社

小樽市色内町八丁目三
 支店 函館市仲濱町二番地

ダイヤ焼酎
 日の本焼酎
 太陽焼酎

ダイヤ味淋
 日の本ポルト

大日本酒造株式會社

小樽出張所

行政

自治制發布
五十年記念

表彰：慰靈：祝賀

昭和十三年四月二十三日北海道廳において、自治制發布五十年記念式を挙げ、勅語を奉戴し、且、表彰を行ったが、同日、北海道市長會、町村長會共催で慰靈祭、祝賀會を催した。

この日、表彰されたのは、町村長二十五人、町村助役五人、市町村収入役二十一人、市町村吏員十六人、町村會議員四十四人、市町村委員二人、町村區長十二人、地方費吏員三人、合せて左の百二十八人であつた。

石狩支廳管内

札幌支廳管内 紺谷元次郎
 札幌支廳管内 清水 涼
 石狩支廳管内 菅原 重雄
 札幌支廳管内 山田八三郎

行政



中村 萬六
 石狩郡新篠津村収入役 早川政一郎

厚田郡厚田村収入役 小田桐彦一

千歳郡千歳村収入役 三海 龜藏

札幌支廳管内 札幌支廳管内 木野爲次郎

札幌支廳管内 札幌支廳管内 中山 武雄

札幌支廳管内 札幌支廳管内 梶川新次郎

石狩支廳管内 石狩支廳管内 堀部 銀藏

石狩支廳管内 石狩支廳管内 鹿野 惠造

厚田支廳管内 厚田支廳管内 吉永 雄亮

山越支廳管内 山越支廳管内 宇部貞太郎

山越支廳管内 山越支廳管内 矢本 正治

茅部支廳管内 茅部支廳管内 中村駒次郎

山越支廳管内 山越支廳管内 栗山 直徳

山越支廳管内 山越支廳管内 山田八三郎

後志支廳管内 後志支廳管内 鹽谷 洋

空知支廳管内 空知支廳管内 貝田 保治

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知支廳管内 空知支廳管内 岩内郡岩内町會議員

空知郡歌志内村長 朝倉 鴻一
 樺戸郡浦白村収入役 横田 猛馬
 樺戸郡新十津川村収入役 前猪 太郎
 夕張郡由仁村書記 横田忠太郎
 雨龍郡幌加内村書記 村上 英裕
 空知郡砂川町書記 堀口治八郎
 空知郡岩見澤町會議員 朝山和一郎
 同 河原吉太郎
 空知郡栗澤村會議員 本田榮三郎
 夕張郡由仁村會議員 原田 友吉
 夕張郡角田村會議員 今井平治郎
 同 田中 兵藏
 雨龍郡秩父別村會議員 早川由太郎
 樺戸郡月形村會議員 清水彌惣平
 空知郡北村會議員 金森保太郎
 空知郡栗澤村區長 坂井 馨一
 樺戸郡月形村學務委員 本田 善作

上川郡上土別村長 高橋 榮吉
 上川郡下川村長 木造 右衛
 中川郡美深町収入役 今本茂左衛門
 上川郡東旭川村會議員 鈴木彌一郎
 同 酒井 榮吉
 空知郡上富良野村會議員 西谷元右衛門
 留萌支廳管内 留萌郡小平藥村長 林 利作
 留萌郡鬼鹿村長 堤 金次郎
 増毛郡増毛町會議員 由浪安治郎
 苫前郡焼尻村會議員 加勢 廣吉
 宗谷支廳管内 宗谷郡猿拂村長 渡邊 嘉藏
 利尻郡鬼脇村助役 松尾 重吉
 利尻郡仙法志村収入役 鈴木幸三郎
 利尻郡仙法志村會議員 砂田彌一郎
 宗谷郡宗谷村區長 佐々木善三郎

常呂郡留邊藥町長臨時代理者 堀川 重敏
 紋別郡興部村収入役 鈴木 勤
 常呂郡佐呂間村會議員 中川 龜太
 釧路支廳管内 虻田郡鹽浦村長 齋藤 益之
 虻田郡虻田村長臨時代理者 那須 嘉市
 由老郡白老村長 對馬豊太郎
 勇拂郡苦小牧町助役 田原 善吉
 有珠郡壯瞥村會議員 荒井與三郎
 日高支廳管内 沙流郡門別村長 菊池 貞
 靜内郡靜内町會議員 岡田 廉平
 浦河郡浦河町會議員 高津彌三吉
 樺似郡樺似村會議員 三上 重藏
 同 佐藤八三郎
 幌泉郡幌泉村會議員 西川岩二郎
 幌泉郡幌泉村區長 平野 善吉
 同 杉本彦兵衛

十勝支廳管内 廣尾郡廣尾村長 小池 清治
 中川郡池田町助役 鹿野 約翰
 廣尾郡廣尾村會議員 橋仁 三松
 釧路支廳管内 厚岸郡濱中村長 黒木 達也
 足寄郡足寄村収入役 吉荒延次郎
 白糠郡白糠村區長 松野梅次郎
 白糠郡白糠村區長 杉西榮太郎
 根室支廳管内 根室郡根室町主事 齋藤 龍治
 目梨郡羅臼村書記 吉田 幸雄
 根室郡根室町區長 内山 誦吉
 同 佐藤政太郎
 同 石橋榮之助
 同 佐々木萬治
 札幌市 札幌市主事 信夫 正三
 函館市 函館市主事 川南與三郎
 函館市事務員 佐藤 公壽
 函館市學務委員 小熊幸一郎
 市立函館康生病院事務員 大須賀常三郎
 小樽市 小樽市技手 田中 六郎

小樽市主事補 渡邊半三郎
 旭川市 前田 節義
 室蘭市 奥田 正雄
 室蘭市主事補 山本 謙倍
 帶廣市収入役 大穀敬二郎
 帶廣市主事 地方費吏員 清水 健三
 財務主事 服部 利吉
 同 古谷潤太郎
 財務書記

村治と功績者

昭和十三年四月十七日、帝都に於て盛大かつ厳肅に舉行せられた自治制發布五十周年記念式及び表彰式の際、町村並に市町村長、吏員、公職者にして不斷、地方振興に奮勵努力し、優良の治績を挙げ、内務大臣表彰の光榮に浴した優良町村の治績及び功績者の事歴は左の通りである。

空知郡栗澤村 本村は石狩平原の東部に位し、廣袤東西七里、南北二里

餘、面積十四方里八分、現在戸數三千百餘戸、人口一萬七千餘を有す。明治三十年戸長役場を設置し、同三十九年二級町村制を、同四十二年一級町村制を施行せられ今日に至る。主要産業は農業及び石炭鑛業にして、總生産額五百十餘萬圓を算す。住民は一般に質朴にして、公共的精神に富み、克く隣保團結共同輯睦の實を擧げつつあり。而してこの實績を収むるに至りしは主として同村特有の住民組合の制度に基くものにして、明治二十六年頃、同村開拓の當初より、先覺者をもつて部落を單位とする住民組合を組織し、少くとも毎月一回、相集つて相互に意思の疏通を圖ると共に、各種の公共事業につき懇談する例を開きたるに創まり、爾來土木、教育、衛生、警備、産業等各般の公益事業の自治的遂行と良風美俗の馴致に努め、村勢の進展に寄與し來りたり。

村行政事務は、極めて圓滑に運行せられ、村長以下いづれも永年勤続し、恪勤精勵住民に對しては恰も家人に對するが如く、村會亦、第一回會議以來、時間を勵行流會を見たることなく、議事圓滿にして満場一致、和氣藹々裡に終始せり。本村基本財産は、これより生ずる収入をもつて村費一切を支辨し得る状態に到達するを理想とし、着々増殖に努めつつあり。就中、最も意を注ぎつつあるは、造林事業にして、第一期計畫たる四百五十五町餘の造林を完成し、更に第二期計畫として八百三十一町餘の造林實行中なり。村税の納税成績は、住民の轉出入頻繁なる炭山區域を除き、大正四年以來完納の成績を見る。昭和八年十一月、村是を設け、至誠、奉公、協和、信仰、勤勞、分度、推讓の信條七則を定め、舉村必行の旗幟として邁進しつつあり。尙、昭和十一年十月、本道

において舉行せられたる陸軍特別大演習御統裁の御砌り、地方行幸の際、畏くも御使を御差遣遊ばされ、村治の状況を嚮はせらる。この光榮に浴したる村民は、御聖旨に應へ奉るべく、益々村治の進展に努めつつあり。 虻田郡洞爺村 本村は大正九年六月、虻田郡虻田村より分村し洞爺村と稱し、二級町村制施行せらる。廣袤東西四里二十町、南北二里三十町六方里餘、現在戸數五百十戸、人口三千二百二十三を有する純農村にして、洞爺湖に沿ひ風光明媚、本道中最も氣候溫和の地にして、水田果樹の栽培に適し、又健康地として知らる、主要産業は農業にして、住民一般に醇厚質朴にして、能く一圓融合して隣保共助し、各々家業に精勵して圓滿なる村治の運用を見つつあり。 明治二十年、移住者相計り申合規約により、毎年春秋二回、大國主命を奉祀してこれ

を地神講と稱し、各戸より一名以上の参會を求め、天地竝に、皇室の御恩澤に感謝し、互に神佛を祀り、義務を履行し、勤儉力行もつて豫定の未開地を開拓することを申合せ、益々部落の和衷輯睦に努めたる結果、住民は一家の如く相親み、隣保團結、共存共榮、勤勞の風を馴致するに至り。而して昭和八年八月、村是を確立し、その實踐に努め、就中、農村經濟更生の達成には、報徳仕法によるを最適とし、部落に常會を開設し實施中に屬す。村理事者は常會開催を機とし、村民に對し村治の經過竝に現況を深く理解せしめ、相互の意思の疏通を圖る等、村勢の上にも極めて良好なる効果を擧げつゝあり。納税成績のごときも昭和十年以來、完納の實績を擧ぐるに至り。

又、本村は、開拓古きも土性火山灰地にして、表土淺く、農業經營に支障尠からざりしに拘らず、村民能く勤勞に堪

資性温厚にして事に處するに沈着謹嚴、村民の信望厚し。明治二十六年五月、屯田兵として上川郡常麻村に轉住、刻苦精勵、克く兵農の實を擧ぐ、明治四十一年二月、常麻村長を命ぜられ、越えて同四十四年六月、上川郡神樂村、神居村組合長に就任、爾來引續き神樂村長に任命せられ、又は當選すること數回、現在その職に在り、此の間、民風の作興、教育、産業その他諸般の施設經營に力を致し、殊に土功組合を設置して水田の開發を圖

へ、確乎不拔の精神をもつて努力したる結果、遂に今日の盛況を見たりと雖も、尙、漸次消耗しつつある地力の維持増進と、心土改良に腐心し、堆肥綠肥の増産研究地の設置等、各種産業機關の活動を促進し、理想農村の建設に邁進しつつあり。

村長以下吏員は勤勉誠實にして、場内に奉安する神前に整列禮拜の上、事務を處理するを日課とし、事務の正確敏速を期し、又修養研究を怠らざ、村會は懇談的に圓滿了し、未だ可否を數により決したることなく、村民の信望極めて篤し。

昭和十一年十月、本道において舉行せられたる陸軍特別大演習御統裁の御砌り、地方行幸の際長くも、御使を御差遣遊ばされ、村治の状況を贊はせらる。この光榮に浴したる村民は、御聖旨に應へ奉るべく、益々村治の進展に力を效しつゝあり。

土門要蔵氏

り、又、大正九年、村内御料地借地争議の勃發するや寢食を忘れて、これが調停に努力し、大正十三年遂に圓滿解決、七千餘歩町の御料地開放を受け、村産業の振興に寄與する等、自治の進展に貢獻すること實に二十有餘年、その功績極めて大なるものあり。その他北海道會議員、村農會長、土功組合長、上川支廳管内町村長會長、北海道町村會長副會長の職に就き、その功績、亦、枚擧するに遑あらず。

明治三十七八年戰役の功に依り、勳七等青色桐葉章及び金三百圓を賜ふ、昭和二年一月二十三日、自治功勞者として全國町村長會より表彰せらる。昭和十一年十月六日、陸軍特別大演習御統裁の御砌り、賜饌の光榮に浴す。

五人組から

町村會まで

本道において、町と呼び村と名付けられたるはじめは明瞭で

性温良にして品行方正村民の信望篤し、明治三十一年五月、厚田村吏員奉職、戸籍及び兵事事務を擔任、明治四十五年四月助役に就職、昭和四年八月村長に昇進し、後再び助役となりて今日に及べる

が、助役としては克く村長を輔佐し、村治の向上に努め、就中、基本財産の造成に力を致し、土功組合の設立、水田の開發等産業の振興を圖り、道路の開鑿に竭し、他面村農會長として又、村青年團長として、農事の改良青年の指導訓練に盡瘁し、その功績尠からず。同村吏員たること實に四十年の長きに亘り、此の間

明治三十九年四月一日、明治三十七八年戰役の功により銀杯一箇を賜ひ、大正十年一月二十五日、北海道自治協會札幌支部長より自治功勞者として表彰せられ、又、昭和七年十一月二十八日、兵制發布六十周年記念に當り、多年兵事事務に従事したる故をもつて、北海道廳長官より選奨を

受け、昭和六年乃至九年事變に於ける勤勞により、内務省より金十圓を賞賜せらる。

村田不二三氏

性剛毅廉直、素行竝に世評良好なり。明治二十四年、東京法學院を卒業し、辯護士として札幌に居をトす。明治三十五年十一月以來、札幌區會議員又は同市會議員として勤續實に三十二年の久しきに涉り、大正十五年十月以來、引續き市會議長として今日に及び、市勢の伸展、自治の振興に盡力して餘蘊なく功績甚だ大なり。而して明治三十四年八月より昭和五月三月に至るまで、北海道會議員として、更に昭和五年には衆議院議員に當選し、多年地方産業の興隆、文化の向上に努めたる功績、亦鮮少ならざるものあり。大正九年十二月、多年道政に參與したる功績尠からざる廉をもつて、北海道廳長官より表彰せられ、大正十二年四月、自治功勞者として札幌區長より表彰せらる。又、昭和

福山は町數三十八、箱館(函館)は九、村は福山より西部に三十六ヶ村、東部に四十ヶ村在つた。

開拓使時代

明治二年七月開拓使の設置後は、移民渡道により、諸方に新村を設くるに至つたが、一面既設の町村に對しては、大いに廢合するところあり、町村役人は尙、維新前の舊制度により、且、五人組制度を獎勵し、町村自治に當らしめた。

明治五年四月、從來の町村役人を廢し改めて戸長、副戸長を置き、役所を戸長役場と稱せしめ、戸長副戸長には從來の町村役人をそのまゝ任命し、任務もほゞ同様とし、七年五月に官給の總代、副總代を置き、戸長のもとにおいて民意の暢達に資した。

越えて九年九月、從來開拓使の本支廳において隨意定めたる大小區劃を廢し、新に全道を三十の大區に分ち、大區の下に百六十六の小區を設け、十一年六月には選舉によりては町村は各二名、小區に二人乃至四人(町

村總代人中より互選の總代人を置き、次いで翌十二年七月、郡區編制法により大小區劃を廢し、郡區町村を編成するに及び、十三年七月小區總代人を廢し、郡區總代人を設置した、總代人は官治行政を根本としたる當時においては僅にこれに參與するに過ぎざりしも、今日の町村會議員の前身ともいふべく、長く道廳時代に至るまで繼續せられた、尙、同年開拓使達をもつて戸長職務概目を定められ、官選による戸長制度が確立した。

北海道廳時代

明治十九年一月、三縣を廢し北海道廳を置かるゝに及び、官制に大なる變革あつたが、自治行政においては、大體開拓使當時と大差なく、明治三十年五月北海道區制、一級町村制及び二級町村制の公布を見るに及び、自

も改正施行せられて今日に及ぶ、現在市制施行地七、一級町村制施行地百二十四、二級町村制施行地百四十二を數ふ。

區・市・町・村

Table with columns for administrative level (e.g., 區, 市, 町, 村) and corresponding counts for various municipalities like 札幌, 旭川, etc.

行政機關

本道の行政は明治二年開拓使を置き、これをその機關として樺太を併せたる區域を統轄したるにはじまる。而して開拓使の廢止と同時に特殊政務を中央諸官省の直轄となし、即ち同十五年の所謂三縣一局時代には、殖民及び山林等主として拓殖を目的とする事務は總べてこれを農商務省に移し、翌年更に同省に北海道事業管理局を置いてこれを統一管理せしむることとし、同十九年三縣一局を廢して北海道廳を置き、次で三十年北

海道廳官制の改正を見、既設郡役所を廢して新に支廳を設けた。現在の行政機關左の通り。

道廳

現行北海道廳官制によれば、北海道廳は普通地方官廳で、長官の地位及び權限は殆ど府縣知事と同じである。即ち長官は内務大臣の指揮監督を承け、且道内における各省の主務については各省大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し、北海道の拓殖民の事務及び部内の行政事務を總理するもので、道内事務についてはその職權又は特別の委任により、管内一般又はその一部に廳令を發し得るものである。道廳には長官官房の外總務・學務・經濟・土木・警察の五部を置くこと他府縣と同様であるが、更に拓殖部を置き、各部長が長官の命を承けてその所管事務を分掌してゐる。

支廳

本道を十四の地域に區分し、それ／＼北海道廳支廳を置いてゐるが、支廳長は長官の補助官吏であり、長官の指揮監督を承けて法律命令を執行し、委任の範圍においては自ら支廳

令を發し得るもので、各部門の行政事務を掌理すると共に、町村長を指揮監督するものである。支廳の名稱、位置、管轄區域は次の通りである。

- 石狩支廳 札幌市 札幌郡 千歳郡 石狩郡 厚田郡 濱益郡
渡島支廳 函館市 龜田郡 上磯郡 松前郡 茅部郡 山越郡
檜山支廳 江差町 檜山郡 爾志郡 久遠郡 太樺郡 瀬棚郡 奥尻郡
後志支廳 俱知安町 虻田郡 高島郡 忍路郡 古宇郡 美國郡 積丹郡 古平郡 岩内郡 磯谷郡 歌棄郡 壽都郡 島牧郡
空知支廳 岩見澤町 空知郡 雨龍郡 夕張郡 樺戸郡
上川支廳 旭川市 石狩國上川郡 空知郡の一部 勇佛郡の一部 天鹽國上川郡
留萌支廳 留萌町 留萌郡

自治機關

本道は未だ拓殖の途上に在り、且、地域廣潤なるため

に、地方自治においても府縣制と異なるものがあるが、北海道會法及び北海道地方費の制定によつて自治體たるの根據が與へられ、府縣と同様な組織及び權限を有してゐる。而して道參事會は十二人を以て組織し、職權限は府縣參事會と異るところなく、道會議員數は當初三十五人であつたが、人口の増加に伴ひ昭和十一年には六十五人に増加した。

市町村 本道には一般町村制が施行されず、特別法たる一級町村制と二級町村制が施行されてゐるのである。一級町村制は府縣の町村制とほぼ同様であるが、二級町村制は本道獨特の制度であつて、財政その他の發達未だ充分ならざる町村を二級町村とし、その執行機關は官選によるものである。即ちその町村長は北海道廳長官の任免にかゝり、收入役は町村會の推薦により支廳長任免し、書記は同じく支廳長の任免するところであつて、その給料及び旅費等は地方費の負擔となつてゐる。而して

本道の町村長はすべて北海道廳支廳長・北海道廳長官及び内務大臣の三次監督を受けてゐる。

行政區劃

全道十四支廳の包轄する二百四十六ヶ町村及び各支廳の管轄區域は左の通りである。

- 石狩支廳(札幌市)
△一級 札幌村、琴似村、豊平町、江別町、石狩町、惠庭村、當別村、圓山町、廣島村、白石村、濱益村、厚田村
△二級 千歳村、篠路村、新篠津村、手稲村
渡島支廳(函館市)
△一級 上磯町、戸井村、八雲町、森町、木古内村、湯川町、大野村、福島村、龜田村、錢龜澤村、長萬部村、七飯村、福山町
△二級 白尻村、小島村、尻岸内村、砂原村、根法華村、鹿部村、尾札部村、落部村、知内村、大島村、茂別村、吉岡村、大澤村
檜山支廳(江差町)
△一級 江差町、瀬棚町、利別村
△二級 熊石村、乙部村、奥尻村、太櫛村、上ノ國村、泊村、東瀬棚村、久遠村、厚澤部村、貝取洞村
後志支廳(倶知安町)
▽一級 余市町、泊村、壽都町、岩内町、倶知安町、古平町、高島町、余別村、鹽谷村、大江村、東倶知安村、美國町、前田村、發足村、磯谷村
△二級 入舸村、喜茂別村、歌棄村、朝里村、神惠内村、狩太村、樽岸村、赤井川村、眞狩別村、島野村、南尻別村、留壽都村、東島牧村、西島牧村、小澤村、熱郭村、黒松内村
空知支廳(岩見澤町)
△一級 一巳村、美唄町、深川町、夕張町、岩見澤町、瀧川町、砂川町、角田村、芦別村、栗澤村、三笠山村、長沼村、由仁村、新十津川村、赤平村、歌志内村、妹背牛村、秩父別村、江部乙村
△二級 沼田村、多度志村、浦

- 留萌支廳(留萌町)
△一級 留萌町、増毛町、羽幌村、苦前村、天鹽町
△二級 幌延村、小平薬村、鬼鹿村、焼尻村、初山別村、天賣村、遠別村
宗谷支廳(稚内町)
△一級 稚内町、鬼脇村、枝幸村、鷲泊村、杵形村、香深村
△二級 猿拂村、中頓別村、頓別村、船泊村、仙法志村、宗谷村
留壽都支廳(留壽都町)
△一級 留壽都町、東島牧村、西島牧村、小澤村、熱郭村、黒松内村
△二級 入舸村、喜茂別村、歌棄村、朝里村、神惠内村、狩太村、樽岸村、赤井川村、眞狩別村、島野村、南尻別村、留壽都村、東島牧村、西島牧村、小澤村、熱郭村、黒松内村
網走支廳(網走町)
△一級 網走町、野付牛町、美幌町、紋別町、端野村、相内村、遠輕町、留邊蘂町、上湧別村、斜里村
△二級 清滑村、訓子府村、瀧上村、西興部村、小清水村、置戸村、下湧別村、女満別村、津別村、生田原村、佐呂間村、興部村、下清滑村、雄武村、常呂村
膽振支廳(室蘭市)
△一級 伊達町、苦小牧町、厚真村、安平村、蛇田町
△二級 穂別村、徳舜警村、鳴川村、幌別村、白老村、豊浦村、洞爺村、壯瞥村
日高支廳(浦河町)
△一級 門別村、浦河町、静内町、三石村
△二級 新冠村、右左府村、様似村、平取村、幌泉村、萩伏村
十勝支廳(帯廣市)
△一級 本別町、音更村、池田町、茅室村、新得町、幕別村、清水村、川西村
△二級 士幌村、西足寄村、廣

- 白村、雨龍村、幌加内村、納内村、音江村、幌向村、北村、北龍村、月形村
上川支廳(旭川市)
△一級 神樂村、東旭川村、當麻村、比布村、上富良野村、神居村、士別町、富良野町、名寄町、多寄村、上士別村、美深町、永山村、東鷹栖村、美瑛村、鷹栖村、東川村、中富良野村、愛別村、風連村
△二級 常盤村、温根別村、和寒村、江丹別村、劍淵村、上川村、南富良野村、山部村、中川村、智恵文村、占冠村、下川村
留萌支廳(留萌町)
△一級 留萌町、増毛町、羽幌村、苦前村、天鹽町
△二級 幌延村、小平薬村、鬼鹿村、焼尻村、初山別村、天賣村、遠別村
宗谷支廳(稚内町)
△一級 稚内町、鬼脇村、枝幸村、鷲泊村、杵形村、香深村
△二級 猿拂村、中頓別村、頓別村、船泊村、仙法志村、宗谷村

- 網走支廳(網走町)
△一級 網走町、野付牛町、美幌町、紋別町、端野村、相内村、遠輕町、留邊蘂町、上湧別村、斜里村
△二級 清滑村、訓子府村、瀧上村、西興部村、小清水村、置戸村、下湧別村、女満別村、津別村、生田原村、佐呂間村、興部村、下清滑村、雄武村、常呂村
膽振支廳(室蘭市)
△一級 伊達町、苦小牧町、厚真村、安平村、蛇田町
△二級 穂別村、徳舜警村、鳴川村、幌別村、白老村、豊浦村、洞爺村、壯瞥村
日高支廳(浦河町)
△一級 門別村、浦河町、静内町、三石村
△二級 新冠村、右左府村、様似村、平取村、幌泉村、萩伏村
十勝支廳(帯廣市)
△一級 本別町、音更村、池田町、茅室村、新得町、幕別村、清水村、川西村
△二級 士幌村、西足寄村、廣

鶴居村の誕生

昭和十二年四月一日から阿寒郡舌辛村を分割して鶴居村を置いたこと、なつた、分割は廢止すること、なつた、分割後の大字並に小字名は次の通りである(括弧内は小字)
△阿寒郡舌辛村
大字舌辛村(知茶布、下仁々志別、中仁々志別、上仁々志別、布伏内)
大字徹別村(下徹別、中徹別、上徹別、西徹別、雄別炭山、大祥内)
大字飽別村(ルベシベ、ピリカネツブ、尻駒別、阿寒湖畔)
大字蘇牛村
△阿寒郡鶴居村
(中雪裡、下雪裡、支雪裡、茂雪裡、上幌呂、下幌呂、中幌呂、新幌呂、上久著呂、中久著呂、下久著呂、下恩根内)
分村當時舌辛村は八千八百八十三人、鶴居村は四千三百五十三人であつた。

- 尾村、大正村、大樹村、御影村、上土幌村、豊頃村、大津村、浦幌村、鹿追村
△一級 厚岸町、濱中村、鳥取村
△二級 舌辛村、鶴居村、弟子屈村、釧路村、標茶村、達別村、足寄村、太田村、昆布森村、音別村、白糠村
根室支廳(根室町)
△一級 根室町
△二級 別海村、色丹村、標津村、留別村、留夜別村、羅臼村、和田村、泊村、紗那村、齒舞村、藥取村
一級町村(一)
二級町村制施行の左の六箇町村は、昭和十三年四月一日より一級町村制施行に昇格した。
網走支廳管内 留邊蘂町、上湧別村、斜里村
日高支廳管内 三石村
十勝支廳管内 川西村
膽振支廳管内 蛇田村

二月六日、これをその役場所在地の名に因み、風連村に改稱したが、同村は地勢上宇風連方面と宇多寄方面に分れ、村治の進展上分村は必至の情勢となり、宇多寄方面を多寄村と同年四月一日より分村、一級村となつた。
○藻岩が圓山町に 戸數三千餘人口一萬五千七百を算する札幌郡藻岩村の行政經濟の中心地たる圓山街は、連擔二千七百に及び、村勢いよ、充實し、藻岩村なる名稱をもつて呼稱するよりも、人口に膾炙せる圓山と改稱するを適當と認められ、昭和十三年四月十五日より圓山町と呼稱を改めた。
市町村會議員選舉
昭和十三年における市町村會議員の總選舉は、二月から十一月にかけて、六市五十二町村において執行されたが、事變下でもあり、且は、自治制施行後五十周年にも當つてゐたので、道廳では各支廳長、關係市町村長に通牒し、選舉肅正會の組織、祈願祭執行、印刷物の配付など肅選の徹底に努めた。

- 札幌市(十月) 旭川市(十月)
室蘭市(十月) 釧路市(十月)
小樽市(十月) 函館市(十月)
石狩支廳管内
札幌市(五月) 廣島村(五月)
江別町(五月)
渡島支廳管内
木古内村(三月) 八雲町(六月)
福島村(八月) 上磯町(八月)
福山町(八月) 大野村(九月)
檜山支廳管内
江差町(八月)
後志支廳管内
磯谷村(二月) 余市町(五月)
倶知安町(五月) 余別町(五月)
美國町(五月) 高島町(五月)
大江村(六月) 鹽谷村(六月)
壽都町(八月) 岩内町(八月)
空知支廳管内
栗澤村(五月) 美唄町(五月)
瀧川町(五月) 江部乙村(五月)
一巳村(五月) 岩見澤町(八月)
村上支廳管内
多寄村(三月) 比布村(四月)
東旭川村(五月) 永山村(五月)
士別町(五月) 名寄町(六月)
富良野町(六月) 東鷹栖村(六月)
鷹栖村(八月)

留萌支廳管内
 苦前村(五月) 羽幌町(五月)
 天鹽町(五月) 増毛町(八月)
 宗谷支廳管内
 杵形村(五月) 稚内町(八月)
 網走支廳管内
 紋別町(五月) 野付牛町(五月)
 網走町(五月) 遠軽町(六月)
 釧路支廳管内
 厚真村(五月) 伊達町(八月)
 日高支廳管内
 静内町(五月) 浦河町(五月)
 十勝支廳管内
 音更村(五月)
 釧路支廳管内
 厚岸町(八月)
 根室支廳管内
 根室町(八月)

室蘭市長選挙市會は、昭和十三年二月十三日に開かれ、土居通次氏、満場一致で當選した。

小樽市長に河原氏
 小樽市長板谷吉氏任期満了に伴ふ市長選挙市會は昭和十三年三月三十日招集されたが、開票の結果、河原直孝氏(政友)は十七票(白票十票)の得點で市長に當選した。

函館市長に齊藤氏
 函館市長坂本森一氏任期満了後、地元の小熊幸一郎氏擁立論や坂本氏三選運動もあつたが、昭和十三年五月二十八日の市會において、左の通り(無効一票)齊藤氏の當選を見た

小樽市會正副議長
 小樽市會議長河原直孝氏が市長に就任したので、昭和十三年四月十四日の市會において、市會議長には副議長の新谷専太郎氏(政友)が當選、更に副議長には吉田善太郎氏(政友)が當選した。

地方問題

昭和三十二年一月、北海道會議長は道廳長官宛に、本道公益に關する意見書を呈出したが、北海道各地で要望する當面の問題が一見出来るので、その主なるものを載せることにした。

一、北海道田畑地租の特恵税率を復活設定し、以て全國農地負擔の均衡を得せしめられんことを望む

一、廳立函館水産學校の學則を改正し、甲種程度に昇格せしめ、尋常小學校卒業後五ヶ年制とするか、若くは高等小學校卒業後三ヶ年と爲し、以て實情に即する効果的教育を施されんことを望む

一、日高支廳管内に廳立畜産學校を設置せられんことを望む

一、町村立小學校の新築及増改築費に對し、國庫補助法を制定して、其の二分一以上の補助を給するの途を確立せられんことを望む

一、廳立札幌高等女學校及廳立札幌工業學校の校舍を速かに改築せられんことを望む

一、札幌市に女子師範學校を設立せられんことを望む

一、私立札幌盲學校聾啞學校を地方費に移管し、廳立として其の施設を擴充せられんことを望む

一、廳立名寄中學校の學級を増加し三學級とせられんことを望む

一、室蘭市に廳立工業學校を設立せられんことを望む

一、帶廣市に廳立工業學校を設立せられんことを望む

一、廳立空知農業學校に高等專門學校令に依る畜産科を併置せられんことを望む

一、帶廣市に廳立高等農林學校を設立せられんことを望む

一、帶廣市に廳立商業學校を設置せられんことを望む

一、冬季道内各都市に娯集する浮浪失業労働者の救済費に對し、地方費より其の全額又は少くとも八割以上を支出せられんことを望む

一、札幌市北二條西五丁目道廳官舎(現在神保技師官舎)に

在る、舊韓國の忠人金玉均寓居の遺跡を保存するの途を講ぜられんことを望む

一、河東郡上士幌村に巡查部長派出所を設置せられんことを望む

一、廣尾郡大樹村尾田市街に巡查駐在所を設置せられんことを望む

一、廣尾郡大樹村尾田市街に農産物検査所を設置せられんことを望む

一、廣尾郡大樹村内に特殊農業經營試驗地を設置せられんことを望む

一、本道に無水酒精工場を設置する場合に、先づ必ず建設地を斜里郡斜里村に選定せられんことを望む

一、紋別郡雄武村地内特殊地帯の農業指導を目的とする農事試作場を設置せられんことを望む

一、虻田郡俱知安町に製糖工場を新設せしむる目的を以て、甜菜の栽培奨励方法を講ぜられんことを望む

一、虻田郡俱知安町に道營を以

て淡水魚孵化場を設置せられんことを望む

一、酸性土壤改良用石灰生産施設の擴充に價格の引下を行はれんことを望む

一、虻田郡俱知安町にバルプ工場を設置せられんことを望む

一、本道特殊原野開發の爲、道内事業家の資本を糾合し、半官半民の組合組織を以て、炭山餘剩労働者を收容する集團農場を設置せられんことを望む

一、釧路種馬所の繁養種牡馬を増加し、後志支廳管内に於ける繁殖牝馬の多き町村に種付所を増設し、馬産の改良増殖を促されんことを望む

一、羊蹄山麓俱知安町、眞狩別村、留壽都村、喜茂別村、東俱知安村各町村に於ける無水地帯の農耕適地に對し、速かに飲料水供給の施設を計畫實施せられんことを望む

一、斜里郡小清水村に綿羊種羊場を設置せられんことを望む

一、斜里郡斜里村に於ける國有種付牝馬検査場及種付所増設

竝に種牡馬増派を實施せられんことを望む

一、斜里郡斜里村に共同放牧地を増設せられんことを望む

一、戦時體制下に於ける畜産振興の必要上、飼料作物の種子に對し、道産自給の方策を確立せられんことを望む

一、國後郡留別村に根室種付所分既を設置し、種付を派遣せられんことを望む

一、網走支廳管内紋別郡一帯の特殊なる氣候竝に土壤の自然的條件に鑑み、土地の改良及堆肥綠肥の生産施用に依り、地方の増進を圖ると共に、冷害に抵抗性強き根菜類其の他の作物を加味し、輪作の合理化と家畜の増飼を促し、農業經營の安定を期せしむるが爲、農業開發計畫を樹立し、昭和十三年度より向ふ五ヶ年を以て之が實施を圖られんことを望む

一、空知支廳管内適當の地に測候所を新設せられんことを望む

一、浦河郡浦河町に水産試驗場

支場を設置せられんことを望む

一、廣尾郡大樹村大紋別に水産物検査所を設置せられんことを望む

一、漁業組合の活動を促進し、漁村の更生を圖らんが爲、從來の地先専用漁業権を一萬圓以上に擴充せしめられんことを望む

一、北海道漁業取締規に第四十六條の三に定められたる罾刺網漁網の大きさを浮子方(仕立上げ)四十尺、深さ(緊張したる網地の長さ)二十尺を超えざる範圍に於て構造することに改正を望む

一、廣尾郡大樹村忠類より上當縁、下當縁、晩成を経て十勝郡大津村生花苗に至る殖民軌道を敷設せられんことを望む

一、枝幸郡接幸村池内宇志美宇内より乙忠部に至る殖民軌道を敷設せられんことを望む

一、天鹽郡幌延村地内左記殖民軌道を敷設せられんことを望む

一、目梨別、兜沼間

一 上福水、豊富間
 一 枝幸郡枝幸村地内既設殖民軌道を幌別二十七線より、中川郡常盤村吹來驛迄延長敷設せられんことを望む
 一 上川郡新得村宇屈足十勝川上流トムラウシ原野附近に於て、殖民區劃地を設定せられんことを望む
 一 花咲郡商舞村管内離島中醫療施設を缺如せる水晶勇留各島に、拓殖醫を配置せられんことを望む
 一 花咲郡商舞村に拓殖産婆を配置せられんことを望む
 一 國後郡留夜別村に拓殖醫及拓殖産婆を配置せられんことを望む
 一 虻田郡眞狩村地内殖民軌道眞狩線に昭和十三年よりガソリン機關を運行せられんことを望む
 一 勇拂郡穂別村大字似瀧村地内三井物産株式會社所有地九百町歩中、農耕適地百五十町歩、放牧適地二百五十町歩に對し、民有未墾地開發規程に依る開放方斡旋せられんことを望む

一 宗谷郡稚内町聲間及更喜苗内兩原野に對し、河川の切替及び支線排水溝の掘鑿を行ひ、以て之が開發を促進せられんことを望む
 一 河東郡上士幌村更川上流の國有林約九千町歩を解除し、殖民區劃地を設定せられんことを望む
 一 紋別郡下渚滑村ウツツ原野右澤に於て、約二百町歩の國有林を解除し、村有薪炭備林地として特賣せられんことを望む
 一 國後郡留夜別村地内國有林中農耕適地及放牧適地を解除せられんことを望む
 一 河西郡御影村地内國有林野に對し、造林事業を急施し、以て防風及水源涵養に資せられんことを望む
 一 天鹽郡幌延村兜沼附近を道立公園に指定せられんことを望む
 一 虻田郡俱知安町羊蹄山、ニセコ及岩雄登一帶の勝地を道立公園に編入し、諸般の施設

を充足せられんことを望む
 一 千歳郡千歳村地内支笏湖附近を道立公園に指定せられんことを望む
 一 虻田郡豊浦村宇禮文華、大岸兩部落内農耕適地二百町歩を解除し、生産に利用すると共に、同地農業上の障害を除去せられんことを望む
 一 廣尾郡大樹村所在森林保護區員駐在所を他に移轉し、現敷地を宅地として開放せられんことを望む
 一 中川郡幕別村大字幕別村宇止若原野南七線同八線間、東二十二號同二十三號間、防風保安林を解除し特賣せられんことを望む
 一 宗谷郡稚内町に土木事務所を新設せられんことを望む
 一 札幌市内國道西四丁目線（自北一條至南一條線西四丁目以西）の路面擴張及道路舗装工事を急速實施せられんことを望む
 一 虻田郡豊浦村宇禮文華、同村大岸國道筋舊名美英の岬の岩壁より常時時間斷なく道路

一 上に落下する岩石に對し、速かに適當の危害防止設備を施されんことを望む
 一 天鹽郡幌延村地内左記町村道を拓殖費支辨に再編入せられんことを望む
 一 阿沙流道路 約九軒
 一 目梨別原野道路 約十七軒
 一 宗谷郡稚内町勇知オネマナイ間拓殖費支辨道路及橋梁の改修工事を急速施行せられんことを望む
 一 地方費道帶廣、浦河線中左記箇所に對し改良工事を施行せられんことを望む
 一 日勝道路の復舊
 一 廣尾村廣尾市街地内測溝改良
 一 廣尾村地内廣尾橋架橋
 一 廣尾村地内樂石橋架橋
 一 河東郡士幌村、中川郡本別町間準地方費道路線中、士幌村居邊より本別町間の道路延長二里半の改良工事を施行せられんことを望む
 一 地方費道札幌、根室線中十勝郡大津村厚内、直別間路線

の改良工事を促進せられんことを望む
 一 河東郡上士幌村上士幌、糠平間の道路幅員を擴張し改良工事を施されんことを望む
 一 紋別郡遠輕町宇ムリ原野道路の改良工事を、昭和十三年度に於て施行せられんことを望む
 一 利尻郡仙法志村宇仙法志八番地より鬼脇村界に至る海岸道路改良工事を施行せられんことを望む
 一 枝幸郡枝幸村市街地内地方費道稚内、網走線道路を改良し速かに測溝を設けられんことを望む
 一 天鹽郡幌延村地内佐呂原野大排水幹第十三幹線殘程及第十幹線工事を施行し、土地改良の施設を促進せられんことを望む
 一 準地方費道札幌、留萌線の内、厚田郡厚田村、濱益郡濱益村間道路に對し、速かに改良工事を施行せられんことを望む
 一 虻田郡眞狩村宇御保内よ

り南部農耕地帯を横斷して、狩太村狩太舊市街を經、停車場に通ずる村道御保内狩太線に對し、拓殖費を以て改良工事を施行せられんことを望む
 一 準地方費道東俱知安、豊浦線中、虻田郡眞狩村地内眞狩別土場間の道路改良工事を施行せられんことを望む
 一 紋別郡下湧別村湧別市街よりサロマ湖畔に至る湧別原野二號線道路に對し、速に路幅擴張並に砂利敷工事を施行せられんことを望む
 一 空知郡音江村地内國道第二十七號線出合澤より分岐し、内大部中央小學校前を經て内大部市街に至り、準地方費道若別、神居古潭線に接続せる内大部中央線道路に對し、速に改良工事を施行せられんことを望む
 一 地方費道札幌、稚内線稚内市街地本通北三丁目角より稚内驛に至る道路に對し、路面改良並に側溝工事を施行せられんことを望む
 一 廣尾郡大樹村宇尾田三十號

より能美内六線三十八號に通ずる上歷舟原野道路甲乙線に對し、速かに修繕工事を施行せられんことを望む
 一 地方費道旭川、稚内線の内、宗谷郡稚内町宇聲間より沼川を經て、天鹽郡幌延村地内準地方費道に接続の路線中、聲間村宇樺岡沼間川の道路を開鑿し、準地方費道に認定せられんことを望む
 一 地方費道札幌、根室線中、十勝、石狩兩國を連絡する部分即ち十勝國上川郡清水町より石狩國空知郡南富良野村宇落合に通ずる間を、十勝國上川郡新得町宇新得基線、新内、狩勝を經て石狩國に通ずる路線に變更せられんことを望む
 一 準地方費道網走、瀧上線中渚滑川左岸の路線を、紋別郡瀧上村オチンナイ五十七線附近より渚滑川を横斷して、オシラネツプ原野道路に連絡し、濁川市街を經て瀧の上市街に至る區間に變更せられんことを望む
 一 厚田郡厚田村大字望來村、

大字聚富山の手線間の町村道並に石狩町大字八幡町大字聚富間山の手線道路の準地方費道に變更認定せられんことを望む
 一 十勝國上川郡清水町地内毛根下、佐幌間道路より屈足、瓜幕間に至る道路延長一二、〇〇〇米を準地方費道に認定せられんことを望む
 一 紋別郡瀧の上市街役場所在地より、瀧の上原野を經て、上川郡上川村役場所在地に連絡する道路を準地方費道に認定せられんことを望む
 一 空知郡砂川町停車場前（札幌、旭川間國道）より樺戸郡新十津川村宇下徳富六號基線に至る道路を準地方費道に認定せられんことを望む
 一 空知郡江部乙村市街地より兩龍郡兩龍村に至る道路を準地方費道に認定せられんことを望む
 一 釧路國阿寒郡鶴居村より釧路市に通ずる町村道を準地方費道に認定せられんことを望む
 一 地方費道札幌、稚内線中、

一 苫前郡苫前村宇力晝天谷の澤より宇ウエンビラに至る一里餘の區間路線を、現在の海岸線道路に變更し、改良工事を施されんことを望む

一 國道二十八號線白老郡白老村大字敷生村コタンより宇メツプに至る間の迂曲路線を直線線路附に替變更せられんことを望む

一 夕張郡長沼村地内左記箇所に側溝を新設せられんことを望む

イ 地方費道札幌、夕張線長沼村地内東二線より長沼村元標に至る間百間

ロ 準地方費道長沼、江別線長沼村地内長沼村元標より東一線に至る間百五十間

一 下湧別村下湧別市街地内準地方費道路に對し、排水側溝を施設せられんことを望む

一 準地方費道札幌、俱知安中、札幌市豊平三條六丁目地先より札幌郡豊平町大字平岸村宇上本村に至る間の路面擴築工事を急速施行せられんことを望む

一 花咲郡齒舞村管内各離島に交通路を施設せられんことを望む

一 樺戸郡新十津川村より濱益郡濱益村に通ずる準地方費道中、里見峠より新十津川村宇西徳富に至る道路幅員を擴張せられんことを望む

一 虻田郡俱知安町宇末廣北十線より余市郡赤井川村を經て小樽市に通ずる直線自動車道路六軒の開鑿、並に其の前後道路の改良工事を施行せられんことを望む

一 中川郡本別町仙美里より西足寄村稻牛に至る間、延長四里の道路を開鑿せられんことを望む

一 中川郡本別町美蘭別より河東郡上士別村に至る延長二里二十丁の道路を開鑿せられんことを望む

一 中川郡美里別より同町美蘭別間延長二里の道路を開鑿せられんことを望む

一 廣尾郡大樹村宇下歴舟基線七號よりアイボシマ海岸に至る約四軒の道路を開鑿せられんことを望む

一 廣尾郡大樹村宇上常線二十六號より同三十八號に至る北五線又は北四線道路八軒の道路を開鑿せられんことを望む

一 廣尾郡大樹村忠類市街より河西郡大正村上更別に通ずる北十一線道路六軒を開鑿せられんことを望む

一 廣尾郡大樹村忠類市街よりベタン山麓を經て下常線西四線十四號に至る道路約八軒を開鑿せられんことを望む

一 河東郡上士幌村宇上音更より然別湖畔に通ずる林間歩道を開鑿せられんことを望む

一 河東郡上士幌村宇兼平、然別間道路を開鑿せられんことを望む

一 河東郡上士幌村宇清水谷、旭ヶ丘間に道路を開鑿せられんことを望む

一 中川郡豊頃村宇禮作南別二十三線附近より暮別村宇猿別附近に通ずる道路を開鑿せられんことを望む

一 河東郡上士幌村宇鷹の巢に拓殖費支辨道路を開鑿せられんことを望む

一 廣尾郡廣尾村野塚、紋別兩原野に左記拓殖費支辨道路を開鑿せられんことを望む

イ 紋別十三號海岸の地方費道間延長二里

ロ 紋別十五線地方費道より紋別十八號間延長一里半

ハ 野塚七號道路延長二里

ニ 野塚五線道路延長二里

ホ 野塚十線道路延長二里

一 上川郡美瑛村宇牛牛より同村宇英別に通ずる道路を開鑿せられんことを望む

一 磯谷郡磯谷村地内船淵道路を開鑿せられんことを望む

一 上川郡多寄村宇忠烈布より移民地を通じて風連御料四線に至る殖民道路を開鑿せられんことを望む

一 十勝郡河西郡御影村御影市街より南進芽室川に沿ひて廻り、芽室嶽西南にて日高國境を超え、沙流川の支流パンケマシ川上流に出で、同川に沿ひて日高國沙流郡右左府村千呂露に通ずる道路を、拓殖費に依り開鑿せられんことを望む

一 天鹽郡天鹽町市街より川口基線を経て對岸幌延村オトンルイ方面に通ずる道路を開鑿せられんことを望む

一 天鹽天鹽町池内町村道ウブシ街道支線の澤入口より振老停車場に通ずる道路を開鑿せられんことを望む

一 天鹽郡天鹽町宇更岸に存する既設排水溝の一端を利用し、地方費道より町村道に通ずる更岸沼干拓地横斷道路を開鑿せられんことを望む

一 網走郡網走町より藻琴山腹を廻り川上郡弟子屈村川湯に至り、地方費道に通ずる道路を開鑿せられんことを望む

一 虻田郡俱知安町南一線を基點とする俱知安ニセコ經由蘭越道路の開鑿工事を、昭和十三年度に於ても繼續施行せられんことを望む

一 札幌郡廣島村地内中の澤ニ一ベツ線路を、昭和十三年度に於て一部開通する様、開鑿工事を進行せられんことを望む

一 天鹽郡幌延村宇問寒別よ宗

一 谷郡猿拂村に至る道路を開鑿せられんことを望む

一 上川郡下川村地内桑の澤道路を拓殖費支辨に依り開鑿せられんことを望む

一 國後郡留別村地内左記道路を開鑿せられんことを望む

イ 大字留別村宇白糠泊より同村宇ルキに至る間約十三里

ロ 大字留別村宇植内より大字大瀧村トシヨロに至る間約三里

ハ 大字留別村宇乳吞路より同村宇四里

一 石狩郡當別村宇辨華別より與六澤を經由し、石狩町宇八の澤に至る道路を開鑿せられんことを望む

一 雨龍郡一已村を經て同郡多度志村に至る準地方費道を開鑿せられんことを望む

一 空知郡幌向村南十五線道路西二十二號より夕張川堤防に至る西二十一號道路を、拓殖費に依り開鑿せられんことを望む

一 厚田郡厚田村大字聚富村宇春別堀頭線道路を新設開鑿せられんことを望む

一 磯谷郡南尻別村宇蘭越より岩内郡岩内町に至る自動車道路中、新見温泉より岩内郡前田村老古美間未著工部分二・六軒に對し、昭和十三年度に於て開鑿工事を完成せられんことを望む

一 苫前郡苫前村古丹別九線より、雨龍郡幌加内村添牛内に至る道路殘程の開鑿を速かに施行せられんことを望む

一 昭和二年四月北海道廳令第六十一號道路改良工事費補助規程を改正し、都市計畫法に依り施行する道路工事に對しても補助の途を開き、且其の範圍を擴張して、改良以外、道路の新設及修繕に對しても之を及ぼされんことを望む

一 廣尾郡大樹村地内振別川に對し、速かに改修工事を施行せられんことを望む

一 廣尾郡大樹村地内尻無川に對し、速かに改修工事を施行せられんことを望む

一 廣尾郡大樹村地内芽武川に對し、改修工事を施行せられんことを望む

一 中川郡幕別村地内更別似平原野土地改良工事に先ち、該區域内猿別川及小河川の改修工事を施行せられんことを望む

一 千歳川島松川改修工事を急速施行せられんことを望む

一 樺戸郡浦臼村地内於札内川に對し、拓殖費を以て改修並に砂防工事を施行せられんことを望む

一 天鹽郡幌延村大字沙流村宇上サロベツ原野の中、昭和六年施行せられたるメナシベツ川下流サロベツ川工事終點(宗谷本線芦川驛、兜沼驛間鐵橋下上サロベツ西十二線北四十九號)より、更に西十四線北四十五號に至る道路延長切替工事を急速施行せられんことを望む

一 天鹽郡天鹽町地内天鹽川河口を修築し、漁港及商工港として其の天惠を利用し、一般の便宜に供せられんことを望む

- 一 斜里郡斜里、小清水兩村界七線間に介在する濤釣沼に對し、現在一號排水を通じ斜里川口に合流する湖水を海岸迄直線五百米湖口の切替工事を施行し、濕地の改良に資せられんことを望む
- 一 空知郡音江村字須摩馬内より、雨龍郡妹背牛村市街に通ずる石狩川渡船場に地方費より補助せられんことを望む
- 一 空知郡音江村字音江法華、西沖黒河、須摩馬内地先石狩川に急速護岸工事を施行せられんことを望む
- 一 上川郡上士別村奥士別市街附近より天鹽川上流似峽に至る間に護岸工事を施行せられんことを望む
- 一 利別川川筋中野郡本別町に屬する左記區間の護岸工事を施行せられんことを望む
 - イ 勇足十五線 三〇〇米
 - ロ 勇足二十三線 三〇〇米
 - ハ 美里別二線 三五〇米
 - ニ 仙美里二十二線四〇〇米
 - ホ 美里別六線 三〇〇米
- 一 河西郡御影村地内十勝川沿

- 一 上芽室原野六號以南大屋團體地先に護岸築堤工事を施行せられんことを望む
- 一 札幌郡江別町字東野幌及空知郡幌向村字夕張太間江別川に橋梁を架設せられんことを望む
- 一 地方費道札幌、根室線中、空知郡瀧川町と赤平村間を貫流する空知川に橋梁を架設せられんことを望む
- 一 斜里郡斜里村内地幾品川筋斜里原野東三、四線間下流に築堤工事を施行せられんことを望む
- 一 空知郡音江村地内石狩川沿岸中音江法華及沖里河一帯に對し、對岸同様築堤の増嵩竝に延長工事を施行せられんことを望む
- 一 十勝川下流豊頃村字茂岩以南大津村河口間に對し、現在著工中の工事と併行して、速かに治水工事を施行し、之が完成を促進せられんことを望む
- 一 利別川治水工事中、本別町に屬する區域の工事施行を促

- 一 進せられんことを望む
- 一 網走郡網走町地内網走湖下流の治水工事を促進せられんことを望む
- 一 網走支廳管内湧別川治水工事を速かに完成せられんことを望む
- 一 十勝川治水工事區域を更に上流に擴張し、其の支流たる美生川及芽室川を包含して、完全なる治水工事を施行せられんことを望む
- 一 紋別郡興部村地内地方費支辨河川興部川の治水工事を速かに完成し、竝に切替工事に依り潰地に對する適當補償を行はれんことを望む
- 一 千歳郡千歳村地内千歳川支流長都川河口上下流一帯に於ける岩盤開鑿工事を施行せられんことを望む
- 一 斜里郡斜里村地内斜里川河口を改修し船入澗の用を兼ねしめられんことを望む
- 一 常呂郡常呂村地内常呂川河口導水堤工事を繼續施行し、同時に岩礁を除去して、其の儘船入澗に利用せられんことを望む

- 一 定期命令航路函館樺提線の國後郡留夜別村寄港を復活せられんことを望む
- 一 廣尾郡大樹村大紋別濱に船入澗を築設せられんことを望む
- 一 宗谷郡稚内町港内に國費（工費二割五分、町負擔）を以て船入澗を築設せられんことを望む
- 一 宗谷郡稚内町字知駒内マダルナイ抜海に船入澗を築設せられんことを望む
- 一 禮文郡船泊村大字神崎村字濱中に船入澗を築設せられんことを望む
- 一 天鹽郡遠別村に船入澗を築設せられんことを望む
- 一 千島國國後部泊村古丹消に船入澗を築設せられんことを望む
- 一 磯谷郡磯谷村大字横澗村船入澗に對し、防波堤改修並に澗口浚渫工事を施行せられんことを望む
- 一 壽都町船入澗に對し、國費を以て改修工事を施行せられ

- 一 んことを望む
- 一 利尻郡仙法志村字政治泊船入澗に對し、既定計畫を更訂し、澗内の干湖面下水深一米八〇を二米四〇に掘鑿し、掘面積四千七百二十平方米を五千十六平方米に擴張せられんことを望む
- 一 松前郡福山町船入澗未開鑿の部分約七千平方米に對し急速施行し、澗内の狹隘に苦しむ目前の急に應ぜられんことを望む
- 一 苫前郡苫前村字力晝に船溜を築設せられんことを望む
- 一 宗谷郡稚内字聲問河口西防に堤に對し、高さ干湖面五尺と改修工事を施行せられんことを望む
- 一 第二次北海道拓殖計畫案中に石狩築港計畫を加へられんことを望む
- 一 岩内郡岩内港に對する既定案の年次を繰上げ、昭和十三年度より施行せられんことを望む
- 一 國後郡留夜別村内沿岸適當の地を選定し速かに漁港を築

- 一 設せられんことを望む
- 一 禮文郡船泊村大字神崎村字西上泊小漁港に對し、現在の防波堤突端より更に沖合に三キロ以上築堤し、澗内水深を三十馬力以上の機船を收容し得る様、堀鑿せられんことを望む
- 一 斜里郡斜里村地内原野一號排水の排水口を奥藥別川に切替送せしめ、幾品川の築堤と相俟つて、該地一帯の土地改良を効果的ならしめんとを望む
- 一 札幌郡廣島村中の澤原野幹線排水工事を繼續施行し、昭和十三年度に於て全部完成せられんことを望む
- 一 千歳郡惠庭村地内原野開發の爲、左記排水溝を堀鑿せられんことを望む
 - イ 西四線排水溝
 - ロ 西六線排水溝
- 一 十勝郡浦幌村字下頃部原野土地改良工事施行區域を擴張し、先年堀鑿せる大排水溝の下流約三軒の間、改修工事を急進せられんことを望む

- 一 十勝國上川郡清水町字人舞地内水田地帯五百町歩（新得町分約三百町歩）に對する排水工事を、全額國庫負擔を以て施行せられんことを望む
- 一 中川郡幕別村地内千代田土功組合の十勝川堰堤に依る滲透水の被害甚大なる咄別耕地六百餘町歩に對し、昭和十三年度に於て國費を以て土地改良工事を施行せられんことを望む

- 一 金額とする。
 - 在職四十年を超える者については四十年として計算する、給付開始は四十七歳まで停止する。
 - 在職十七年未満にて職務のため不具廢疾となり、退職したる吏員に對して、給料年額の百五十分の五十に相當する退職料を支給する。
- 二 退職給與金
 - 在職三年以上十七年未満にて退職したる吏員に對して、給料月額に相當する金額に在職年數を乗じたる退職給與金を支給する。
 - 遺族扶助料
 - 退職料を受くべき者又は受くる者死亡したるときは、その遺族に對し、退職料年額の十分の五に相當する遺族扶助料を支給する。
 - 一時扶助料
 - 在職十七年未満にて在職中死亡したる吏員の遺族に對して一時扶助料を支給する。支給額は退職給與金に

五 當する額とする。
恩給計算方法

イ 給合加入町村における在職年数は通算する。

ロ 再就職の場合、退職期間一箇月以上に達する時は、前の在職期間に對して恩給を計算し、後の在職期間と通算しない。

ハ 恩給計算の基礎とする給料は、退職前三年程度の平均とする。

ニ 遺族の意義その他については、官吏の恩給規定に依る。

(財源) 吏員給料の百分の十
一・五に相當する納付金(その内譯は給料百分の二に相當する吏員納金、百分の八に相當する町村納付金、百分の一・五に相當する公有林特別交付金を財源とする納付金及び引繼金その他とする。

○支廳新設を要請 支廳新設について、北海道會議長から内務大臣に對し、昭和十二年乃至十三年に、左記意見を呈出した。

一 現在の上川支廳管内より天鹽國上川、中川兩郡を割

き、網走支廳管内より紋別郡の一部即ち紋別、渚滑、瀧の上、興部、雄武の各町村を割き、宗谷支廳管内より枝幸郡を割き、以上割地方を管轄區域とする支廳を、名寄町に設置せられんことを望む。

一 岩内郡岩内町に、北海道廳支廳を設置せられんことを望む。

○支廳處務規程改正 支廳處務規程は昭和十三年に改正されたが、支廳長は農産係を農務係と經濟更生係とに、商工水産係を商工係と水産係とに分つことが出来る。

總務課—地方係、經理係、統計係、社寺兵事係
教育課—教育係、社會教育係
殖産課—殖民係、土木係、農産係、林務係、商工水産係

○難解な字名を改稱 北海道の地名ほど難解なものはない、和名あり、夷名あり、和夷混淆のもの、或は夷語を意譯したもの、

音意を混じたもの、夷語から轉訛したものなど千差萬別、殊に字名においてその弊が甚しいので、北海道廳においては、關係各支廳、各市町村に指令し、次の如き方針で字名の改稱を圖つてゐる。

一 その由緒、沿革等はなるべく尊重すること
一 難澁な字句は廢止すること
一 舊土人語は避けること
一 地名は道民精神の高揚上、郷土愛着心を喚起するため極めて重要性を有するものなれば、改稱に際しては、この點特に留意すること

○花咲船入湖の起工 根室町花咲港船入湖修築起工式は、昭和十三年五月二十日舉行された。

○蛇田が村から町へ 村から町への躍進を續けてゐた蛇田郡蛇田村では、いよいよその念願を達し、昭和十三年十月一日から、蛇田町へ昇格した。北海道廳長官の許可は同年九月六日で、翌九月七日に告示された。

道民奉公歌

一 東亞の闇をひらくべく
敢然起てる我が日本
時艱はいかに襲ふとも
上下心を一にして
遂げむ皇國の大使命

二 雪に嵐に武を練りて
精銳比なき北鎮の
健兒一度征くところ
妖雲迷霧亂れ散り
御稜威の光くまもなし

三 聖旨畏み開拓の
業にいそむ我等また
銃後の護り奉公の
誠を更に竭してむ
十一州の民よ起て

北海道廳選定

使用船舶

社 船 貳拾貳隻
備 船 五拾餘隻
重量噸數 參拾萬噸

主要航路

室蘭—釧路—本州
其他全國各港間ニ定期不定期航路ヲ有ス
海陸運送 船舶代理
海上火災生命保險代理
倉 庫
淺野セメント販賣代理
本輪西海陸連絡埠頭
繋船岸壁二百六十間
起重機 五基
連絡倉庫六千坪
其他貨物連絡用機械

七 栗林商船株式會社

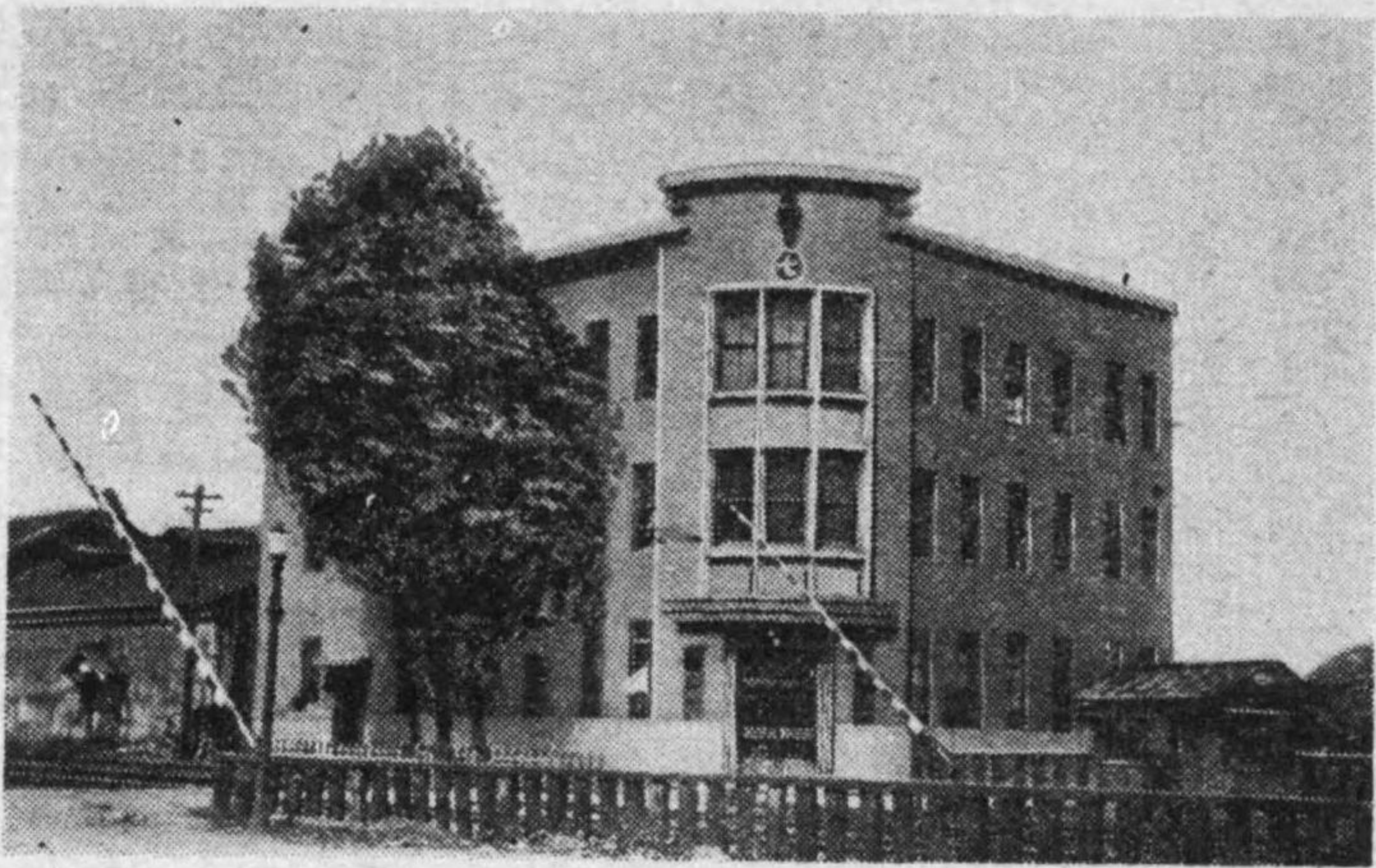
本社 室蘭市海岸町二二
支店 東京丸ビル八階
出張所 大阪、神戸、門司、釧路

七 株式會社栗林商會

室蘭市海岸町二二

室蘭埠頭株式會社

室蘭市海岸町二二



實地工作法叢書

本書は工場に於て機械工作に必要な技術的習熟を期して上梓されたもので、先づ機種、機構、性能、精度、速度及特徴等に依り機械の概念を示し、更に之が機械の操作の全般を叙ぶ。全11巻・内容見本進呈

實用機械工學叢書

本書は機械工場の全般に亘り、材料力學、設計、製圖等より各種機械の機構、性能、精度、操作、工業等凡ゆる分野に亘り、理論と實地の兩面より詳細に解説す。全30巻・内容見本進呈

實修機械工學叢書

本書は機械工學の全般に亘り理論と實地の兩面を工業學校程度の教課程に依り平明詳細に述べたもので、機械工學初歩學習者の入門的文獻である。全16巻・内容見本進呈

內燃機關工學講座

最近に於る內燃機關工學の發達は驚異である。本講座は之等內燃機關工學の理論、設計、工作、修理の全般を平易に而も詳細に叙べた一大エンサイクロペディアである。全12巻・内容見本進呈

高等機械設計

機械の精度、性能の優劣を決定するものは設計である。本書は各種機械の最も重要な基本的部分 70 余項目に亘り理論と實際に亘り詳述した一大集成である。全8巻・内容見本進呈

實用製造化學叢書

化學工業の最近に於る躍進は著しく就中化學的操作を伴ふ製造工業の如きは化學的にも工業的にも著しい進展を見せてゐる。本書全巻は之が理論と技術を闡明す。全44巻・内容見本進呈

東京高等工藝教授 永澤謙三著
メントル 齒車計算表
四六判上製四〇頁 價三・二〇 送料一四

警視廳保安部 本間旭也著
一般工場に於ける 機械据付法
菊判上製二〇頁 價三・〇〇 送料一四

東京帝大教授 三島徳七著
金屬材料及其熱處理
菊判上製二〇頁 價三・五〇 送料一四

村上武次郎・玉置正一共著
石川頼三・武田修三
特殊鋼
菊判上製四〇頁 價五・五〇 送料一四

堀謙作・金子潤二共著
木型製作法
菊判上製二〇頁 價二・三〇 送料一四

川崎工業學校講師 鈴木忠治著
實修機械製圖
菊判上製二〇頁 價一・〇〇 送料一四

發兌 東京市神田區駿河臺3丁目9番 電話 46074
振替口座 東京 1518.2624
合資社 共立社



地方財政補給

昭和三十二年臨時地方財政補給金中、市町村の一般補給金は、帯廣市外二百五十九ヶ町村に三百九十四萬九千餘圓を配分せられたが、公債の繰上償還に充當したる藻岩村、長萬部村の二村を除き、大部分地方税の廢減により生じた雜種税附加税の減收額補填と戸數割の減税に向けられたのであつて、數町村の戸數割減税は全道平均一世帶當り十八圓五十六錢が九圓十七錢となり、實に五割の減税となつてゐる。而してその著しく減税せられた町村は大江村の減税後一世帶當り二圓八十錢を最低とし、江別乙村、幌加内村、山部村、別海村、東俱知安村、藻岩村これに次ぎ、いづれも三圓臺に低

下するに至つた。
使途別

雜種税附加税	二四、八三一
戸數割	三、六七、八三一
家屋税附加税	一四、六七七
營業税附加税	七、〇四
反別割	五、五七三
牛馬割	一、六六三
公債償還費	三、八三三

地方税

石狩支廳	一八五、〇五二
渡島支廳	三三、四〇三
檜山支廳	二〇、四八八
後志支廳	三八、四六三
空知支廳	五二、六一二
上川支廳	四六、〇八五
留萌支廳	一七、六二二
宗谷支廳	一七、一五〇
網走支廳	六三、二六三
釧路支廳	一四三、五四九
日高支廳	一四七、九六九
十勝支廳	三二、四九八
釧路國支廳	一三二、六一一

根室支廳 一〇、八四三
帶廣市 三、九三四、五九七
合計 三、九四五、一一〇

戸數割(一世帶當)

石狩	七、五一
渡島	七、九〇七
檜山	一〇、四三三
後志	八、一四〇
空知	一〇、〇〇六
上川	七、九三一
留萌	一〇、九一八
宗谷	一、七〇四
網走	九、一七五
釧路	八、五五五
日高	八、八七
十勝	八、二二
釧路國	八、九八〇
根室	九、七四三
合計	八、九七

十三年度の補給額

昭和三十二年八月に昭和三十二年市町村財政補給金として、北海道へ金四百八十萬四千三百九十三圓を割當てたが

特殊な財政

本道の財政は幾分他府縣と其の趣きを異にするが、それは本道が今尙、開拓の道程にある拓殖地にして、拓殖事業に要する經費の大部分が國庫より支出されてゐるためである。

抑本道の開拓は遠く松前藩時代に創つたといへ、計畫的に開拓事業を經營したのは明治二年における開拓使設置以來のことである。當時の本道は未開の地多く、租税徴々たるものであつた。茲において、開拓使は十箇年一十萬圓の國庫金と道内の租税並に官業收入等を合せ、もつて拓殖事業經營の費に充つると共に、財政運用上、兌換券並に事業公債を發行して經營事業の進捗に努め、更に明治八年より地方出航税を地方的行政の費途に充て、その收支を明かにした。

然るに明治十五年開拓使の廢

止となり、三縣(函館、札幌、根室)及び一局(農商務省北海道事業管理局)設置の運びとなるや、財政も各縣において按配經理することとなつたのであるが、當時既に政府は之等の縣をして自賄主義の方針を採らしめたのであつた。故に歳入の少ない縣は拓殖事業に多額の経費を支出し得ないこととなり、各縣の政策不統一と共に、本道の拓殖は著しく萎微不振の状態となつた。茲において政府は明治十九年再び三縣一局を併合して北海道廳を設置するに至つたのである。然るに、その財政は未だ餘裕を有せず、拓殖事業の如きもその著しき進展を見ることが出来なかつたが、漸次國庫歳入の増加しつゝあつたことはいふまでもない。

更に明治三十二年に立案せる拓殖十年計畫の實施に次いで、同三十四年には北海道地方費法の實施となり、茲に本道の自治制度が確立し、財政また獨立して今日に及んでゐる。本道の財政が他府縣と異なるは、本道が未だ開拓途上にあるため、多額の拓殖事業經營費が自賄主義の下に、換言すれば特別會計制度の下に國庫より支出されてゐることであるが、更に特殊なことは、その事業實施に伴ふ拓殖の進展と共に、國庫並に地方的歳入を増加すべき因果的關係の存することである。従つて本道の財政は何等か特異なる事情の存せざる限り、必然的に膨脹すべき特性を有する。尤も特に經濟界の不況と政の財政緊縮或は打續く水害、凶作及び凶漁等により歳入歳出共に順調を缺く傾向もあつたが斯くの如きは全く特殊の事情に支配された結果に外ならない。

Table with 2 columns: 昭和七 (1911) and 昭和七 (1911). Rows include 法人數, 稅額, 直接地元市町村稅, 計. Values range from 101 to 107.

Table with 2 columns: 昭和七 (1911) and 昭和七 (1911). Rows include 直接國稅, 地方稅, 市町村稅, 計. Values range from 101 to 107.

國庫歳入出

昭和六、七年度における歳入總額は、既往數十年間に互る漸増の傾向より逆轉して大正三十三年度以來の最低額を示したが、これは一般經濟界不況並に凶作凶漁の結果、租稅收入及び租稅外收入の減收せるためである。又、歳出總額においても右の如き事情と政府財政の緊縮方針により昭和六年には著しく減少し、同七年は前年度に比較し一千二百萬圓といふ著しき増加を示し、奇異なる現象を呈してゐるが、これは逼迫せる經濟界の窮境を打開して産業の振興を圖り、疲弊せる農山漁村並に中小商工業者の振興助成策として、政府は所謂時局匡救費を計上して第六十三議會に提出し、これが協賛を經、昭和七年度以降三箇年間に社會、土木事業及び經濟更生施設その他に對し多額の支出を圖つた爲である。尙、明治二十年開拓使設置以來、政府が本道に支出したる國費總額は、昭和七年度末において二十一億四百

Table with 2 columns: 昭和七 (1911) and 昭和七 (1911). Rows include 法人數, 稅額, 直接地元市町村稅, 計. Values range from 101 to 107.

同八年より再び漸増の趨勢に遷り、同九年においては昭和二年に匹敵するの増收を示し、十一年は二千二百三十六萬八千三百一圓に達し、現在までの最高記録たる昭和四年に比肩し得る実績である。租稅は酒稅を第一位として砂糖消費稅、所得稅、營業收益稅、礦業稅及び地租等がこれに次ぐものである。而して之等の大部分はいづれも經濟界の影響を受けるものであるが、著しき増收を示してゐるのは砂糖消費稅でこれは拓殖計畫中主要事業の一なる甜菜獎勵に基く甜菜糖製造の進展によるもので、本道國庫の主要財源となつたのである。左に昭和十一年度の主なる租稅收入の實績を掲げよう。

Table with 2 columns: 昭和七 (1911) and 昭和七 (1911). Rows include 所得稅, 地稅, 營業收益稅, 資本利子稅, 相續稅, 礦業稅, 酒稅, 砂糖消費稅. Values range from 101 to 107.

關稅 三二〇、二七五
租稅外收入 本道における租稅外收入の主なるものは、特別會計に屬する鐵道、專賣局收入及び郵便電信並に電話收入、一般會計に屬する印紙收入及び森林收入等であるが、之等の官業收入は經濟界不況の影響を受け一進一退の歩調を示して來たが昭和八年度以來鐵道收入及び森林收入は著しき増收を挙げ、いづれも空前の最高額を示し、その他においても同様増收を得て昭和十一年度は總額一億一千八百三十二萬四千六十一圓の收入を挙げ、未曾有の増收を示すに至つた。同年度の主なる實績は左の如くである。

北海道廳	三三、〇六一、三五〇
札幌鐵道局	一四、〇四一、六〇〇
札幌鐵道局	六、一三三、九三五
札幌鐵道局	一、四一四、四三〇
監督專賣局	六、八一五、二五〇
函館專賣局	三、五九、四四五
函館稅關	一〇、五七六、八七五
其他諸官衙	一〇、五七六、八七五
純益金額	六八四、二六九
昭利七	二九、四四〇、四三三
昭利八	二八、三六五、一五〇
昭利九	二八、三七三、〇一〇
昭利一〇	三〇、四〇〇、七〇〇
昭利一一	三〇、八六六、九〇〇
昭利一二	三三、五〇〇、四〇〇
(十二年營業人員)	二九、八六〇

地方費豫算

昭和十三年度北海道地方費豫算は千四百四十二萬八千五百五圓で、前年度より六十三萬六千五百五圓の増加である。

遊興稅	一五、一九六
觀覽稅	一〇、六六一
興行稅	七、四五五
漁業稅	二四、六八三
都市計畫特別稅	六、九九九
地方稅收入計	七、六〇七、一六〇
國庫下渡金	二、五七、七五六
雜收	四、四九八
請願調査費納金	二、六三三、九八三
使路占用料	四七、三三九
道路占用料	三三六、七四九
種畜種付料	四、一〇〇
種畜種付料	一、四三三
授業料	一、四三三
入學料	一、四三三
延滞料	一、四三三
賦金	一、四三三
物品賣拂代	一、四三三
賠償及辨償金	一、四三三
拘禁及留置諸費	一、四三三
國庫償還金	一、四三三
兒童監護費徵收金	一、四三三
災害貸與金返納	一、四三三
過年度收入	一、四三三
模範林費繰入	一、四三三

水産物検査費繰入 一〇、〇〇〇
 獎學資金繰入 三、九五五
 警察恩給分擔金 九、八〇〇
 警察恩給納金 一〇、八九四
 金庫運用金利息 四三、〇〇〇
 公報收入 七、三三八
 雜入 一五、〇〇〇
 經常部合計 一〇、六一、八七七
 繰入(臨時部) 一

臨時地方財政	四九、四三三
臨時部合計	三、七六六、六八八
歳入總計	一四、四八、五五五
歳出(經常部)	九、七〇〇
神幣幣帛料	三、七二二
神進金	三、一五〇
神社諸費	二、八五八
會議費	一〇、四七七
道會議費	七、七九四
道參事會費	三、六九三
諸達書及揭示諸費	一〇、九七二
地方費吏員費	三、七、八七九
警察費	二、九三三、九三〇
俸給及諸給	二、五三三、一五八
機密費	三〇、〇〇〇
應給費	三〇、〇〇〇
共濟組合給與金	二八、九八八
電話修費	三三、九四四
警察廳舎修繕費	一七、八七二
土木費	七、八、六二二
俸給及諸給	一、五三、九三三
事務費	八、三三三
事業費	六、九、四六八
公園費	六、九、四四四
大沼公園費	六、九、四四四
北海道廳舎修繕費	六、三九五

師範學校費 二、四四四、二六二
 中學校費 三六、四五六
 高等女學校費 八七、〇三三
 實業學校費 五八四、四三七
 青年學校教員費 六八五、元五
 圖書館費 一〇、一〇〇
 學事諸費 一七、〇三五
 社會教育費 三、一五八
 衛生及病院費 三、五、五三九
 結核豫防費 二、一、一八
 結核豫防特別費 四、四、八
 保健所費 四、一、二二
 診療所費 一、六、四三三
 癩患者救護費 一〇、九、九五
 癩立病院諸費 四、七、七九六
 勸業費 四、六、六八六
 地方測候所費 一、〇、三、五二一
 農事試驗場費 一〇、三、三三四
 蠶業取締所費 四、八、三四四
 種畜場費 八、三、四四
 種羊場費 一、四九、一六七
 勸業諸費 二、四、三三六
 社會事業費 四、七、三、五六
 俸給及諸給 一、七、六、六九
 社會事業費 一〇、三、三一

事務費	二、九三八
救護施設費	八、九、二八六
方面事業費	一〇、七、七〇
農山漁村醫療	三、六〇〇
救護費	三、三、三三
大沼學院費	三、三、三三
職業紹介事業費	三、三、三三
都市計畫費	六、一、九一九
史蹟名勝天然紀念物保存調査費	三、三、三三
二級町村費	五、五、八五三
給料旅費	五、五、八五三
地方改良獎勵費	一、四、四六一
指導獎勵費	七、七、七九
自治講習所費	六、七、四二二
選舉費	六〇〇
衆議院議員選舉費	三〇〇
道會議員選舉費	三〇〇
統計費	三、一、七一一
統計諸費	二、一、五、四四
家計調査費	九、四九
米穀調査費	五、二、五八
財產費	一、五、九、四五
管稅取扱費	二、四、一、三三
地方稅取扱費	二、四、一、三三
徵收費	二、七、三、三三
金庫諸費	三、一、一〇〇
收用審査會費	一〇〇

Table of financial data including 臨時部合計 (5,233,135), 歳出總計 (1,446,555), and various departmental expenditures like 警察 (25,000), 土木 (35,000), 教育 (70,000).

Table of financial data including 勸業補助費 (309,955), 社會事業補助費 (71,077), 町債整理補助費 (3,800), and other specific subsidies.

Table titled '特別會計豫算' (Special Accounting Budget) for 昭和三十二年, listing items like 昭和三十二年特別會計豫算 (5,233,135), 臨時部合計 (5,233,135), and 歳出總計 (1,446,555).

Table titled '市町村累年豫算調' (Municipal and Village Multi-Year Budget Adjustment) for 昭和三十二年, showing 昭和三十二年 (4,485,311) and 昭和三十一年 (4,064,450).

市町村の豫算は緊縮一點張り... 昭和三十二年 昭和三十一年 昭和三十年 昭和三十九年 昭和三十八年

Table titled '市部稅收入' (Municipal Tax Revenue) for 昭和三十二年, listing 旭川市 (1,264,404), 小樽市 (2,032,638), 函館市 (2,515,620), and others.

Table titled '郡部稅收入' (County Tax Revenue) for 昭和三十二年, listing 旭川市 (1,264,404), 小樽市 (2,032,638), 函館市 (2,515,620), and others.

Table titled '主要なる歳出(十三年度)' (Main Expenditures (Fiscal Year 13)), listing 昭和三十二年 (6,082,600), 昭和三十一年 (7,550,077), and 昭和三十年 (9,932,733).

Table titled '市稅の收入歩合' (Municipal Tax Revenue Ratio), listing 札幌 (92.9), 旭川 (96.8), 小樽 (93.3), and others.

昭和三十二年 昭和三十一年 昭和三十年 昭和三十九年 昭和三十八年

十四支廳管内各町村昭和三十二年稅收入豫算は千六百三十四萬二千二百五十六圓で、その主な

るものは左の通りである。昭和三十二年度七市豫算中、稅收入は五百八十七萬九千二百八十八圓で、その内、主なるものを表示する。

加一方である。昭和三十二年度一般會計豫算額は四千八百八十九萬五千三百二十一圓であるが、この内五百三十二萬九千七百七十七圓を含ま、市役所費は百五十二萬四千三百三十五圓、町村役場費は四百二十六萬八千五百四十二圓になつてゐる。

六ヶ年度資本利子 昭和三十二年 昭和三十一年 昭和三十年 昭和三十九年 昭和三十八年

昭和三十二年 昭和三十一年 昭和三十年 昭和三十九年 昭和三十八年

預金部の貸付

預金部資金局札幌支局を經由した資金の主なるものは左の通りであるが、昭和十三年六月末現在貸付は八百二十九件、二千五百五十三萬二千六百三十九圓に達した。

資金別	貸付現在高
公共團體普通事業	八、三九、七〇〇
社會事業	五、八、〇〇〇
高利債借換資金	七、〇、七〇〇
災害復舊資金	二、〇五、〇〇〇
失業應急資金	一、六七、九〇〇
公益質屋資金	一、三、七六〇
農村負債整理	二、〇六、〇〇〇
都市計畫事業資金	五、三三、〇〇〇
町村長期借換資金	四、〇三、七〇〇
農村經濟更生資金	一、一八、〇〇〇
災害關係資金	五、五七、〇〇〇

地方債と利率

昭和十三年三月末現在の地方債は左の如く四千四百四十七萬七千七百二十五圓に達するが、その内、地方債に充てたものゝ利率は、四分未滿が三百八十八萬

九百三十五圓、四分以上、五分未滿が二百六十六萬六千四百六十七圓であつた。	
地方債に充てたもの	四、三、八〇〇
教育	五七、〇〇〇
社會事業費	八八、三三五
災害土木費	一、七六、〇〇〇
普通土木費	一、四三、二〇〇
時局匡救凶作	一、六五、一八三
救済土木費	七、五、一三三
歳入缺陷補填	一、二四、四〇二
其他	一、九、二四五、一八四
計	六、五、四七、四〇二
市町村及土功組合に轉貸	一、九、二四五、一八四
其他に轉貸したもの	一、五、六八五、一三九
市町村債一億圓也	
昭和十三年三月末の市町村債を見るに、次表の如く市町村債に充當したものと轉貸債とを合せると、實に一億一千二百二十七萬二千九百六十二圓となるが主として、教育、衛生、勸業、土木、社會事業、上水道等に使	

市町村	市町村費充當	轉貸債
空知	三、九六、五八〇	四、二八、二七三
石狩	三、七三、四九八	八三、九二六
上川	三、五二、五五五	三、七三、三六六
後志	一、七六、六六六	九七、八九三
檜山	六六、八二六	二六八、二五五
渡島	七六、六三三	一、〇九、六六一
膽振	六七、三一一	五七、四六八
日高	四七、八二一	六三、四八三
十勝	一、二六、八二〇	三、六四、九四八
釧路	五三、一〇〇	八九、六三三
根室	七〇、五五四	三、一八五
網走	二、五七、五五四	一、〇六、七六八
宗谷	一、〇九、九六六	二四、八八〇
留萌	一、二一、〇六二	三九、〇八一
計	五、六五、五二一	一、三六、一五九
札幌市	二、四〇、七一九	
旭川市	二、三〇、二五三	
小樽市	七、九一、五五五	六〇、七〇〇
函館市	二、〇八、八八〇	
室蘭市	一、三三、五七六	
釧路市	三、七六、六二〇	
帯廣市	七、五〇、五七七	四、三三三
計	三、三六、一九九	六五、〇七三
第一種所得税額	三、三六、一九九	六五、〇七三
所得金額	二、四九、七三三	八八、四三三
税額	八八、四三三	

市町村	第一種所得税額	税額
空知	三、九六、五八〇	四、二八、二七三
石狩	三、七三、四九八	八三、九二六
上川	三、五二、五五五	三、七三、三六六
後志	一、七六、六六六	九七、八九三
檜山	六六、八二六	二六八、二五五
渡島	七六、六三三	一、〇九、六六一
膽振	六七、三一一	五七、四六八
日高	四七、八二一	六三、四八三
十勝	一、二六、八二〇	三、六四、九四八
釧路	五三、一〇〇	八九、六三三
根室	七〇、五五四	三、一八五
網走	二、五七、五五四	一、〇六、七六八
宗谷	一、〇九、九六六	二四、八八〇
留萌	一、二一、〇六二	三九、〇八一
計	五、六五、五二一	一、三六、一五九
札幌市	二、四〇、七一九	
旭川市	二、三〇、二五三	
小樽市	七、九一、五五五	六〇、七〇〇
函館市	二、〇八、八八〇	
室蘭市	一、三三、五七六	
釧路市	三、七六、六二〇	
帯廣市	七、五〇、五七七	四、三三三
計	三、三六、一九九	六五、〇七三
第二種所得税額	三、三六、一九九	六五、〇七三
所得金額	二、四九、七三三	八八、四三三
税額	八八、四三三	

札幌簡易保險支局 積立金放資

簡易保險事業は、昭和十三年をもつて創始二十二周年を迎へたが、その積立金は、資金の本質に鑑み、各種公共事業、即ち自作農創設維持、上水道、實費診療所、公立結核療養所、小學校、農山漁村高利債整理資金、安價調劑事業、放送事業等五十五種類に放資せられ、直接間接に加入者の福利増進に努めて居り、本道においても昭和十三年三月まで放資せられた總額は、實に二千三百八十萬圓の巨額に達した。

尙、簡易保險並に郵便年金事業は、従來逕信省所轄に屬して居つたが、昭和十三年一月十一日、厚生省新設に當り、事業の性質上、新省に統合移管せられ、爾來、本道關係の公共貸付事務は、一切、札幌簡易保險支局において取扱ふこととなつたのである。

昭和十三年年度の地方自治團體に對する貸付利率は左記の通り決定した。
一 貸付期間（年賦及び半年賦にありては据置を含む）五年内のもの 年 四 分
二 同上（同上）五年を超え廿年内のもの 年 四分一厘
三 同上（同上）廿年を超ゆるもの 年 四分二厘
因に右貸付期間は借入申込の際の期間に拘らず、實際の貸付期間によつて差異を生ずるのであるから、低利率の借入を希望する借主においては、貸付内定後と雖も貸付期間を短縮せらるる方が有利である。
本道において、はじめて積立金の貸付を行ったのは、大正九年（五件）に過ぎなかつた。その後一高一低あるも、貸付額は年々増加し、昭和二年末に約七百萬圓の巨額に達したが、同年度を界として漸減の傾向を辿り、殊に近年は冷害、凶作等による地方財政の窮乏のため、資金の需要は概して不振であつた。

然しながら同十年年度以降においては經濟界の活況と、本積立金の貸付利率の引下と相俟つて、昭和二年年度に亞ぐ多額の貸付を行ひ、同十三年三月末の累計は四百一十一件、二千三百八十四萬五千七百二十圓となつてゐる。
昭和一〇 三 二、八二〇、三〇〇
同 一一 三 一、三九四、〇〇〇
同 一二 五 二、一〇〇、〇〇〇
放資額の内容を見るに、産業資金の八百八十七萬圓を最高とし、教育資金の六百九十九萬圓、衛生施設資金の三百九十萬圓、亞で社會施設資金の百二十八萬圓の順である。産業資金は自作農資金が、その中樞をなし、貸付額は約八百萬圓の巨額に達して居る。教育資金はその大部分は小學校建築費及び設備資金で、貸付件数は百七十一件、全貸付件数の四割以上を占め、これにより新築、増築或は改築を遂げたる校舎は、四百数十校に及んでゐる。その他社會施設として、住宅、公益市場、職業紹介

所及び公設質屋資金等に使用せられ、如實に中産階級生活者の利益幸福を計つてゐる。
近時國民體位の向上が朝野の間熱心に提唱せられ、これが目的達成上、地方住民の衛生施設の極めて緊要なるを一般に認識せられたる關係か、此種施設費の需要が漸増の傾向にあるは注目に値する。
施設別 金額
教育施設 六、九九七、〇九〇
社會施設 一、二八〇、八〇〇
醫療施設 七七一、九三〇
衛生施設 三、九一六、二〇〇
體育施設 一〇、二〇〇
保安施設 一二五、二〇〇
土木施設 八二六、七〇〇
文化施設 六五七、〇〇〇
産業施設 八、八七二、八〇〇
其他 三、八七、八〇〇
計 二三、八四五、七二〇
放資額を地方別にすれば、昭和十三年三月末現在で、北海道の七百五十四萬圓を首位とし、札幌市の二百四十九萬圓、函館市の百八十四萬圓、旭川市の百六十八萬圓の順である。又、支

總別に見れば空知支廳の百十六萬圓を最高とし、檜山支廳の四萬五千圓を最低としてゐる。概していへば札幌市を中心として後志支廳、檜山支廳及び渡島支廳等、北海道の西南部に位置する方面は利用が少い様である。

Table with columns for location (e.g., 北海道廳, 札幌市, 旭川市), number of cases (件数), and amount (金額). Lists various municipalities and their respective financial data.

宗 留 簡易保險積立金をもつて、自作農創設維持資金の貸付を開始したのは、大正十一年度であるが、資金の貸付を受けた耕作者は昭和十三年三月末において五千五百七十七人、その貸付額は約八百萬圓に達してゐる。創設又は維持したる農家の状況をみるに、小作時代に比し、いづれも土地愛護の精神は格段に高揚せられ、寸暇を惜みて、地力の維持増進に努め、農事の工夫改良に精進する等その効果蓋し見るべきものがある。

基本財産減る

最近の基本財産は一進一退で昭和十三年度を同八年度に較べると、千八百十餘萬圓も減つてゐる。

Table showing basic property values for various locations like 室蘭市, 釧路市, 帯廣市, etc., with columns for location, value, and change.

同一三 四八、四二五、三四六 地方別に昭和十三年四月一日現在の價格を示す。

Table showing current prices for various locations as of April 1, 1933, with columns for location and price.

市町村税 昭和十二年 市町村税調定 額は十四支廳 九百四十八萬九千七百三十四圓 七市五百十六萬四千七百七十二圓、合計千四百六十五萬四千五百六圓で、これを前年度に較べると、郡部において百九十四萬二千九百四十圓を減じ、市部に於いて三萬七百七十一圓を増してゐる、尚、市町村別納期内納入成績優良のもの左の通りである。

Table showing municipal taxes and performance for various municipalities, including locations like 支廳, 網走, 釧路, etc.

市 帶廣市 九二・三

五ヶ年税収消長 最近五ヶ年間に於ける税収入を見るに。

Table showing 5-year tax revenue trends for various locations, including 昭利八, 同九, 同〇, etc.

段別割の標準

昭和十三年七月に開いた北海道參事會の議決に基き、地方税の内、段別割は昭和十三年度分から左の課税標準及び税率によつてこれを賦課することになつた。因に段別割は現地目により賦課する。

Table showing standard rates for different land segments (e.g., 一等地, 二等地) across various locations.

課税標準及税率

Table showing tax standards and rates for different land segments (e.g., 一等地, 二等地) across various locations.

稅務署所在地

Table listing the locations of tax offices for various municipalities, such as 札幌(札幌市), 江差(江差町), etc.

酒の査定高と税金

酒造年度	査定高	税額
昭和六	一〇三、二四三	四、三五、八五四
同七	一四〇、七九〇	五、七三三、五七六
同八	一六三、二四三	六、六四七、四七三
同九	一六〇、五〇一	六、五三二、八五五
同一〇	一五五、八〇一	六、三三三、九六五
同一一	一六二、六七一	六、六八九、〇九九
同一二	一四六、六四三	五、〇三三、八五四

砂糖斤数と消費税

昭	斤数	税額
昭和七	六、四二一、八七四、〇六〇	六、六元
同八	七、五五一、五〇四、四〇五	六、六元
同九	八、八五三、四八五、八三三	六、六元
同一〇	九、五四七、七五六、一九七	六、六元
同一一	一〇、九七六、四七三、九六六	六、六元
同一二	一二、四六四、四三三、八三三	六、六元

昭和三十七年七月、北海道廳から市、支廳に通牒を發した。

取引所約定と税額

昭	取引所約定高	税額
昭和七	八〇、一八、一六九	二、九三三
同八	五五、〇四七、九八八	二、三三三
同九	五七、七三三、四三三	二、九三三
同一〇	四九、〇五、六四四	九、六三二
同一一	四九、九三三、一九四	一〇、五八八
同一二	九八、八六九、五八	一九、三三四

地方費の獨立

北海道地方費の獨立は明治三十四年北海道會法制定によつて初めてこれを認められ、拓殖政策より地方費事業を分離し、從來、國庫支辨に屬したる地方的事務を繼承せしむるに至つたものである。爾來、拓殖の進展と共にその事務の範圍擴大し、従つて財政も逐年膨脹して制度施行當時即ち明治三十四年度歳出總額百三十三萬三千九百三十八圓に過ぎなかつたものが、昭和に入りその十倍餘の増加となり、殊に昭和七、八年度においては、時局匡救事業並に凶作水害對策施設等のため未曾有の歳出膨脹となり、昭和八年度は千八百七十七萬七千七百

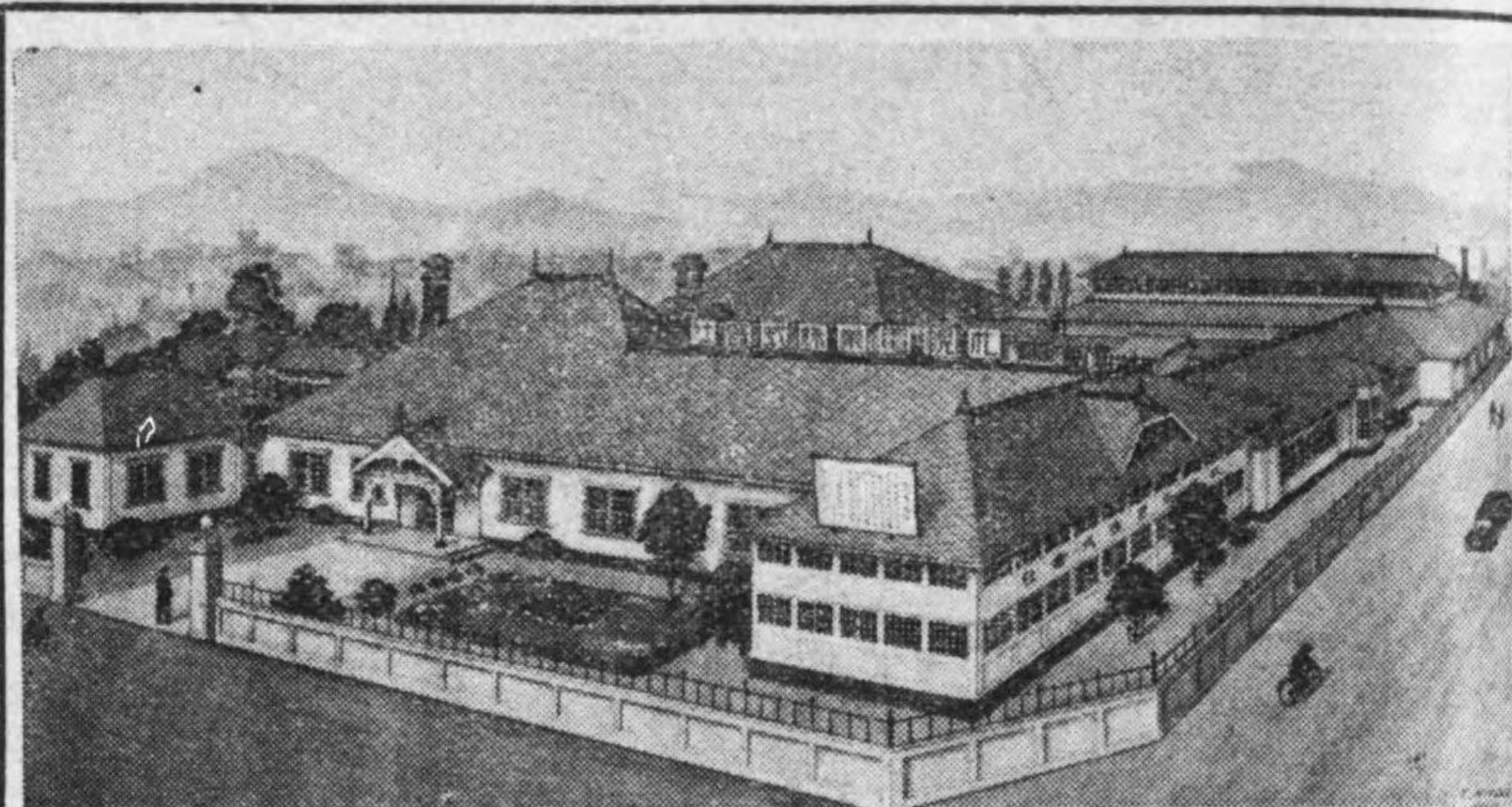
十六圓の巨額に達した。而して著しい増加を示して來たのは大正七年度以來のこと、歐洲大戰後財界の好況により、急速に諸物價の昂騰せるに基因するものであるが、蓋し人口の増加と拓殖の進展に伴ふ施設の擴張によること甚大なるは論を俟たない。

市町村の財政 市町村における財政は地方の開発、戸口の増加及び自治制度の進展に伴ふ施設擴充等のため年々膨脹を來し昭和十一年度における市町村の歳入總豫算額は五千三百三十三萬三千三百九十四圓である。

貸付及償還金額調

資金名	口数	總貸付金	總償還金
公共團體事業資金	三九	八、三〇七、二〇〇	六、七三、八〇四
社會事業資金	一五	四、八、七〇〇	二八、〇一〇
高利債借換資金	七〇	一、三六、二〇〇	五、七三、六六三
失業應急資金	二〇	一、七四、〇一〇	一、四、九六六
公益質屋資金	二二	一、三三、〇〇〇	八、九九九
水害凶作關係資金	一八	一、三三、〇〇〇	一、九、三三二
農村振興土木資金	四〇	七九、六〇〇	一、四、四三三
農業土木事業資金	二六	一、八、〇〇〇	一、四、四三三
農村負債整理資金	五	一、三三、三〇〇	二、九、七〇〇
都市計畫事業資金	三	四、六、〇〇〇	—
農村經濟更生資金	二	五、七〇〇	—
災害關係資金	一	五、二五、三〇〇	五、八、八六六
災害復舊資金	三	三三、八〇〇	三、三、五五五
町村長期借換資金	一	—	三、一、〇〇〇
計	八〇五	三、四三三、三三〇	一、八四、七〇〇

(昭和十二年十二月末日現在)



札幌電業株式會社

取締役社長 宇佐美米三郎

- 本店 札幌市北六條西五丁目三番地 (電話 五五〇番)
- 支店 小樽市稻穂町西七丁目五番地 (電話 三三二〇)
- 旭川市五條十丁目右九號 (電話 三三八七)
- 函館市東雲町六十一番地 (電話 三三三三)
- 出張所 東京豊島區駒込六丁目八四七番地 (大塚 三〇九)

- 電氣** 發電所、變電所、送電線路、一般内線、工事請負、設計其他材料販賣
- 電機修繕** 直流發電機、モーター、變壓器、ドリル、グライダー、捲替、回轉數、サイクル、變更、其他部分品製作、修理
- 電話** 私設電信、電話、交換機、設備、電氣時計、タイムレコーダ取付保守申請
- 工作** 一般機械器具、設計製作、修理
- メッキ** クローム、ニッケル其他一般電氣メッキ

貯金は身のため 國のため



株式北門貯蓄銀行

頭取 板谷 宮吉
 専務取締役 小竹 文次郎

營業所 札幌(五ヶ所) 函館・小樽(三ヶ所) 旭川・豊原



選挙人の自肅

六市一齊に改選
 昭和十三年の秋は、全道七市の内、左の通り六市まで議員の改選が執行された、警察當局としては、時局に鑑み、一層國民精神の緊張を要する時であるから、選挙の公正を亂すが如き行為を避けしめ、選挙人の自肅自戒を促し、従つてこの點に主力を注ぎ、選挙肅正を汚す者に対しては、假借なく、取締る方針をもつて之れに臨んだ。

期日	議員定数
札幌	一〇・三
室蘭	同・四
旭川	同・四
小樽	同・五
釧路	同・五
函館	同・二〇

第七十三回帝國議會に提出さ

政治

れた建議案は、北海道生産力擴充、北海道拓殖計畫改訂案樹立促進、北海道における港灣漁港修築速成、樺太北海道山林増伐及び一般用材供給、本邦木材需給調節、帝國造林會社設立、旭川市に高等工業學校設置、北海道における鐵道速成、北海道帝國大學に水産學科及び人文科學に關する學部設置、官幣大社札幌神社に明治天皇合祀、北海道農工商漁業金融政策、北海道に無水アルコール工場設置、雪害對策樹立、中部千島開放、北千島漁業開發並自主的統制、北海道土地賃貸價格特別課率制定、造林經營特殊會社設立等で、全部採決となり、又、請願は、大部分港灣漁港船入潤關係その他は鐵道、道路、橋梁、治水關係農林、工業關係等であつて、貴族院所受三十二件の内十二件採擇、他は審議未了、衆議院受理六十五件であつて全部採擇となつた。

貴族院議員
 小樽市 金子元三郎

衆議院議員

同上	板谷 宮吉
第一區 (定員四名)	札幌市、小樽市、石狩支廳、後志支廳
第二區 (定員四名)	旭川市、上川支廳、留萌支廳、宗谷支廳
第三區 (定員三名)	函館市、渡島支廳、檜山支廳、大島 寅吉、渡邊 泰邦、田代 正治
第四區 (定員五名)	室蘭市、空知支廳、膽振支廳、日高支廳
第五區 (定員四名)	釧路市、帶廣市、釧路國支廳、根室支廳、網走支廳
衆議院議員定数	市郡有權者
第一區	札幌市 三、四八二 小樽市 三、九七五 石狩支廳 二、三三一 後志支廳 三、三三〇 旭川市 一〇、八〇一 上川支廳 一、五七五 留萌支廳 一、五〇六 宗谷支廳 一、五〇五 函館市 一、七四五 渡島支廳 九、八三三 檜山支廳 一、五〇九 大島支廳 一、五〇九 田代 正治 二、八七四 室蘭市 一、三〇四 空知支廳 七、〇〇九 膽振支廳 二〇、六一一 日高支廳 一四、三〇三 釧路市 二九、三〇九 帶廣市 一〇、一〇九 十勝支廳 六、六七三 釧路國支廳 三、四二一 東條 貞 南雲 正朝 一七、四七六

根室支廳 一四、〇三五
網走支廳 四、六四四
市部 一、五七〇
郡部 四三、五六〇
計 二〇 五七、一六六
(昭和十二年十二月廿日)

道會議員

- 札幌市 (定員四名) 正木 清 戸津 高知 池田新三郎 井川 伊平 函館市 (定員四名) 鳥井小次郎 岡田 幸助 山崎藤太郎 西島 儀助 小樽市 (定員三名) 岩谷 靜衛 横山 準治 林 松藏 旭川市 (定員二名) 高瀬 恰 前野與三吉 室蘭市 (定員一名) 岡本 幹輔 釧路市 (定員一名) 菊地三之助 帶廣市 (定員一名) 森久 彌市 石狩支廳 (定員三名) 河合才一郎 田中 菊治 佐藤 一雄

- 渡島支廳 (定員四名) 大田半三郎 廣部 太郎 川村善八郎 米澤 勇 北林 屹郎 大東 勝市 後志支廳 (定員四名) 田中 信夫 小川原政信 出町初太郎 藤田 淳一 空知支廳 (定員八名) 香川 兼吉 村田 要助 北 政清 吉野五郎次 兒島 銀藏 川口 常作 山田 清壹 深見松太郎 村上 元吉 (定員六名) 反橋 信一 高橋日出男 鴻上 覺一 安達利三郎 留萌支廳 (定員二名) 堺 太一 麻里 悌三 宗谷支廳 (定員二名) 西岡 斌 渡邊 照平 網走支廳 (定員六名) 山田 正元 谷 虎五郎 飯田 義茂 河西 貴一 古屋 正氣 土田巳之助 膽振支廳 (定員二名) 伊藤政治郎 齋藤 主計 日高支廳 (定員二名)

道會議員黨派別

- 政友會 (二六名) 吉田 貫一 坂東秀太郎 十勝支廳 (定員四名) 山本與七郎 奥野小四郎 楠木熊太郎 菅野 冬治 釧路國支廳 (定員二名) 伊藤 八郎 高野 源藏 根室支廳 (定員二名) 小池貞一郎 安藤 石典 政友會 (二六名) 川村善八郎 小川原政信 大東 勝市 村田 要助 香川 兼吉 深見松太郎 吉野五郎次 高橋日出男 村上 元吉 松本六太郎 安達利三郎 渡邊 照平 麻里 悌三 土田巳之助 飯田 義茂 吉田 貫一 齋藤 主計 奥野小四郎 山本與七郎 伊藤 八郎 菅野 冬治 西島 儀助 小池貞一郎 横山 準治 岩谷 靜衛 横山 準治 河合才一郎 大田半三郎 米澤 勇 田中 信夫 出町初太郎 藤田 淳一

- 川口 常作 反橋 信一 谷 虎五郎 古屋 正氣 坂東秀太郎 安藤 石典 井川 伊平 岡田 幸助 林 松藏 前野與三吉 菊地三之助 北林 屹郎 北 政清 楠木熊太郎 戸津 高知 正木 清 戸津 高知 中道俱樂部 (六名) 岡本 幹輔 高瀬 恰 山崎藤太郎 鳥井小次郎 池田新三郎 安藤 石典 伊藤 源藏 高野 源藏 伊藤政治郎 河西 貴一 古屋 正氣 菅野 冬治 奥野小四郎 奥野小四郎 坂東秀太郎 坂東秀太郎 坂東秀太郎 坂東秀太郎

- 川口 常作 反橋 信一 谷 虎五郎 古屋 正氣 坂東秀太郎 安藤 石典 井川 伊平 岡田 幸助 林 松藏 前野與三吉 菊地三之助 北林 屹郎 北 政清 楠木熊太郎 戸津 高知 正木 清 戸津 高知 中道俱樂部 (六名) 岡本 幹輔 高瀬 恰 山崎藤太郎 鳥井小次郎 池田新三郎 安藤 石典 伊藤 源藏 高野 源藏 伊藤政治郎 河西 貴一 古屋 正氣 菅野 冬治 奥野小四郎 奥野小四郎 坂東秀太郎 坂東秀太郎 坂東秀太郎 坂東秀太郎

道會議員定數と選舉有権者

- 有権者 定員 石狩 三 二四、四九七 渡島 四 三五、三四二 檜山 二 一五、〇一〇 後志 四 三三、九二二 空知 八 六九、四二四

運動費の制限

昭和十二年四月三十日執行の衆議院議員總選舉に際し、選舉運動の費用額に左の制限があつた。
一 第一區における衆議院議員選舉運動の費用の額は候補等一人につき金九千七百四圓五十五錢を越ゆることを得ず
一 第二區における衆議院議員選舉運動の費用の額は議員候補者一人につき金七千六百七十三圓五十五錢を越ゆることを得ず
一 第三區における衆議院議員選舉運動の費用の額は議員候補者一人につき金九千二百九十四圓七十九錢九厘を越ゆることを得ず
一 第四區における衆議院議員選舉運動の費用の額は議員候補者一人につき金七千四百四十三圓二十四錢を越ゆることを得ず
一 第五區における衆議院議員選舉運動の費用の額は議員候補者一人につき金九千六百九十九圓を越ゆることを得ず

選舉投票區數

衆議院議員、北海道會議員選舉投票區數左の通り(昭和十二年四月)
石狩 七 渡島 五
檜山 元 後志 四
空知 充 上川 五
留萌 四 宗谷 三
網走 七 膽振 三
日高 三 十勝 四
釧路 四 根室 四
札幌市 三 函館市 五
小樽市 五 旭川市 一
室蘭市 五 釧路市 二
帶廣市 二 計 六四

町村會數並に其の有権者調

町會 議員 有権者
石狩 三 七、三九四
渡島 五 二、一八二
檜山 二 三、六三三
後志 七 一四、四六九
空知 六 一六、〇三三
留萌 四 一〇、三三四
上川 四 九、一一一
宗谷 四 八、二二二

村會

一級 二級
宗谷 一 二四 三、五六六
網走 二 二四 六、六七四
日高 二 九〇 七、三七七
十勝 一 二四 三、二九五
釧路 一 二四 三、八二二
根室 一 二四 三、八二二
計 四一、〇九八 一三、〇九四
石狩 一 級 二 級 三、四三三
渡島 一 級 二 級 一〇、九九九
檜山 一、九三〇 一〇、六八九
後志 七、一〇九 二、七三三
空知 二、八八五 三、一〇六
留萌 二、七六六 二、九〇六
上川 一、六五四 六、六八八
宗谷 五、七七一 五、三三九
網走 二、一七九 二、五、〇一〇
膽振 三、三五六 九、五九六
日高 二、一六三 七、六六三
十勝 七、三九四 一五、九七三
釧路 三、三三七 二、〇五四
根室 一、三三七 九、六六九
計 一、八、六九七 一、五、六六二
村會 一、三、三三〇 二、二、二七六
定員 (昭和十二年十二月廿五日)

十二圓六十二錢五厘を越ゆることを得ず

社大黨の陳情

社大黨北海道支部聯合會では昭和十三年七月五日、札幌市において擴大委員會を開き協議の結果、次の各件に關し、六日道廳に陳情した。

- 一 不當高物價抑制對策に關する要請
- 一 農地調整法實施に關する要請
- 一 勞力者需給調整に關する要請
- 一 滿洲移民に關する要請
- 一 産業協力促進に關する要請
- 一 國民精神總動員運動徹底化に關する要請

立憲協同黨の結成

産業組合を樞軸とする北海道立憲協同黨の結成式は、昭和十三年九月五日、旭川市に擧げられたが、決議は左の通りで、理事長には代議士北勝太郎氏が推された。

決議

吾等は現下の時局に鑑み八紘一宇の華國精神に基き立憲政治の隆盛を計り本黨の政策遂行により時弊を打破し聖戰目的の貫徹を期す

政友會支部の對策

政友會北海道支部では、昭和十三年八月二十一日、左記諸問題に關し、その對策を決定するところあつた。

- △拓殖計畫問題△バルブ資材問題△物價統制問題△馬産施設問題△隄防漁地の更生△中部千島開發問題△統後後援問題

民政北海道支部

民政黨北海道支部では、長期戰時局に對應するの實を示し、道政の振興、道民の福利増進に向つて一路邁進してゐるが、主なるものを左に示す。

- 一 北海道拓殖計畫改訂案は、岡田内閣當時官民一致の努力により、重要國策として之れが確定を見むとしたるに其後數次の内閣更迭等により一頓挫を來たし、殊に戰時財

政の下に一層停頓の狀態にあり、今や戰時體制下に於て、嚮に政府の聲明せる經濟三大原則に即し、資源の開發を企圖し、生産力擴充の見地より拓計改訂案の實行を期するは最も喫緊の事なり、依て是等目的貫徹の爲めには、其事業運營の性質により、或は道内外資金の充實誘致を圖り、官業又は道營に依り將、國費豫算に俟つ等、其他適宜萬全の方途を講じ、以て其實現を期せむとす

- 一 支那事變の勃發に伴ひ、北海道海陸物産の對支貿易金融逼迫を告げ、業者の困憊極度に達したるにより、之が金融對策を樹立し、當局を鞭撻して金融の途を講じ、業者焦眉の急を救へり
- 一 連年引續く本道西海岸隄防漁に對し、其對策を樹て、道廳當局と協力し、漁民の生業に支障なからしめたり
- 一 燃料の對策は物價騰貴による國民生活脅威の重大なる問題に屬するを考へ、吾黨は

率先して本道に於ける家庭用石炭の騰貴抑制價下の實現を提唱して道論を喚起し、屢々道廳當局に之が警告を發し、業者の反省理解を求め、遂に石炭壹噸二圓の値下げの斷行を見るに至り、道民の私經濟の上に多大の福利を招來せしめたり

- 一 明年度拓計費に關しては道廳當局と協力し、國策の線に副ふ各種施設資源の開發に必要な最高豫算の成立實現に極力努力す
- 一 中部千島開發は現下の時局に照し、速かに開放の要ありと認め、之が實現に努力すること
- 一 物資統制の實施狀況を見るに、實際に即せざるもの頗る多し、例へばゴム靴及皮革の配給、綿布の加工、製鋼の配給、雜穀の輸出等は、業者の困憊甚大なり、故に之れが調査委員を選定せり
- 一 昭和十三年度地方費實行豫算の實施に關して、道廳當局の獨斷專行を戒め、道政の

振興に萬遺算なきを期するたため、七名の委員をあげたり

生産黨大會

大日本生産黨北海道大會は昭和十三年六月九日、札幌市において開かれ、戰時體制確立の件、統後對策の件、支那事變徹底的解決の件その他審議した。

決議

支那事變は英ソ兩國の使嗾後援に成る容共抗日國民黨政權を對象とするものなるを以て、その徹底擊滅は背景第三國の完全驅逐に依つてのみ可

能なる事を銘記するを要す、此の聖戰目的の達成の爲には、殘されたる要衝漢口、廣東地方の完全占領を絶対必要とす、而も占領地帯の皇道的建設には、武力膺懲に要する以上の國力及び犠牲の支出を覺悟せざる可からず、故に我等は支那事變の世界史的意義を確認し、之に對應すべき國力の充實、國民精神の日本主義に依る總動員を圖り、以て一は皇道宣布の大業を翼賛し奉り、一は以て聖戰途上に仆れたる犠牲同朋の英靈に應へ奉らむことを期す、右決議す

政友會支部の 政友會北海道總裁公選態度 支部では、政友會總裁公選問題に對する幹部會を昭和十三年六月十日札幌市に開催、左の申合せをした。

北海道支部は今次總裁選任に際し、我黨多年の傳統的精神を尊重し、黨最高機關たる代行委員多數の意嚮を參酌し、中島知久平君を推薦し、これが機宜の措置は支部長に一任す

因に、政友會では六月十四日代行委員會及び總務會を開催し、意見の交換をした結果、四代行制の維持に決し、六月二十日の決選投票政友會大會は取止めとなつた。

林代議士急逝 北海道第二區選出代議士林路一氏は、昭和十三年六月二十七日、東京において腦溢血のため急逝した。享年四十九歳。上川郡當麻村では、七月三日村葬執行した。

市會議員選舉制限

昭和十三年十月施行の市會議員總選舉(札幌、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路)に於ける選舉委員の數、選舉運動のため使用する勞務者の數並に選舉運動の費用の額は左の通り北海道廳で告示した。

- 一 選舉委員は議員候補者一人に付五人を越ゆることを得ず、其の異動ありたる場合と雖も通じて十五人を越ゆることを得ず
- 一 選舉運動の爲使用する勞務者は議員候補者一人に付八人を越ゆることを得ず

を越ゆることを得ず

一 選舉運動の費用の額は議員候補者一人に付三百圓を越ゆることを得ず

市制改正後の選舉 昭和十三年十月執行の市會議員總選舉は昭和十年市制改正後最初の總選舉で、所謂、不在者投票の制度を採用せられたること、租稅滯納處分中の者の名譽職に就くことを得ざらしめたること等、改正事項が多かつた。

譽れは薰る

支那事變勃發以來、戦死又は戦傷死した護國の英靈中、功績調査終了の陸軍側總員三千五百七十四名、海軍側七百六十五名に對して、昭和十三年四月二十三日、第一次論功行賞の發表があつたが、うち關係の分は左の如くである。

陸軍側

功七旭八歩伍 佐藤 要助 根室 功七旭八歩伍 佐藤 朝吉 門別 功七旭八歩伍 鎌倉 吉治 安平 功七旭八歩伍 宮野 秀雄 札幌 功七旭八歩伍 佐々木昌一 歌葉 功七旭八歩伍 星 長雄 瀧上 功七旭八歩伍 阿部 桂助岩見澤 功七旭八歩伍 堀田 定藏 角田 功七旭八歩伍 三谷 信勝 神樂 功七旭八歩伍 木村 正次 漆別 功七旭八歩伍 成田 徳治國後泊 功七旭八歩伍 鮎田寛二 當別 功七旭八歩伍 上長谷川佐太郎三笠山

海軍側

功七旭八歩伍 森 忠見 本別 功七旭八歩伍 伊藤仁太郎 稚内 功七旭八歩伍 市川 清 本別 功七旭八歩伍 牧田 正三野付牛 功七旭八歩伍 大下増太郎東旭川 功七旭八歩伍 長岡 督 札幌 功七旭八歩伍 山口 秋雄俱知安 功七旭八歩伍 山口 弘一 小樽 功七旭八歩伍 志 村 實 斜里 (二等整備兵曹) 功七旭八歩伍 千葉 三郎 網走 (三等航空兵曹) 功七旭八歩伍 箭原 末次郎 美幌 (特務三等兵曹) 功六旭七歩 宮崎 三郎 七飯 (二等航空兵曹) 功六旭七歩 田中 金一 釧路 (三等機關兵曹) 功七旭八歩 金森 義光 手稻 (三等航空兵曹) 功六旭七歩 岩田 武雄 美瑛 (三等整備兵曹) 功六旭七歩 保坂増太郎 函館 (一等水兵) 功六旭七歩 廣田 重之 下川

陸軍側

功六旭七歩 鏡島 貞夫 由仁 (二等看護兵曹) 功七旭八歩 奥野貞四郎 旭川 (前 同 斷) 功七旭八歩 西尾 吉明 幕別 (二等機關兵) 功七旭八歩 小林 吉藏 音江 (一等水兵) 功七旭八歩 藤田 精一 幌別 (三等機關兵曹) 功七旭八歩 平井 薫 厚真 (二等水兵) 功七旭八歩 今村 敏英 札幌 (一等水兵) 功七旭八歩 大谷 鐵男 大津 (三等機關兵曹)

聲なき凱旋!

三年十二月二十二日 騎兵第七聯隊 明治三十五年十二月二十七日

軍旗祭

第七師團歩兵各聯隊並に騎兵聯隊における軍旗拜受の年月日は左の如く、尙、旭川の軍旗祭は毎年六月六日一齊に行はれ歩兵第二十五聯隊(月寒)は九月二十二日に擧げられる。 歩兵第二十五聯隊 明治三十三年十二月二十二日 歩兵第二十六聯隊 明治三十三年十二月二十二日 歩兵第二十七聯隊 明治三十三年十二月二十二日 歩兵第二十八聯隊 明治三十三年十二月二十二日

支那事變第三次論功行賞は、昭和十三年八月廿六日發表された。海軍側は無く、陸軍のみ千二百六十七名で、うち關係の分は次の如くである。 旭八 工上 松尾 豊榮 濱益

歴代の師團長

一 自明治廿九年五月十二日 至同 卅三年四月廿五日 男爵 永山武四郎 二 自明治卅三年四月廿五日 至同 卅九年六月八日 男爵 大迫 尙敏

軍事

功五旭六歩中尉野 上 諒江部乙 功七旭八歩上 石塚喜久藏 小樽 同 同 衛生上 遠藤 弘下湧別 功六旭七歩軍 千代田四郎松 永山 同 同 野口小太郎 比布 功七旭八歩伍 山下 秀雄 福島 同 同 高瀬 勝頼 浦幌 旭八 歩上 高橋金四郎 砂原 功六旭七 布目 文雄 下湧別 (二等航空兵曹)

自昭和八年八月二日 至同 十年八月一日 杉原美代太郎 自昭和十一年八月廿三日 至同 十一年三月三日 宇佐美興屋 自昭和十二年八月二日 至現在 園部和一郎

をひいた。因に遺骨は、合同慰靈祭後それ、遺族に引渡された。

徐州攻略戦に護國の華と散つた左記八部隊の遺骨二百廿五柱は、昭和十三年八月廿七日、喪の列車で肅々凱旋した。

磐井部隊(前横山部隊)須見部隊(前森本部隊)宮澤部隊、中島部隊、平山部隊、久徳部隊、飯田部隊、山下部隊

而して右英霊のうち遺族に迎へられて途中下車したもの五柱あり、思ひ出の地には磐井部隊の故青柳長六少佐以下九十七柱が午前九時十分到着、列車は更に北進して他の驛には七部隊關係故土佐喜一郎少佐以下百廿三柱の遺骨が午後一時戦友に抱かれて到着した。

そして前者は同日正午から市公會堂において大井川歩兵大佐の齋主で莊嚴な合同慰靈祭が執行され、石黒長官代理留岡總務部長以下多数官民が参拜し、後者は市民集會所に護國の英霊を迎へ、酒井中將の齋主、財部歩

兵大佐の委員長で午後三時半から嚴かな慰靈告別式を営み、東洋平和のために散つた勇士達を弔つた。なほ前記兩地共遺骨は慰靈祭後、参列の遺族達へ引渡され、懐しの故山へそれ、委無き凱旋をした。

合同慰靈祭

支那事變にて陣歿した北海道出身勇士の合同慰靈祭は、道廳主催にて、昭和十三年五月廿七日、新緑の札幌圓山公園において執行されたが、遺族その他關係者の参拜が一萬人に達し、齋主石黒長官をはじめ、來賓第七師團酒井中將以下官民多数参列して、護國の英霊を弔つた。當日は恰も第卅三回海軍記念日に相當してゐたので、地元札幌市では、右合同慰靈祭に引續き、諸團體を動員して街頭に愛國行進を行つた。

北海道招魂社

新祭神合祀の盛儀

旭川市鎮座、北海道招魂社の昭和十三年度例祭は、六月四日から三日間執行、第一日は宵宮祭に引續き、支那事變にて護國の華と散つた別表新祭神廿八柱

(陸軍二十柱、海軍十八柱)の合祀の盛儀が行はれたが、第七師團酒井中將、石黒北海道廳長官棟居樺太廳長官以下の参列あり事變下の祭典は賑つた。北海道招魂社祭神 陸軍 海軍 計 戦 役 陸軍 海軍 計 戊辰 二聖 〇 三〇七

十三年六月新合祀

陸軍

Table with columns for rank (階級), name (氏名), and residence (住所). Lists military personnel from various units like 石狩郡當別村, 釧路市旭町, etc.

Table with columns for rank (階級), name (氏名), and residence (住所). Lists military personnel from various units like 西日清, 日露, etc.

祀る英霊十柱

札幌招魂社例祭は、昭和十三年七月六日執行され、宵宮祭の前日は、國防婦人會山鼻分會員の清掃奉仕に賑つたが、同祭典において合祀された護國の英霊は、次の十柱である。

- List of names and titles: 故歩兵大尉鮎田寛二(石狩郡當別村), 同伍長鎌倉吉治(室蘭市輪西町), etc.

合同慰靈祭

- List of names and titles: (札幌郡手稻村) 同一等水兵箕島貞夫(夕張郡由仁村), etc.

武勳記念館内に

第七師團では、昭和九年、時の師團長杉原美代太郎、北海道廳長官佐上信一兩氏の奔走で、旭川市鎮座北海道招魂社の境内に北鎮兵事記念館の建設を計畫し、五萬餘圓の寄附金を以て、同年十月工を起し、翌十年九月鐵筋コンクリートの堂々たる記念館が竣工し、先づ兵器類を陳列展覽に供してゐるが、今事變の勃發するや、北鎮健兒の赫々たる武勳を偲ぶと共に、戦歿將士の壯烈なる戦死の模様乃至勳功を後世に傳へるため、勇士の遺品や生前の寫眞、戦闘記録、

海軍

Table with columns for rank (階級), name (氏名), and residence (住所). Lists military personnel from various units like 空知郡赤平村, 網走郡美幌町, etc.

戦利品などを廣く蒐集陳列すべく、第七師團では昭和十三年夏以來調査に着手した。因に右兵事記念館には、特に昔の屯田兵屋を移築して附屬館とし、當時の官給兵器や農具、被服等を陳列してあり、今回の生々しい武勳で、出品は充實することとなつた。

服務者の多い 名譽の家表彰

一家から、三名以上の兵役服務者を出した名譽の家庭のうち左記、譽の四十一家に對する賞賜品が、昭和十三年六月下旬、賞勳局より北海道廳宛送達されたので、市關係の分は直接道廳から、又、町村の該當者へは、支廳を經由して、傳達した。兵役服務者三名を出し表彰狀を授與されたもの

- 濱益村 伊藤萬太郎△福山町 古海佳枝△宗谷村 佐藤馨△藻岩村 金澤徳太郎△網走町 飯屋崎利雄△智恵文村 松本平太郎△木古内村 黒田由太郎△尻岸内村 木津谷孫

太郎△調子府村 佐々木平藏△西足寄村 杉吉傳太郎△上湧別村 水野アヤ子△下川村 西村幸次郎△大澤村 川内谷初太郎△大島村 若佐友治郎△常呂村 吉田金作△瀧川町 北村正次 △野付牛町 佐野直介△瀬棚町 神子島久治△沼田村 植木鹿太郎△智恵文村 小保内松太郎△戸井村 石田禮吉△幌延村 石山直吉△旭川 宮川富雄△豊浦村 星野正雄△宗谷村 豊島與之松△當別村 井原嘉市△函館市 島山平治△久遠村 工藤昌太郎△美瑛村 菅井寅藏△惠庭村 島上秀助

兵役服務者四名を出し木杯一箇を授與されたもの △江別町 横田淺太郎△小樽市 水上泰行△浦河町 阿部慶次郎△岩内町 大澤巳之吉 △別海村 波津俊清 兵役服務者五名を出し木杯一組を授與されたもの △瀧川町 松井岩吉△札幌市 山尾順△高島町 坪松藏△江別町 高橋淺七△宗谷村 成

優良壯丁表彰

第七師團では、戦時下の徴兵検査に際し、昭和十三年度から道廳長官賞を授與して、優良壯丁の過去二十年間の智力、體力を賞揚すると共に、更に該當者を多數出した各市町村には第七師團賞を贈り、ますます、銃後青年の健全なる體位向上に努めることになつた。そして同年道廳の表彰を受けた譽れの壯丁は四十三名であつた。

郷軍 活動

帝國在郷軍人會第七師管聯合支部の状況を見るに、時局の刺戟と會員の自覺により、順調な發達を遂げ公共事業に盡瘁して、地方官民の信頼を深めてゐる。唯、分會區域の廣汎なる村落にあつては移動頻繁な管内の特異性と相俟つて、未加入會員の比較的多い

軍犬活用時代

無言の勇士として、戦線に活躍し、全軍將兵と艱苦を共にし到るところ偉功を立てゝゐる軍用犬は、今や過去の訓練時代を過ぎ、活用時代に入つてゐる。第七師團では昭和十三年夏豫ねて司令部構内に訓練中の軍用犬をそれ〴〵各部隊に配屬し同年十月行はれた秋季演習にも軍犬班を登場させ、協會各地支部並に分會の競技會も活況を呈して來た。

帝國軍用犬協會小樽支部主催にかゝる戦時下非常時軍用犬展覽會は、昭和十三年七月十日、

小樽入舟町第一高等小學校の校庭で第七師團、小樽市役所、小樽新聞社、北海タイムス社後援のもとに、全道選り拔きの優秀犬七十餘頭の参加を得て開催、審査委員長第七師團獸醫部吉谷中佐の注意、出陳者代表札幌三國三郎君の宣誓終つて審査に移つたが、小樽新聞社寄贈の時計は成犬牝ロッキキーに授與された。なほ休憩時間を利用して第七師團特派軍犬班の訓練實演、本部特派文相荒木貞夫大將愛犬シトト一の神技ともいふべき訓練が上繼訓練士の指導下に觀衆を感激させ、夜は小樽市議事堂に軍犬の夕を開催し、講演、シトト一號實演、映畫等に活兵器軍犬の認識を一層深からしめた、因に當日の審査委員長は吉谷中佐審査員大橋道夫、唯是日出彦、泉久徳の諸氏で、審査成績は左の如くである。

- 第一部 △シエバード 成犬牡 優一席 エツツフォンシロカ 函館 佐藤 義夫 優二席 オーデンフォンカブ

- トヤマ 函館 林 勝孝 特良三席 ベルゲランドフオ ンコングラツセル 小樽 泉 久徳 △同 牝 特良一席 ロッキキーフォン フロムハウスライジングカン トリー 小樽 中野達一郎 良二席 センターフォンシロ ヤマ 函館 林 勝孝 良三席 エリナオタル 小樽 柳澤 保 △壯犬牡 特良一席 ハローフォンハウ ス五稜郭 函館 田井 秀雄 良二席 ハルマフォンハウス 五稜郭 岩内 小川友次郎 良三席 ナン △同 牝 良一席 ハリーフォンハウス 五稜郭 函館 西山百太郎 良二席 ハレーフォン五稜郭 函館 岡田與五郎 良三席 カルラフォンシガラ キンソー 小樽 宮澤 精 △若犬牡 特良一席 ベロ北斗莊

- 第二部 △ドーベルマンピンシェル成 小樽 高谷 健造 特良二席 バルドフォンサツ ポロ 札幌 植田 英次 特良三席 ゴルドフォン北斗 莊 札幌 黒崎 金次 △シエバード 若犬 牝 良一席 アミーフォンコング ラツセル 小樽 山口 忠治 △シエバード幼犬 牝 特良一席 ハローフォンニシ デ 函館 齋藤啓次(所有) 良二席 ジャックフォンニシ デ 函館 佐藤 義夫 良三席 那智フォンムハツネ 釧路 皆方 武 △同 牝 良一席 ルツテフォンハウス カジカワ 新十津川 堀川 嚴藏 良二席 ドリアフォンミナト コクサイ 野田追 岡崎 新八 良三席 エリナーフォンウエ ルテンベルビ 室蘭 三好 惣治

- 第三部 △エアデルテリア 牝 特良一席 サリスターウワツ 室蘭市 石垣 博 良二席 デイクリングゴブシ ソー 札幌市 高谷 武 △同 牝 良三席 マチオネスマウン ト フヂ 岩見澤 齋藤 於兔

た、全道選り抜きの優秀犬は北見、上川、空知、石狩、後志の郡部と札幌、小樽、旭川の三市から三十餘頭参加して開會、第七師團軍犬班長吉米地軍曹、唯是日出彦、吉川繁雄三氏の審査で當日の優勝犬を左の如く決定し、小樽新聞社寄贈の置時計は、第二部一席犬トシ號が獲得した。

- △第一部 一キングフジ山本龜次郎(旭川)2アルヴェザ(D)杉井富雄(小樽)3ピロー吉田米藏(札幌)4アダロ石野榮治(小樽)5ミザ1上田清(小樽)
- △第二部 1トシ西尾徳松(上富良野)2カール齋藤トヨ(旭川)3カール桐野勝郎(上富良野)4フロース林勝男(野付牛)5アルマー山本賢治(狩太)

帝國軍用犬協會東部北海道支部十勝分會主催の第一回展覽會並に訓練競技大會は、昭和十三年六月廿六日帯廣驛頭に三十餘

頭集合、市中を行進して會場たる帯廣中學校々庭に入り、午前中は展覽會、午後から待望の競技大會を開いたが、旭川支部より常任幹事吉川繁雄氏同訓練士地主一壽氏及び第七師團軍犬班長軍曹吉米地正氏が参列、入念な審査の結果

- △幼犬組 一席特良ドルフフォンミヤギ、二席ボナアーゴルドクラム、三席ピラフォンゴルドクラム
- △壯犬組 一席アダフオンコールドクラム、二席アリフォンゴールドクラム、三席ロンフオンオビヒロ
- △成大組 一席最優秀犬ラデフオームロウギソウ、二席トルフフオントカチランド、三席カントフオンダガキ

がそれ、入賞し、午後の競技大會では、旭川市吉川氏所有の参考犬ミサーセカンドキンレイソ一の模範競技があり、次で出場犬九頭が豪雨中を搜索、障碍馴致、襲撃その他九項目にわたつて勇壯活潑なる演技を行つた。審査探點の結果は左の如く

小樽新聞社賞は第二席が獲得した。

△綜合 一席カローフオントカチソウ(石名春雄)二席ジローフオントカチソウ(大畑喜資)三席ドルフオントカチランド(中谷喜八)

軍事功勞者表彰

陸軍では昭和十二年度の陸軍軍事功勞者(三十五名の地方官民六十四名の在郷軍人)に對し杉山陸相の名をもつて感謝狀銀盃各一及び軍事功勞徽章を、又帝國在郷軍人會、團體に對し表彰狀を授與すべく昭和十三年二月十一日附をもつて表彰し、同年三月十日第三十三回の陸軍記念日を期して全國一齊に傳達した(第七師團關係)

小樽市石山町 飯豐 賢吾
淨應寺住職 島 彰
感謝狀銀盃功勞徽章贈與
紋別郡下湧別基線 退役陸軍獸醫少尉
沙流郡門別村字厚賀町 退役陸軍歩兵少尉

旭川市宮下通十九丁目 山本 瀧平
退役陸軍歩兵中尉 水野 良一
以上表彰狀銀盃功勞徽章贈與
屯田兵事歴を記録
道會て意見書可決

昭和十二年冬、第三十七回通常道會の開會に當り、北海道の開拓と國防の先驅者たる屯田兵の事歴と、その兵員氏名を調査の上、道史に掲録し、これが功績を不朽に傳へたいといふ意見書が満場一致可決になつた。

抑々、北海道の屯田兵は、黒田開拓使次官の上表によつて、明治六年十一月その制度が布かれたもので、越えて同八年中、東北三縣と舊松前藩の士族等二百八戸が召募され、琴似村に移住したに創つてゐる。拓殖と北邊の防備が主眼であつたが、中には國防的に偏して、兵村としての經濟上の維持頗る困難な向きもあつたので、永山武四郎將軍は、露國の西比利亞における殖民狀況その他を視察して、明治二十三年屯田兵制に大改正を

加へた。

即ち給與地を増し、兵種を設け、服役期限を定め、廣く一般平民でも應募出来るやうに改めたので、爾來屯田の治績大にあり、かくて創始以來二十五年間明治三十二年に至るまでに、渡島、後志、日高、十勝、千島を除くその他全道六ヶ國三十七個所に左の如く兵村が設けられ

石狩國二四天鹽國三膽振國一
根室國二釧路國二北見國五
移住戸數七千三百三十七戸、
三萬九千九百一十一人に達し、給與地三萬七千餘町歩の内、二萬餘町歩を開墾するに至つた。

屯田兵の原籍地は石川縣の四百餘戸を最高とし福岡、香川、山形、福島、宮城、山口、和歌山、鳥取の諸縣がこれに、いで各々三百戸以上にのぼり、應募なき府縣は二三に過ぎなかつた。

尙、道會の意見は、開道七十年記念式に顯現したが、これを機會に、屯田兵に關する貴重な文献二つを左に紹介する。

屯田兵員家族教令

明治三十一年五月、屯田歩兵第四大隊が示した屯田兵員及家族教令を左に紹介する。

屯田兵は重き護國の義務を負ひ且拓殖の任務を擔ふものにして其の責任輕からざるは言ふまでもなく世に比類なき政府の保護を受けるものなれば官の規則を嚴重に守るべきは勿論猶此教令に従ひて本務を完うし其の厚き保護の恩に報ゆることを勵めざる可からず。

一 汝等の服する屯田兵役は兵役相續の法ありて獨り兵員の一身に止まらず延いて子弟にも及ぶものにして屯田兵の一家は取も直さず往昔の武門武士の列に加はりたるに等しければ兵員は勿論家族に至るまで専ら忠節を重んじ武勇を尙び廉恥を思ひ志操を堅くし苟くも武門武士たる體面を汚す様の事之れある可らず

二 汝等の身命は上天皇陛下に捧げ奉りしものにして自身

の生命にはあらざるなり故に苟くも自己の不養生より疾病を醸し不心得より罪を犯す等の事之れある可らず萬一之れあるときは不忠此上もなれば常に衛生に注意し言行を慎みて身命を大切にせざる可らず

三 汝等は何時如何なる命令あるも直に其の命令に従はざるべからざるが故に兵員は申すに及ばず家族に至るまで俄かに出戦等に臨みて聊かも差支なき様平常より其の萬端の用意を整へ置かざる可らず

四 汝等は當初或年限の間扶助米鹽菜料の厚き給與を受けるに雖其の給與の止みたる後は拓殖の事業上より得る收益を以て一家の生計を立てるものなれば若し其の事業に於て發達せざるときは一家の生計立たざるに至るべし然るときは縦令軍事上の技術は如何程に優れたりとも護國の大任を盡すこと能はざるに至るべければ能々此義を相辨へ一心を協せて農事を勵まざる可

五 兵員は戦時は勿論平時と雖軍事上の任務を帯ぶるを以て農業にのみ従事するを得ざれば其の家族たるものは兵員の力を頼まず互に心を勵み力を協せて開墾耕稼の事に従ひ兵員をして只管兵役の任務を盡さしむる様なきざる可らず

六 上官の命令訓令等は汝等をして忠勇なる軍人たらしめ善良なる兵村民たらしむる基本にて慈愛なる父母の其の子女を撫育薰陶すると異ならざれば兵員は勿論家族に至るまで上官は之を父母と心得上官の命令訓令等は表裏なく從順に之を守らざる可らず

七 武器は國を守り身を托する軍人の魂として觀るべき大切な品なれば常に叮嚀に手入をなし一定の場所に架け置き兵員の外は父兄たりとも之に手を觸る可らず

八 被服は常に一定の場所に差置き兵員より補修洗濯を命じたる時の外は家族は一切之に手を觸る可らず、就中靴は

濫りに用ひ易きを以て軍服用の外は暫時たりとも決して穿用せざる様精々注意す可し

九 兵村は汝等が墳墓の地と定め子孫繁榮の基を開く場所にして汝等は乃ち其の祖先なれば村内の風俗は極めて善良ならしめざる可らず是れ其の祖先たるもの勗むべき義務なれば汝等は一人として各其身の行状を正し父母を大切に於て長上を敬ひ老たる者は之を恤り幼き者は之を導き夫婦和き兄弟互に睦み村友に信を失はざる様心掛け一村として利害相同じうし緩急相救ひ全村恰も一家親類に異ならざる如き良風美德を養成する様心掛けざる可らず

一〇 汝等は萬事質素を旨とし勤儉を守り北海の一弊害たる驕奢の風に感染す可らず萬一にも驕奢の風感染するときは常に兵農の本務を完うする能はざるのみならず汝等の不幸も亦甚しければ常に質素儉約を守り驕奢簡傲事之なき様心掛けざる可らず

二 汝等は新に北海道に移住し親族故舊に乏しきが上に隣保も亦同時に移住せしものにして皆同様の有様なれば互に獨立自營の覺悟をなし他人の助力を頼む可らず因て常に用度を節し金穀を貯へ置きて不時の災害に備ふ可し又天災地變等の大なる災害は到底一人一個の力にて之が備をなす能はざれば全村協同して豫め互救の法を設け置き萬一の時困難せざる様心掛けざる可らず

三 子弟の風儀は兵村の面目に拘はるのみならず將來の發達にも關するものなれば子弟の教育には最も重きを置き忠孝の道を守り武勇を尙び信義を守り禮儀を正しうし善良活潑なる人とならしむる様訓誨誘導せざる可らず

三 葬儀には隣保互に相助くべきは勿論なれども漫りに多人敷打寄り飲食等をなし葬家をして不幸の悲哀に加ふるに無用の費用を重ねしむるが如き不都合之れある可らず又徒らに金錢物品の贈答をなすが如

き虚禮も亦なす可らず葬祭弔禮の要は各自互に嬉談談笑を慎み起居動作の間にも弔意の顯るゝ様なすものなれば弔意を表はす事を專一とし之より以外の虚禮に陥らざる様心掛けざる可らず

四 婚嫁其の他祝儀には専ら質素を旨とし虚禮虚飾は之を去りて禮儀丈けを正格に執行すべし況して平素は漫りに打寄りて酒宴を催す様のことは毛頭なす可らず

五 毎月指定の日には説教所に至りて法話を聴聞して益々徳義心を養ひ兼ては全村老幼話合せて親睦を圖る可し

六 一身一家の利益を圖るは素より大切なれども一身を益するが爲めに害を他人に及ぼし一家を利するが爲め全村の利益を害するが如きは之れ私利私慾に迷ひたる僻事なれば決して爲すべからず兵村公共の爲には一身一家の利益は顧みざる様心掛けざる可らず

七 博奕は勿論之に類似の遊戯は如何なる場合如何なる場所

に於ても決してなすべからず

八 心身の健康は萬事の基なれば宜しく衛生に注意し身體衣服は勿論兵家の内外井戸の周圍其の他團圓に至るまでも清潔にし溝渠の疎通方を怠る可らず

九 汝等郷里の風習にも善良なるものあるべく又善良ならざるものも之れあるべしと雖久しく耳目に慣るゝものは容易に其の善惡を識り別け難きものなれば郷里の風習にして此の教令に違ふものは之を捨て違はざるものは之を維持する様努む可し

三〇 兵員家族にして一人たりとも此教令に違ひ不都合の言行あるときは獨り其の者一身一家の名譽利害に拘はるのみならず延いて兵村全體の名譽利害に關すれば一家内は申すに及ばず他人に於ても其の之れあるを知りたる時は密かに其の本人に訓誨忠告をなし速かに改むる様互に相勗むべし若し訓誨忠告再三に及ぶも尙悛めざるときは上官に申出で何

分の所置を仰ぐ可し
右教令の件々堅く相守るべきものとす

明治三十一年五月
屯田歩兵第四大隊

屯田兵例則

明治六年十一月、屯田兵の創設に際し、その編制、検査、昇級、勤務、休暇、給與並に諸官の職務等を規定した屯田兵例則は左の如くである。

編制

- 一 屯田兵は徒步憲兵に編制し有事に際して速かに戦列兵に轉するを要す
- 一 上下士官の數多きを以て、聯隊大隊等に屬する列外諸員の內、平常は別に之を置かざるもの多し、故に聯隊大隊等の長官は、適宜に編制諸隊より取りて其員を充たすべし
- 一 屯田兵は一伍より組て終に聯隊に至る、即ち左の如し、但し一分隊は六伍、一小隊は四分隊、一中隊は二小队、一大隊は二中队、一聯隊は三大

軍事

隊にして、之に附屬する諸官を合する者なり

イ 伍	准伍長 一名	兵卒 四名
ロ 分隊即六伍	准少尉(分隊長) 一名	准軍曹 二名
	准伍長 六名	兵卒 二四名
ハ 小队即四分隊	准中尉(小隊長) 一名	准少尉 四名
	准軍曹 四名	兵卒 九六名
ニ 中队即二小队	准大尉(中隊長) 一名	准中尉 二名
	准少尉 八名	准軍曹 一名
ホ 大隊即二中队	准大尉 一名	准中尉 二名
	准少尉 二名	准軍曹 一名
ヘ 聯隊即三大隊	准中佐(聯隊長) 一名	准大尉 三名
	准少佐 三名	准中尉 六名
	准中尉 四八名	准少尉 三名
	准軍曹 三名	會計方准少尉 三名
	下副官准曹長 三名	醫官 三名
	准曹長 六名	下副官准曹長 三名
	准軍曹 九六名	准曹長 六名
	准伍長 二八八名	准軍曹 九六名
		准伍長 二八八名

合 計 二七六名

合 計	二七六名
准大尉	一名
准中尉	二名
准少尉	四名
會計方	一名
醫官	一名
下副官准曹長	一名
准曹長	二名
准軍曹	九六名
准伍長	二八四名
兵卒	一六四名
喇叭卒	三五七名
合 計	二七六名
准中佐(聯隊長)	一名
准少佐	三名
准大尉	六名
准中尉	一二名
准少尉	四八名
會計方准少尉	三名
醫官	三名
下副官准曹長	三名
准曹長	六名
准軍曹	九六名
准伍長	二八八名

喇叭准伍長 三名
兵卒 一、一五二名
喇叭卒 四八名
合 計 一、六七二名

- 一 年齢十八歳乃至三十五歳身體強壯なる者
- 二 曹長以下の欠員ある時之を補ふには、少くも左の年月を経し者に非ざれば之に任するを得ず
- 三 伍長 屯田兵となりて六ヶ月を経し者
- 四 軍曹 屯田兵軍曹となりて六ヶ月を経し者
- 五 曹長 屯田兵軍曹となりて六ヶ月を経し者
- 六 下副官 屯田兵軍曹となりて一ケ年を経し者
- 七 勤務
- 八 聯隊長は其保護を要する最大緊要の地に在て、部下諸大隊をして力所及其連絡を失はす、有事に際して速かに一定の地に集合せしむるを要す
- 九 有事に際して集合の場所は各小队毎に適宜に定置、兵卒

全く集合する時、小隊長之を引率して、又、各定められたる地に到るへし

一 屯田兵諸勤務は、凡そ憲兵の規則に據るへしと雖も、目今北海道に於ては、人民寡少事務閑散なるを以て、其細目の如き之を行ふ時は、却て徑庭を生ずべきか故に、各長官適宜に處分するを以て可とすへし

一 火災洪水其他非常の際に於ては、屯田兵直に其場所に出張し、人民の危急を救ひ、又諸物品の保護を爲すへし

一 銃器農具等に損所ある時は、伍長に申出、伍長より係り軍曹に申報すへし

一 一月ヶ月三度、伍長は伍中の武器を検査し、錆損所破綻等を改むへし

一 練兵は十二月より四月に至る農事の間、各所に中隊或は大隊の生兵を集合し、生兵小隊撤兵射的の演習を以て要す、已に一過せし兵に於ては、農間に當り、各長官の意見を以て時々復習せしむるを以て足れりとす

休暇

一 私用にて十里以外に出る者或は一泊の旅行は小隊長の許可を得、二泊以上は中隊長の許可を得へし

一 定例の休日を除く外、開墾地へ出つへし但し病氣其他變故ある時は、其長へ届出へし

諸給助及貸渡器械定則

一 諸給助は屯田の家宅に入り滿三年を限とす

一 疾病ある者は給助年限中醫藥を給し、死する者あらは埋葬料を給すへし

一 軍功死傷等の處分は、都て一般の軍隊に準ずへし

官物

△給與品

農具 鐵大小二挺、砥荒中二個、山刀一挺、鋸一枚、鐮一挺、鋸一挺、鎌柴刈草刈二柄、建十枚

家具 鍋大小二個、釜一個、椀三ツ組三人前、手桶一荷、小桶一具、擔一具

夜具 但十五歳以上四布一枚

一 有事平事に關せず、凡そ屯田兵々器を以て犯せし罪科は軍律を以て處分し、其餘、平時に在て武器を用ひざる者は常律に依て處分すへし

屯田兵諸官の職務

聯隊長

部下屯田兵諸隊の事務を總理し、會計等の書類を監し、中隊以下微細の諸件に關する事をなし、例年一度適宜に集合の地を定め、部下諸隊を檢閲す大隊長

部下中隊の勤務及會計書類を監し、聯隊長と中隊長の中間に在て事務を爲し、中隊長より出す諸件書類を聯隊長に呈す

中隊長

部下屯田兵の勤務を指揮し、又、専ら會計諸務を任し、小隊長より差出す諸件の書類を大隊長に呈す

部下小隊の人員諸官の取締等を管すべし

小隊長

屯田兵勤務上の細件を管し之

十四歳より七歳迄四布一枚六歳已下給せず

米七合五勺十五歳以上一日一人分。米五合十四歳以下七歳まで一日一人分。米三合六歳以下一日一人分。金五十錢十五歳以上一人一ヶ月鹽菜料。金三十七錢五厘十四歳以下七歳まで一人一ヶ月鹽菜料。金二十五錢六歳以下一人一ヶ月鹽菜料。金二圓移住支度料十五歳以上一人分。金一圓同十四歳以下一人分。金三十五錢旅費日當一日十里詰七歳以上一人分。六歳以下は此の半を減す。金二圓六十錢駄賃一日十里詰一戸馬二匹の割、獨身のものは此半を減す

△居室 一戸

但し家屬ある者は一戸を給し獨身の者は一戸四人とす、給助年限中妻を娶るものは別戸を給し、其の妻子の給助は夫の満期迄とす

△埋葬料

金十三圓兵員。金七圓五十錢家族七歳以上。金三圓二十五錢同上六歳以下

一 有事平事に關せず、凡そ屯田兵々器を以て犯せし罪科は軍律を以て處分し、其餘、平時に在て武器を用ひざる者は常律に依て處分すへし

屯田兵諸官の職務

聯隊長

部下屯田兵諸隊の事務を總理し、會計等の書類を監し、中隊以下微細の諸件に關する事をなし、例年一度適宜に集合の地を定め、部下諸隊を檢閲す大隊長

部下中隊の勤務及會計書類を監し、聯隊長と中隊長の中間に在て事務を爲し、中隊長より出す諸件書類を聯隊長に呈す

中隊長

部下屯田兵の勤務を指揮し、又、専ら會計諸務を任し、小隊長より差出す諸件の書類を大隊長に呈す

部下小隊の人員諸官の取締等を管すべし

小隊長

屯田兵勤務上の細件を管し之

を指揮す、又分隊長より出す勤務の書類を檢し、部下の人員調及諸取締等司る

分隊長

平常諸伍の勤務を監し、諸伍より出す所の書類を小隊長に出す

勘定方

大隊長の指揮を受け、用度金及諸物品武器諸入費等の精算をなし、事務多端なる時は軍曹を以て助役とす、大隊長の文書は之を擔任し、中隊小隊分隊の長官及伍長等へ直に往復す

中隊の人員及馬匹の名簿を司る

下副官

大隊長の側に在て、中隊一般の勤務及首地に在る諸伍の事務取締等を司る

軍曹

分隊長より部下の諸伍に下したる命令を能遵奉するや否に注意し、又、諸伍の武器諸器械に損所ありて引換或は修繕等を願出する時は、精密に之を改め、其破損の原由を書記し

軍犬馬献納者

第七師團管下における、事變勃發以來昭和十三年六月末日までの軍馬並に軍犬の献納者氏名左の如くである。

献納軍馬

頭數	住所	氏名
一	札幌市	生原 長胤
一	旭川市	西村 玉吉
一	札幌市	本郷 静作
二	浦幌村	浅野 萬彌
一	七飯村	吉野 銀吉
一	旭川市	西村 玉吉
一	愛別村	堀家 萬太郎

當別村	岩崎榮太郎
沼田村	鹽田 惣吉
新十津川村	佐藤 正雄
鷹栖村	中谷芳太郎
栗澤村	河合市三郎
同	箱崎正次郎
幌向村	關根 貞介
増毛町	石田 金藏
南富良野村	小野寺 久右衛門
帶廣市	奥野小四郎
池田町	田村久米吉
札幌市	大野 精七
美唄町	坂本 儀助
岩見澤町	池田 與吉
留邊蘂町	松岡嘉都治
安平村	吉田權太郎
小清水村	高橋 鶴治
釧路市	神 八三郎
雄武村	横石房次郎
岩見澤町	佐藤 寛
妹背牛村	後藤 忠太
江差町	鳴海 平太
長沼村	北原忠衛門
網走町	谷 虎五郎
上湧別村	酒井 佐一
富良野村	伊藤 政信
室蘭市	御村長太郎

一 佐呂間村 湯本吉三郎

一 狩太村 吉原 榮作

一 枝幸村 瀧本 瑞龍

一 旭川市 松岡源之助

一 同 河原 眞澄

一 同 松倉 正義

一 札幌市 佐々木茂丙

一 函館市 船木喜代治

一 帶廣市 坂野 慶治

一 旭川市 奥田 千春

一 同 西村 玉吉

一 軍犬北海道 三坂 隆精

一 支部分代表 廣瀬 國康

一 札幌市 安達 一彦

一 同 齋藤千壽男

一 小樽市 鎌倉 政市

一 同 秋山 衛

一 同 吉田 和吉

一 同 浅木常次郎

忠犬

第七師團軍用犬班成田大尉の外、旭川刑務支所の職員達が釧路の上、昭和十三年五月、忠犬ピロー號の碑を旭川市大或小學校裏手に建てた。

ピロー號は昭和八年六月十三

日第七師團軍用犬班に生まれ上等兵小林政太郎氏の手に撫育されてゐたが、その後、滿洲事變にて小林上等兵と共に出征、砲煙彈雨を浴びて活躍した。

ピロ一號は凱旋後、旭川刑務支所に配属せられ、所内及び外役泊込所において数々の功績あり、小林上等兵は除隊後も屢々贈物をなし、ピロ一號も小林氏を慕ふ純情は、兎角心の荒む囚人達に無言の教訓だつた。

ピロ一號は昭和十二年二月死んだが、同刑務支所長福山福太郎氏は、忠犬の事績を囚人の教材として不朽に傳へんがため、有志の應援を得て碑を建て、これが除幕式には在監者代表を碑前に集めて、支所長から訓話があつた。

札幌地方海軍 多年の要望で人事部の開闢 あつた札幌地方海軍人事事は、昭和十二年五月一日開闢した。同部で取扱ふ業務は、地方における海軍志願兵の徴募、召集

簡閲點呼、軍事指導、職業輔導軍事扶助、在郷軍人に關する事項、軍事思想普及その他地方の海軍事務全般に亘り、内容の充實、刷新を圖らんとするもので海軍大佐福田貞三郎氏が初代の部長として着任した。

被服本廠の派出所 陸軍省では、地方農村における軍用品の取扱、同資源の培養並に直接買入などのため、昭和十三年二月十五日から、札幌市雁來町に被服本廠札幌派出所を設置した。その所管事務は左の如くである。

一、北海道における縫製作業品の指導及び材料、製品の集配
二、兎牛皮その他の調辨處理縣成作業の指導等
三、鎮守府の囑託員 横須賀鎮守府では、海軍々事普及のため、各地に左の囑託員を置いてゐる(釧路市)海軍機關少佐 酒井純秀(函館市)海軍々醫大尉 向井一郎(小樽市)海軍豫備大尉 江河勝郎(旭川市)旭川市長 井上英



北海道廳では七月七日、支那事變一周年に際し、聖戰の意義及び時局の重大性を更に深く認識させ、堅忍持久の精神をもつて、舉國一致時艱の克服に邁進せしめ、同時に戦歿將兵の英靈に對して感謝の念を捧げ、併せて戦線にある勇士達の勞苦を慰ましむべく支廳長、市町村長、中等學校長等に通牒を發して、當日左記行事をなさしめ、物、心兩方面の總動員態勢を具現するに努めた。

一 當日正午を期し、各々在處において一分間、國難打開、戦歿將兵の英靈の追悼並に出征將兵の武運長久祈願の默禱を行ふ。
イ 市町村當局において汽笛サイレン、鐘等の施設ある向きは右時刻を期し一齊に吹鳴
ロ 電車、バス等の運轉しある市町村においては、右時刻を期し一分間停車をなし乗務員その他適當なる者の司會により、乗客をして默禱さす
ハ 右時刻を期し、ラヂオ放送を利用
ニ 市町村統後々援會は市町村内各種團體と協力し、招魂社陸海軍墓地、その他適當なる箇所において式典を行ひ、今次事變戦歿將兵の追悼並に出征將兵の武運長久祈願をなす。
三 質實剛健、勤儉力行を主眼とし、衣食住萬般にこれを實踐す、このため特に左記事項を全道的に實施。
イ 一菜主義の實施
困苦缺乏に堪ふる精神の國民的訓練を目的とし、衣食住全般の簡素節約を圖らし

張鼓峰事件

日ソ國交の危機を傳へられた張鼓峰事件は、モスクワにおける重光大使とトリトヴィノフ外務人民委員との數次の會見が成功し、昭和十三年八月十日午後十時、遂に彼等の停戰協定が成立するに至つた。

即ち日ソ兩軍は、同月十二日午後八時から、問題の張鼓峰線より各々八十米以上の線に後退し、今後その附近において如何なる事件も發生せぬやう、萬全の處置をとることを保證するといふ協定であつて、その協定は直に履行された。
此間における我軍の損害は、戦死百五十八名(内、將校八)負傷七百四十名(内、將校十七)計八百九十八名、ソ聯側の死傷者千五百名、戦車百、飛行機六である。

戦歿勇士寫眞帖

て相互の分擔を定め、全道民に徹底を期す
四 各學校においては學校長より生徒児童に對し講話をなす
○横須賀の北海道館 昭和十三年三月、道民の寄附により建設した横須賀海軍下士官集會所北海道館は、その後同所の大改増築に伴ひ、これを新館四階に移し、幾分構造を變更せられたるも、館名はそのまま残すこととなつた。

を設置せらるゝ様詮議ありたしと、關係筋へ陳情した。
○軍人志願者と成績 昭和十三年度における陸軍豫科士官學校及び幼年學校志願者並に採用者は北海道内では左の通りであるが、豫科士官學校採用者については、豫科士官學校採用者について見ると、軍都旭川中學校の採用者が断然多く、九名を算し函館中學校の六名、札幌第一中學校の四名がこれに次いでゐる。また幼年學校も旭川中學校が多く、四名を算した。
△豫科士官學校
志願者 三五 採用者 三
旭川中學 九 函館中學 六
札幌一中 四 室蘭中學 三
札幌二中 二 野付牛中 二
釧路中學 二 八雲中學 一
網走中學 一 帶廣中學 一
小樽中學 一 小樽市中 一
其 他 三
△幼年學校
志願者 三七 採用者 二
旭川中學 四 小樽中學 二
釧路中學 二 函館中學 一
岩見澤中 一 札幌一中 一

むるをその趣旨とし、都市における比較的餘裕ある生活をなす家庭に對し、徹底を圖る、尙、旅館、料理店食堂等に對しては、市町村當局において特に業者と懇談し、一菜主義の特別勸諭を設けしむる等適當に指導す、又、各職場、各學校等において當日児童生徒職員の持參する晝食辨當は握飯等簡素なるものとす
ロ 一戸一品廢物獻納運動
ハ 各種勤勞奉仕の實施
各職場、各種團體、學校等において出動軍人遺家族に對する勞力援助、その他、一般勤勞奉仕等を土地業務等の狀況に應じて適當に實施
ニ 以上各實踐事項の徹底については、都市農村等の實情に即應し、市町村當局、市町村統後々援會と緊密なる連絡の下に在郷軍人會、男女青年團、各種婦人團體等本事業に適當なる各種團體及び各學校總動員をもつ

愛國行進曲

見よ 東海の

空明けて

旭日 高く輝けば

天地の正氣 潑刺と

希望は躍る 大八洲

おゝ 清朗の

朝雲に

聳ゆる 富士の姿こそ

金甌無缺 搖ぎなき

我が日本の 誇なれ

起て 一系の

大君を

光と 永久に戴きて

臣民我等 皆共に

御稜威に副はん 大使命

往け 八紘を

字となし

四海の人を 導きて

正しき平和 うち建てん

理想は 花と咲き薫る

いま 幾度か

我が上に

試練の嵐 嗚けるとも

斷乎と守れ その正義

進まん道は 一つのみ

あゝ 悠遠の

神代より

轟く歩調 うけつぎて

大行進の 往く彼方

皇國つねに 榮あれ
—近衛内閣情報部選—

賀陽宮妃お成り

白衣の勇士御慰問

軍事功勞者へ賜詞

賀陽宮恒憲王妃敏子殿下には、昭和十三年五月、畏くも皇后陛下の御命令を奉ぜられて、北海道に白衣の勇士御慰問のため御成になつたが、妃殿下には、銃後の護りについても、深く御心を寄せさせ給ひ、特に全道の軍事援護功勞者に賜詞の御沙汰があり、北海道廳では男女四十一名の功勞者を選んで、この光榮に浴せしめた。

左記は即ち該功勞者の輝く事績である。
△中川時次氏 北見國紋別郡瀧上村字オシラネツプ八八中川時次氏は昭和八年五月除隊後、農業に従事公務員組長、雄柏青年團長、同青訓練所指導員を勤め、地方の向上發展を計ること十有五年、後、市街地に轉居、分會副會長として分會長を補佐し、中央市街

銃後の護り

部落區長となり、大正九年以來三回の國勢調査員、地方馬一齊指導員、在郷軍人分會長、方面委員等の公職を歴任し、分會の融和を計り、向上發展及び社會事業に活躍、今次事變に際しては、寢食を忘れ、衆を率ゐて日夜銃後のために奔走、誠に他の範たるべき人である。

△落合キソ子氏 渡島國茅部郡森町大字森村字柳原一〇〇落合キソ子氏は森郵便局長落合勝太郎氏の夫人にして、森町防火衛生婦人會長、國防、愛國兩婦人會長、森町女子青年學校名譽校長、渡島支廳管内國防婦人會副會長で非常時日本女性の愛國運動として國防婦人會が組織されるや國防婦人會の第一線に立ち、殆ど晝夜の別なく奮闘し、また愛

國婦人會長としても活動してゐる。

△田中文吾氏 石狩國空知郡南富良野村字落合市街地田中文吾氏は、日露役從軍の勇士で、歩兵軍曹だった人、昭和十一年四月以來、同村軍友會副會長に就任してゐる人だ。支那事變勃發するや、減私奉公、愛國の熱誠を傾注し、銃後の遺家族を殆ど毎日の如く訪問して、その安否を問ひ、援護事業の萬全を期してゐる。一面、青年學校生徒、青年團員に對しては、その體驗から戰闘狀況等を語り、銳意軍事思想の普及徹底と、銃後青年の氣魄を鼓舞するに努めてゐる。

△杉澤ツネ子氏 石狩國雨龍郡深川町森元町七丁目杉澤ツネ子氏は福島縣若松市川島豐藏長女、會津女學校卒業後、東京目白大學家政科を修む、明治三十八年兩親と渡道、同四十二年杉澤家へ嫁し、昭和七年以來深川町の愛國婦人會長として今日に至る。

△保安ひろこ氏 渡島國上磯郡知内村字元町三一三保坂ひろこ氏は、山梨縣の富豪渡邊家に生まれ、上京して英和女學校と渡邊裁縫女學校を卒業後、醫師保坂實太郎氏に嫁いだ。同棲十年にして不幸、夫君に死別した。女史は敢然起つて我國最初の託兒所であつた三崎會館に入り、社會事業に一身を捧げると共に、家にあつては、子女の養育に専念した甲斐あり、長男は最高學府を出て、亡父の醫業を繼ぐに至つた。その後、長男の保坂醫學士は、知内村に來任病院を開業したので、女史も聽て渡道して、令息の業務を援け、傍ら産婆を營んでゐた。

昭和十二年、他町村に國防婦人會設立の聲起すや「銃後の護りは先づ婦人の手で」と、女史は多忙の身にも拘はらず、率先各部落を歴訪して奔走の結果、遂に知内村分會の結成を見、擧げられて分會長となつた。
爾來、銃後の熱援に寧日なく、

一八七

應召若くは歸還者の送迎に、遺家族の慰問、激勵に奔走し、銃後の無料診療、無料助産に當るなど、一家を擧げて銃後の護りに努めてゐる。

△犬塚廣氏 後志國潮郡利別村字今金一七九犬塚廣氏は、平素在郷軍人分會長として分會員の指導に當るや頗る熱心にしてその信望厚く、事變發生すると共に、出征軍人を慰問激勵し、遺家族援護に殆ど家業を顧みず、殊に皇軍の武運長久と、皇國の國威宣揚祈願に、毎日未明に起床して村社に參拜すること一日も缺かさず、その眞摯にして敬虔なる態度に感動せざるものはない。出征軍人に對し、個人として慰問袋、慰問文を送ること數ふるに遑なく、その熱心は全く村内に群を抜き、儀表と爲すに足る。

△板谷宮吉氏 小樽市東雲町六二板谷宮吉氏は板谷商船株式會社の社長で、幾多の事業に關係、昭和十二年十二月まで小樽市長、又、小樽市銃後

後援會長として鋭意軍事援護事業に努力した人である。個人として氏は銃後後援事業のため、昭和十二年九月、北海道廳及び小樽市銃後々援會へ各一萬圓づゝを寄附し、赤誠を披瀝した。

△野口喜一郎氏 小樽市稻穂町東六丁目四野口喜一郎氏は酒造家として、業界に重きをなす人である。明治四十三年十一月小樽市に在郷軍人分會の創立を見るや理事となり、次で副長に擧げられ、更に昭和五年十一月聯合分會の組織成るや第七分會長に擧げられ、同九年三月まで一意會員の指導誘掖に當り、屢々私財を投じて之が活動を促した、殊に忠魂碑の建設に力を致し尼港事件勃發の際には、數句に亘り寢食を忘れて奔走したのは今尙市民の胸底に深く残るところである。

會長として銃後後援に盡力、その功績が認められ選に入つた。

△南高子氏 札幌市南十八條西八丁目五九八元北大總長故南鷹次郎氏の未亡人で愛國婦人會北海道支部副長の重任にあり、常に銃後後援に活躍、愛國婦人會に入つたのは日露戰爭前からである。

△諸岡ハル子氏 札幌市南一條西四丁目諸岡醫院諸岡幸三郎氏夫人である。國防婦人會札幌支部副長、札幌地方本部副本部長、創成分會長として銃後後援に盡力してゐる。

△三宅幸左衛門氏 後志國岩内町大字鷹臺町字薄田二番地三宅幸右衛門氏は、昭和十年九月に前後二十年に近い教育者の職を退いて以來、その持前の熱情を町の方面委員として寧日無き活動を続け、事變以來は銃後々援會幹事として、應召軍人遺家族の慰問激勵に、或はその職業の斡旋に、軍事扶助法の手續きに、將又、病者の治療手續きに託兒所の

た。氏は亦小樽商工會議所員、同酒造同業組合長、小學校保護者會長、同社會事業協會理事の外二十有餘の公共團體の役員として、地方の風教刷新に、精神的物質的に盡力、その人格は能く人の思慕するところとなつてゐる。

△長尾所縁氏 十勝聯合分會長の長尾所縁氏は、中川郡幕別村止若市街丸通合資會社止若運送店の社長である、衆望を擔うて大正十四年村會議員に當選してから四期十四年間、自治に貢獻し、郷軍の功勞者としては大正七年幕別分會副長から十四年分會長に推薦され、十勝十九ヶ町村の分會の總元締として非常時の銃後に努力してゐるが、昭和八年九月功勞章、同九年五月有功章を授與され、村の重鎮として尊敬されてゐる。

△幕内りう子氏 十勝國中川郡本別町大字本別村字本別八六ノ一三幕内りう子氏は、東京市牛込區に生れ、明治三十

世話に、郷土出身勇士への慰問袋發送にと、殆んど毎日銃後々援會事務所である町役場に詰め切り、町當局と聯絡の下に盡瘁し、特に應召軍人が保險金の延納から、その保險會社との生命保險契約が失効との通知を受け、その妻女が應召中の夫に對し申譯無しと思案に暮れてゐるのを管内受持の警官から聞き、早速同保險會社に熱誠交渉の末、その契約復活をなさしめた如き、この種篤行は數ふるに違無いほどである。

△小林一治氏 帶廣市東二條南九丁目二〇小林一治氏は、新興都市帶廣の聯合分會長として、衆望を擔うて十年一日の如く軍事に貢獻し、實績を擧げてゐるのは眞に不言實行の人だから、その略歴は明治三十二年應立函館商業學校卒業、同三十三年十二月一年志願で野戰砲兵第二聯隊に入營、同三十七年任少尉、同三十八年任中尉、同四十二年帶廣外四ヶ村在郷軍人團長、同

七年幕内重隆氏に嫁し、大正八年以來本別精華女學校教員として東十勝女子教育に精勵し、殊に大正十三年二男四女の愛兒を遺して夫に死別れてから、克く刻苦精勵子女の教養に努力し、表彰された徳高いい人で、昭和二年より七年間本別火防衛生婦人會會長、同三年より愛國婦人會幹事、昭和八年十月より國防婦人會會長、同十二年八月より、本別軍事後援會副委員長、方面委員も兼ね、愛國婦人會有功章をも授與され、公共的には男子に優る貢獻あり、令息は郷社本別神社々司である。

△山崎吉太郎氏 朝里村銃後々援會評議員として、率先銃後々援の確立に奔走有志と圖り、村社稻荷神社に參籠、皇軍の武運長久を祈願するなぞ、銃後國民の範を示した、山崎吉太郎も、選まれた軍事功勞者の一人で、氏は後志國小樽郡朝里村大字張碓村二八の人である。

△上田萬平氏 石狩國圓山町

四十三分分會長、大正十年十勝聯合分會長、昭和七年八月帶廣町分會長、市制實施と共に四分會を設け聯合分會長として今日に到つた。明治三十七、八年戰役の功により正七位勳七等に敘せられ、郷軍の首腦者として、昭和八年に功勞章、同十一年に有功章を授與された。

△藤森武左衛門氏 石狩國札幌郡圓山町字圓山四六藤森武左衛門氏は、支那事變で、自己所有の貸家に住む者から數名の應召者を出したが、その内、家賃を滞納し、出發に際し惱むを見れば、その滞納の家賃を、棒引にして、その上、餞別を贈り、遺家族まで引受けて後顧の憂なからしめたもの二、三に止まらず、又、朝早くから自家近所の出征軍人遺家族を見廻り、祕かにその生活を調べ、若し困る者あるを知らば、金品を贈つてこれを慰問し、又、夫婦にて出征者の見送り傷病者の出迎へ等は、一日も缺かしたること

字圓山一七上田萬平氏は、この事變以來夫婦して應召軍人出發、傷病兵の歸還に見送り出迎へを一日も缺かしたことなく、國防義會圓山支部長とし、又、國防婦人會、愛國婦人會、在郷軍人會等の後援者として、心から援助し、若し出征軍人遺家族中に生活に困るものあれば、蔭になり日向になり、物質的にも精神的にも援助し、その恩恵を施し、決してこれを外部に發表しない、けれどもその徳は自然に町内に知れ渡り、万平さんならでは出来ないことだ、流石、平素敬神の念深い上田さんだと關係者を感じさせてゐる。

△池田新三郎氏 札幌市北十條東一丁目五三池田新三郎氏は、その他公職をつとめ、銃後々援會十二實行班長として銃後の慰問救済等に、日夜親身も及ばぬ奮闘を續けてゐる。

△中村虎太郎氏 札幌市南六條西九丁目退役歩兵大尉、郷軍札幌聯合分會副長、創成分

なく、夫人は又『兵隊婆さん』として町内の信望を集めて居る。

△下田豊松氏 後志國虻田郡俱知安町南四條西三丁目一、下田豊松氏は、陸軍歩兵中尉、後志聯合分會長、大正三年以來在郷軍人會長の要職に就き地方軍事に至らざるなき献身的努力をなし、表彰を受くることを數回に及ぶ、常に軍服を着て、國防婦人會の設立活動等を援助指導し、更に今次の事變勃發以來、寢食を忘れ、應召者の家族慰問、戦病傷死者に對する弔慰問等に日夜の別なく盡力し、更に各町村の勞力奉仕の計畫に參與指導し、名利を顧みざるは等しく感激する處で、軍事援護の功績大なるものがある。

きには帶廣婦人會長として十年一日の如く貢獻し、滿洲事變や上海事變にも郷土部隊の銃後に努力した人である、元帶廣に酒造業を營んで居た頃、歐洲大戰後の財界不況で急激に打撃を蒙つた際、家政を挽回した賢夫人で、主人の歿後、その業を日本清酒に譲り渡し、老後を公共事業に盡瘁してゐる。

鈴木泰山氏は、千葉縣の出身で、大正元年醫術開業試験に合格後は東京の傳染病研究所や東大醫學部で種々研鑽を積み、大正四年鈴木莞爾氏の養嗣子となりて現在の地に移り爾來養父の醫業に従事して來たが、今次事變の勃發と共に、銃後における醫療報國は此秋と、先づ應召遺家族中の罹病者に對しては診察、投薬など一切が無料と言ふ尊い赤誠心のほとばしりから早速この旨を同村役場に申出で、出征者留守宅における患者を訪問しては、溢るゝ誠心を捧げて親く治療に全力を盡してゐる。

海道號に三千圓、同八年函館市出征軍人後援會に五千圓、靖國神社に二千圓、在郷軍人會基本金として五千圓を函館聯隊區司令部へ夫々寄附をなし、その他社會公共事業に對して、財的に盡力した事は數知れず、現に日本赤十字社有功章佩用特別社員である。

る、その外、函館軍友會々々長として戦場生残りの勇士を主體とする同會を率ゐ、在郷軍事關係に對して盡力を怠らな

△川端元次郎氏 根室國根室郡根室町宇鳴海町四ノ三に海産商を經營する川端元次郎氏は富山縣の出身で、二十一歳の若さで雄圖を懷き渡道、爾來、根室に居を構へ、漁業に従事、堅忍不拔の精神克く今日の大をなし、押しも押されもせぬ堂々たる海産商の基礎を築きあげた人で、昭和十一年舉行された大演習の砌り畏くも閑院宮殿下に帝國軍人後援會に多額の寄附をなした功勞により特に拜謁を仰せつけられ、お盃を拜受したといふ光榮を有する人で、更に日本赤十字社終身正社員並に大日本海軍協會維持會員として軍事方面の援護に盡力した功績は顯著なものあり、今回支那事變勃發するや、自ら進んで國防費にと金一千圓を献金する等、氏の隠れたる美譽は町

民的等しく認むる處で、賞讃の的となつてゐる。

△栗林徳一氏 室蘭市常盤町一三五、栗林徳一氏は、明治二十九年室蘭に生れ、名望家先代栗林五朔翁の遺業を繼ぎ栗林商會、同商船、室蘭埠頭會社の社長として敏腕を揮ひ、海運界、實業會に令名を馳せ、旁々、常に社會、公共事業に盡し、支那事變勃發するや、應召軍人家族の身の上を案じ、これを慰むるため昭和十二年十二月、全市應召軍人家族に對し三千圓を慰問金として贈つたのを初め、全道樺太應召軍人、遺家族慰問並に軍器納納運動軍事献金に一千圓を寄託、再び室蘭全市應召軍人家族に千九百八十圓、在滿支皇軍慰問金一千百圓、膽振郡部應召軍人遺家族慰問金に三千二百八十圓を寄贈、更に長期交戦下の全道應召軍人遺家族へ慰問金として十萬圓を投出す等、物質的に絶えず銃後の後援を續け、精神的にも市内は勿論、全道全國的に凡

ゆる方面の銃後事業に進んで協賛或は協力、軍事功勞者と推稱されてゐる。

△佐伯たき氏 膽振國勇拂郡苦小牧町本町七〇佐伯たき子さんは、苦小牧町愛婦幹事、國婦副分會長として寢食を忘れて努力を捧げ來つた人である。特に同女史は貧しき孤獨の境涯にあり乍ら、大正十年町の大火直後、經濟貯蓄、時間勵行、軍事支援等に専心の力を注ぎ、婦人赤心會なるものを組織して第一線に立ち、國婦、愛婦と共に赤心會三者一體となつて新に銃後々援に邁進してゐる。

△岩田良三氏 天鹽國苫前郡初山別村番外地岩田良三氏は食料品雜貨商を營み、後備歩兵上等兵で、分會旗手や、理事、消防組員を勤め、事變以來應召者の入隊に、或は遺家族の世話、銃後の事業等に率先盡力して滅私奉公の實を示し、常に村民尊敬の的となつて居る、これがため、曩には軍友會から記念品を贈られ表

會長の職に在り、會員の融和や分會の基本財産造成に努め一方射撃場を設け、武技の鍛練を行ひ、忠魂碑を建て、戦死病死者の英靈を慰むる等、常に郷軍のために働き、支那事變勃發に當つては、村の銃後々援會長に擧げられ、應召軍人の壯行、家族の慰問等、席温まる暇なく、醫師として貧困者には進んで無料診療を行ふ等、隠れたる軍事功勞者である。

△奥田惣兵衛氏 日高國浦河郡浦河町大通三丁目一二奥田惣兵衛氏は、資性重厚、常に衆に厚く、今次事變勃發して浦河町に銃後々援會の設立を見るや、昭和十二年九月家族扶助經費として金一千圓也を寄附してこの事業に盡瘁し、而も秘に貧困家庭に對して物資の供給その他各家庭の慰撫慰問を怠らず、同年十二月、浦河消防組の整備に當り、自動車唧筒購入資金中私財七百圓を寄附し、道廳長官より表彰を受け、昭和十三年、赤十

字社有功章社員に推された名士で、大正十四年以來浦河消防組頭、昭和三年以來浦河信用組合理事、同六年以來浦河町會議員、同十年以來浦河漁業協同組合事務理事、同浦河商工會頭、同株式會社日高運送社長を勤めてゐる。

△深山秀法氏 天鹽國天鹽郡遠別村大字子歌越別、深山秀法氏は、長年布教に勤め、現在正法寺の住職で、事變勃發と同時に、所藏して居た舊銅貨一箱を持參して村の献金トツプを切り、爾來軍事献金運動をなし、銃後後援常任委員として應召家族の慰問或は郷土出身將兵宛毎月二、三回陣中慰問文を送る等、軍事に功勞少でない。

△高松勇策氏 日高國幌泉郡幌泉村大字歌別村、高松勇策氏は、商業兼牧畜を業とし、銃後の醫療助産は元より、その貧困者に對しては電燈料免除の手續に奔走する等、粉骨の勞を惜まず、その他自身物質的方面に於ても、多大の犠牲

を忍び援助を爲してゐる。氏は大正二年郷社住吉神社氏子總代、同七年歌別漁業組合總代、同十年學務委員に選任、同十二年歌別衛生組合長、同十四年漁業組合理事、昭和四年日高水産會理事、六年日高畜産組合代議員、同七年村會議員に選出、同九年幌泉村牧野組合理事當選、同十二年日高畜産組合幌泉副區長に就任した。

△佐藤惣之助氏 旭川市旭町五丁目佐藤惣之助氏は明治二十八年陸軍教導團歩兵科卒軍曹、大正五年歩兵大尉に任ぜられた明治三十七、八年日露戰爭に出征、大正三年一九年の滿洲事變從軍記章を授與、大正十一年郷軍北星分會長、昭和三年郷軍旭川聯合分會長、昭和十二年六月同分會長、昭和十二年十月銃後々援會副會長、昭和十二年四月郷軍總裁より有功章授與、昭和十一年三月多年の軍事功勞者として陸軍大臣より銀杯一個授與され

た、人格高潔にして萬事熱誠を以て當り、今事變勃發するや、在郷軍人分會を指導激勵し、軍都旭川の郷軍の自分を盡し、又、出動軍人家族の援護に努めること日夜を分たず、自から家族の實情調査の萬全を期し、銃後々援會と緊密なる連絡を執り、勞力奉仕或は扶助の輪旋等、他の團體より先んじて模範的活躍をなし、終始一貫『銃後報國』に邁進してゐる。

△世木澤藤三郎氏 旭川市二條通十八丁目左四號世木澤藤三郎氏は明治三十三年四月旭川町に轉住、明治三十四年雜穀商を開き大正七年酒造業を開業大正九年區會議員、大正十二年農産商組合長、昭和三年酒造副組合長、昭和十一年旭商顧問、同年旭川方面委員協會長、昭和十三年三月市會議員、同年帝國軍人後援會特別會員に擧げられ、旭川市の元老として社會的に活動してゐる。事變勃發するや國防費として一萬圓を献金し、更に

銃後々援會を助け、促進を図り、率先して軍人家族の實情調査に當り、又、貧困家庭に對しては秘かに物質的援助を行ひ、慰問等の陰徳を施して居る。

△谷口興作氏 石狩國空知郡芦別村下班溪七三三谷口興作氏は、明治十四年石川縣能美郡に生れ、同三十三年現在の地に轉住以來、開拓に従事し、その後は大正七年以來村議として引續き今日まで村治に携り、同村地主會長、村農會副會長、並に下班溪區長の公職を帯てゐるが今次の支那事變に當り、應召兵留守宅家業奉仕配當案を作成して、同落部内の十農事實行組合内に各擔任者を定むると共に、その組合内における各出征者の田畑反別とこれが耕作や收穫等に要する勞力提供の人員馬匹數までも詳に調査したる上、この配當計畫案に従ひ、氏自ら先に立ちて全部落に呼びかけ、爾來耕耘に蒔付に除草に收穫にと、只管、應召兵宅の勞力

奉仕に努め、全村の美しい圍結は美望の的となつてゐる。

△高田一氏 石狩國上川郡神樂村字神樂農地三九號高田一氏は、昭和十二年方面委員に任命され、昭和十二年長官より納稅表彰された、同氏は幼にして家庭的に恵まれなかつたが、刻苦精勵十年一日の如く農業にいそしみ、養母に仕へて能く孝養を盡し、家運挽回に努めた結果、遂に産を興し、篤農家とし村民敬慕の的となつた、今事變勃發するや、應召家族の世話から農耕の手傳等、勞力奉仕の範を部落民に垂れ、銃後後援會の設置されたが、氏の赤誠は常に至る處に披瀝されてゐる。

△安部貞三氏 北見國紋別郡興部村大字瑠椏村原野第二基線九線南三農安部貞三氏は青年團長として團員を督勵し青年産業總動員一段歩貯金畑より收穫せる馬鈴薯を持ち寄つて澱粉を製造し、困窮せる應召家族に贈つた外、團員を

指揮して隨時應召家族の農業經營狀況或は家政の狀態を調査し、勞働力不足の家庭には勞力援助の手配をなし、又、屢々應召者家族の慰安會を開催するなど、銃後事業に對する不斷の活動を續けつゝあるが、同村青年團が銃後國民として特色ある隣保扶助の精神を發揚し村民の推賞を受けてゐるのも、全く安部團長の感化指導に因るものとされてゐる。

△石井濱吉氏 北見國紋別郡遠輕町岩見澤通番外地石井濱吉氏は、大正六年東京市より常呂郡留邊藥町に移住、同十五年更に遠輕町に轉居、現在の木材業を營んで居るが、氏は同町屈指の勤勉家にして、愛町の觀念旺盛であり、常に同町の發展に盡瘁する處大なるものあり、町の在郷軍人に對しても、帝國軍人後援會特別會員として盡力し、在滿在旭兵の家族を慰め、その家庭の實情により援護の實を擧げ事變勃發するや、非常時銃後

國民の義務を果すは今なりと早速多額の國防費を獻金銃後々援會に對しても同様寄附を申出で、軍友會等の結成に當つては日夜奮闘、遂に時局に伴ふ設立を見るや、副會長として出征兵の遺家族を慰問或は神社に至り皇軍の武運長久を祈ると共に、出征入營除隊等に際しては、驛頭に同氏の出でざる時なしとまで言はれて居る。

△木村鐵雄氏 石狩國濱益郡濱益村大字群別村木村鐵雄氏は、資性温厚、寡言實行の士にして牛島陸軍中將の義弟にあたり、明治四十二年十二月函館重砲隊に一年志願兵として入隊、大正二年一月砲兵少尉に任官、爾來郷土にあつて衆望を擔ひ、郷軍分會長とし或は顧問、評議員として終始一貫、常に分會員の指導鞭撻に努め、今次の事變勃發に當り、躬行率先衆に範を垂れ、銃後の援護事業に晝夜没頭、克く遺家族の慰問、奉仕作業に従事してゐる。